

昭和34年3月

地方財政の状況

自治庁

目 次

第一 昭和32年度の地方財政の状況	1
一 昭和32年度の地方財政規模	1
二 昭和32年度決算収支の状況	6
三 昭和32年度決算の内容	18
(一) 歳入の状況	18
1 歳入の構成	18
2 地 方 税	24
3 地方交付税	37
4 地方譲与税	42
5 一 般 財 源	43
6 国庫支出金	52
7 分担金、負担金及び寄附金	54
8 地 方 債	56
(二) 目的別にみた歳出の状況	64
1 目的別歳出の構成	64
2 教 育 費	67
3 土 木 費	72
4 社会及び労働施設費	74
5 保健衛生費	76
6 産業経済費	78
(三) 性質別にみた歳出の状況	83
1 性質別歳出の構成	83
2 人 件 費	88
3 投資的経費	92
4 繰出金及び積立金	108
5 公 債 費	110

四	昭和32年度決算と地方財政計画との比較	120
五	昭和32年度地方財政の特徴	125
第二	昭和33年度の地方財政の状況	126
一	昭和33年度における地方財政制度改正の概要	126
二	昭和33年度地方財政計画及び地方債計画の概要	129
	(一) 地方財政計画	129
	(二) 地方債計画	132
三	昭和33年度地方財政の運営	134
	(一) 地方税の徴収状況	134
	(二) 地方交付税の交付状況	137
	(三) 地方譲与税の配分状況	138
	(四) 地方債の配分状況	138
第三	財政再建団体の再建状況	140
一	財政再建団体の状況	140
二	財政再建の実施状況	142
三	財政再建債の状況	143
四	指定事業の状況	144
第四	昭和34年度の地方財政について	145
一	地方財政計画	145
二	地方債計画	150

附表目次

第1表	昭和32年度決算の状況	1
第2表	昭和32年度純計決算額の状況	2
第3表	国の財政と地方財政との累年比較	4
第4表	国民経済計算	6
第5表	昭和28年度実質収支の状況	8
第6表	昭和32年度以降における実質収支の推移	12

第 7 表	財政再建債等によつて赤字対策が講じられなかつたとした場合の収支の状況	14
第 8 表	昭和32年度歳入決算の状況	20
第 9 表	昭和32年度歳入構成比の状況	22
第 10 表	国民所得に対する租税負担率の状況	24
第 11 表	国と地方団体との間における租税収入の実質的分配の状況	26
第 12 表	昭和32年度地方税収入の状況	30
第 13 表	昭和32年度超過課税等の状況	32
第 14 表	昭和32年度法定外普通税の状況	35
第 15 表	昭和32年度地方交付税の交付状況	40
第 16 表	昭和32年度入場譲与税における譲与制限額の状況	43
第 17 表	昭和32年度における一般財源の状況	44
第 18 表	昭和32年度における人口一人当たり一般財源の状況	48
第 19 表	昭和32年度補助事項別国庫支出金の状況	52
第 20 表	昭和32年度における負担金及び寄附金の状況	56
第 21 表	昭和32年度地方債事業別配分状況	60
第 22 表	昭和32年度における公営企業金融公庫貸付状況	63
第 23 表	昭和32年度目的別歳出決算の状況	65
第 24 表	昭和32年度目的別歳出構成比の状況	66
第 25 表	昭和32年度教育費の状況	68
第 26 表	昭和32年度都道府県教育費の状況	68
第 27 表	児童生徒数、教員数及び学級数の増加状況	70
第 28 表	昭和32年度市町村教育費の状況	70
第 29 表	昭和32年度土木費の状況	72
第 30 表	昭和32年度社会及び労働施設費の状況	75
第 31 表	一月平均生活保護費と被保護者数の推移	75
第 32 表	失業対策事業費と日雇就労者数の推移	76
第 33 表	公営住宅建設戸数の推移	76
第 34 表	昭和32年度保健衛生費の状況	77

第 35 表	結核予防費と結核の状況	77
第 36 表	昭和32年度産業経済費の状況	78
第 37 表	昭和32年度都道府県産業経済費における出資金及び貸付金の状況	80
第 38 表	信用保証協会に対する基金出えんの状況	82
第 39 表	昭和32年度市町村商工業費の状況	82
第 40 表	昭和32年度性質別歳出決算の状況	85
第 41 表	昭和32年度性質別歳出構成比の状況	86
第 42 表	昭和32年度人件費の状況	88
第 43 表	地方公務員数の状況	90
第 44 表	昭和32年度都道府県の職員給の状況	91
第 45 表	投資的経費の推移	92
第 46 表	昭和32年度普通建設事業費の状況	94
第 47 表	公立教育施設の現況	98
第 48 表	道路の現況	100
第 49 表	橋りよの現況	101
第 50 表	消防施設の現況	103
第 51 表	昭和32年度災害復旧事業費の状況	104
第 52 表	昭和32年度失業対策事業費の状況	107
第 53 表	昭和32年度繰出金の状況	108
第 54 表	昭和32年度積立金の状況	109
第 55 表	昭和32年度地方債元利償還金の状況	111
第 56 表	昭和32年度一時借入金の状況	112
第 57 表	昭和32年度末目的別地方債現在高の状況	116
第 58 表	昭和32年度末利率別地方債現在高の状況	118
第 59 表	昭和32年度末借入先別地方債現在高の状況	118
第 60 表	普通会計分地方債現在高の推移	120
第 61 表	昭和32年度純計決算額と地方財政計画との比較	122
第 62 表	昭和33年度地方財政計画	130

第 63 表	普通税等の財政計画と決算額との比較	132
第 64 表	昭和33年度地方債計画	133
第 65 表	昭和33年度道府県税徴収状況	134
第 66 表	昭和33年度市町村税徴収状況	135
第 67 表	昭和33年度地方交付税算定状況	136
第 68 表	昭和33年度地方債配分状況	139
第 69 表	財政再建団体の推移	141
第 70 表	財政再建期間の状況	141
第 71 表	昭和33年度における再建期間短縮の状況	143
第 72 表	財政再建債の推移	143
第 73 表	指定事業の実施状況	145
第 74 表	昭和34年度地方財政計画	148
第 75 表	昭和34年度地方債計画	151

資料目次

第 1 表	昭和32年度都道府県別及び五大市別決算状況	152
第 2 表	昭和32年度都道府県別市町村収支状況	156
第 3 表	昭和32年度歳入決算状況	160
第 4 表	昭和32年度都道府県別及び五大市別地方税並びに都道府 県別市町村税の状況	166
第 5 表	昭和32年度地方交付税の対前年度比率の状況	172
第 6 表	昭和32年度地方譲与税の配分状況	174
第 7 表	昭和32年度一般財源の状況	176
第 8 表	昭和32年度目的別歳出決算状況	184
第 9 表	昭和32年度性質別歳出決算状況	190
第 10 表	昭和32年度都道府県投資的経費の状況	196
第 11 表	昭和32年度都道府県別及び五大市別公債費の状況	200
第 12 表	昭和32年度末地方債利率別借入先別現在高の状況	204

第 13 表	昭和32年度末都道府県別地方債現在高の一般財源に対する比率の状況	212
第 14 表	昭和33年度都道府県別、大都市別及び都道府県別市町村地方交付税交付状況	214
第 15 表	昭和33年度地方譲与税の配分状況	220
第 16 表	昭和33年度都道府県別及び五大市別地方債の配分状況	222
附 録 I	地方税財政に関する当面の措置についての答申	225
附 録 II	臨時税制委員懇談会意見要録	234

この報告書における計数は、四捨五入により表示している。

第一 昭和 32 年度の地方財政の状況

一 昭和 32 年度の地方財政規模

(1) 単純集計による決算額 昭和 32 年度の地方公共団体*の決算*を単純に集計すると、歳入総額は 1 兆 4,427 億円、歳出総額は 1 兆 3,782 億円である。前年度に比し、歳入は 1,564 億円増加し、その増加率は 12%、歳出は 1,367 億円増加し、その増加率は 11% である。

都道府県の決算についてみると、歳入は 8,646 億円、歳出は 8,226 億円である。前年度に比し、歳入は 1,057 億円増加し、その増加率は 14%、歳出は 923 億円増加し、その増加率は 13% である。

市町村の決算についてみると、歳入は 5,782 億円、歳出は 5,556 億円である。前年度に比し、歳入は 507 億円増加し、その増加率は 10%、歳出は 444 億円増加し、その増加率は 9% である。(第 1 表参照)

* 地方公共団体とは、都道府県、市町村及び特別区をいう。

* 決算は、公営企業会計分及びこれに類する会計分を除く普通会計分の決算である。

第 1 表 昭和 32 年度決算の状況 (単位百万円)

区 分	昭和32年度 (A)	昭和31年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)(C)	増 減 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 1000(\%)$
歳 入 総 額	1 442 743	1 286 346	156 397	122
都 道 府 県	864 587	758 908	105 679	139
市 町 村	578 156	527 438	50 718	96
五 大 市	82 262	69 322	12 940	187
市 町 村	265 672	242 029	23 940	98
特 別 区	203 202	194 877	8 325	43
歳 出 総 額	1 378 183	1 241 437	136 746	110
都 道 府 県	822 574	730 240	92 334	126
市 町 村	555 609	511 197	44 412	87
五 大 市	78 828	67 162	11 666	174
市 町 村	255 659	235 382	20 277	86
特 別 区	197 039	190 432	6 607	35
	24 083	18 221	5 862	322

- (注) 1. 本表は、出納閉鎖日現在における昭和32年度決算見込額を集計したものである。以下各表の昭和32年度決算について同じ。
2. 本表の歳出額は、予算繰越額を控除したものである。
3. 予算繰越額は、地方自治法施行令第 171 条の 2 第 2 項の規定により、決算上支出されたものとみなされるのであるが、事実上の支出をみていないので、本表以下各表の決算状況をみる場合、原則として、予算繰越額を控除して実際の支出額によることとしている。

(2) 純計決算額 昭和32年度における地方公共団体の決算額のうち、都道府県を經由して市町村に交付される国庫支出金、都道府県が市町村に交付する補助交付金及び市町村が都道府県に対して負担する負担金のよう
に、都道府県と市町村の両方において決算された重複額 357億円を控除した純計決算額について、地方財政規模をみると、歳入は1兆4,071億円、歳出は1兆3,425億円である。

前年度に比し、歳入は1,561億円増加し、その増加率は13%、歳出は1,365億円増加し、その増加率は11%である。(第2表参照)

第2表 昭和32年度純計決算額の状況 (単位百万円)

区 分		昭和32年度 (A)	昭和31年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 1000$ (%)
歳 入	総 額 (A')	1 442 743	1 286 346	156 397	122
	団体間重複額 (B')	35 655	35 367	288	8
	分担金、負担金	4 692	3 317	1 375	415
	県 支 出 金	22 904	19 110	3 794	199
	の 寄 附 金	1 640	1 696	△ 56	△ 33
	内 訳 特別区財政調整 交・納 付 金	4 456	3 219	1 237	384
	差 引 純 計 (A')-(B')	1 407 088	1 250 979	156 109	125
歳 出	総 額 (C')	1 378 183	1 241 437	136 746	110
	団体間重複額 (D')	35 655	35 367	288	8
	補助交付金寄附 金負担金等	10 238	13 503	△ 3 265	△ 242
	(D')の 内 訳 投資的経費	20 525	18 296	2 229	122
	特別区財政調整 交・納 付 金	4 892	3 219	1 673	520
	そ の 他	0	349	△ 349	△ 1000
	差 引 純 計 (C')-(D')	1 342 528	1 206 070	136 458	113

(3) 国家財政と地方財政との比較 昭和 32 年度の地方公共団体の純計決算額と同年度の国の一般会計決算額とを合算し、国が地方公共団体に対して支出した国庫支出金、地方交付税等の重複額を控除して算定した国、地方を通ずる歳出純計額の国民所得に対する比率を見ると、24.0%となっており、うち国は 7.9%、地方公共団体は 16.1% である。

この比率について戦前からの推移をみると、総額においては、昭和 10 年前後は、ほぼ 30% 前後であつた。戦時戦後を通ずる社会経済の異常時期においては、かなり変動しているが、その後逐次安定し、最近では、国民所得の伸張により相対的に漸減の傾向を示している。

これを国と地方の財政規模別にみると、戦前、国の財政を上廻っていた地方財政は、戦時中著しく圧縮され、国の財政の相対的比率は、圧倒的に高くなつていたが、戦後漸次回復して戦前の状態に復帰し、最近地方財政の国の財政に対する相対的比重は、漸時高まつてきている。

しかしながら、戦前と戦後とでは、国際関係、政治運営その他財政の基盤に著しい変化があり、財政政策も大きく変更されているので、それぞれの財政規模を単純に比較することは当を得ない面がある。

そこで、両者から、軍事費、防衛費、公債費、賠償施設費等の特殊経費を除きたいわゆる一般行政費について、国と地方の歳出純計額を再計算して、国民所得に対する比率をみると、総体としては、行政内容の充実等とあいまつて、昭和 10 年度の 14.0% から昭和 32 年度の 20.3% と 1.4 倍に増加しており、これを国の財政と地方財政別にみると、前者は約 4% が 5.4% に、後者は約 10% が 14.9% にそれぞれ増加し、戦前戦後における国と地方との相対的比重はほぼ相等しい。(第 3 表参照)

(4) 地方財政の国民経済計算に占める地位 国民経済計算の形で、国及び地方の財政支出が、国民経済循環の中において、財貨サービスの購入を通じて、国民総支出のうちに占める地位をみると、両者を通ずる財政支出は 18.5% を占め、うち国の財政は 6.9%、地方財政は 11.6% である。(第 4 表参照)

第3表 国の財政と地方

区 分 年 度	国民 所得 (A)	歳 出 総 額					
		国 庫			地 方 (E)	純 計 (D)+(E) (F)	国民所 (F) (A) ×1000 %/00
		総 額 (B)	地方団体 に対する 支 出 (C)	差 引 (B)-(C) (D)			
昭和9年度	13 131	2 163	295	1 868	2 163	4 031	307
昭和10年度	14 440	2 206	255	1 951	2 117	4 068	282
昭和11年度	15 546	2 282	239	2 043	2 718	4 761	306
昭和16年度	35 834	8 134	1 063	7 071	3 088	10 159	284
昭和17年度	42 144	8 276	1 315	6 961	3 426	10 387	246
昭和18年度	48 448	12 552	1 808	10 744	4 318	15 062	311
昭和28年度	5 747 578	1 017 164	421 504	595 660	1 036 163	1 631 823	284
昭和29年度	6 021 253	1 040 761	421 364	619 415	1 129 004	1 748 419	290
昭和30年度	6 670 894	1 018 169	438 261	579 908	1 136 871	1 716 779	257
昭和31年度	7 620 279	1 069 205	462 108	607 097	1 206 069	1 813 166	238
昭和32年度	8 340 950	1 187 676	524 605	663 071	1 342 528	2 005 599	240

- (注) 1. 国庫歳出は一般会計であり、地方歳出は、普通会計純計である。
 2. 国庫歳出から控除した「地方団体に対する支出」は、国庫支出金、地方
 へ専売特別地方配付金は含まない。) 地方譲与税の財源として一般会計で
 3. 一般行政費は、国庫歳出にあつては総額から軍事費、防衛関係費、対外
 のであり、地方歳出にあつては、総額から公債費及び前年度繰上充用金を
 4. 国民所得は、経済企画庁推計による分配国民所得である。
 5. 昭和32年度の「地方団体に対する支出」には、昭和31年度から昭和

財政との累年比較

(単位 百万円)

得に対する比率		一 般 行 政 費							
		国 庫			地 方	純 計	国民所得に対する比率		
(D) (A) ×1000 0/00	(E) (A) ×1000 0/00	総 額 (B)'	地方団体 に対する 支 出 (C)'	差 引 (B)' -(C)' (D)'			(E)'	(D)' -(E)' (F)'	(F)' (A) ×1000 0/00
142	165	860	295	565	1 412	1 977	151	43	108
135	147	801	255	546	1 474	2 020	140	38	102
131	175	839	239	600	1 594	2 194	141	39	102
197	87	3 922	1 063	2 859	2 615	5 474	153	80	73
165	81	6 600	1 315	5 285	2 926	8 211	195	126	69
222	89	10 368	1 808	8 560	3 731	12 291	254	177	77
104	180	738 112	421 504	316 608	995 157	1 311 765	228	55	173
103	187	831 423	421 346	410 077	1 061 856	1 471 933	244	68	176
87	170	826 326	438 261	388 065	1 033 627	1 421 697	213	58	155
80	158	885 530	462 108	423 422	1 089 407	1 512 829	199	56	143
79	161	976 858	524 605	452 253	1 243 363	1 695 616	203	54	149

交付（地方分与税、地方財政平衡交付金及び臨時地方財政特別交付金を含み、たば負担したもの及び国有提供施設等所在市町村助成交付金）である。
処理費、終戦善後処理費、価格調整費、出資及び投資並びに国債費を控除したも
控除したものである。

82年度に繰り越して地方団体に交付された地方交付税 8,613 百万円が含まれている。

第4表 国民経済計算

(単位 百万円)

区 分	昭和32年度 実 績	構成比	昭和31年度 実 績	構成比	増 減 額 (A)-(B)	増減率 $\frac{(C)}{(B)}$ ×1000
	(A)		(B)		(C)	
個人消費支出	5 876 894	$\frac{0}{100}$ 585	5 436 025	$\frac{0}{100}$ 589	440 869	$\frac{0}{100}$ 81
民間総資本形成	2 364 877	235	2 241 650	243	123 227	55
設備投資	1 673 800	167	1 371 637	149	302 163	220
在庫投資	477 242	47	701 046	76	△ 223 804	△ 319
個人住宅	213 835	21	168 967	18	44 868	266
政府支出	1 858 583	185	1 654 537	179	204 046	123
中央財政	697 549	69	610 192	66	87 357	143
資本形成	417 378	41	361 551	39	55 827	154
財貨サービス経常購入	280 171	28	248 641	27	31 530	127
地方財政	1 161 034	116	1 044 345	113	116 689	112
資本形成	397 024	40	348 310	38	48 714	140
財貨サービス経常購入	764 010	76	696 035	75	67 975	98
経常海外余剰	△ 53 968	△ 5	△ 100 739	△ 11	46 771	△ 464
計 (国民総支出)	10 046 386	1000	9 231 473	1000	814 913	88
国民総生産	10 046 386	-	9 231 473	-	814 913	88
分配国民所得	8 340 950	-	7 620 279	-	620 671	95

(注) 本表は、経済企画庁が推計したものに、財政支出を最終段階でとらえて修正したものである。

二 昭和32年度決算の状況

- (1) 形式収支と実質収支 昭和 32 年度における全地方公共団体の形式収支* の状況についてみると、歳入歳出差引残額は 646 億円の黒字で、前年度の 449 億円に比し、197 億円の増加となつている。

しかし、歳入決算のうちには、事業繰越等* に伴い、これら経費の財源に引き当てるため、翌年度へ繰り越すべき財源 248 億円が含まれているので、これを差し引いた実質収支をみると、397 億円の黒字で、前年度より 240 億円増加している。

- * 形式収支とは、全団体について単純に集計した歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額である。
- * 事業繰越等とは、予算繰越、事業繰越、継続費繰越及び支払繰延をいう。なお、継続費繰越とは、継続費の各年度支出額についてそれぞれの年度の決算に際し、決算残額が生じたとき、これを翌年度に繰越使用することをいう。

(2) 黒字団体と赤字団体 地方財政は、いうまでもなく個々の地方公共団体の営む財政の集積であるから、財政収支の実態を知るためには、都道府県、市町村別に、かつ黒字団体と赤字団体とに分け、それぞれについて収支状況の検討を行う必要がある。

この意味で、全地方公共団体を黒字団体と赤字団体とに分け、それぞれの実質収支の状況についてみると、黒字団体は、全地方公共団体の 85%、3,215 団体で、黒字額は 490 億円、赤字団体は 15%、574 団体で、赤字額は 93 億円である。

都道府県について見ると、黒字団体は 41 都道府県で、その黒字額は 296 億円、赤字団体は 5 県で、その赤字額は 15 億円である。市町村について見ると、黒字団体は、全市町村の 85%、3,174 市町村 (399 市、2,755 町村、20 特別区) で、黒字額は 194 億円、赤字団体は、15%、569 市町村 (106 市、460 町村、3 特別区) で、赤字額は 79 億円である。(第 5 表参照)

(3) 実質赤字額の推移と赤字対策 この種実質収支による昭和 28 年度以降の赤字額の推移をみると、昭和 29 年度において、地方財政混迷の状況を反映し、2,281 団体 (全団体の 38%)、649 億円の多額に上った赤字額は、昭和 31 年度においては 142 億円の激減し、昭和 32 年度に至り、さらに 93 億円に減少した。

このように赤字が激減した原因の一半は、あいついで行われた政府の

第5表 昭和32年度

区 分	昭 和 32 年			
	団 体 数 (A)	歳 入 (B)	歳 出 (C)	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)
都 道 府 県				
黒 字 団 体	41	803 028	760 172	42 856
赤 字 団 体	5	61 559	62 402	△ 843
計	46	864 587	822 574	42 013
市 町 村				
黒 字 団 体	3 174	481 200	453 350	27 850
赤 字 団 体	569	96 956	102 259	△ 5 303
計	3 743	578 156	555 609	22 547
五 大 市				
黒 字 団 体	4	70 386	67 542	2 844
赤 字 団 体	1	11 876	11 286	590
計	5	82 262	78 828	3 434
市				
黒 字 団 体	395	214 543	201 838	12 705
赤 字 団 体	105	51 129	53 821	△ 2 692
計	500	265 672	255 659	10 013
町				
黒 字 団 体	2 755	173 215	163 618	9 597
赤 字 団 体	460	29 987	33 421	△ 3 434
計	3 215	203 202	197 039	6 163
特 別 区				
黒 字 団 体	20	23 056	20 352	2 704
赤 字 団 体	3	3 964	3 731	233
計	23	27 020	24 083	2 937
合 計				
黒 字 団 体	3 215	1 284 228	1 213 522	70 706
赤 字 団 体	574	158 515	164 661	△ 6 146
計	3 789	1 442 743	1 378 183	64 560

実質収支の状況

(単位 百万円)

度		昭和 31 年度		比 較	
予算繰越等翌年度に繰越すべき財源 (E)	実質収支 (D)-(E) (F)	団 体 数 (G)	実質収支 (H)	団 体 数 (A)-(G)	実質収支 (F)-(H)
13 234	29 622	33	14 639	8	14 983
608	△ 1 451	13	△ 3 287	△ 8	1 836
13 842	28 171	46	11 352	0	16 819
8 423	19 427	3 057	15 317	117	4 110
2 547	△ 7 850	852	△ 10 961	△ 283	3 111
10 970	11 577	3 909	4 356	△ 166	7 221
1 687	1 157	2	933	2	224
620	△ 30	3	△ 1 380	△ 2	1 350
2 307	1 127	5	△ 447	0	1 574
4 420	8 285	360	6 090	35	2 195
731	△ 3 423	134	△ 4 808	△ 29	1 385
5 151	4 862	494	1 282	6	3 580
1 335	8 262	2 676	6 839	79	1 423
717	△ 4 151	711	△ 4 509	△ 251	358
2 052	4 111	3 387	2 330	△ 172	1 781
981	1 723	19	1 455	1	268
479	△ 246	4	△ 264	△ 1	18
1 460	1 477	23	1 191	0	286
21 657	49 049	3 090	29 956	125	19 093
3 155	△ 9 301	865	△ 14 248	△ 291	4 947
24 812	39 748	3 955	15 708	△ 166	24 040

地方財源増強の諸措置と、景気の好転による地方収入の増収とが、地方公共団体の財政運営の健全化とあいまって、積極的に赤字解消を行うことを可能ならしめたことによるものであり、これによる赤字の減少は、実質的な赤字解消である。

その一半は、昭和 30、31 両年度において、地方公共団体の赤字対策としてとられた次に掲げる赤字たな上げ措置によるものである。

(イ) 昭和 30、31 両年度にわたって行われた地方財政再建特別措置法に基く歳入欠陥補てん債 423 億円の発行

(ロ) 昭和 31 年度において行われた従来支払繰延額として赤字額に算入されていた昭和 27 年度以前の国直轄事業の未納負担金に係る交付公債 84 億円の発行

(ハ) 昭和 31 年度において同年度の歳入不足を補う趣旨で行われた既発行地方債の償還財源に充てるためのいわゆる借換債 36 億円の発行
これら財政再建債等* の発行による赤字の減少は、赤字額が単に地方債の形に振り替えられたに過ぎないのであつて、実質的な赤字解消は、財政再建債等について、それぞれ定められた年次計画に基いて、今後一定の期間内に逐次行われてゆくことになるのである。

この意味において、前述したところの赤字減少の状況は、地方財政の実質的な改善の状況を示すものとしては不充分であるといわなければならない。(第 6 表参照)

* 財政再建債等とは、歳入欠かん補てん債、借換債及び昭和27年度以前の国直轄事業の未納負担金に係る交付公債をいう。

(4) 財政再建債等を控除した収支 地方公共団体の財政収支の実態を明らかにするためには、さらに、昭和 30、31 両年度において、地方公共団体の赤字対策として措置された財政再建債等の償還状況をあわせ考慮しなければならない。そこで、財政再建債等による赤字対策の措置がなされなかつたものとして前述の実質収支額から、昭和 32 年度末現在における財政再建債等の未償還元金 475 億円を差し引いてみると、

地方財政全体としては、なお 78 億円の赤字で、前年度より 307 億円赤字が減少することになる。

黒字団体と赤字団体とに分けてみると、黒字団体は、全地方公共団体の 73%、2,779 団体で、黒字額は 366 億円、赤字団体は 27%、1,010 団体で、赤字額は 443 億円となる。

都道府県についてみると、黒字団体は 20 都道府県で、黒字額は 201 億円、赤字団体は 26 府県で、赤字額は 186 億円となる。

市町村についてみると、黒字団体は、全市町村の 74%、2,759 市町村 (261 市、2,478 町村、20 特別区) で、黒字額は 164 億円、赤字団体は 26%、984 市町村 (244 市、737 町村、3 特別区) で、赤字額は 258 億円となる。

昭和 28 年度以降における地方公共団体の財政収支の実態の推移をみると、地方財政の窮乏の底にあつた昭和 30 年度まで、赤字額は、逐年累増し、累積赤字は 732 億円となり、これを頂点として、その後は漸減に転じ、昭和 31 年度において 131 億円、昭和 32 年度においてさらに 158 億円減じて 443 億円の赤字ということになる。(第 7 表参照)

第6表 昭和28年度以降に

区 分	昭 和 28 年 度		昭 和 29 年 度	
	団 体 数	金 額	団 体 数	金 額
都 道 府 県	(85)		(74)	
実 質 赤 字 額	39	22 480	34	26 408
前 年 度 比 較	3	8 673	△ 5	3 928
市 町 村	(18)		(38)	
実 質 赤 字 額	1 685	23 744	2 247	38 473
前 年 度 比 較	△ 911	7 457	562	14 729
合 計	(18)		(38)	
実 質 赤 字 額	1 724	46 224	2 281	64 881
前 年 度 比 較	△ 908	16 130	557	18 657

(注) 団体数欄の () 内の数字は、全団体に対する赤字団体の割合である。

おける実質収支の推移

(単位 百万円)

昭和 30 年度		昭和 31 年度		昭和 32 年度	
団体数	金額	団体数	金額	団体数	金額
(78) 36	25 605	(28) 13	3 287	(11) 5	1 451
2	△ 803	△ 23	△ 22 318	△ 8	△ 1 836
(32) 1 522	38 636	(22) 852	10 961	(15) 569	7 850
△ 725	163	△ 670	△ 27 675	△ 283	△ 3 111
(33) 1 558	64 241	(22) 865	14 248	(15) 574	9 301
△ 723	△ 640	△ 693	△ 49 993	△ 291	△ 4 947

第7表 財政再建債等により赤字対策が

1 昭和32年度の収支の状況

区 分	昭 和 32 年				
	団体数 (A)	歳 入 (B)	歳 出 (C)	歳入歳出差引 (B)-(C) (D)	予算繰越等翌 年度に繰越す べき財源(E)
都 道 府 県					
黒字団体	20	494 622	461 514	33 108	9 598
赤字団体	26	369 965	361 060	8 905	4 244
計	46	864 587	822 574	42 013	13 842
市 町 村					
黒字団体	2 759	385 360	362 076	23 284	6 396
赤字団体	984	192 796	193 533	△ 737	4 574
計	3 743	578 156	555 609	22 547	10 970
五 大 市					
黒字団体	3	59 859	57 754	2 105	1 571
赤字団体	2	22 403	21 074	1 329	736
計	5	82 262	78 828	3 434	2 307
市					
黒字団体	258	151 469	141 488	9 981	3 038
赤字団体	242	114 203	114 171	32	2 113
計	500	265 672	255 659	10 013	5 151
町 村					
黒字団体	2 478	150 976	142 482	8 494	806
赤字団体	737	52 226	54 557	△ 2 331	1 246
計	3 215	203 202	197 039	6 163	2 052
特 別 区					
黒字団体	20	23 056	20 352	2 704	981
赤字団体	3	3 964	3 731	233	479
計	23	27 020	24 083	2 937	1 460
合 計					
黒字団体	2 779	879 982	823 590	56 392	15 994
赤字団体	1 010	562 761	554 593	8 168	8 818
計	3 789	1 442 743	1 378 183	64 560	24 812

講じられなかつたとした場合の収支の状況

(単位 百万円)

度		昭和 31 年度		比 較	
財政再建債 等未償還元 金 (F)	収 支 (D)-(E)-(F) (G)	団 体 数 (H)	財政再建債等 をも含めた収 支 (I)	団 体 数 (A)-(H)	収 支 (G)-(I)
3 371	20 139	12	9 089	8	11 050
23 221	△ 18 560	34	△ 27 241	△ 8	8 681
26 592	1 579	46	△ 18 152	0	19 731
464	16 424	2 676	12 566	83	3 858
20 463	△ 25 774	1 233	△ 32 847	△ 249	7 073
20 927	△ 9 350	3 909	△ 20 281	△ 166	10 931
-	534	1	308	2	226
1 466	△ 873	4	△ 2 455	△ 2	1 582
1 466	△ 339	5	△ 2 147	0	1 808
429	6 514	224	4 447	34	2 067
12 617	△ 14 698	270	△ 18 609	△ 28	3 911
13 046	△ 8 184	494	△ 14 162	6	5 978
35	7 653	2 432	6 356	46	1 297
6 380	△ 9 957	955	△ 11 519	△ 218	1 562
6 415	△ 2 304	3 387	△ 5 163	△ 172	2 859
-	1 723	19	1 455	1	268
-	△ 246	4	△ 264	△ 1	18
-	1 477	23	1 191	0	286
3 835	36 563	2 688	21 655	91	14 908
43 684	△ 44 334	1 267	△ 60 088	△ 257	15 754
47 519	△ 7 771	3 955	△ 38 433	△ 166	30 662

2 昭和28年度以降における収支の推移

区 分	昭 和 28 年 度		昭 和 29 年 度	
	団 体 数	収 支 額	団 体 数	収 支 額
都 道 府 県				
黒 字 団 体	7	1 439	12	1 715
	(85)		(74)	
赤 字 団 体	39	△ 22 480	34	△ 26 408
計	46	△ 21 041	46	△ 24 693
市 町 村				
黒 字 団 体	7 613	9 044	3 634	4 835
	(18)		(38)	
赤 字 団 体	1 685	△ 23 744	2 247	△ 38 473
計	9 298	△ 14 700	5 881	△ 33 638
合 計				
黒 字 団 体	7 620	10 483	3 646	6 550
	(18)		(38)	
赤 字 団 体	1 724	△ 46 224	2 281	△ 64 881
計	9 344	△ 35 741	5 927	△ 58 331

- (注) 1. 昭和30年度以降の収支額は、財政再建債等によりたな上げされたもの
 2. 赤字団体欄の()内の数は、総団体数に対する割合を百分比で計

3 前年度に対する赤字団体及び赤字額の増減状況

区 分	昭 和 28 年 度		昭 和 29 年 度	
	増 減 数	増 減 額	増 減 数	増 減 額
都 道 府 県	3	8 673	△ 5	3 928
市 町 村	△ 911	7 457	562	14 729
合 計	△ 908	16 130	557	18 657

(単位 百万円)

昭和 30 年度		昭和 31 年度		昭和 32 年度	
団体数	収 支 額	団体数	収 支 額	団体数	収 支 額
9 (80)	1 974	12 (74)	9 088	20 (62)	20 139
37	△ 30 482	34	△ 27 240	26	△ 18 560
46	△ 28 508	46	△ 18 152	46	1 579
3 194 (33)	7 264	2 674 (32)	12 587	2 759 (26)	16 424
1 551	△ 42 755	1 235	△ 32 868	984	△ 25 774
4 745	△ 35 491	3 909	△ 20 281	3 743	△ 9 350
3 203 (33)	9 238	2 686 (32)	21 675	2 779 (27)	36 563
1 588	△ 73 237	1 269	△ 60 108	1 010	△ 44 334
4 791	△ 63 999	3 955	△ 38 433	3 789	△ 7 771

をも含めた収支の額である。

上したものである。

昭和 30 年度		昭和 31 年度		昭和 32 年度	
増減数	増 減 額	増減数	増 減 額	増減数	増 減 額
3	4 074	△ 3	△ 3 242	△ 8	△ 8 680
△ 696	4 282	△ 316	△ 9 887	△ 251	△ 7 094
△ 693	8 356	△ 319	△ 13 129	△ 259	△ 15 774

三 昭和32年度決算の内容

(一) 歳入の状況

1 歳入の構成

(1) 歳入の内容 昭和32年度決算における歳入の主なものは、地方税 5,272 億円、国庫支出金 3,209 億円、地方交付税 2,032 億円及び地方債 664 億円である。

前年度に比し、増加した主なものは、地方税 773 億円（前年度に対する増加率 17%）、地方交付税 380 億円（23%）、国庫支出金 258 億円（9%）及び繰越金 240 億円（76%）であり、減少したものは、地方債 472 億円である。

なお、地方債においては、財政再建債等 332 億円の減少があるため、実質的には 140 億の減少である。（第8表参照）

(2) 科目別歳入構成 昭和32年度歳入の科目別構成の状況は、次のとおりである。この場合繰越金及び地方債以外の歳入科目の構成比は、歳入から前年度以前に属する収入を繰越使用する繰越金及び実質上後年度収入の繰上使用する性質をもつものが多い地方債を除外し、当該年度に属する本来の収入のみについての構成比であり、地方債及び繰越金の構成比は歳入総額についての構成比である。

(イ) 地方税収入の歳入中に占める割合は、地方公共団体全体で 39.9%、うち都道府県 32.6%、市町村 51.1% であり、前年度に比し、全体で 0.5%、都道府県 1.6%、それぞれ増加し、市町村は 0.7%減少している。

(ロ) 一般財源^{*}の歳入中に占める割合は、全体で 57.5%、うち都道府県 53.4%、市町村 63.7% であり、前年度に比し、それぞれ 1.5%、2.1%、1.0% の増となつている。

(ハ) 国庫支出金の歳入中に占める割合は、全体で 24.3%、うち都道府県 31.7%、市町村 13.0% であり、前年度に比し、それぞれ 1.6%、2.3%、0.9% 減少している。

(ニ) 地方債の歳入総額中に占める割合は、全体で 4.6%、うち都道府県 4.0%、市町村 5.5% であり、前年度に比し、それぞれ 4.2% ずつ減少している。

(ホ) 地方歳入中、国から地方公共団体に対して交付される地方交付税及び国庫支出金と、国の財政投融资計画に基いて、その発行について規制を受ける地方債をとり、これら収入の歳入総額中に占める割合をみると、全体では 41%、うち都道府県 49%、市町村 28%となっており、前年度に比し、それぞれ 4%、4%、3% 減少している。(第 9 表参照)

* 一般財源とは、地方税(軽油引取税交付金を含む。)地方譲与税及び地方交付税の合算額である。

第8表 昭和32年度

区 分	昭 和 32 年 度		
	決 算 額 (A)	構 成 比	
地 方 税	527 190	^{0/00} 399	^{0/00} 365
地 方 譲 与 税	29 311	22	20
地 方 交 付 税	203 182	154	141
軽油引取税交付金	296	-	-
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	499	-	-
財 産 取 入	28 267	22	20
分 担 金 負 担 金	14 284	11	10
使 用 料 手 数 料	52 613	40	36
国 庫 支 出 金	320 923	243	222
都 道 府 県 支 出 金	22 904	17	16
寄 附 金	16 265	12	12
繰 入 金	23 682	18	17
雑 取 入	81 640	62	57
小 計	1 321 056	1 000	916
地 方 債	66 352	-	46
繰 越 金	55 335	-	38
合 計	1 442 743	-	1 000

(注) 都が特別区に交付する特別区財政調整交付金と特別区が都に納付する特別

歳入決算の状況

(単位 百万円)

昭和31年度		比較		
決算額 (B)	構成比	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$	
449 924	$\frac{0}{00}$ 394	$\frac{0}{00}$ 350	77 266	17%
23 517	21	18	5 794	25
165 162	145	128	38 020	23
140	-	-	156	111
0	0	0	499	0
25 929	23	22	2 338	9
11 272	10	9	3 012	27
48 433	42	38	4 180	9
295 111	259	229	25 812	9
19 098	17	15	3 806	20
14 432	12	11	1 833	13
20 187	17	15	3 495	17
68 179	60	52	13 461	20
1 141 384	1 000	887	179 672	16
113 587	-	88	△ 47 235	△ 42
31 375	-	25	23 960	76
1 286 346	-	1 000	156 397	12

区財政調整納付金は、雑収入に含めている。

第9表 昭和32年度

1 構成比の状況

区 分	合 計					
	昭和32年度 (A)		昭和31年度 (B)		差 引 (A)-(B)	
地 方 税	399	365	314	350	5	15
地 方 譲 与 税	22	20	21	18	1	2
地 方 交 付 税	154	141	145	128	9	13
小 計 (A')	575	526	560	476	15	30
国 庫 支 出 金 (B')	243	222	259	239	16	7
そ の 他 (C')	182	168	181	162	1	6
計 (A')+(B')+(C')+(D')	1 000	916	1 000	887	-	29
繰 越 金 (E')	-	41	-	88	△ 42	-
地 方 債 (F')	-	38	-	25	13	-
計 (D')+(E')+(F')	-	1 000	-	1 000	-	-

(注) 国庫支出金の()内は、繰越金及び地方債を含めた場合の構成比である。

2 地方交付税、国庫支出金及び地方債の歳入総額中に占める割合

区 分	合 計		
	昭和32年度 (E)	昭和31年度 (F)	(E)-(F)
地 方 交 付 税	141	128	13
国 庫 支 出 金	222	229	△ 7
地 方 債	46	88	△ 42
計	409	445	36
そ の 他	591	555	36
歳 入 総 額	1 000	1 000	-

歳入構成比の状況

(単位 0/00)

都 道 府 県						市 町 村					
昭和32年度 (C)		昭和31年度 (D)		差 引 (C)-(D)		昭和32年度 (E)		昭和31年度 (F)		差 引 (E)-(F)	
326	301	310	277	16	24	511	462	518	455	△ 7	7
35	33	34	30	1	3	2	2	1	1	1	1
173	160	169	152	4	8	124	112	108	95	16	17
534	494	513	459	21	35	637	576	627	531	10	25
317	273	340	304	△ 23	△ 11	130	117	139	122	△ 9	△ 5
149	137	147	132	2	5	233	211	234	204	△ 1	7
1 000	924	1 000	895	-	29	1 000	904	1 000	877	-	27
-	40	-	82	-	△ 42	-	55	-	97	-	△ 42
-	36	-	23	-	13	-	41	-	26	-	15
-	1 000	-	1 000	-	-	-	1 000	-	1 000	-	-

(単位 0/00)

都 道 府 県			市 町 村		
昭和32年度 (A)	昭和31年度 (B)	(A)-(B)	昭和32年度 (C)	昭和31年度 (D)	(C)-(D)
160	152	8	112	95	17
293	304	△ 11	117	122	△ 5
40	82	△ 42	55	97	△ 42
493	538	△ 45	284	314	△ 30
507	462	45	716	686	30
1 000	1 000	-	1 000	1 000	-

2 地方税

(1) 地方税の収入状況 昭和32年度決算における地方税の収入額は5,272億円であり、うち都道府県2,601億円、市町村2,671億円である。

前年度に対する増加率は、全体で17%、うち都道府県23%、市町村11%となつている。

同年度においては、地方税負担の不均衡是正を中心として、地方税制度の改正が行われ、市町村民税の準抛率の設定、事業税、遊興飲食税、木材引取税等の減税が行われたにもかかわらず、地方税収入についてこのような増収がみられたのは、主として経済界の好況が税収入に反映したことに加えて、徴税成績が向上した結果である。

第10表 国民所得に対する

区 分 年 度	国民所得 (A)	租 税 負 担 額			
		国 税	地 方 税		
			道 府 県 税	市 町 村 税	計
昭和5年度	11 740	1 103	247	354	601
昭和10年度	14 440	1 202	253	382	635
昭和28年度	5 747 578	942 521	131 596	204 457	336 053
昭和29年度	6 021 253	934 083	146 731	219 158	365 889
昭和30年度	6 670 894	936 892	147 059	234 432	381 491
昭和31年度	7 620 279	1 086 774	185 116	264 808	449 924
昭和32年度	8 340 950	1 201 775	230 195	296 995	527 190

(注) 国民所得は、経済企画庁推計の分配国民所得である。

(2) 国民の租税負担 昭和32年度における地方税収入額に同年度における国税*収入額を加えた租税総額の国民所得に対する比率は20.7%である。

なお、租税総額のうち占める国税と地方税の比率は、ほぼ69.5%と30.5%となつている。また、地方税のうち占める道府県税と市町村税の比率は、ほぼ43.7%と56.3%となつている。(第10表参照)

* 国税中には、租税のほか印紙収入、たばこ専売益金及びアルコール専売益金を含む。

租税負担率の状況

(単位 百万円、⁰/₁₀₀)

合計 (B)	負担率 $\frac{(B)}{(A)} \times 1000$	構成比				
		国 税	地 方 税			合 計
			道府県税	市町村税	計	
1 704	145	647	(411) 145	(589) 208	(1 000) 353	1 000
1 837	127	654	(398) 138	(602) 208	(1 000) 346	1 000
1 278 574	222	737	(392) 103	(608) 160	(1 000) 263	1 000
1 299 972	216	719	(401) 112	(599) 169	(1 000) 281	1 000
1 318 383	198	711	(385) 111	(615) 178	(1 000) 289	1 000
1 536 698	202	707	(411) 121	(589) 172	(1 000) 293	1 000
1 728 965	207	695	(437) 133	(563) 172	(1 000) 305	1 000

(3) 租税収入の実質的分配 国は、国税として徴収した額の一部

を地方公共団体に対し、地方譲与税及び地方交付税並びに国庫補助及び負担金として交付している。これらを考慮して、国と地方公共団体との間における租税収入の実質的分配の状況についてみると、租税総額のうち、実質的に地方公共団体において使用されている租税収入の割合は、63%となつている。

第 11 表 国と地方団体との間に

区 分	昭和5年度		昭和10年度		昭和28年度	
	金 額	比率	金 額	比率	金 額	比率
国 税 (A)	1 103	(65)	1 203	(65)	942 521	(74)
地方交付税(地方財政平衡交付金)及び地方譲与税 (B)	-	-	-	-	137 930	-
(A)-(B) (C)	1 103	-	1 203	-	804 591	-
地方団体に対する国庫補助及び負担金 (D)	193	-	255	-	290 034	-
(C)-(D) (E)	910	53	948	52	514 557	40
地 方 税 (a)	601	(35)	634	(35)	336 053	(26)
地方交付税(地方財政平衡交付金)及び地方譲与税 (b)	-	-	-	-	137 930	-
(a)+(b) (c)	601	-	634	-	473 983	-
国庫補助及び負担金 (d)	193	-	255	-	290 034	-
(c)+(d) (e)	794	47	889	48	764 017	60
租 税 総 額	1 704	100	1 837	100	1 278 574	100

- (注) 1. 昭和10年度までの「国庫補助及び負担金」については、一般会計の
 2. 昭和30年度に限り、「地方交付税(地方財政平衡交付金)及び地方譲
 3. 本表からは国直轄事業に係る負担額を除く。

すなわち、租税総額の30%強を地方税として徴収し、実質的には63%を費消している。

これを昭和10年度の35%を徴収し、48%を費消している状況と比較すれば、近年における地方財政の実質的比重の増大と、国の財政と地方財政との著しい交錯の状況をうかがうことができる。(第11表参照)

における租税収入の実質的分配の状況

(単位 百万円、%)

昭和29年度		昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度	
金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
934 083	(72)	936 892	(71)	1 086 774	(71)	1 201 775	(70)
149 852	-	182 105	-	188 657	-	232 493	-
784 231	-	754 787	-	898 117	-	969 282	-
305 088	-	295 379	-	295 102	-	320 923	-
479 143	37	459 408	35	603 015	39	648 359	37
365 889	(28)	381 491	(29)	449 924	(29)	527 190	(30)
149 852	-	182 105	-	188 657	-	232 493	-
515 741	-	563 596	-	638 581	-	759 683	-
305 088	-	295 379	-	295 102	-	320 923	-
820 829	63	858 975	65	933 683	61	1 080 606	63
1 299 972	100	1 318 383	100	1 536 698	100	1 728 965	100

外特別会計を含む。

与税」には、たばこ専売特別地方配付金及び臨時地方財政特別交付金を含む。

(4) 税目別収入状況 昭和32年度における地方税収入 5,272 億を税目別にみると、

道府県税 2,302 億円においては、事業税 1,245 億円（道府県税収入総額に対する構成比 54%）、道府県民税 369 億円（16%）、道府県たばこ消費税 200 億円（9%）、遊興飲食税 182 億円（8%）及び自動車税 102 億円（4%）である。

市町村税 2,970 億円においては、固定資産税 1,347 億円（市町村税収入総額に対する構成比 45%）、市町村民税 947 億円（32%）電気ガス税 271 億円（9%）及び市町村たばこ消費税 224 億円（8%）である。

前年度に比べて増加した主なものは、

道府県税においては、事業税 276 億円（前年度に対する増加率 29%）及び道府県民税 83 億円（29%）である。

市町村税においては、固定資産税 122 億円（10%）、市町村民税 108 億円（13%）及び電気ガス税 34 億円（14%）である。

（第 12 表参照）

(5) 徴収成績 昭和32年度における地方税の徴収成績は 88.3%、うち現年度分 95.0%、過年度分 91.0%、滞納分 34.4% である。

道府県税についてみると、90.0%、うち現年度分 96.2%、過年度分 90.1%、滞納分 31.1% である。

市町村税についてみると、87.0%、うち現年度分 94.1%、過年度分 92.1%、滞納分 36.2% である。

前年度の徴収成績と比較すると、地方税全体では 1.5%、道府県税では 1.7%、市町村税では 1.3% それぞれ向上している。（第 12 表参照）

(6) 超過課税の状況 昭和 32 年度における地方税の超過課税の状況をみると、

都道府県においては、青森、岩手、秋田、山形、群馬、長野、佐賀及び鹿児島等の 8 県が、県民税、事業税或いは不動産取得税について超過課税をしている。これら超過課税による収入額は昭和 33 年 3 月末日現在で 7 億円である。

市町村においては、固定資産税について、全市町村の 26.5%、1,012 市町村が超過課税をしている。税率が百分の二以上のきわめて高率である市町村は 7.2%、275 市町村に達している。その他市町村税において標準税率を超えて課税している額は、昭和 33 年 3 月末日現在で 62 億円である。

なお、市町村民税の所得割について、いわゆる第一課税方式を採用している市町村は、全市町村の 13.9%、531 市町村で、77.6% の 2,973 市町村が、総所得金額から基礎控除のみを控除したものを課税標準とするいわゆる第二課税方式 但書によって課税している。(第 13 表参照)

第12表 昭和32年度地

区 分	昭和32年度				
	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収率 $\frac{(B)}{(A)} \times 1000$		
			現年分	過年分	滞納分
一 道 府 県 税					
(一) 普通 府 通 民 税	248 623	224 071	961	900	321
1 道 府 県 民 税	40 699	36 921	950	912	408
(イ) 個 人 税	20 156	19 171	973	920	541
(ロ) 事 業 税	20 543	17 750	929	483	370
2 (イ) 個 人 税	137 712	124 544	967	900	318
(ロ) 事 業 税	114 286	108 422	974	923	495
3 (イ) 個 人 税	23 426	16 122	926	404	208
(ロ) 事 業 税	9 706	8 411	913	920	443
4 道 府 県 産 取 得 消 費 税	19 950	19 950	1000	1000	1000
5 娯 楽 施 設 利 用 税	1 903	1 832	988	971	199
6 遊 興 飲 食 税	22 508	18 170	929	735	250
7 自 動 車 税	11 693	10 184	936	766	302
8 鉦 符 区 者 資 産 税	908	605	908	796	125
9 法 定 外 普 通 税	353	351	998	830	346
10 (二) 法 定 外 普 通 税	2 375	2 373	999	1000	1000
11 (三) 旧 法 による 税 収 入	816	730	927	913	448
(二) 法 定 外 普 通 税	5 839	5 763	987	985	994
(三) 旧 法 による 税 収 入	1 239	361	-	916	855
計	225 701	230 195	962	901	311
二 市 町 村 税					
(一) 普 通 民 税	331 604	289 290	941	920	367
1 市 町 村 民 税	109 629	94 567	948	915	308
(イ) 個 人 均 等 割 割 税	77 270	64 792	941	636	299
(ロ) 法 定 人 人 資 産 税	1 250	1 052	927	872	303
(ハ) 法 定 人 人 資 産 税	31 109	28 813	968	925	373
2 (イ) 固 純 土 家 償 却 資 産 等 所 在 金 納 付 税	159 687	134 690	920	784	406
(ロ) 固 純 土 家 償 却 資 産 等 所 在 金 納 付 税	149 363	124 369	913	711	406
(ハ) 固 純 土 家 償 却 資 産 等 所 在 金 納 付 税	56 024	46 003	905	722	420
(ニ) 市 町 村 有 限 公 司 資 産 等 所 在 金 納 付 税	64 830	52 957	906	705	394
(ホ) 市 町 村 有 限 公 司 資 産 等 所 在 金 納 付 税	28 509	25 409	944	878	386
3 自 市 町 村 車 た ば こ 消 費 税	10 324	10 321	1000	1000	1000
4 自 市 町 村 車 た ば こ 消 費 税	6 727	5 344	50	655	283
5 自 市 町 村 車 た ば こ 消 費 税	22 402	22 401	1000	1000	1000
6 自 市 町 村 車 た ば こ 消 費 税	27 143	27 123	1000	997	746
7 自 市 町 村 車 た ば こ 消 費 税	2 452	2 305	974	918	419
8 自 市 町 村 車 た ば こ 消 費 税	2 915	2 231	856	812	407
(二) 法 定 外 普 通 税	649	539	948	917	247
(三) 旧 法 による 税 収 入	8 609	7 557	903	817	505
計	1 153	148	-	951	99
計	341 366	296 995	941	921	362
地 方 税 合 計	597 067	527 590	950	910	344

(注) 東京都が徴収した特別区にかかる市税相当分は、市町村税に、また、特別区

方 税 収 入 の 状 況

(単位 百万円、‰)

計	昭 和 31 年 度						比 較	
	調定額 (C)	収入額 (D)	徴 収 率 $\frac{(D)}{(C)} \times 1000$			増減額 (E) (B)-(D)	増減率 $\frac{(E)}{(D)} \times 1000$	
			現年分	過年分	滞納分			計
905	205957	182545	961	874	298	886	41526	227
907	31594	28577	950	880	411	905	8344	292
951	14150	13480	976	887	509	953	5691	422
764	17444	15097	929	569	393	865	2653	176
904	110309	96952	966	878	281	879	27592	285
949	84099	79197	978	897	402	942	29225	369
688	26210	17755	920	433	230	677	△ 1633	△ 92
867	7703	6663	990	894	512	865	1748	262
1000	11935	18936	1000	-	-	1000	1014	54
963	1545	1483	984	970	285	960	349	236
807	21481	17210	931	711	246	801	960	56
871	9876	8614	938	777	322	872	1570	182
666	882	542	893	755	153	615	63	116
994	344	341	997	366	357	991	10	29
999	2821	2819	899	-	-	999	△ 446	△ 158
895	867	408	929	607	386	873	322	789
987	2443	2430	995	-	-	995	3333	137
291	1288	141	-	-	110	110	220	156
900	209685	185116	959	874	287	883	45079	244
872	302758	260791	935	910	383	861	28499	108
865	99312	83891	942	905	323	845	10766	128
834	75536	62222	934	647	315	824	2570	41
842	833	638	898	642	314	766	414	649
926	22943	21031	970	917	381	917	7782	370
843	146901	122511	911	717	425	834	12179	99
833	141538	117152	907	717	425	828	7217	62
821	55244	45324	899	692	439	820	679	15
817	60835	49618	902	699	416	816	3339	67
891	25459	22210	935	772	408	872	3199	144
1000	5363	5359	999	-	-	999	4962	926
794	6228	4992	900	651	307	802	352	71
1000	21090	21090	1000	1000	1000	100	1311	62
999	23790	21759	999	989	610	999	3364	142
943	2183	2040	977	889	450	934	265	130
765	2606	1982	859	765	404	761	249	122
831	648	526	945	939	293	812	13	25
878	4358	3796	887	747	474	871	3761	991
128	1762	221	554	867	120	125	△ 73	△ 330
870	308878	264808	935	910	372	857	32187	122
883	518563	449924	945	883	342	868	77266	172

が徴収した道府県税相当分は道府県税に算入されている。

第13表 昭和32年度超過課税等の状況

1 道府県民税の超過課税実施状況 (昭和33年1月現在)

県名	個人		法人	
	均等割	所得割	均等割	法税人割
(標準税率)	100円	$\frac{6}{100}$	600円	$\frac{5.4}{100}$
青森県	150円	$\frac{6.3}{100}$	900円	$\frac{5.67}{100}$
岩手県	150円	$\frac{6.6}{100}$	900円	$\frac{5.94}{100}$
秋田県	180円	$\frac{6.9}{100}$	1200円	$\frac{6.5}{100}$
山形県	170円	$\frac{6.6}{100}$	1200円	$\frac{6.48}{100}$
群馬県	{ 総所得金額24万円未満 110円 24万円～35万円未満 300円 35万円以上 500円		資本又は出資額50万円未 満 1200円 50万円～350万円未満 2000円 350万円以上 3000円	
長野県	{ 前年の総所得金額24万 円未満 100円 24万円～35万円未満 300円 35万円以上 500円		人格なき社団等 期末の資本又は 出資額50万円未 満 1000円 50万円～350万円未満 2000円 350万円以上 3000円	
佐賀県	{ 課税総所得金額2.5万円 以下 100円 2.5万円～12.5万円以下 200円 12.5万円～32.5万円以下 300円 32.5万円を超えるとき 400円		所得金額のないもの 600円 100万円以下 1200円 100万円～500万円以下 1800円 500万円を超えるとき 2400円	

(注) 岩手県は、昭和32年度限りで廃止した。

2 事業税の超過課税実施状況

区 分	標準税率	青 森 県	岩 手 県	秋 田 県	山 形 県
一 個 人		(0.5割増)	(1割増)	(1割増)	(0.5割増)
(1) 第 1 種					
(イ) 年50万円以下の額	$\frac{6}{100}$	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{6.6}{100}$	$\frac{6.6}{100}$	$\frac{6.3}{100}$
(ロ) 年50万円を超える額	$\frac{8}{100}$	$\frac{8.4}{100}$	$\frac{8.8}{100}$	$\frac{8.8}{100}$	$\frac{8.4}{100}$
(2) 第2種及び第3種	$\frac{6}{100}$	$\frac{6.3}{100}$	$\frac{6.6}{100}$	$\frac{6.6}{100}$	$\frac{6.3}{100}$
(3) 助産婦等	$\frac{4}{100}$	$\frac{4.2}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	$\frac{4.4}{100}$	$\frac{4.2}{100}$
二 法 人		(0.5割増)	(1割増)	(1割増)	(0.8割増)
(1) 外形標準課税法人	$\frac{1.5}{100}$	$\frac{1.575}{100}$	$\frac{1.65}{100}$	$\frac{1.65}{100}$	$\frac{1.62}{100}$
(2) 特別法人	$\frac{8}{100}$	$\frac{3.4}{100}$	$\frac{8.8}{100}$	$\frac{8.8}{100}$	$\frac{8.64}{100}$
(3) その他の法人					
(イ) 年50万円以下	$\frac{8}{100}$	$\frac{8.4}{100}$	$\frac{8.8}{100}$	$\frac{8.8}{100}$	$\frac{86.4}{100}$
(ロ) 年50万円～年100万円以下	$\frac{10}{100}$	$\frac{10.5}{100}$	$\frac{11}{100}$	$\frac{11}{100}$	$\frac{10.8}{100}$
(ハ) 年100万円を超える額	$\frac{12}{100}$	$\frac{12.6}{100}$	$\frac{13.2}{100}$	$\frac{13.2}{100}$	$\frac{12.96}{100}$

(注) 岩手県は、昭和32年度限りで廃止した。

3 不動産取得税の超過課税実施状況

税 率	団 体 数	県 名
$\frac{3.3}{100}$	2 県	青森県、岩手県
$\frac{5}{100}$	6 県	秋田県、山形県、群馬県、長野県、佐賀県、鹿児島県

(注) 岩手県は、昭和32年度限りで廃止した。

4 固定資産税の税率別市町村数

(単位 0/00)

区 分	標準税率未満		標準税率		標準税率超過				不均一課税		合 計	
	団体数	比 率	団体数	比 率	2%未満		2%以上		団体数	比 率	団体数	比 率
					団体数	比率	団体数	比率				
大都市	-	-	6	1000	-	-	-	-	-	-	6	1000
都 市	-	-	322	653	127	257	23	46	22	44	494	1000
町 村	9	3	2 405	722	610	183	252	75	56	17	3 332	1 000
合計	9	2	2 733	713	737	193	275	72	78	20	3 832	1 000

(注) 大都市とは、五大市及び特別区をいう。

5 市町村民税所得割の課税方式別市町村数

(単位 0/00)

区 分	第一課税方式		第二課税方式				第三課税方式				不均一課税団体		合 計	
	団体数	比 率	本 文		但 書		本 文		但 書		団体数	比 率	団体数	比 率
			団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率				
大都市	5	833	-	-	-	-	-	-	-	-	1	167	6	1 000
都 市	163	331	30	61	275	556	3	6	2	4	21	42	494	1 000
町 村	363	109	68	21	2 698	810	8	2	171	51	24	7	3 332	1 000
合計	531	139	98	25	2 973	776	11	3	173	45	46	12	3 832	1 000

(7) 法定外普通税 昭和32年度における法定外普通税の課税状況をみると、

都道府県においては、1道18県が賦課している。その主な税目は、家畜税または牛馬税(1道6県)、犬税または畜犬税(5県)及び自動車取得税(1道5県)その他であり、収入総額は7億円である。

市町村においては、1,145市町村(延数)が賦課しており、その主な税目は、犬税(897市町村)、ミシン税(99市町村)、立木伐採税(36市町村)及び家畜税(33市町村)その他であり、収入総額は5億円である。(第14表参照)

第14表 昭和32年度法定外普通税の状況

1 道府県法定外普通税の実施状況

県名	税目	徴収方法	課税客体	課税標準	納税義務者	税率
北海道	家畜税	普通徴収	牛、馬 豚、綿羊	頭数	所有者	牛、馬 300円 豚、綿羊 150円
	自動車取得税	普通徴収	自動車の取得	取得価格	取得者	$\frac{1.5}{100}$
青森県	家畜税	普通徴収	牛、馬 豚	頭数	所有者	牛、馬 500円 豚 200円
	畜犬税	普通徴収	犬	頭数	所有者	700円
岩手県	家畜税	普通徴収	牛、馬 豚 綿羊	頭数	所有者 飼育者	牛、馬 260円 豚 130円 綿羊 100円
宮城県	家畜税	普通徴収	牛、馬 豚、綿羊	頭数	所有者	牛、馬 200円 豚、綿羊 100円
秋田県	牛馬税	普通徴収	牛、馬	頭数	所有者	100円～200円
福島県	家畜税	普通徴収	牛 馬 綿羊 山羊 豚	頭数	所有者	牛 150円 馬 100円 綿羊 70円 山羊 30円 豚 60円 (種牡は半額)
千葉県	犬税	普通徴収 証紙徴収	犬	頭数	所有者	700円
新潟県	ガス井戸税	普通徴収	ガス井戸の光熱用ガス使用	箇所数	所有者	業務用 1 000 ～25 000円 家事専用 300円
山梨県	自動車取得税	普通徴収	自動車の取得	取得価格	取得者	$\frac{1.5}{100}$
長野県	自動車取得税	普通徴収	自動車の取得	取得価格	取得者	$\frac{0.8}{100} \sim \frac{1}{100}$
岐阜県	藪引取税	普通徴収	藪の引取	引取数量	引取者	生藪 1 貫当り 24円 乾藪 " 60円
三重県	自動車取得税	普通徴収	自動車の取得	取得価格	取得者	$\frac{2}{100} \sim \frac{3}{100}$
奈良県	文化観光施設税	特別徴収	文化観光財の有料観賞行為	人員	文化観光財の有料観賞者	1人1回 2.5～10円

第14表 昭和32年度法定外普通税の状況

1 道府県法定外普通税の実施状況（つづき）

県名	税目	徴収方法	課税客体	課税標準	納税義務者	税率
和歌山県	果実税	普通徴収	果実	収穫数量	生産者	10貫当り 3~10円
島根県	牛馬税	普通徴収	牛、馬	頭数	所有者	200円
岡山県	犬税	普通徴収	犬	頭数	所有者	500円
徳島県	自動車取得税	普通徴収	自動車の得取	取得価格	取得者	$\frac{3}{100}$
愛媛県	犬税	証紙徴収	犬	頭数	所有者	500円
	自動車取得税	普通徴収	自動車の得取	取得価格	取得者	営業用 $\frac{2}{100}$ 自家用 $\frac{3}{100}$
佐賀県	犬税	普通徴収	犬	頭数	所有者	600円

- (注) 1 新潟県のガス井戸税及び山梨県の自動車取得税は、昭和32年9月末限りで廃止した。
 2 青森県の畜犬税、福島県の家畜税、島根県の牛馬税及び岡山県の犬税は、32年度限りで廃止した。
 3 青森県の家畜税のうち課税客体を昭和33年度から牛馬のみに改められた。

2 市町村法定外普通税の課税状況

(単位 千円)

税目	課税市町村数	昭和32年度測定見込
犬	897	125 948
ミ	99	17 266
広	16	112 202
接	15	3 291
家	33	2 040
屠	5	593
立	36	7 048
林	14	37 946
商	9	88 951
特	3	1 314
文	2	82 450
踊	7	756
ダ	2	1 738
入	1	2
採	1	48
金	1	27
砂	2	1 579
積	1	17 668
真	1	1 375
合 計	1 145	502 242

3 地方交付税

- (1) 地方交付税の総額 昭和 32 年度における地方交付税の総額は 2,032 億円であり、その算出内訳は、次のとおりである。

三国税収入見込額	繰入率	地方交付税額
当初 720 687 百万円	26 %	187 378 百万円
補正 30 000 百万円	26 %	7 800 百万円
計 750 687 百万円		195 178 百万円
昭和 30 年度精算分		△ 606 百万円
昭和 31 年度分として交付すべき地方交付税に関する特例に関する法律により昭和 31 年度地方交付税を繰越使用する額		8 613 百万円
計		203 185 百万円

地方交付税総額の前年度に対する増加額は 380 億円、増加率は 23% であり、地方税の増加率 17% を上廻っている。

このような増収は、同年度において法定繰入率 25% を 26% に引き上げたこと、昭和 31 年度分地方交付税のうち 86 億円の繰越使用が行われたことのほかは、三国税収入の自然増収によるものである。

- (2) 交付状況 昭和 32 年度における地方交付税の交付状況をみると次のとおりである。

(イ) 普通交付税の総額は 1,821 億円、特別交付税の総額は 211 億円であつて、地方交付税総額に対する比率は、89.6% と 10.4% となつている。

普通交付税と特別交付税との法定割合は、92%と8%とされているにもかかわらずこのような比率になつたのは、国の補正予算による地方交付税の増額が年度末に行われたことにより、同年度分として交付すべき普通交付税の総額が、各地方公共団体について算定した財源不足額*の合算額を超えることになつたため、地方交付税法第6条の3第1項の規定により当該超過額が特別交付税の総額に加算された結果である。

(ロ) 道府県、市町村別の交付状況をみると、普通交付税においては、道府県分は70%、1,268億円、市町村分は30%、553億円、特別交付税においては、道府県分は55%、116億円、市町村分は45%、95億円、地方交付税総額においては、道府県分は68%、1,384億円、市町村分は32%、648億円となつている。前年度に対する増加率は、道府県分20.3%、市町村分29.1%である。

(ハ) 昭和32年度の普通交付税の交付団体数をみると、道府県においては42道府県、市においては89.8%の450市、町村においては95.2%の3,203町村である。

不交付団体は、道府県においては、東京、大阪、神奈川及び愛知の4都府県であり、市においては10.2%の51市、町村においては4.8%の163町村である。

(ニ) なお、不交付団体について、その財源超過額の基準財政需要

額に対する比率をみると、都道府県は 15%、五大市は 11%、市は 33%、町村は 50% である。

都道府県についてこれを団体別にみると、大阪府の 29% を最高として、東京都は 12%、愛知県及び神奈川県は 8% である。(第 15 表参照)

- * 財源不足額とは、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額をいう。

第 15 表 昭 和 32 年 度

1 交付状況

区 分	基 準 財 政 需 要 額					
	財源不足団体		財源超過団体		計	
道 府 県	232 032	618	63 589	473	295 621	579
市 町 村 大 都 市 都 市 町 村 計	3 962	10	44 791	333	48 753	96
	64 467	172	20 997	156	85 464	168
	7 5118	200	5 033	38	80 151	157
	143 547	382	70 821	527	214 368	421
合 計	375 579	1000	134 410	1000	509 989	1000

区 分	財 源 超 過 額		普 通 交 付 税 額 (財源不足額)		特 別 交 付 税 額	
道 府 県	6 148	250	126 808	696	11 558	547
市 町 村 大 都 市 都 市 町 村 計	9 022	367	541	3	161	9
	6 868	280	18 294	101	3 894	184
	2 538	103	36 430	200	5 499	260
	18 428	750	55 265	304	9 554	453
合 計	24 576	1000	182 073	1000	21 112	1000

2 交付、不交付団体数

区 分	昭 和 32 年 度					
	交 付		不 交 付		計	
	団 体 数	比 率	団 体 数	比 率	団 体 数	比 率
道 府 県	42	913	4	87	46	1000
市 町 村 大 都 市 都 市 町 村 計	1	167	5	833	6	1000
	449 (44)	907	46	93	495	1000
	3 203 (66)	952	163	48	3 366	1000
	3 653 (110)	945	214	55	3 867	1000

(注) () 外書の数字は合併算定替により、財源超過団体であつて、交付をうけ

地方交付税の交付状況

(単位百万円、%/ ∞)

基準財政収入額					
財源不足団体		財源超過団体		計	
105 224	544	69 737	439	174 961	496
3 421	17	53 813	338	57 234	162
46 173	239	27 865	175	74 038	211
38 688	200	7 571	48	46 259	131
88 282	456	89 249	561	177 531	504
193 506	1000	158 986	1000	352 492	1000
交付税総額 (A)		31年度 交付税総額 (B)		比較	
				増減額 (A)-(B) (C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 1000$
138 366	681	114 981	696	23 385	203
702	4	217	2	485	2235
22 187	109	16 252	98	5 935	365
41 930	206	33 735	204	8 195	243
64 819	319	50 204	304	14 615	291
203 185	10 00	165 185	1000	38 000	230

(単位 %/ ∞)

昭和31年度					
交付		不交付		計	
団体数	比率	団体数	比率	団体数	比率
43	935	3	65	46	1000
1	167	5	833	6	1000
440 (38)	898	50	102	490	1000
3 958 (62)	949	212	51	4 170	1000
4 442 (100)	943	270	57	4 712	1000

た団体数である。

3 財源超過団体の状況

(単位 百万円)

区 分	基準財政需要額 (A)	基準財政収入額 (B)	財源超過額 (B)-(A)(C)	比率 $\frac{(C)}{(A)} \times 1000$
都道府県	85 681	98 378	12 697	$\frac{0}{148}$
東京都	51 577	58 533	5 956	115
大阪府	14 601	18 795	4 194	287
愛知県	11 124	12 005	881	79
神奈川県	8 379	9 045	666	79
市町村	48 729	60 608	11 879	244
五大市	22 699	25 172	2 473	109
市	20 997	27 865	6 868	327
町村	5 033	7 571	2 538	504
合計	134 410	158 986	24 576	183

(注) 東京都分は、道府県分として算定された額と大都市分として算定された額の合算額である。

4 地方譲与税

昭和 32 年度における地方譲与税の総額は 293 億円で、前年度に比し 58 億円増加している。

(イ) 入場譲与税は 174 億円で、都道府県に対し、人口を基準として配分されている。なお、入場譲与税制度では、地方交付税の不交付団体に対する交付額の制限措置がとられている。すなわち、不交付団体に対しては、地方交付税計算における財源超過額に 20% を乗じた額が控除されることになっている。昭和 32 年度は、この制限率が経過的に 26% とされ、譲与制限額は 22 億円で、総額の 13% となっている。(第 16 表参照)

(ロ) 地方道路譲与税は 112 億円で、都道府県及び五大市に対し、道路面積を基準として配分されている。都道府県に対する譲与額は 108 億円、五大市は 4 億円である。

(ハ) 昭和 32 年度に創設された特別とん譲与税は 7 億円で、徴収地の開港所在市町村に対し、還元譲与されている。なお、譲与団体は、東京都ほか 86 市町村である。

第 16 表 昭和 32 年度入場譲与税における譲与制限額の状況

(単位 百万円)

区分	昭和 31 年度			昭和 32 年度		
	人口による あん分額 (A)	制限 の 後額 (B)	(A) - (B)	人口による あん分額 (C)	制限 の 後額 (D)	(C) - (D)
東京都	1 411	0	1 411	1 594	0	1 594
神奈川県	512	497	15	570	487	83
大阪府	811	578	233	901	347	554
合計	2 734	1 075	1 659	3 065	834	2 231
総額	15 677		-	17 430		
調整額/総額 _{0/00}			106		-	128

5 一般財源

(1) 一般財源の状況 昭和 32 年度における一般財源の総額は 7,600 億円であり、うち都道府県 4,268 億円、市町村 3,332 億円である。

前年度と比較すると、総額では 1,212 億円、都道府県は 784 億円、市町村 428 億円増加している。

地方税収入の一般財源中に占める割合は 69.4%、うち都道府県 61.0%、市町村 80.1 %である。

また、地方交付税の一般財源中に占める割合は 26.7%、うち都道府県 32.4%、市町村 19.5% である。

前年度に対する増加率の状況をみると、総額では 19.0%、うち都道府県 23%、市町村 15% である。

地方税は 17%、うち都道府県 24%、市町村 11% であり、地方交付税は 23%、うち都道府県 20%、市町村 29% である。(第 17 表参照)

第 17 表 昭 和 32 年 度 に

区 分		都 道 府 県	五 大 市	
昭 和 三 十 二 年 度	一 般 財 源 { 地 方 税 (A) 地 方 交 付 税 (B) 地 方 譲 与 税 軽 油 引 取 税 交 付 金 計 (C)	360 142	43 791	
		138 366	703	
		28 242	783	
		-	296	
		426 750	45 573	
歳 入 (D)	798 535	74 035		
一般財源の歳入に占める割合	$\frac{(C)}{(D)} \times 1000 \text{ ‰}$	534	616	
地方税の一般財源に占める割合	$\frac{(A)}{(C)} \times 1000 \text{ ‰}$	610	961	
地方交付税の一般財源に占める割合	$\frac{(B)}{(C)} \times 1000 \text{ ‰}$	324	15	
昭 和 三 十 一 年 度	一 般 財 源 { 地 方 税 (E) 地 方 交 付 税 (F) 地 方 譲 与 税 軽 油 引 取 税 交 付 金 計 (G)	210 274	38 066	
		114 981	217	
		23 049	468	
		-	140	
		348 304	38 891	
歳 入 (H)	679 078	63 952		
一般財源の歳入に占める割合	$\frac{(G)}{(H)} \times 1000 \text{ ‰}$	513	608	
地方税の一般財源に占める割合	$\frac{(E)}{(G)} \times 1000 \text{ ‰}$	604	979	
地方交付税の一般財源に占める割合	$\frac{(F)}{(G)} \times 1000 \text{ ‰}$	330	6	
比 較	増 減 額 (C) - (G) (I)	78 446	6 682	
	増 減 率 $\frac{(I)}{(G)} \times 1000 \text{ ‰}$	225	172	

(注) 本表の歳入は、歳入総額から地方債と繰越金とを控除している。

おける一般財源の状況

(単位 百万円)

市 町 村				合 計
市	町 村	特別区	計	
127 346	82 064	13 847	267 048	527 190
22 549	41 564		64 816	203 182
261	25	-	1 069	29 311
-	-	-	296	296
150 156	123 653	13 847	333 229	759 979
239 667	184 889	23 930	522 521	1 321 056
627	669	581	638	575
848	664	1000	801	694
150	336	0	195	267
111 614	78 180	117 90	239 650	449 924
16 841	33 123	-	50 181	165 162
	-	-	468	23 517
	-	-	140	140
128 455	111 303	11 790	290 439	638 743
208 121	170 920	19 313	462 306	1 141 384
617	651	611	628	560
869	702	1000	825	704
131	298	0	173	259
21 701	1 2350	2 057	42 790	121 236
169	111	174	147	190

(2) 人口一人当りの額 昭和32年度における一般財源について、人口一人当りの額の状況を見ると、都道府県では4,322円、うち地方税収入2,507円、地方交付税1,507円であり、市町村では3,956円、うち地方税収入3,235円、地方交付税706円である。

(イ) 都道府県について、道府県税の人口一人当りの額の全国平均に対する指数が上位にある東京、大阪、神奈川、愛知、兵庫、京都及び福岡の7都府県(A)と、下位にある岩手、秋田、青森、熊本、徳島、山梨及び鹿児島島の7県(B)とを対比してみると、次のとおりである。

	A	B	全国
歳入中に占める一般財源の割合	61%	50%	53%
一般財源 { 人口一人当り 指 数	4,827円 112	4,063円 94	4,322円 100
地方税収入 { 人口一人当り 指 数	4,418円 176	1,023円 41	2,507円 100
地方交付税 { 人口一人当り 指 数	203円 13	2,668円 177	1,507円 100

すなわち、個々の都道府県についてみると、各地域の経済力を反映して、地方税収入には著しい差異がみられるが、地方交付税によつて調整され、一般財源全体としてはかなり均衡化が行われている。

(ロ) 市町村について、都道府県別に、地方税収入の人口一人当り額の全国平均に対する指数が上位にある東京、大阪、神奈川、愛知、兵庫、京都及び富山の7都府県(A)と、下位にある長崎、徳島、青森、山梨、茨城、高知及び鹿児島島の7県(B)とを対比してみると次のとおりである。

	A	B	全国
歳入中に占める一般財源の割合	62%	64%	64%
一般財源 { 人口一人当り 指 数	5,004円 127	3,032円 77	3,956円 100

地方税収入	{人口一人当り 指 数	4,722円 146	1,921円 59	3,235円 100
地方交付税	{人口一人当り 指 数	243円 34	1,110円 157	706円 100

すなわち、市町村についても都道府県の場合と同様に経済力の差により地方税収入には著しい差異がみられるが、地方交付税制度によりかなり均衡化されている。その度合は、都道府県の場合よりは少い。

しかし、これについては大都市、都市、町村の間に制度上行政権能の差が認められ、財政需要そのものに相異があるので、それぞれの府県における大都市人口、都市部人口、町村部人口の状況があわせ考慮されなくてはならない。(第 18 表参照)

第18表 昭和32年度における人

1 都道府県

区 分		一 般 財 源			
		金 額	人 口 一 人 当 り 額	全国平均に 対する指数	歳入に占め る 割 合
		百万円	円		%
上 位 団 体	大 阪	28 018	5 837	134	70
	東 京	47 062	5 628	130	64
	神 奈 川	13 642	4 474	103	58
	愛 知	16 959	4 311	99	58
	兵 庫	15 200	4 026	93	60
	京 都	8 288	4 189	96	54
	福 岡	15 167	3 785	87	51
平 均		-	4 827	112	61
下 位 団 体	岩 手	6 442	4 379	101	52
	秋 田	6 154	4 448	102	52
	青 森	5 963	4 168	96	53
	熊 本	6 715	3 469	80	48
	徳 島	4 042	4 507	104	47
	山 梨	3 768	4 581	105	49
	鹿 児 島	7 744	3 675	85	50
平 均		-	4 063	94	50
全 国 平 均		-	4 322	100	53

- (注) 1. 東京都については「歳入に占める割合」を除き、都が徴収した市税相当
 2. 「歳入に占める割合」は、歳入総額から、地方債と繰越金とを控除した

ロ一人当り一般財源の状況

一 般 財 源 内 訳					
地 方 税		地 方 交 付 税		地 方 譲 与 税	
人 口 一 人 当 り 額	全 国 平 均 に 対 する 指 数	人 口 一 人 当 り 額	全 国 平 均 に 対 する 指 数	人 口 一 人 当 り 額	全 国 平 均 に 対 する 指 数
円		円		円	
5 713	223	0	0	124	40
5 547	221	0	0	82	27
4 235	165	0	0	239	78
4 011	156	0	0	300	97
3 355	131	368	24	303	98
2 843	111	1 044	69	302	98
2 825	110	655	43	305	99
4 418	176	203	13	206	67
1 143	45	2 856	190	380	123
1 116	43	2 943	195	468	152
1 090	43	2 673	177	405	131
1 075	42	2 026	134	369	120
1 067	42	3 073	204	367	119
1 064	41	3 162	210	354	115
748	29	2 577	171	350	114
1 023	41	2 668	177	372	121
2 507	100	1 507	100	308	100

額を控除し、特別区が、徴収した道府県税相当額を加算したものである。
ものに対する割合である（市町村分も同じ）。

第18表 昭和32度における人

2 市 町 村

区 分		一 般 財 源				一
		金 額	人口一人 当り額	全国平均に 対する指数	歳入に占 める割合	地 人口一人 当り額
上 位 団 体	東 京	百万円 47 629	円 5 697	142	60	円 5 643
	大 阪	27 064	5 639	141	65	5 349
	神 奈 川	14 410	4 725	118	59	4 448
	愛 知	16 947	4 308	108	61	4 018
	兵 庫	16 832	4 459	111	64	4 027
	京 都	8 829	4 463	112	63	3 703
	富 山	4 396	4 255	106	65	3 583
	平 均	-	5 004	127	62	4 722
下 位 団 体	長 崎	5 876	3 216	80	59	2 146
	徳 島	2 837	3 164	79	66	2 079
	青 森	4 681	3 272	82	71	2 046
	山 梨	2 631	3 199	80	67	2 002
	茨 城	6 112	2 885	72	78	1 940
	高 知	2 835	3 087	77	55	1 888
	鹿 児 島	5 715	2 713	68	89	1 537
	平 均	-	3 032	77	64	1 921
全 国 平 均		-	3 956	100	64	3 235

ロ 一人当り一般財源の状況

一般財源内訳							
方 税	地 方 交 付 税		地 方 譲 与 税			軽油引取税交付金	
全国平均に 対する指数	人口一人 当り額	全国平均に 対する指数	人口一人 当り額	全国平均に 対する指数	人口一人 当り額	全国平均に 対する指数	
	円		円		円		
175	54	8	0	0	0	0	0
166	232	33	34	282	24	800	
138	192	27	72	566	13	433	
125	229	33	43	357	18	600	
125	376	53	47	410	9	300	
115	699	99	44	365	17	567	
111	669	95	3	25	0	0	
146	243	34	30	250	11	400	
67	1 066	151	4	33	0	0	
64	1 085	154	0	0	0	0	
63	1 225	174	1	8	0	0	
62	1 197	170	0	0	0	0	
60	945	134	0	0	0	0	
59	1 199	170	0	0	0	0	
48	1 176	167	0	0	0	0	
59	1 110	157	1	8	0	0	
100	706	100	12	100	3	100	

6 国庫支出金

(1) 国庫支出金の内容 昭和32年度における国庫支出金の総額

は3,209億円で、その主なものは、普通建設事業費928億円(国庫支出金総額に対する構成比29%)、義務教育費890億円(28%)、災害復旧事業費394億円(12%)及び生活保護費360億円(11%)

第19表 昭和32年度補助事

区 分	昭和32年度							
	都		道府県		市町村		計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額(A)	構成比
義務教育費	5 526	28	81 518	35	1 992	3	89 036	28
生活保護費	5 157	26	11 736	5	19 076	28	35 969	11
児童福祉費	652	3	2 631	1	2 991	4	6 274	2
普通建設事業費	4 565	23	66 956	29	21 316	32	92 837	29
災害復旧事業費	88	1	30 999	13	8 327	12	39 414	12
失業対策事業費	2 206	11	7 861	3	10 167	15	20 234	7
普通失業対策事業費	1 921	10	4 185	2	9 175	14	15 281	5
特別失業対策事業費	285	1	3 676	1	992	1	4 953	2
委託費	347	2	6 370	3	338	1	7 055	2
その他	1 238	6	25 225	11	3 641	5	30 104	9
合 計	19 779	100	233 296	100	67 848	100	320 923	100

である。前年度に比し増加した主なものは、普通建設事業費 174 億円（前年度に対する増加率 12%）及び義務教育費の 91 億円（11%）であり、減少したものは災害復旧事業費の 28 億円である。

（第 18 表参照）

項別国庫支出金の状況

（単位 百万円）

昭和 31 年 度								比 較	
都		道 府 県		市 町 村		計		増 減 額	増減率
金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額 (B)	構 成 比	(A)-(B) (C)	$\frac{(C)}{(B)} \times 100$
	%		%		%		%		%
5 038	28	72 783	34	2 072	3	79 893	27	9 143	11
5 438	31	11 528	5	18 210	29	35 176	12	793	2
575	3	2 494	1	2 679	4	5 748	2	526	9
3 074	17	54 448	26	17 950	28	75 472	26	17 365	23
142	1	33 281	16	8 806	14	42 229	14 Δ	2 815 Δ	7
2 122	12	6 803	3	9 279	14	18 204	6	2 030	11
1 909	11	3 927	2	8 513	13	14 349	5	932	6
213	1	2 876	1	766	1	3 855	1	1 098	28
412	2	7 211	3	780	1	8 403	3 Δ	1 348 Δ	16
1 135	6	24 508	12	4 343	7	29 986	10	118	1
17 936	100	213 056	100	64 119	100	295 111	100	25 812	9

(2) 交付状況 国庫支出金の都、道府県及び市町村別の交付状況をみると、都に交付される額は 6 % 198 億円、道府県に交付される額は 73 % の 2,531 億円、市町村に交付される額は 21 % の 678 億円であつて、大半が道府県に対して交付されている。

これを事項別にみると次のとおりである。

	都	道府県	市町村
普通建設事業費	5%	72%	23%
災害復旧事業費	-	79	21
失業対策事業費	11	39	50
その他補助負担金	8	75	17
委託費	5	90	5
合計	6	73	21

7 分担金、負担金及び寄附金

(1) 分担金及び負担金 昭和 32 年度における分担金及び負担金は 143 億円であり、うち都道府県 93 億円、市町村 50 億円である。

分担金は、地方公共団体が、その財産、营造物等の必要経費に充てるため、受益者から受益の限度内で徴収するものであつて、目的税とほぼ同じ性質をもつものであるが、最近の傾向としては、その徴収条件の設定、改正については、あらかじめ公聴会を開かなければならないというような手続を要する上に、一般に住民負担の均衡化の要求が強いため、あまり活用されていない。

負担金は、都道府県の行う事業について、その区域内の市町村から、受益の限度においてその事業に要する経費の一部を負担せしめるものである。しかし、最近では、寄附金と区別のつかないものも多く、このため府県、市町村間の負担区分を不明確にしているものが少くない。

昭和 32 年度における法律または政令の定めによらない負担金等の形式で、府県が市町村に負担させている額は 39 億円に上つている。(第 20 表参照)

(2) **寄附金** 昭和 32 年度における寄附金収入は 163 億円であり、うち都道府県 52 億円、市町村 111 億円である。地方財政が窮迫するに伴い地方公共団体が正規に調達する財源だけでは必要な財政需要を充足することができないため、全部または一部の住民に対し寄附金を抛出せしめているものが少くない。

昭和 32 年度において、市町村がその経費に充てるため区域内の全部または一部の住民から調達した寄附金は 57 億円である。このほか地方公共団体の決算にはあられないが、部落会、町内会、消防後援会あるいは PTA 等が寄附金として負担している額は、相当多額に上る見込である。この種負担の実態は、本来きわめて複雑であつて、その程度及び方法等は、団体により区々であり、住民負担の均衡をそ害する面が少くない。今後その合理化を進める必要性がある。

第20表 昭和32年度における負担金及び寄附金の状況

1 市町村の府県に対する法令外負担金の状況

(単位 百万円)

区	分	経常経費	臨時経費	計	構成比 0/100
1	警察関係	47	92	139	36
2	土木関係	217	1 831	2 048	530
	(イ)道路, 橋りょう	87	1 184	1 271	329
	(ロ)その他	130	647	777	201
3	教育関係	241	759	1 000	258
	(イ)県立高校	204	705	909	235
	全日制	67	616	683	177
	定時制	137	89	226	58
	(ロ)その他	37	54	91	23
4	社会及び労働施設関係	14	70	84	22
5	産業経済関係	128	194	322	83
	(イ)農業改良普及事務所	89	19	108	28
	(ロ)その他	39	175	214	55
6	その他	61	212	273	71
	合 計	708	3 158	3 866	1000

8 地 方 債

(1) 地方債計画と許可方針 昭和32年度の地方債計画は、公債費の増加が地方財政の重圧となつている現況にかんがみ、一般財源が増強されたこととあいまつて、一般会計分の地方債を減額し、将来における公債費の負担を軽減して財政構造の合理化を図ることとされた。

一方、公営企業は、住民福祉の見地から、企業に計画性があり、かつ企業採算が可能であれば、むしろ積極的に推進すべきものと考えられるので、公営企業会計分の地方債は、おおはばに増額し、さらに一般会計分中、公営企業に準ずるものについては、新たに枠を

2 市町村における寄附金収入の状況

(単位 百万円)

区 分		全区域を対象と しているもの	一部区域を対象 としているもの	合 計	構成比
1 使途を指定しない寄附金		4	57	61	$\frac{0}{11}$
使 途 を 指 定 す る も の	消 費 的 経 費	81	122	203	36
	人 件 費	6	12	18	3
	物 件 費	28	66	94	17
	そ の 他	47	44	91	16
	投 資 的 経 費	674	4 728	5 402	95.3
	市 役 所 (役 場) 費	19	44	63	1.1
	消 防 費	54	481	535	9.4
	土 木 費	78	1 583	1 661	29.3
	教 育 費	312	1 215	1 527	27.0
	社 会 及 び 勞 働 施 設 費	24	119	143	2.5
	保 健 衛 生 費	15	179	194	3.4
	産 業 経 済 費	108	995	1 103	19.5
	そ の 他	64	112	176	3.1
小 計	755	4 850	5 605	98.9	
計		759	4 907	5 666	100.0

設けることとされた。

この方針により、一般会計分は、準公営企業分を含めて570億円で、前年度より5億円減少したが、公営企業会計分は、前年度より105億円増加して470億円となった。以上のほか、退職手当債をあわせて、地方債計画は、総額1,070億円と決定された。

しかうして同年度の地方債の許可に当つては、地方財政の健全化の見地から、起債団体の財政事情を勘案して、住民全体の福祉の維持向上のため、緊要かつ適切な事業の遂行に資することが基本方針とされた。

(2) 許可状況 昭和 32 年度における地方債の許可額は、1,328 億円である。このうちには地方債計画から除かれている交付公債 89 億円及び枠外債 129 億円が含まれている。これを除いた許可額を地方債計画額と比較すると 40 億円の増加となつている。

なお、枠外債のうち主なものは、厚生年金還元融資 70 億円及び電力出資金 25 億円である。

団体別にみると、都道府県は 695 億円(総額に対する比率52%)、五大市は 153 億円 (12 %)、その他の市町村は 480 億円 (36 %) である。

会計別にみると、普通会計分は 708 億円 (53%)、公営企業会計分は 491 億円 (37%) であり、その他に枠外債の 129 億円(10%) がある。

(3) 普通会計分 普通会計分の許可状況は、次のとおりである。

(イ) 事業別に主なものをみると、一般補助事業費 195 億円 (普通会計分総額に対する比率 28 %)、災害復旧事業費 120 億円 (17 %)、義務教育施設整備事業費 115 億円 (16 %)、一般単独事業費 107 億円 (15 %) 及び交付公債 89 億円 (13 %) である。

なお、交付公債は、国の直轄事業に係る地方負担金の納付方法として、昭和 28 年度から行われている。この制度は、現金納付にかえて、地方公共団体から国庫に対し、自己の公債証書を交付し、将来にわたり分割納付するものである。交付公債に係る事業の大半は、河川及び道路関係である。交付公債の借入については、予算には計上されず、これに係る償還費のみが決算にあらわれるのである。

(ロ) 資金別にみると、交付公債を除いた普通会計分 619 億円のうち、政府資金によるものは 552 億円であり、公募資金によるものは 68 億円である。

政府資金のうち、資金運用部資金によるものは 234 億円であり、その原資見込 2,129 億円の 11.0% を占め、後に述べる公営企

業に対する融資を合せると 20.3% となつている。簡保資金* によるものは 318 億円であり、その原資見込 740 億円の 43.0% を占め、公営企業分を合せると 54.0% となつている。

* 簡保資金とは、簡易生命保険及び郵便年金積立金による資金をいう。

(4) 公営企業会計分 公営企業会計分の許可状況をみると、次のとおりである。

(イ) 事業別に主なものをみると、水道事業 234 億円 (公営企業会計分総額に対する比率 48%)、電気事業 155 億円 (32%)、交通事業 53 億円 (11%)、病院事業 26 億円 (5%) である。

(ロ) 資金別にみると、政府資金によるものは 280 億円であり、公募資金によるものは 211 億円である。

政府資金のうち、資金運用部資金によるものは 199 億円、簡保資金によるものは 81 億円である。(第21 表参照)

第21表 昭和32年度地方債

区 分	計 画 額			配							
	政府 資金	公 募	計	都 道 府 県					運 用 部	簡 保	
				運 用 部	簡 保	交 付 公 債	公 募	計			
普 通 會 社 計 分	(一)一般會計分	490	30	520	8 856	14 253	-	3 450	26 559	1 378	1 726
	1 一般補助事 業	175	15	190	3 928	7 299	-	2 210	13 437	189	785
	2 災害復旧費 事業	120	-	120	3 939	4 266	-	-	8 205	53	107
	3 義務教育施 設整備事業	105	5	110	400	168	-	-	568	956	444
	4 一般単独事 業費	90	10	100	589	2 520	-	1 240	4 349	180	390
	(二)準公營企業	40	10	50	-	931	-	1 328	2 259	-	210
	(三)退職手当債	30	-	30	1 320	-	-	-	1 320	-	-
	(四)交付公債	-	-	-	-	-	8 217	-	8 217	-	-
	計	560	40	600	10 176	15 184	8 217	4 778	38 355	1 378	1 936
	公 營 企 業 會 社 計 分	1 電気事業費	120	30	150	8 030	4 000	-	3 500	15 530	-
2 水道事業費		125	100	225	1 010	550	-	4 885	6 445	500	900
3 交通事業費		15	35	50	80	60	-	1 530	1 670	280	250
4 病院事業費		10	10	20	-	288	-	552	840	-	-
5 その他公營 企業		10	15	25	-	-	-	240	240	150	-
計		280	190	470	9 120	4 898	-	10 707	24 725	930	1 150
粹 外 債	1 厚生年金還 元融資	-	-	-	3 741	-	-	-	3 741	533	-
	2 電力出資金	-	-	-	-	-	-	1 422	1 422	-	-
	3 そ の 他	-	-	-	339	-	-	989	1 328	29	-
	計	-	-	-	4 080	-	-	2 411	6 491	562	-
合 計	840	230	1 070	23 376	20 082	8 217	17 896	69 571	2 870	3 086	

(注) 昭和33年3月31日現在。

事業別配分状況

(単位 百万円)

分 濟 額												
五 大 市			市 町 村					合 計				
交付 公債	公募	計	運用部	簡保	交付 公債	公募	計	運用部	簡保	交付 公債	公募	計
-	600	3 704	11 337	11 303	-	131	23 371	21 571	27 882	-	4 181	53 634
-	200	1 174	-	4 796	-	91	4 887	4 117	12 880	-	2 501	19 498
-	-	160	2 135	1 456	-	-	3 591	6 127	5 829	-	-	11 956
-	-	1 400	6 136	3 359	-	-	9 495	7 492	3 971	-	-	11 463
-	400	970	3 066	2 292	-	40	5 398	3 835	5 202	-	1 680	10 717
-	995	1 205	142	2 751	-	269	3 162	142	3 892	-	2 592	6 626
-	-	-	344	-	-	-	344	1 664	-	-	-	1 664
299	-	299	-	-	377	-	377	-	-	8 893	-	8 893
299	1 595	5 208	11 823	14 654	377	400	27 254	23 377	31 774	8 893	6 773	70 817
-	-	-	-	-	-	-	-	8 030	4 000	-	3 500	15 530
-	3 085	4 485	9 530	10	-	2 884	12 424	11 040	1 460	-	10 854	23 354
-	2 070	2 600	97	639	-	259	1 045	457	999	-	3 859	5 315
-	290	290	-	712	-	713	1 425	-	1 000	-	1 555	2 555
-	438	588	176	682	-	650	1 508	326	682	-	1 328	2 336
-	5 883	7 963	9 803	2 093	-	4 506	16 402	19 853	8 141	-	21 096	49 090
-	-	533	2 726	-	-	-	2 726	2 000	-	-	-	7 000
-	947	947	-	-	-	107	107	-	-	-	2 476	2 476
-	595	624	-	-	-	1 487	1 487	368	-	-	3 071	3 439
-	1 542	2 104	2 726	-	-	1 594	4 320	7 368	-	-	5 547	12 915
299	9 020	15 275	24 352	16 747	377	6 500	47 976	50 598	39 915	8 893	33 416	132 822

- (5) **公営企業金融公庫** 公営企業金融公庫は、公営企業に係る公募債の消化機関として、昭和 32 年度に、資本金 5 億円をもつて設置された。

昭和 32 年度における公庫の運営状況をみると、政府出資による資本金 5 億円のうち 4 億円と公営企業債券 70 億円（手取額 69 億円）をもつて、73 億円を原資として、334 団体に貸付が行われた。そのうち主なものは、上水道 26 億円（180 団体）、電気事業 22 億円（15 団体）である。（第 22 表参照）

- (6) **旧指定地方債** 昭和 30 年 12 月まで行われていた日銀適格担保制度の指定を受けていた 8 地方団体（東京都、大阪府、兵庫県及び五大市）の発行する公募地方債は、旧指定地方債といい、毎月起債市場で公募している。

昭和 32 年度における旧指定地方債の新規発行計画額は 158 億円であり、昭和 33 年 3 月末現在における市場消化の状況をみると、昭和 31 年度から繰越分 43 億円、協調融資借替分 20 億円、旧指定地方債借替分 24 億円、新規分 48 億円、合計 134 億円が消化され（ほかに協調融資で 20 億円、縁故募集で 6 億円が消化されている）85 億円の未消化額を残している。

- (7) **地方債の利率** 地方債の利率についてみると、政府資金の年利率は昭和 25 年度以来 6 分 5 厘であつたが、昭和 32 年度から一般会計分については 6 分 3 厘となり、昭和 31 年 3 月末日までの借入済のものについても、昭和 32 年 4 月 1 日以降償還分から 6 分 3 厘に引き下げの措置がとられた。

公営企業金融公庫貸付金の利率は年 7 分 6 厘であり、旧指定地方債の表面利率は年 7 分 5 厘、発行者利廻 8 分 3 厘 6 毛である。

その他の縁故募集による公募資金の利率は、金融機関の資金コスト等を反映して、地方公共団体によつて差異がある状況となつている。昭和 32 年度から公営企業金融公庫が設置されたため、この縁故募集は減少している。

第22表 昭和32年度における公営企業金融公庫貸付状況

(単位 百万円)

区 分	県	市	町 村	合 計
上水道事業	550	1 807	198	2 555
工業用水道事業	185	180	-	365
交通事業	230	255	-	485
電気事業	2 225	-	-	2 225
ガス事業	-	292	10	302
港湾事業	330	150	-	480
病院事業	252	325	37	614
市場事業	-	177	5	182
と場事業	-	10	-	10
観光事業	40	55	-	95
合 計	3 812	3 251	250	7 313

(二) 目的別にみた歳出の状況

1 目的別歳出の構成

(1) 歳出の内容 昭和 32 年度決算における歳出を目的別にみると、その主なものは、教育費 3,874 億円、土木費 1,988 億円、庁費 1,824 億円、社会及び労働施設費 1,397 億円、産業経済費 1,431 億円、警察費 610 億円及び保健衛生費 381 億円である。

前年度に比し増加した主なものは、教育費 355 億円（前年度に対する増加率10%）、土木費 339 億円（21%）、庁費 215 億円（13%）及び産業経済費 105 億円（8%）であり、減少した主なものは、前年度繰上充用金の 306 億円である。（第 23 表参照）

(2) 目的別構成 歳出から、前年度以前に属する経費をまかなうものである前年度繰上充用金及び同様の性質をもつものと考えられる公債費を除外して、当該年度に属する本来の支出のみについて構成比をとり、その主なものをみると、総額においては、教育費 30%、土木費 16%、庁費 14%、産業経済費 11%、社会及び労働施設費 11%である。

都道府県においては、教育費 36%、土木費 17%、産業経済費 13%、社会及び労働施設費 9%及び保健衛生費 2%である。

市町村においては、教育費 22%、社会及び労働施設費 14%、土木費 13%、産業経済費 8%及び保健衛生費 4%である。

総額について、これを前年度の構成比と比較すると、土木費において 1.2%、庁費において 0.2%、その他において 0.8% 増加し、他の経費はそれぞれその相対的比率を減じている。（第24表参照）

第23表 昭和32年度目的別歳出決算の状況

(単位 百万円)

区 分	昭和32年度		昭和31年度		比 較			
	決算額 (A)	構 成 比	決算額 (B)	構 成 比	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100 (%)		
議 会 費	14 007	$\frac{0}{100}$ 11	$\frac{0}{100}$ 10	11 939	$\frac{0}{100}$ 10	$\frac{0}{100}$ 9	2 068	17
庁 費	182 370	143	132	160 875	141	127	21 495	13
警 察 費	61 019	48	44	56 587	49	45	4 432	7
消 防 費	24 716	19	18	22 438	20	18	2 278	9
土 木 費	198 754	156	144	164 813	144	131	33 941	21
教 育 費	387 449	303	281	351 932	308	279	35 517	10
社会及び労働施設費	139 721	109	102	134 073	117	106	5 648	4
保 健 衛 生 費	38 085	30	28	38 142	33	30	△ 57	-
産 業 経 済 費	143 136	112	104	132 659	116	105	10 477	8
財 産 費	17 994	14	13	12 543	11	10	5 451	43
統 計 調 査 費	1 083	1	1	1 088	1	1	△ 5	△ 1
選 挙 費	1 654	1	1	3 618	3	3	△ 1 964	△ 54
諸 支 出 金	68 364	53	50	53 882	47	43	14 482	27
小 計	1 278 352	1 000	928	1 144 589	1 000	907	133 763	12
公 債 費	87 347	/	63	74 270	/	59	13 077	18
前年度繰上充用金	12 484	/	9	43 112	/	34	△ 30 628	△ 71
合 計	1 378 183		1 000	1 261 971		1 000	116 212	9

(注) 奄美群島復興事業費と、特別区財政調整交付金及び特別区財政調整納付金は雑収入に合算している。

第 24 表 昭和 32 年度目的別歳出構成比の状況

(単位 %/00)

区 分	昭 和 32 年 度			昭和31年度	比較増減
	合 計 (A)	都道府県	市 町 村	(B)	(A) - (B)
庁 費	143 -	87 -	226 -	141 -	2 -
警 察 費	48 -	79 -	- -	49 -	△ 1 -
消 防 費	19 -	6 -	40 -	20 -	△ 1 -
土 木 費	156 -	173 -	130 -	144 -	12 -
教 育 費	303 -	357 -	223 -	308 -	△ 5 -
社会及び労働施設費	109 -	86 -	143 -	117 -	△ 8 -
保 健 衛 生 費	30 -	23 -	40 -	33 -	△ 3 -
産 業 経 済 費	112 -	133 -	80 -	116 -	△ 4 -
そ の 他	80 -	56 -	118 -	72 -	8 -
合 計	1 000 (928)	1 000 (933)	1 000 (919)	1 000 (907)	- (21)
公 債 費	- (63)	- (63)	- (65)	- (59)	- (4)
前年度繰上充用金	- (9)	- (4)	- (16)	(34)	- (△25)

2 教 育 費

(1) **教育費の内容** 教育費の主なものは、小学校費、中学校費及び高等学校費であつて、教育費総額の 87% を占め、小学校費、中学校費のみでは 72% を占めている。

都道府県と市町村との比率は、それぞれ 71% と 29% であり、投資的経費とその他の経費との比率は、18% と 82% である。(第 25 表参照)

(2) **都道府県の教育費** 現行制度における小、中学校費の負担区分は、都道府県が給与費、市町村が施設の整備その他の経費を負担することになっている。そのため、都道府県教育費中人件費の占める割合は著しく高く 89% に及んでおり、投資的経費は 7%、その他の経費は 4% に過ぎない。

教職員給与費は、ほぼ 2,000 億円に近く、その総額は年々増加の一途をたどり、都道府県の財政運営に大きな影響を与えている。

ちなみに、昭和 28 年度を 100 とした場合の指数により教職員数及び児童生徒数の増加状況をみると、それぞれ 108 及び 114 となつている。(第 26 表及び第 27 表参照)

(3) **市町村の教育費** 市町村の教育費をみると、投資的経費 45%、その他の経費 55% であつて、投資的経費が大きな割合を占めている。これはいまだに、六・三制による校舎の整備が十分でなく、また小、中学校の児童生徒の増加に伴い、校舎、教室が不足しているのに加えて、多数の老朽危険校舎を抱えている事情を反映するものである。(第 28 表参照)

第 25 表 昭 和 32 年 度

区 分	昭 和 32 年 度			
	都道府県	市 町 村	合 計 (A)	構成比 ‰
小 学 校 費	129 405	53 693	183 098	466
中 学 校 費	70 070	30 349	100 419	256
高 等 学 校 費	57 638	-	57 638	147
そ の 他	20 014	31 509	51 523	131
合 計	277 127	115 551	392 678	1000
(比 率) ‰	706	294	1000	-
投 資 的 経 費	18 232	52 394	70 626	180
そ の 他	258 895	63 157	322 052	820

- (注) 1 本表は、予算繰越額を含むものである。
2 投資的経費の額は、事業費支弁の人員費を控除した額である。

第 26 表 昭 和 32 年 度 都

区 分	昭 和 32 年 度				計 (A)	構成比 (%)
	人件費	投 資 的 経 費	そ の 他			
小 学 校 費	123 403	4 305	1 697		129 405	47
中 学 校 費	67 338	1 880	852		70 070	25
高 等 学 校 費	34 392	8 907	4 014		47 313	17
定時制高等学校費	9 402	293	630		10 325	4
そ の 他	12 719	2 847	4 448		20 014	7
計	247 254	18 232	11 641		277 127	100
構 成 比 (%)	89	7	4		100	-

- (注) 1 本表は、予算繰越額を含むものである。
2 投資的経費の額は、事業費支弁の職員の人件費を控除した額である。

教育費の状況

(単位 百万円)

昭和31年度				比較	
都道府県	市町村	合計 (B)	構成比 ‰	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 1000$ ‰
114 594	48 668	163 262	464	19 836	121
65 080	27 875	92 955	264	7 464	80
50 345	-	50 345	143	7 293	145
17 608	27 762	45 370	129	6 153	136
247 627	104 305	351 932	1000	40 746	116
704	296	1000	-	-	-
12 987	46 268	59 255	168	11 371	192
234 640	58 037	292 677	832	29 375	100

道府県教育費の状況

(単位 百万円)

昭和31年度					比較	
人件費	投資的 経費	その他	計 (B)	構成比 (%)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$
110 882	2 185	1 527	114 594	46	14 811	13
62 651	1 636	793	65 080	26	4 990	8
30 756	6 862	3 342	40 960	17	6 353	16
8 520	85	780	9 385	4	940	10
11 261	2 219	4 128	17 608	7	2 406	14
224 070	12 987	10 570	247 627	100	29 500	12
91	5	4	100	-	-	-

第 27 表 児童生徒数、教員

年 度	児 童 生 徒 数				小学校
	小学校	中学校	計	指 数	
昭和28年度	11 148	4 980	16 128	100	322
昭和29年度	11 669	5 449	17 118	106	330
昭和30年度	12 181	5 668	17 849	111	339
昭和31年度	12 529	5 746	18 275	113	343
昭和32年度	12 866	5 504	18 370	114	350

(注) 指定統計の「学校基本調査」による。

第 28 表 昭 和 32 年 度 市

区 分	昭 和 32 年 度			
	投資的経費	そ の 他	計 (A)	構成比 (%)
小 学 校 費	28 851	24 842	53 693	46
中 学 校 費	16 908	13 441	30 349	26
社 会 教 育 費	1 753	4 738	6 491	6
そ の 他	4 882	20 136	25 018	22
計	52 394	63 157	115 551	100
構 成 比 (%)	45	55	100	-

(注) 1 本表は、予算繰越額を含むものである。

2 投資的経費の額は、事業費支弁の職員の人件費を控除した額である。

数及び学級数の増加状況

(単位 千人、千学級)

教 員 数			学 級 数			
中学校	計	指 数	小学校	中学校	計	指 数
180	502	100	260	111	371	100
188	518	103	268	118	386	104
194	533	106	278	122	400	108
196	539	107	283	123	406	109
191	541	108	290	120	410	111

町 村 教 育 費 の 状 況

(単位 百万円)

昭 和 31 年 度				比 較	
投資的経費	そ の 他	計 (B)	構成比 (%)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$
25 902	22 766	48 668	47	5 025	10
15 162	12 713	27 875	27	2 474	9
1 104	4 226	5 330	5	1 161	22
4 100	18 332	22 432	21	2 586	12
46 268	58 037	104 305	100	11 246	11
44	56	100	-	-	-

3 土 木 費

土木費の主なものは、道路橋りよう費及び都市計画費であつて、土木費総額の 57% を占め、道路橋りよう費のみでは 42% となつている。

都道府県と市町村との比率は、それぞれ 67% と 33% であり、投資的経費とその他の経費との比率は 85% と 15% である。

第 29 表 昭 和 32 年 度

区 分	昭 和 32 年 度				
	投資的経費	そ の 他	計 (A)	構成比 (%)	
都 道 府 県	道路橋りよう費	45 825	9 210	55 035	40
	河 川 費	15 903	1 452	17 355	13
	砂 防 費	5 850	248	6 098	4
	港 湾 費	8 791	1 914	10 705	8
	都市計画費	11 131	572	11 703	9
	そ の 他	33 621	2 025	35 646	26
	計	121 121	15 421	136 542	100
	構 成 比 (%)	89	11	100	-
市 町 村	道路橋りよう費	27 941	4 145	32 086	47
	都市計画費	16 450	975	17 425	26
	そ の 他	8 333	9 890	18 223	27
	計	52 724	15 010	67 734	100
	構 成 比 (%)	78	22	100	-
合 計	173 845	30 431	204 276	-	
構 成 比 (%)	85	15	100	-	

(注) 1 本表は、予算繰越額を含むものである。

2 投資的経費の額は、事業費支弁の職員の人件費を控除したものである。

都道府県の土木費は、道路橋りよう費が 40% を占め、河川費 13% がこれに次いでいる。投資的経費は 89% を占め、その他の経費は 11% に過ぎない。

市町村の土木費は、道路橋りよう費 47%、都市計画費 26% であり、投資的経費は 78% を占めている。(第 29 表参照)

土 木 費 の 状 況

(単位 百万円)

昭 和 31 年 度				比 較	
投資的経費	そ の 他	計 (B)	構成比 (%)	増減額	増減率
				(A)-(B) (C)	$\frac{(C)}{(A)}$ (%)
34 627	7 034	41 661	38	13 374	32
20 566	1 326	21 892	20	△ 4 537	△ 21
5 861	251	6 112	6	△ 14	-
8 351	761	9 112	8	1 593	17
7 623	379	8 002	7	3 701	46
20 580	2 991	23 571	21	12 075	51
97 608	12 742	110 350	100	26 192	24
88	12	100	-	-	-
16 434	8 095	24 529	45	7 557	31
11 096	927	12 023	22	5 402	45
14 727	3 184	17 911	33	312	2
42 257	2 206	54 463	100	13 271	24
78	22	100	-	-	-
139 865	24 948	164 813	-	39 463	24
85	15	100	-	-	-

4. 社会及び労働施設費

(1) **社会及び労働施設費の内容** 社会及び労働施設費の主なものは、生活保護費、児童福祉費、失業対策費及び住宅費であり、これらで社会及び労働施設費の 87% を占めている。都道府県と市町村との比率はそれぞれ 48% と 52 %である。(第 30 表参照)

(2) **生活保護費** 昭和 32 年度における生活保護費は、都道府県 227 億円、市 249 億円、あわせて 476 億円で、社会及び労働施設費の 34 %を占めている。

昭和 32 年度における生活保護の状況をみると、一月平均、保護費は 37 億円、被保護人員は 165 万人、被保護世帯は 58 万世帯で、人口千人につき 18 人という保護率である。

昭和 28 年度以降の推移をみると、被保護人員及び保護率は漸減してきているが、保護費は、むしろ増加の傾向にある。(第 31 表参照)

(3) **失業対策費** 昭和 32 年度における失業対策費は、都道府県 122 億円、市町村 165 億円、あわせて 287 億円で、社会及び労働施設費の 20% を占めている。

昭和 32 年度における日雇就労者延数は 5,625 万人で、失業対策事業費は臨時及び特別等をあわせて 355 億円である。

昭和 28 年度以降の推移をみると、失業対策事業費、日雇就労者延数ともに逐年増加の傾向にある。(第 32 表参照)

(4) **住宅費** 昭和 32 年度における住宅費は、都道府県 147 億円、市町村 171 億円、あわせて 318 億円で、社会及び労働施設費の 23 %を占めている。

昭和 32 年度における公営住宅の建設戸数は 4 万 7 千戸であり、昭和 28 年度以降の建設戸数は、一般住宅 24 万 1 千戸、災害住宅 1 万 5 千戸、あわせて 25 万 6 千戸である。(第 33 表参照)

第 30 表 昭和 32 年度社会及び労働施設費の状況

(単位 百万円)

区 分	生活保護費	児童福祉費	住宅費	失業対策費	その他	計	
昭和三十三年 度	都道府県	22 741	6 167	14 684	12 167	10 649	66 408
	市町村	24 937	7 743	17 140	16 533	6 959	73 312
	計 (A)	47 678	13 910	31 824	28 700	17 608	139 720
構成比(%)	34	10	23	20	13	100	
昭和三十一年 度	都道府県	22 433	6 042	15 320	11 571	8 834	64 200
	市町村	23 720	7 578	16 841	15 007	6 727	69 873
	計 (B)	46 153	13 620	32 161	26 578	15 561	134 073
構成比(%)	34	10	24	20	12	100	
比較	(A)-(B) (C)	1 525	290△	337	2 122	2 047	5 647
	(C)/(B) (%)	3	2△	1	8	13	4

(注) 本表の昭和 32 年度分は、予算繰越額を控除したものであり、昭和 31 年度分は、予算繰越額を含むものである。

第 31 表 一月生活保護費と被保護者数の推移

(単位 百万円)

年 度	被保護世帯数		被保護人員		保護率	保 護 費	
	実 数	指 数	実 数	指 数		金 額	指 数
昭和 28 年度	千世帯 681	100	千人 1 933	100	22.3	2 947	100
昭和 29 年度	664	98	1 887	98	21.4	3 561	121
昭和 30 年度	662	97	1 928	100	21.7	3 789	129
昭和 31 年度	632	93	1 825	94	20.3	3 647	124
昭和 32 年度	584	86	1 649	85	18.2	3 729	127

(注) 1. 厚生省社会局「生活保護速報」による。
2. 被保護世帯数、被保護人員及び保護率は歴年の月平均による。

第 32 表 失業対策事業費の状況と日雇就労者数の推移

(単位 百万円、千人)

年 度	失 業 対 策 事 業 費		普通失対補助事業就労者延数	
	決 算 額	指 数	実 数	指 数
昭 和 28 年 度	18 020	100	48 734	100
昭 和 29 年 度	21 513	119	54 404	112
昭 和 30 年 度	28 142	156	57 529	118
昭 和 31 年 度	30 960	172	58 201	119
昭 和 32 年 度	35 493	197	56 253	115

(注) 1 失業対策事業費決算額の昭和31年度分は予算繰越額を含むものである。

2 就労者延数は、労働省職業安定局調による。

第 33 表 公営住宅建設戸数の推移

(単位 戸)

区 分	昭和 28年度	昭和 29年度	昭和 30年度	昭和 31年度	昭和 32年度	合 計
一 般 住 宅	50 021	48 692	49 989	45 975	46 231	240 908
災 害 住 宅	7 914	4 330	1 993	819	349	15 405
合 計	57 935	53 022	51 982	46 794	46 580	256 313

(注) 建設省「国土建設の現況」による。

5 保健衛生費

(1) 保健衛生費の内容 保健衛生費の主なもの、結核予防費、伝染病予防費、清掃事業費及び下水道費であり、これらで保健衛生費総額の 56% を占めている。

都道府県と市町村との比率はそれぞれ 47% と 53% である。

(第 34 表参照)

(2) 結核予防費 昭和 32 年度における結核予防費は、都道府県 50 億円、市町村 19 億円、あわせて 69 億円で、保健衛生費の 18% を占めている。

昭和 32 年度における結核による死亡数は 4 万 3 千人、死亡率は人口 10 万人につき 47 人である。

昭和 30 年度以降の推移をみると、結核予防費は増加しており、死亡数及び死亡率は漸減している。(第 35 表参照)

第 34 表 昭和 32 年度保健衛生費の状況

(単位 百万円)

区 分	昭和32年度		昭和31年度		比 較		
	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	$\frac{(A)-(B)}{(C)}$	$\frac{(C)}{(B)} \times 100$	
都道府県	伝染病予防費	2 016	11%	2 089	13%	△ 73	△ 3%
	結核予防費	4 973	28	4 478	27	495	11
	その他	10 834	61	10 265	70	569	6
	計	17 823	100	16 832	100	991	6
市 町 村	伝染病予防費	2 549	13	2 622	12	△ 73	△ 3
	結核予防費	1 900	9	1 846	9	54	3
	下水道費	3 979	20	3 160	15	819	26
	清掃事業費	5 987	29	5 363	25	624	12
	その他	5 847	29	8 319	39	△ 2 472	△ 30
	計	20 262	100	21 310	100	△ 1 048	△ 5
合 計	38 085	-	38 142	-	△ 57	△ 1	

(注) 本表の昭和 32 年度分は、予算繰越額を控除した額であり、昭和 31 年度分は、予算繰越額を含むものである。

第 35 表 結核予防費と結核の状況

(単位 百万円)

年 度	結核予防費 決 算 額	同左 指数	結核死亡数	結核死亡率 (人口10万対)
昭和 30 年度	6 064	100	46 735 ^人	52.3 ^人
昭和 31 年度	6 324	104	43 874	48.5
昭和 32 年度	6 873	113	42 652	46.8

(注) 結核死亡数及び結核死亡率は、厚生省「人口動態統計毎月概数」による。

6 産業経済費

(1) 産業経済費の内容 産業経済費の主なものは、農林水産業費及び商工業費であつて、産業経済費総額の 89% を占め、なかんずく農林水産業費は、都道府県 727 億円、市町村 301 億円、あわせて 1,028 億円で、産業経済費の 71% を占めている。

第31表 昭和32年度産

区 分	昭和32年度				
	投資的経費	その他	計 (A)	構成比	
都道府県	農業費	2 251	15 666	17 917	17%
	耕地事業費	17 495	2 093	19 588	19
	開拓事業費	3 934	1 077	5 011	5
	畜産事業費	683	3 094	3 777	4
	林業費	13 806	4 038	17 844	17
	水産業費	3 924	2 612	6 536	6
	蚕業費	78	1 991	2 069	2
	商工業費	1 729	17 078	18 807	18
	その他	11 549	268	11 817	12
	計	55 449	47 917	103 366	100
構成比	54	46	100	-	
市町村	農林水産業費	16 372	13 684	30 050	73
	商工業費	1 314	5 435	6 749	16
	その他	1 776	2 698	4 474	11
	計	19 462	21 817	41 279	100
構成比	47	53	100	-	
合計	金額	74 911	69 734	144 645	-
	構成比	52	48	100	-

- (注) 1 本表は、予算繰越額を含むものである。
 2 都道府県のうち、農林水産施設に係る災害復旧事業費は、その他に含まれる。
 3 投資的経費の額は、事業費支弁の職員の人件費を控除した額である。

都道府県と市町村との比率は、それぞれ 71% と 29% である。

投資的経費とその他の経費との比率は、52% と 48% であり、うち農林水産業費に係る投資的経費は、都道府県 422 億円、市町村 164 億円、あわせて 586 億円で、農林水産業費の 57% を占めている。(第 36 表参照)。

業 経 済 費 の 状 況

(単位 百万円)

昭 和 31 年 度				比 較	
投資的経費	そ の 他	計 (B)	構 成 比	$\frac{(C)}{(A)} - (B)$	$\frac{(C)}{(B)} \times 100$
1 323	14 652	15 975	17%	1 942	12%
17 874	1 369	19 243	20	345	2
4 098	989	5 087	5	△ 76	△ 1
811	2 529	3 340	3	437	13
13 779	4 008	17 787	19	57	0
3 255	2 019	5 274	6	1 262	23
38	2 288	2 326	2	△ 257	△ 11
982	10 761	11 743	12	7 064	60
13 580	1 698	15 278	16	△3 461	△ 23
55 740	40 313	96 053	100	7 313	8
56	41	100	-	-	-
13 631	12 675	26 306	72	3 750	114
1 341	4 612	5 953	16	796	113
1 707	2 640	4 347	12	127	103
16 679	19 927	36 606	100	4 673	113
46	54	100	-	-	-
72 419	60 240	132 659	-	11 986	109
55	45	100	-	-	-

れている。

(2) 出資金及び貸付金 都道府県の産業経済費における出資金及び貸付金の状況をみると、出資金 4 億円、貸付金 149 億円である。うち商工業費に係る出資金及び貸付金は、それぞれ 3 億円及び 118 億円、あわせて 121 億円であり、商工業費の 64% を占めている。

貸付金については、このほか金融機関に対する歳計現金の預託の形式をとり、決算にあらわれないものも少くない。

これらは、中小企業に対する金融対策を中心とする最近の都道府県における商工行政の動向を顕著に示すものといえることができる

第 37 表 昭和 32 年度都道府県の産業経

区 分	昭 和 32 年 度 (A)				出 資 金 額
	出 資 金		貸 付 金		
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農 業 費	68	$\frac{0}{155}$	2 099	$\frac{0}{142}$	14
開 拓 事 業 費	18	41	81	6	22
蓄 産 業 費	-	-	128	8	16
林 業 費	-	-	357	24	4
水 産 業 費	60	137	338	23	68
蚕 業 費	-	-	66	4	-
商 工 業 費	282	644	11 750	790	326
そ の 他	10	23	48	3	12
計	438	1 000	14 867	1 000	462

(注) 本表は、予算繰越額を含むものである。

なお、信用保証協会に対する地方公共団体の基金出えん額をみると、昭和 33 年 4 月現在では 38 億円であり、うち都道府県は 27 億円、市町村は 11 億円である。(第 37 表及び第 38 表参照)

(3) 市町村商工業費 昭和 32 年度における市町村商工業費の産業経済費に占める割合を団体別にみると、大都市は 76%、その他の市は 27%、町村は 5% である。

すなわち、都市における商工行政は、中心行政としてかなりの地位を占めている。(第 39 表参照)

済費における出資金及び貸付金の状況

(単位 百万円)

昭和 31 年 度 (B)			比 較			
金	貸 付 金		増減額 (A)-(B) (C)		増 減 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$	
	金 額	構成比	出資金	貸付金	出資金	貸付金
$\frac{0}{100}$ 30	2 266	$\frac{0}{100}$ 232	54	△ 167	386	△ 7
48	51	5	△ 4	30	△ 18	59
34	30	3	△ 16	98	△ 100	327
9	239	25	△ 4	118	△ 100	49
147	271	28	△ 8	67	△ 12	25
-	41	4	-	25	-	61
706	6 681	685	△ 44	5 069	△ 13	75
26	183	18	△ 2	△ 135	△ 17	△ 74
1000	9 762	1000	△ 24	5 105	△ 5	52

第 38 表 信用保証協会に対する基金出えんの状況

1 出えん額の状況

(単位 百万円)

区 分	出 え ん 額	構 成 比 (%)
府 県	2 722	66
市 町 村	1 107	27
そ の 他	295	7
計	4 124	100

(注) 1 昭和33年4月現在中小企業庁調による。

2 保証基金総額は、出えん金を含めて8,753百万円である。

2 保証協会の実績

(単位 百万円)

区 分	保証基金 (A)	保 証 現 在 額 (B)	補償債務 現 在 額 (C)	比 較	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}\%$
昭和 30 年 3 月	7 620	34 452	2 156	45	28
昭和 31 年 3 月	8 443	39 896	2 298	47	27
昭和 32 年 3 月	7 481	47 125	2 176	62	29

第 39 表 昭和 32 年度市町村商工業費の状況

(単位 百万円)

区 分	市 町 村	内 訳		
		大 都 市	市	町 村
産 業 経 済 費 (A)	41 123	1 795	16 283	23 045
商 工 業 費 (B)	6 738	1 358	4 331	1 049
構 成 比 $\frac{(B)}{(A)} \times 100\%$	16	76	27	5

(注) 本表は、予算繰越額を控除したものである。

(三) 性質別にみた歳出の状況

1 性質別歳出の構成

(1) 性質別歳出の内容 昭和 32 年度決算における 歳出を性質別にみると、その主なものは、人件費 5,161 億円、普通建設事業費 3,227 億円、物件費 1,214 億円、公債費 872 億円、災害復旧事業費 613 億円及び扶助費 503 億円である。

前年度に比し増加した主なものは、普通建設事業費 479 億円（前年度に対する増加率 17%）、人件費 383 億円（8%）、公債費 137 億円（19%）、積立金 99 億円（187%）及び維持補修費 63 億円（28%）である。（第 40 表参照）

(2) 性質別歳出の構成 昭和 32 年度歳出の性質別構成の状況は、次のとおりである。この場合前年度繰上充用金及び公債費以外の経費の構成比は、歳出総額から、前年度繰上充用金及び公債費を除いた経費総額についての構成比であり、前年度繰上充用金及び公債費の構成比は、歳出総額についての構成比である。

(イ) 地方公共団体の経常的な経費であつて、財貨及び労力の購入費を主たる内容とする人件費（恩給費を含む。）物件費及び維持修繕費の歳出中に占める割合は、全体で 52.1%、うち都道府県 57.0%、市町村 44.9%、である。

前年度と比較すると、全体では 1.6%、うち都道府県 1.8%、市町村 1.4%、それぞれ減少している。内容的には、人件費及び物件費の比率は減少し、維持補修費は増加している。

なお、人件費は、全体では 40.3%、うち都道府県 49.0%、市町村 27.5% であり、依然として、歳出経費中の大宗をなし、特に都道府県経費中人件費の占める割合はきわめて高い。

(ロ) 投資的経費の歳出中に占める割合は、全体では 32.8%、うち都道府県 30.2%、市町村 36.6% で、前年度に比し、それぞれ 0.6%、0.4%、0.9% 増加している。

(ハ) 扶助費、補助交付金等主として移転的経費の性質をもつ経費

の歳出中に占める割合は、全体では 10.1%、うち都道府県 7.8%、市町村 13.7% で、前年度に比し、それぞれ 0.6%、0.5%、0.6% 減少している。

(ニ) 歳出総額中に占める公債費の割合は、都道府県、市町村ともに 6% 程度であり、前年度に比し若干増加している。

(ホ) 歳出中、弾力性の少いものまたは義務費的性格の特に著しい人件費、公債費、扶助費及び補助事業費を抽出し、歳出総額に占める割合をみると、67% を占め、人件費、公債費及び扶助費のみでも 47% を占めている。この状況は、前年度におけるそれとほぼ同様である。(第 41 表参照)

第40表 昭和32年度性質別歳出決算の状況

(単位 百万円)

区 分	昭和32年度			昭和31年度			比 較	
	決算額 (A)	構 成 比		決算額 (B)	構 成 比		増減額 (C) (A)-(B)	増減率 (C) (E)×100
		0/00	0/00	0/00	0/00			
消費的経費	795 483	622	577	738 289	644	585	57 194	8
人件費	516 111	403	374	477 772	417	378	38 339	8
物件費	121 390	95	88	116 241	101	92	5 149	4
維持補修費	28 976	23	21	22 656	20	18	6 320	28
その他	129 006	101	94	121 620	106	97	7 386	6
扶助費	50 312	39	37	47 926	42	38	2 386	5
補助交付金	44 563	35	32	42 317	37	34	2 246	5
寄附金								
その他	34 131	27	25	31 377	27	25	2 754	9
投資的経費	419 494	328	305	368 294	322	292	51 200	14
普通建設事業費	322 682	252	235	274 736	240	217	47 946	17
災害復旧事業費	61 318	48	44	62 598	55	50△	1 280	△ 2
失業対策事業費	35 494	28	26	30 960	27	25	4 534	14
その他	63 452	50	46	38 726	34	31	24 726	64
繰出金	12 865	10	9	9 411	8	7	3 454	37
出資金	3 893	3	3	2 081	2	2	1 812	87
貸付金	26 671	21	19	18 746	16	15	7 925	42
積立金	15 131	12	11	5 269	5	4	9 862	187
特別区調整交付金	4 892	4	4	3 219	3	3	1 673	52
小 計	1 278 429	1000	928	1 145 309	1000	908	133 120	12
公 債 費	87 245	-	63	73 550	-	58	13 695	19
前年度繰上充用金	12 509	-	9	43 112	-	34△	30 603	△ 71
合 計	1 378 183	-	1000	1 261 971	-	1000	116 212	9

(注) 本表は、特別区調整交付金には、特別区調整納付金をも含めている。

第41表 昭和32年度性質

1 歳出構成比の状況

区 分	都 道 府 県		
	昭和32年度 (A)	昭和31年度 (B)	増 減 (A)-(B)
人 件 費	489	506	△ 17
物 件 費	65	69	△ 4
維 持 補 修 費	16	12	4
扶 助 費、補 助 交 付 金 等	78	83	△ 5
投 資 的 経 費	302	298	4
繰 出 金、出 資 金、貸 付 金 等	50	32	18
計	1 000 (933)	1 000 (922)	0 (11)
公 債 費	(63)	(60)	(3)
前 年 度 繰 上 充 用 金	(4)	(18)	(△14)

2 人件費等の歳出総額に占める割合

区 分	昭 和 3 2 年 度				
	都 道 府 県		市 町 村		計
	金 額	構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	金 額
人 件 費	375 241	456	140 870	254	516 111
公 債 費	51 540	63	35 705	64	87 245
扶 助 費	23 681	29	26 631	48	50 312
小 計	450 462	548	203 206	366	653 668
補 助 事 業 費	172 952	210	108 274	195	281 226
合 計	623 414	758	311 480	561	934 894
歳 出 総 計	822 574	1000	555 609	1000	1 378 183

別 構 成 比 の 状 況

(単位 0/00)

市 町 村			合 計		
昭和32年度 (C)	昭和31年度 (D)	増 減 (C)-(D)	昭和32年度 (E)	昭和31年度 (F)	増 減 (E)-(F)
276	285	△ 9	403	417	△ 14
140	150	△ 10	95	101	△ 6
33	30	3	23	20	3
135	141	△ 6	101	106	△ 5
367	357	10	328	322	6
49	37	12	50	34	16
1 000 (920)	1 000 (887)	- (33)	1 000 (928)	1 000 (908)	0 (20)
(64)	(56)	(8)	(63)	(58)	(5)
(16)	(57)	(△ 41)	(9)	(34)	(△ 25)

(単位 百万円)

構成比 (0/00)	昭 和 31 年 度					
	都 道 府 県		市 町 村		計	
	金 額	構成比 (0/00)	金 額	構成比 (0/00)	金 額	構成比 (0/00)
374	346 938	466	130 834	253	477 772	378
63	44 383	60	29 167	56	73 550	58
37	23 183	31	24 743	48	47 926	38
474	414 504	557	184 744	357	599 248	474
204	154 764	208	98 074	189	252 838	200
678	569 268	765	282 818	546	852 086	674
1000	744 259	1000	517 712	1000	1 261 971	1000

2 人 件 費

- (1) 人件費の状況 昭和32年度における人件費は5,238億円であり、前年度より460億円増加し、その増加率は10%である。都道府県は3,806億円、市町村は1,433億円であつて、人件費総額に対する比率は、それぞれ73%と27%である。前年度に対する増加率は、それぞれ10%と9%である。

第42表 昭 和 32 年 度

区 分	昭 和 32 年 度 (A)			昭 和
	都 道 府 県	市 町 村	計	都 道 府 県
基 本 給	264 535	88 291	352 826	240 091
退 職 手 当	9 509	3 400	12 909	13 369
その他の職員手当	74 007	27 784	101 791	64 678
恩給及び退隠料	17 596	5 157	22 753	15 684
職員共済組合負担金	8 762	4 516	13 278	8 324
その他の人件費	6 243	14 010	20 253	4 792
合 計	380 652	143 158	523 810	346 938
構 成 比 %	73	27	100	73

(注) 昭和32年度の額は、投資的経費に含まれている事業費支弁の職員の人件費、

人件費増加の主な原因は、教職員の増加等による人員増加、毎年度通常行われる昇給、昭和 32 年 4 月 1 日から実施された給与改訂、昭和 32 年末に行われた期末手当の 0.15 月分増額支給及び昇給、給与改訂による基本給* の増加に伴う附加給与* の増加並びに昭和 31 年度において計上された国家公務員における文官恩給費の是正等の実施に伴う地方公務員恩給費の是正の平年度化による増加等である。(第 42 表参照)

* 基本給とは、本俸、扶養手当及び暫定手当をいう。

* 附加給与とは、期末勤勉手当、通勤手当、管理職手当、超過勤務手当等の基本給以外の給与をいう。

人 件 費 の 状 況

(単位 百万円)

31 年 度 (B)		比 較					
市 町 村	計	増 減 額 (A)-(B)(C)			増 減 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$		
		都道府県	市 町 村	計	都道府県	市町村	計
78 977	319 068	24 444	9 314	33 758	% 10	% 12	% 11
3 884	17 253	△ 3 860	△ 484	△ 4 344	△ 29	△ 12	△ 25
25 747	90 425	9 329	2 037	11 366	14	8	13
4 408	20 092	1 912	749	2 661	12	17	13
4 306	12 630	438	210	648	5	5	5
13 512	18 304	1 451	498	1 949	30	4	11
130 834	477 772	33 714	12 324	46 038	10	9	10
27	100	-	-	-	-	-	-

都道府県 5,411 百万円、市町村 2,287 百万円を合算している。

(2) 地方公務員数 地方公務員数についてみると、昭和 33 年 5 月 1 日現在で、158 万人である。

職種別にみると、一般職員は 57 万人(総数に対する比率 36%)、教育関係職員は 76 万人 (48%)、警察職員は 14 万人 (9%)、消防関係職員は 3 万人 (2%)、そのほか臨時職員は 8 万人 (5%) である。

また、都道府県において給与を負担する職員は 109 万人、市町村において給与を負担する職員は 49 万人であり、その比率は 69% と 31% である。

都道府県において給与を負担する職員の職種別構成をみると、教育関係職員 62%、警察職員 13% であり、両者で 75% を占め、一般職員は 21% にすぎない。そのほか臨時職員は 4% である。

市町村において給与を負担する職員の職種別構成をみると、一般職員 70%、教育関係職員 16%、消防関係職員 6%、臨時職員 8% である。(第 43 表参照)

第 43 表 地方公務員数の状況

(単位 千人)

区 分	都 道 府 県		市 町 村					合 計	構 成 比 (%)
	実数	構 成 比 (%)	大 都 市	そ の 他 の 市	町 村	計	構 成 比 (%)		
一 般 職 員	227	208	46	158	141	345	703	572	361
{ 吏 員	146	-	24	98	112	234	-	380	-
{ そ の 他	81	-	22	60	29	111	-	190	-
教 育 関 係 職 員	678	621	15	33	31	79	161	757	478
{ 教 員	642	-	5	8	4	17	-	659	-
{ そ の 他	36	-	10	25	27	62	-	98	-
警 察 職 員	141	129	-	-	-	-	-	141	89
{ 警 察 官	122	-	-	-	-	-	-	122	-
{ そ の 他	19	-	-	-	-	-	-	19	-
消 防 関 係 職 員	8	7	7	18	2	27	55	35	22
臨 時 職 員	38	35	10	24	6	40	81	78	50
合 計	1092	1000	78	233	180	491	1000	1583	1000
構 成 比 0/100	690	-	49	147	114	310	-	1000	-

(注) 昭和 33 年 5 月 1 日現在

(3) 都道府県の職員給 都道府県で給与を負担する職員について、基本給及びその他職員手当の額をみると、総額 3,385 億円であり、うち基本給は 78% を占めている。

職種別にみると、教育関係職員 65%、警察職員 13% であり、両者で 78% を占め、臨時職員を含めた一般職員は 22% である。(第 44 表参照)。

第 44 表 昭和 32 年度都道府県の職員給の状況

(単位 百万人)

区 分	昭和 32 年度		昭和 31 年度		比 較		
	金 額 (A)	構成比 (%)	金 額 (B)	構成比 (%)	金 額 (A) - (B) (C)	増減率 (C)/(B) ×100(%)	
一 般 職 員	職 員 給	47 522	220	67 183	220	7 339	11
	基本給	56 357	213	51 195	213	5 162	10
	その他の職員手当	18 165	246	15 988	247	2 177	14
教 育 職 員	職 員 給	219 257	648	196 500	645	22 757	12
	基本給	174 425	659	157 935	658	16 490	10
	その他の職員手当	44 832	606	38 565	596	6 267	16
警 察 職 員	職 員 給	44 763	132	41 086	135	3 677	9
	基本給	33 753	128	30 961	129	2 792	9
	その他の職員手当	11 010	148	10 125	157	885	9
合 計	職 員 給	338 542	1 000	304 769	1 000	33 773	12
	基本給	264 535	1 000	240 091	1 000	24 444	10
	その他の職員手当	74 007	1 000	64 678	1 000	9 329	14

(注) 1 本表の昭和 32 年度の職員給は、投資的経費に含まれている事業費支弁の職員の職員給を合算した額である。

2 本表のその他の職員手当は、退職手当を控除した額である。

3 臨時職員は、一般職員中に含めている。

3 投資的経費

(1) 投資的経費の内容 昭和 32 年度における投資的経費は 4,195 億円で、うち普通建設事業費 3,227 億円（投資的経費総額に占める比率 77%）、災害復旧事業費 613 億円（15%）、失業対策事業費 355 億円（8%）であり、前年度に対する増加率は 20% である。

昭和 28 年度を 100 とした指数は、総額で 112、うち都道府県 108、市町村は 117 である。

団体別にみると、都道府県 2,320 億円、市町村 1,875 億円で、その比率は 55% と 45% である。（第 45 表参照）

第 45 表 投資的

区 分	投 資 的 経 費				
	昭和 28 年度 (A)	昭和 29 年度 (B)	昭和 30 年度 (C)	昭和 31 年度 (D)	
都 道 府 県	普通建設事業費	133 879	132 633	116 589	133 034
	災害復旧事業費	66 976	68 013	47 672	42 601
	失業対策事業費	8 173	9 829	13 757	15 138
	計	209 028	210 475	178 018	190 773
市 町 村	普通建設事業費	102 228	116 367	108 569	123 830
	災害復旧事業費	46 120	32 371	23 324	18 225
	失業対策事業費	9 845	11 684	14 385	15 749
	計	158 193	160 422	146 278	157 804
合 計	普通建設事業費	236 107	249 000	225 158	256 864
	災害復旧事業費	113 096	100 384	70 996	60 826
	失業対策事業費	18 018	21 513	28 142	30 887
	計	367 221	370 897	324 296	348 577

(注) 昭和32年度の額は、事業費で支弁している職員の人件費を含み、() 内の額

(2) 普通建設事業費 昭和 32 年度の普通建設事業費は 3,227 億円であり、団体別にみると、都道府県 1,721 億円、市町村 1,506 億円で、その比率は 53% と 47% である。

前年度に対する増加率は、全体では 26 % であり、都道府県及び市町村は、それぞれ 29% と 22% となっている。

都道府県における主な事業費をみると、道路橋りよう費（構成比 24%）、耕地事業費（10%）、河川費（8%）、林業費（8%）住宅費（8%）及び都市計画費（6%）である。

市町村においては、小中学校費（29%）、道路橋りよう費（12%）都市計画費（10%）、住宅費（10%）、及び農林水産業費（7%）である。（第 46 表参照）

経 費 の 推 移

（単位 百万円）

昭和 32 年度 (E)	増 減 率 $\frac{(E)}{(D)} \times 100$ %	昭和 28 年度を 100 とする指数			
		$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$	$\frac{(D)}{(A)}$	$\frac{(E)}{(A)}$
172 113	29	99	87	99	129
42 452	△ 1	102	71	64	63
17 397	15	120	168	185	213
(226 551)	(19)	-	-	-	(108)
231 962	22	101	85	91	111
150 569	22	114	106	121	147
18 866	4	70	51	40	41
18 096	15	119	146	160	184
(185 244)	(17)	-	-	-	(117)
187 531	19	101	92	100	119
322 682	26	105	95	109	137
61 318	1	89	63	54	54
35 493	15	119	156	171	197
(411 795)	(18)	-	-	-	(112)
419 493	20	101	88	95	114

は、これを控除した額である。

第46表 昭和32年度普

1. 都道府県

区 分	昭 和 32 年 度			
	補 助 事 業	単 独 事 業	計 (A)	構 成 比 0/100
警 察 費	939	1 046	1 985	11
土 木 費	63 430	24 938	88 368	484
道路橋りょう費	31 601	12 311	43 912	241
河 川 費	12 976	2 417	15 393	84
砂 防 費	5 663	193	5 856	32
港 灣 費	5 861	2 791	8 652	48
都 市 計 画 費	5 662	4 982	10 644	58
そ の 他	1 667	2 244	3 911	21
教 育 費	4 605	13 050	17 655	97
高 等 学 校 費	2 780	5 582	8 362	46
そ の 他	1 825	7 468	9 293	51
社会及び労働施設費	11 693	5 287	16 980	93
住 宅 費	10 159	3 914	14 073	77
そ の 他	1 534	1 373	2 907	16
保 健 衛 生 費	1 275	1 607	2 882	16
産 業 経 済 費	39 412	6 867	46 279	254
農 業 費	1 729	522	2 251	12
耕 地 事 業 費	17 634	1 356	18 990	104
開 拓 事 業 費	3 901	156	4 057	22
林 業 費	12 613	1 726	14 339	79
水 産 業 費	2 603	1 370	3 973	22
商 工 業 費	306	1 409	1 715	10
そ の 他	626	328	954	5
そ の 他	1 912	6 377	8 289	45
合 計	123 266	59 172	182 438	1000
構 成 比 0/100	676	324	1000	

(注) 1 本表の額は、予算繰越額を含むものである。

通建設事業費の状況

(単位 百万円)

昭和 31 年 度				比 較	
補助事業	単独事業	計 (B)	構 成 比 0/100	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C) (B) × 100 (%)
861	380	1 241	8	744	60
44 908	19 369	64 277	442	24 091	37
19 882	8 745	28 627	197	15 285	53
10 355	1 589	11 944	82	3 449	29
5 014	236	5 250	36	606	12
3 679	3 538	7 217	50	1 435	20
4 049	3 211	7 260	50	3 384	47
1 929	2 050	3 979	27	△ 68	△ 2
4 495	8 057	12 552	86	5 103	41
2 861	3 633	6 494	44	1 868	29
1 634	4 424	6 058	42	3 235	53
9 122	7 134	16 256	112	724	4
8 754	5 114	13 868	95	205	1
368	2 020	2 388	17	519	22
1 373	1 173	2 546	18	336	13
37 436	4 869	42 305	291	3 974	9
988	332	1 320	9	931	71
16 794	939	17 733	122	1 257	7
4 027	66	4 093	28	△ 36	△ 1
12 585	1 100	13 685	94	654	5
1 994	859	2 853	20	1 120	39
210	772	982	7	733	75
838	801	1 639	11	△ 685	△ 42
2 781	3 448	6 229	43	2 060	33
100 976	44 430	145 406	1000	37 032	25
694	306	1000			

2 昭和 32 年度における普通建設事業の予算繰越額は 10,325 百万円である。

2 市町村

区 分	昭 和 32 年 度			
	補 助 事 業	単 独 事 業	計 (A)	構 成 比 ‰
消 防 費	1 541	3 242	4 783	31
土 木 費	21 570	19 927	41 497	268
道路橋りよう費	6 417	11 512	17 929	116
都市計画費	10 661	5 133	15 794	102
その他	4 492	3 282	7 774	50
教 育 費	30 182	20 784	50 966	329
小 学 校 費	17 215	10 700	27 915	180
中 学 校 費	11 104	5 356	16 460	106
社会教育費	206	1 545	1 751	11
その他	1 657	3 183	4 840	32
社会及び労働施設費	14 048	4 148	18 196	117
住 宅 費	12 759	2 980	15 739	101
その他	1 289	1 168	2 457	16
保 健 衛 生 費	3 481	4 050	7 531	48
伝染病予防費	307	105	412	3
下水道費	1 373	1 525	2 898	19
清掃事業費	579	1 250	1 829	11
その他	1 222	1 170	2 392	11
産 業 経 済 費	7 423	5 504	12 927	83
農林水産業費	6 746	3 478	10 224	66
商工業費	53	1 259	1 312	8
その他	624	767	1 391	9
財 産 費	552	3 562	4 115	27
その他	3 693	11 333	15 025	97
合 計	82 490	72 550	155 040	1 000
構 成 比 ‰	532	468	1000	-

(注) 1 本表の額は、予算繰越額を含むものである。

2 昭和 32 年度における普通建設事業の予算繰越額は 4,721 百万円である。

昭和 31 年 度				比 較	
補助事業	単独事業	計 (B)	構 成 比 0/00	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$ (%)
1 853	2 679	4 532	35	251	6
15 551	15 681	31 232	242	10 265	33
3 700	8 499	12 199	95	5 730	47
7 175	3 176	10 351	80	5 443	53
4 676	4 006	8 682	67	△ 908	△ 10
27 114	17 562	44 676	346	6 290	14
15 700	9 076	24 776	192	3 139	13
9 828	4 882	14 710	114	1 750	12
152	952	1 104	8	647	59
1 434	2 652	4 086	32	754	19
14 258	3 605	17 863	139	333	2
12 720	2 515	15 235	118	504	3
1 538	1 090	2 628	21	△ 171	△ 7
5 183	3 632	8 815	68	△ 1 284	△ 15
465	108	573	4	△ 161	△ 28
4 718	3 524	8 242	64	△ 1 123	△ 16
5 722	4 889	10 611	82	2 316	22
5 058	2 967	8 025	62	2 199	27
191	1 147	1 340	10	△ 28	△ 2
473	773	1 246	10	145	12
417	3 170	3 587	28	528	15
453	7 293	7 746	60	7 279	94
70 551	58 511	129 062	1 000	25 978	20
547	453	1000	-	-	-

(3) 行政施設の現況 昭和 32 年度の普通建設事業は、これに対する国庫補助金の増額と、地方財政事情の好転とあいまつて、前述のように積極的にその充実が図られ、行政施設の水準の確保向上に努力が払われている。

しかし、各種地方行政施設の現状は、次に述べるように、必要な水準を確保するためには、なお幾多の問題を残している。

(イ) 公立教育施設の現況

六・三制の実施に伴う校舎の建設は、市町村の財政に非常な負担を及ぼし、財政窮乏の主な原因をなしたのであるが、現在においても、なお校舎の不足は著しい。

小学校及び中学校における一般校舎の不足は、351 万 m² (106 万坪) である。不平常学級は、4 万 4 千学級で、総数の 11 % であり、その大半はいわゆるすし詰学級である。また校舎が危険老朽化して、早急に改築整備を図らなければならない状態にあるものは、781 万 km² (236 万坪) である。

高等学校においても、その進学希望率の増加に対し、高校施設の現状は、決して充分なものでなく、不足面積は 215 万 m² (65 万坪)、要改築面積は 124 万 m² (37 万坪)、あわせて 339 m² (92 万坪) である。(第 47 表参照)

第 47 表 公立教育施設の現況

1 学校建物の不足面積

区 分	全学校数 (A)	不足のある 学校数(B)	割 合 (A)/(B) × 1 000	不足面積 (C)	必要坪数に 対する不足 の割合
	校	校	‰	千平方 米	%
小 学 校	26 731	9 765	365	2 566	5.4
中 学 校	12 694	3 693	291	948	4.4
盲 ろう 学 校	174	126	724	59	17.2
養 護 学 校	20	14	700	7	33.4
幼 稚 園	2 394	1 593	665	206	24.2
定 時 制 高 校	1 358	1 182	870	902	70.9
全 日 制 高 校	2 169	1 260	581	1 252	12.3

(注) 1 昭和 33 年 5 月 1 日現在 文部省管理局「公立学校建物の実態調査」による。
2 定時制高校は、専用校舎をもつ学校のみである。

2 不正常授業学級数

区 分	不正常授業を行つて いる学校			形態別不正常授業				不正常 授業実 学級	不正常 授業解 消に要 する教 室数
	学校数	全学校数 に対する 割合	校舎の 不足 面積	二部 授業	圧縮 学級	その他	計		
	校	0/100	千平方メートル	学級	学級	学級	学級	学級	教室
小学校	3 958	148	1 927	4 417	26 412	5 797	36 626	34 184	14 138
中学校	1 061	85	601	32	7 267	2 282	9 581	9 519	3 326
計	5 019	127	2 527	4 449	33 679	8 079	46 207	43 703	17 464

(注) 昭和 33 年 5 月 1 日現在 文部省管理局「公立学校建物の実態調査」による。

3 危険建物の面積

区 分	危険建物をも つ 学 校 数	全学校数に対 する 割 合	危険建物面積	危険建物要改 築 面 積
	校	0/100	千平方メートル	千平方メートル
小 学 校	11 533	432	9 491	6 815
中 学 校	1 727	136	1 321	994
盲ろう学校	42	241	47	38
養 護 学 校	2	100	2	2
幼 稚 園	377	157	100	85
高 等 学 校	1 080	306	1 627	1 240
計	14 761	324	12 588	9 174

(注) 昭和 33 年 5 月 1 日現在 文部省管理局「公立学校物建の耐力度調査」による。

(ロ) 道路の現況

地方公共団体の管理する道路の現況をみると、国道においては、その延長 2 万 5 千 km のうち、改良済は 36%、9 千 km 舗装道は、20%、5 千 km である。

都道府県道においては、その延長 12 万 km のうち、改良済は 22%、2 万 6 千 km である。また舗装道は 5%、7 千 km であり、しかもその半ば以上の約 4 千 km は簡易舗装である。

市町村道においては、その延長 80 万 km うち、改良済は、6%、4 万 8 千 km であり、舗装道は 1%、8 千 km である。

なお、全体の 51%、41 万 km は、普通貨物自動車の交通が不能である。(第 48 表参照)

第 48 表 道路の現況

(単位 千)

区 分	実延長	改良未改良別内訳		路面別内訳		自動車交通 不能延長
		改良済	未改良	砂利道	舗装道	
一級国道	9 231	4 507	4 724	6 392	2 839	18
二級国道	15 683	4 504	11 179	13 739	1 944	279
小 計	24 914	9 011	15 903	20 131	4 783	297
構成比%	100	36.2	63.8	80.8	19.2	1.2
都道府県道	121 434	26 290	95 144	114 772	6 662	13 166
構成比%	100	21.6	78.4	94.5	5.5	10.8
市町村道	797 083	47 843	749 240	789 031	8 052	407 954
構成比%	100	6.0	94.0	99.0	1.0	51.2
合 計	943 431	83 144	860 287	923 934	19 497	421 417
構成比%	100	8.8	91.2	97.9	2.1	44.7

(注) 1 本表は、昭和 32 年 3 月 31 日 現在、建設省道路局「道路統計年報」による。

2 「自動車交通不能延長」とは、巾員、こう配、曲線の関係で普通貨物自動車(積載量 4 吨)が通行できない区間をいう。

(ハ) 橋りよりの現況

橋りよりの現況についてみると、都道府県における橋りよう総数 10 万 4 千橋のうち、永久橋は 55%、5 万 8 千橋で、残りは木橋及び混合橋である。

国道及び都道府県を通ずる橋りよう総数 12 万 7 千橋のうち、永久橋は 59%、7 万 4 千橋であり、残りは木橋及び混合橋である。

なお、永久橋については 3%、2 千橋、木橋については 48%、2 万 5 千橋が、荷重制限または自動車交通が禁止されている。
(第 49 表参照)

第 49 表 橋りよりの現況

(単位 橋数)

区 分	永 久 橋	木 橋	混 合 橋	計
一 級 国 道	7 026	1 903	21	8 950
二 級 国 道	9 501	4 136	37	13 674
小 計	16 527	6 039	58	22 624
都 道 府 県 道	57 692	46 016	375	104 083
合 計	74 219	52 055	433	126 707
(構 成 比) ‰	586	411	3	1000
{ 荷重 2 吨以下(交通不能)	586	3 961	-	4 547
{ " 2 吨~6 吨(荷重制限)	1 720	21 225	-	22 945
{ " 6 吨以上	71 913	26 869	433	99 215

(注) 昭和 32 年 3 月 31 日現在、建設省道路局「道路統計年報」による。

(ニ) 環境衛生施設の現況

環境衛生行政の中心をなすものは、し尿とごみの処理施設の整備及びし尿処理と密接に関連する下水道施設の整備である。

現在のし尿処理の状況は、下水道処理及び浄化槽処理等衛生処理を行つているものはきわめてわずかで、そのほとんどが、自家処理を含めて農村還元に頼つている。特別、季節的清掃地区における一日平均し尿量 4 万 4 千 kl の処理についても、海洋投棄が 12%、農村還元が約 59% に達する現状である。

市町村の設置しているし尿消化槽は、昭和 33 年 1 月 1 日現在で 39 箇所、その処理量は、一日平均約 3 千 kl であり、全国の一日平均し尿量 9 万 kl の約 3% である。

し尿の集取運搬については、その機械化、能率化が図られているが、昭和 33 年 1 月 1 日現在の市町村のし尿処理車両の現状は、バキューム車 2,600 台、トラック 2,000 台で、逐年整備されつつあるが、現有バキューム車によるし尿処理量は一日平均約 1 万 3 千 kl である。

また、市町村の設置しているじんかい焼却場は、昭和 33 年 1 月 1 日現在で 690 箇所、高速堆肥化施設 3 箇所であり、その処理量は、一日平均約 7 千 t である。

下水道の整備は、都市の浸水防除、生活環境の改善、道路の管理保全、公共水の汚濁防止、し尿の下水道を経由する終末処理のために、現在の都市行政において喫緊の事業とされている。

しかし、わが国における整備状況をみると、下水道排水人口は、昭和 32 年度末において総人口の 10%、水洗便所利用人口は約 2.3% である。

(ホ) 消防施設の現況

消防施設の現況についてみると、消防ポンプの保有台数は、昭和 32 年 4 月現在で、中型消防ポンプ自動車に換算して 1 万 9 千台となつている。

なお、昭和 28 年 4 月における保有台数と比較すると、約 5 千台増加している。しかし、老朽車が 30% を占めている。(第 50 表参照)

第 50 表 消防施設の現況

区 分	換算率	昭和28年4月1日		昭和32年4月1日	
		実台数	換算台数	実台数	換算台数
消防ポンプ自動車	1	7 542	7 542	9 843	9 843
水そう付ポンプ自動車	1	747	747	1 000	1 000
自動三輪ポンプ車	2/3	1 885	1 256	2 830	1 887
手引動力ポンプ	1/5	19 049	3 810	19 670	3 934
可搬動力ポンプ	1/10	7 402	740	28 185	2 819
腕用ポンプ	-	51 855	-	27 784	-
計			14 095		19 483

(注) 国家消防本部「わが国の火災の実態と消防の現状」による。

(4) 災害復旧事業費 昭和 32 年度の災害復旧事業費は 613 億円であり、団体別にみると、都道府県 425 億円、市町村 188 億円で、その比率は 69.2% と 30.8% である。

前年度に対する増加率をみると、全体では 1% であり、うち都道府県は 1% の減、市町村は 4% の増である。

都道府県における主なものは、災害土木費 (構成比 71%)、災害産業経済費 (27%) であり、両者で 98% を占めている。

市町村においては、災害土木費 (53%)、災害産業経済費 (35%) 及び災害教育費 (8%) であり、これらで 96% を占めている。

なお、災害復旧事業について、国費の面からその進捗状況をみると、昭和 32 年災害までの復旧事業費 3,496 億円のうち、昭和 32 年度までの実施額は 86%、3,011 億円である。昭和 33 年度以降に残された残事業費は 14%、485 億円となっている。(第 51 表参照)

第51表 昭和32年度災害

1 都道府県

区 分	昭 和 32 年 度			
	補助事業	単独事業	計 (A)	構 成 比
土 木 費	26 884	3 568	30 452	$\frac{0}{100}$ 706
教 育 費	126	480	606	14
産 業 経 済 費	11 192	190	11 382	265
そ の 他	23	563	586	13
合 金 額	38 225	4 801	43 026	1 000
計 構 成 比 %/100	888	112	1000	-

- (注) 1 本表は、予算繰越額を含むものである。
 2 昭和32年度の予算繰越額は、574百万円である。

2 市 町 村

区 分	昭 和 32 年 度			
	補助事業	単独事業	計 (A)	構 成 比
土 木 費	8 683	1 524	10 207	$\frac{0}{100}$ 532
教 育 費	312	1 153	1 465	76
産 業 経 済 費	6 079	570	6 649	347
そ の 他	325	527	852	45
合 金 額	15 399	3 774	19 173	1000
計 構 成 比 %/100	803	197	1000	-

- (注) 1 本表は、予算繰越額を含むものである。
 2 昭和32年度予算繰越額は、307百万円である。

復旧事業費の状況

(単位 百万円)

昭和31年度				比較	
補助事業	単独事業	計 (B)	構成比	増減額 (A)-(B)(C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$
26 104	3 593	29 697	$\frac{0}{00}$ 675	755	% 3
155	280	435	9	171	39
13 048	269	13 317	303	△1 935	△15
189	328	517	12	69	13
39 496	4 470	43 966	1000	△940	△2
898	102	1000	-	-	-

昭和31年度				比較	
補助事業	単独事業	計 (B)	構成比	増減額 (A)-(B)(C)	増減率 $\frac{(A)}{(B)}$
8 795	1 169	9 964	$\frac{0}{00}$ 535	% 243	% 2
544	1 098	1 642	88	△177	△11
5 663	349	6 012	323	637	11
701	313	1 014	54	△162	△16
15 703	2 929	18 632	1000	541	3
843	157	1000	-	-	-

3 年災別災害復旧事業の進捗状況

(単位 百万円)

年 災 別	復旧所要 全体額(A)	32年度まで実施		33年度以降残 (C)	
		実施額(B)	進捗率(A/B)		
補助 災害	昭和 25 年災	54 827	54 827	100	0
	26 年災	51 103	48 993	96	2 110
	27 年災	26 171	24 433	93	1 738
	28 年災	136 593	115 851	85	20 742
	29 年災	32 405	25 819	80	6 585
	30 年災	12 713	10 852	85	1 861
	31 年災	11 892	7 494	63	4 398
	32 年災	14 073	3 842	27	10 231
	小 計	339 777	292 111	86	47 666
直轄 災害	29 年災	3 389	3 389	100	0
	30 年災	2 812	2 812	100	0
	31 年災	2 048	2 027	99	21
	32 年災	1 611	801	50	810
小 計	9 860	9 029	92	831	
合 計	349 637	301 140	86	48 497	

(5) 失業対策事業費 昭和 32 年度における失業対策事業費は 355 億円で、うち補助事業は 339 億円、単独事業は 16 億円であり、その比率は 95.6% と 4.4% である。

補助事業のうち、普通失業対策事業は 253 億円、特別失業対策事業は 86 億円であり、その比率は 74.4% と 25.6% である。前年度に対する増加率は 115% である。

団体別にみると、都道府県は 174 億円、市町村は 181 億円であり、その比率は 41% と 59% である。

都道府県においては、補助事業 164 億円、単独事業 10 億円であり、その比率は 94.4% と 5.6% である。補助事業のうち、普通失業対策事業は 99 億円、特別失業対策事業は 65 億円、その比率は 60.2% と 39.8% である。

市町村においては、補助事業 175 億円、単独事業 6 億円であり、その比率は 96.8% と 3.2% である。補助事業のうち、普通失業対策事業は 154 億円、特別失業対策事業は 21 億円であり、その比率は 87.8% と 12.2% である。(第 52 表参照)

第52表 昭和32年度失業対策事業費の状況

1. 事業費の状況

(単位 百万円)

区 分	補 助 事 業			単独事業	合 計	
	普通失業 対策事業	特別失業 対策事業	計			
昭和 和度 (三十二) (A)	都 道 府 県	9 895	6 533	16 428	970	17 398
	市 町 村	15 369	2 144	17 513	583	18 096
	計	25 264	8 677	33 941	1 553	35 494
昭和 和度 (三十一) (B)	都 道 府 県	9 070	5 237	14 307	850	(15 138)
	市 町 村	13 521	1 755	15 276	527	15 157
	計	22 591	6 992	29 583	1 377	(15 749)
比 較	増(A)	825	1 296	2 121	120	2 241
	減(B)	1 848	389	2 237	56	(2 347)
	額(C)	2 673	1 685	4 358	176	2 293
率	増(C)	9	25	15	14	(15)
	減(B)	14	22	15	11	(15)
	× 100	12	24	15	13	(15)
	計					15

(注) 本表の昭和31年度分は、予算繰越額を含むものであり、()内はこれを控除したものである。

2. 構成比の状況

(単位 %)

区 分	補 助 事 業			単独事業	合 計	
	普通失業 対策事業	特別失業 対策事業	計			
都 道 府 県	60.2	39.8	100	5.6	100	41.0
市 町 村	87.8	12.2	94.4			
計	74.4	25.6	100	3.2	100	59.0
			95.6			

4. 繰出金及び積立金

(1) 繰出金 昭和32年度における繰出金は129億円で、うち都道府県33億円、市町村96億円である。前年度に対する増加率は37%であり、うち都道府県96%、市町村24%である。

昭和32年度においては、繰出金の増加が著しいが、これは主として普通会計における財源増加額の一部を割いて、国民健康保険事業、病院事業、水道事業その他の事業会計の経営改善の措置を行ったことによるものである。

団体別にみると、都道府県においては、病院事業会計へ11億円、

第53表 昭和32年度繰出金の状況

(単位 百万円)

区 分	昭和32年度(A)		昭和31年度(B)		比 較	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C) (B) × 100
都 道 府 県	3 282	$\frac{0}{1000}$	1 673	$\frac{0}{1000}$	1 609	96
水道事業会計	251	76	205	123	46	22
電気事業会計	44	14	108	65	△64	△59
病院事業会計	1 104	337	777	464	327	42
その他の会計	1 883	573	583	348	1 300	223
市 町 村	9 583	1000	7 738	1000	1 845	24
国民健康保険事業会計	4 190	437	4 290	554	△100	△2
水道事業会計	1 732	181	1 351	175	381	28
病院事業会計	1 320	138	1 293	167	27	2
公益質屋事業会計	185	19	140	18	45	32
その他の会計	2 156	225	664	86	1 492	225
合 計	12 865	-	9 411	-	3 454	37

(注) その他の会計における増加額の多い理由は、昭和31年度まで普通会計に含まれていた簡易水道事業等の準公営企業が事業会計に移されたことによる。

水道事業会計へ3億円繰り出しており、両者で42%を占めている。

市町村においては、国民健康保険事業会計へ42億円、水道事業会計へ17億円、病院事業会計へ13億円繰り出しており、これらで76%を占めている。(第53表参照)

(2) 積立金 昭和32年度の積立金は151億円であり、うち都道府県98億円、市町村53億円である。歳出に対する割合は1.2%であり、うち都道府県は1.3%、市町村は1.0%である。前年度に対する増加率は7%であり、うち都道府県10%、市町村3%である。

昭和32年度における積立金の増加は、年度末において、国の補正予算により地方交付税が78億円増額されたという事情もあつて、一般的に地方公共団体が、財源増加額の一部を後年度の財政運営の円滑化に備え、年度間の財源調整を図るため積立たことによるものである。このことは地方財政の運営も漸く堅実化しつつあることを示している。(第54表参照)

第54表 昭和32年度積立金の状況

区 分	昭和32年度		昭和31年度		比 較		
	金 額 (A)	歳出に対する構成比 (B)	金 額 (C)	歳出に対する構成比 (D)	増減額 (A)-(C) (E)	増減率 (A)/(C)×100 (E)	構成比 比較 (B)-(D)
都道府県	9796	$\frac{0}{13}$	2168	$\frac{0}{3}$	7628	352%	10%
市町村	5335	10	3101	7	2234	172	3
計	15131	12	5269	5	9864	287	7

(注) 歳出に対する構成比は、歳出総額から公債費と前年度繰上充用金とを控除した額に対するものである。

5 公 債 費

(1) 公債費の状況 昭和 32 年度における公債費の総額は 872 億円、うち既往債の元利償還金 847 億円、一時借入金利子 25 億円であつて、歳出総額の 6% を占めている。

前年度と比較すると、既往債の元利償還金において 158 億円(増加率 23%) 増加したが、一時借入金利子において 21 億円減少したので、137 億円の増加となり、その増加率は 19% である。

(2) 元利償還金 既往発行地方債の元利償還金 847 億円のうち、財政再建債の元利償還額は 99 億円で、前年度に比し 82 億円とおおはばに増加しているが、これは昭和 32 年度より、財政再建債の元利償還の開始されるものが多いことによるものである。財政再建債以外の地方債の元利償還額は 748 億円であつて、前年度より 76 億円増加し、その増加率は 11% である。

元利償還金のうち、元金償還額は 459 億円、利子支払額は 389 億円であつて、うち財政再建債は元金 68 億円、利子 31 億円、財政再建債以外の地方債は元金 391 億円、利子 357 億円である。

財政再建債以外の元利償還金の状況を団体別にみると、都道府県 468 億円、市町村 280 億円である。一般財源に対する割合についてみると、全体では 10%、うち都道府県 11%、市町村 9% である。この状況を都道府県別にみると、徳島県の 21% を最高として、16% 以上の県は、三重、福井、宮崎、和歌山、高知、宮城、山口、佐賀、富山及び岩手の 11 県である。(第 55 表参照)

第55表 昭和32年度地方債元利償還金の状況

(単位 百万円)

区 分	都道府県	市町村	左 の 内 訳		合 計		
			五大市	市町村			
昭和三十一年度	財政再建債(A)	4 385	5 588	393	5 195	9 973	
	元 金	2 944	3 871	263	3 608	6 815	
	利 子	1 441	1 717	130	1 587	3 158	
	そ の 他(B)	46 744	28 044	5 193	22 851	74 788	
	元 金	24 390	14 695	2 743	11 952	39 085	
	利 子	22 354	13 349	2 450	10 899	35 703	
	合 計(C)	51 129	33 632	5 586	28 046	84 761	
	元 金	27 334	18 566	3 006	15 560	45 900	
	利 子	23 795	15 066	2 580	12 486	38 861	
	一 般 財 源(D)	426 777	319 854	45 606	274 248	746 631	
一般財源に	$\left\{ \begin{array}{l} (B) \\ (D) \end{array} \right.$	11.0	8.8	11.4	8.3	10.0	
対する割合		$\left\{ \begin{array}{l} (C) \\ (D) \end{array} \right.$	12.0	10.5	12.2	10.2	11.4
昭和三十一年度	財政再建債(A')		848	870	120	750	1 718
	元 金	-	217	-	217	217	
	利 子	848	653	120	533	1 501	
	そ の 他(B')	42 551	24 660	4 043	20 617	67 211	
	元 金	22 048	12 099	1 641	10 458	34 147	
	利 子	20 503	12 561	2 402	10 159	33 064	
	合 計(C')	43 399	25 530	4 163	21 367	68 929	
	元 金	22 048	12 316	1 541	10 675	34 363	
	利 子	21 351	13 214	4 522	10 692	34 565	
	一 般 財 源(D')	348 305	278 648	18 891	239 757	626 953	
一般財源に	$\left\{ \begin{array}{l} (B') \\ (D') \end{array} \right.$	12.2	8.8	10.4	8.6	10.7	
対する割合		$\left\{ \begin{array}{l} (C') \\ (D') \end{array} \right.$	12.5	9.2	10.7	8.9	11.0
比較	増減額		$(A)-(A')$ (E)	3 537	4 718	273	4 445
		$(B)-(B')$ (F)	4 193	3 384	1 150	2 234	7 577
		$(C)-(C')$ (G)	7 730	8 102	1 423	6 679	15 832
	増	$\left(\frac{F}{A'} \right) \times 100$	417	548	228	593	481
	減	$\left(\frac{F}{B'} \right) \times 100$	10	14	28	11	11
率	$\left(\frac{G}{C'} \right) \times 100$	18	32	34	31	23	

(3) 一時借入金 公債費のうち、年度内の歳計現金の不足に必ず
 するため借入れた一時借入金の利子は、昭和31年度の46億円に対し、
 25億円に減少しており、うち都道府県は10億円から4億円に、
 市町村は36億円から21億円にそれぞれ減少している。

昭和28年度以降の推移についてみると、地方公共団体が赤字の
 ため、資金操作に窮迫していた昭和30年度までは逐年増加してい
 たが、その後急激に減少に転じている。特に都道府県においてそ
 の傾向は著しい。

これは、財政再建債等による赤字たな上げの措置と地方財政事情
 の好転により、歳計資金操作の窮迫状態がおおはばに緩和された状
 況を示すものである。

なお、歳計資金操作の緩和は逆に預金制度の運用とあいまって、
 昭和31年度以降預金利子収入の増加をもたらし、昭和32年度に
 おいては36億円となり、同年度の一時借入金利子を11億円上廻
 るに至った。(第56表参照)

第56表 昭和32年度一時借入金の状況

(単位 百万円)

区 分	金 額					昭和28年度を100と した指数				
	昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度	29(B)	30(C)	31(D)	32(E)	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(A)	(A)	(A)	(A)	
都道府県	預金利子収入	1 490	1 467	1 241	1 414	2 316	99	83	95	156
	一時借入金利子	1 218	1 713	1 923	983	411	141	158	81	34
	差 引	272	△ 246	△ 682	431	1 905	-	-	-	-
市町村	預金利子収入	652	606	585	813	1 287	93	90	125	197
	一時借入金利子	2 812	3 925	4 884	3 622	2 073	140	174	129	74
	差 引	△2 160	△3 319	△4 299	△2 809	△ 786	-	-	-	-
合 計	預金利子収入	2 142	2 073	1 826	2 227	3 603	97	85	104	168
	一時借入金利子	4 030	5 638	6 807	4 605	2 484	140	109	114	62
	差 引	△1 888	△3 565	△4 981	△2 378	△1 119	-	-	-	-

(4) 普通会計分現債額 昭和 32 年度末における普通会計分の地方債現在高をみると総額は、6,041 億円であり、うち都道府県 3,659 億円、市町村 2,382 億円、比率は 60.6% と 39.4% である。

(イ) 目的別に主なものをみると、普通土木債 1,751 億円（普通会計分総額に対する比率 29%）、災害復旧債 1,336 億円（22%）、教育債 860 億円（14%）、社会及び労働施設債 525 億円（9%）、産業経済債 271 億円（5%）であり、普通土木債と災害復旧債で 51% を占めている。

都道府県においては、普通土木債 1,444 億円（都道府県総額の 40%）災害復旧債 941 億円（26%）であり、両者で総額の 66% を占めている。

市町村においては、教育債 733 億円（市町村総額の 31%）、災害復旧債 395 億円（17%）、普通土木債 307 億円（13%）、社会及び労働施設債 282 億円（9%）であり、これらで総額の 70% を占めている。（第 57 表参照）

(ロ) 利率別にみると、6 分 5 厘以下は 5,134 億円で普通会計分総額の 85% であるが、一方 8 分 5 厘を超える高率債は、20 億円で、総額の 0.3% となっている。（第 58 表参照）

(ハ) 借入先別にみると、資金運用部 3,058 億円（普通会計分総額の 51%）、簡易保険局 1,536 億円（26%）、両者で普通会計分総額の 77% を占め、他は交付公債 505 億円（8%）、市中銀行その他 942 億円（15%）である。（第 59 表参照）

(ニ) 昭和 28 年度を 100 とした昭和 32 年度の指数は 197 であり、約 2 倍の額になっている。

これを財政再建債以外の地方債についてみると、交付公債以外の地方債では、昭和 31 年度以降その発行額の抑制と元金償還の増加とあいまって増勢は著しく鈍化し、昭和 28 年度に対する指数は 172 となっているが、交付公債の増勢が著しく 1,559 となっているため、全体では 187 となっている。

(ホ) 都道府県別に地方債現在高の一般財源に対する比率をみると、和歌山県の 191% を最高として、150% 以上の県は、徳島、富山、宮崎、奈良、三重、福井及び高知の 8 県である。

なお、歳入欠陥補てん債、交付公債及び災害復旧債を除く地方債現在高の一般財源に対する比率をみると、徳島県の 109% を最高として、80% 以上の県は、三重、福井、宮崎、奈良及び富山の 6 県である。(第 60 表参照)

(5) 公営企業会計分現債額 昭和 32 年度末における公営企業会計分の地方債現在高の状況は、2,138 億円であり、うち都道府県 1,115 億円、市町村 1,023 億円、その比率は、52.2% と 47.8% である。

(イ) 事業別に主なものをみると、水道事業 971 億円(公営企業分総額の 45%) 電気事業 693 億円 (32%)、交通事業 170 億円 (8%)、病院事業 150 億円 (7%) である。

都道府県においては、電気事業 687 億円(都道府県総額の 62%)、水道事業 283 億円 (25%) であり、両者で総額の 87% を占めている。

市町村においては、水道事業 688 億円（市町村総額の 67%）、交通事業 126 億円（12%）、病院事業 93 億円（9%）であり、これらで総額の 88% を占めている。

(ロ) 利率別にみると、6分5厘以下は 1,476 億円で、総額の 69% であり、8分5厘を超えるものは 15 億円で、総額の 0.7% となっている。

(ハ) 借入先別にみると、資金運用部及び簡易保険局 1,468 億円、市中銀行その他 670 億円であり、その比率は 68.7% と 31.3% となっている。（第 57 表ないし 第 59 表参照）

第 57 表 昭和 32 年度末目的別地方債現在高の状況

(単位 百万円)

区 分	都道府県		市 町 村						合 計	
	金 額	構 成 比	五 大 市		市 町 村		計		金 額	構 成 比
			金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比		
一、普通会計		0/00		0/00		0/00		0/00		0/00
1. 教育債	12 610	34	9 678	238	63 664	323	73 342	308	85 952	142
2. 警察債	1 025	3	13	-	54	-	67	-	1 092	2
3. 消防債	246	1	606	15	2 626	13	3 232	14	3 478	6
4. 保健衛生債	2 329	6	1 943	48	8 964	45	10 907	46	13 236	22
5. 普通土木債	144 394	395	10 890	267	19 824	100	30 714	129	175 108	290
6. 農業土木債	15 263	42	8	-	923	5	931	4	16 194	27
7. 産業経済債	23 665	65	30	1	3 359	17	3 389	14	27 054	45
8. 社会及び労働施設債	24 243	66	6 295	154	21 916	111	28 211	119	52 454	87
9. 災害復旧債	94 121	257	1 940	48	37 588	190	39 528	166	133 649	221
(イ) 土 木	83 707	229	1 591	39	14 397	73	15 988	67	99 695	165
(ロ) 農林水産	5 484	15	4	-	9 937	50	9 941	42	15 425	25
(ハ) その他	4 930	13	345	9	13 254	67	13 599	57	18 529	31
10. 戦災復旧債	3 454	9	1 880	46	4 384	22	6 264	26	9 718	16
11. 転貸債	11 749	32	2 222	54	6 911	35	9 133	38	20 882	34
(イ) 市町村へ	676	2	-	-	-	-	-	-	676	1
(ロ) その他へ	11 073	30	2 222	54	6 911	35	9 133	38	20 206	33
12. 財政再建債	16 162	44	1 466	36	18 852	96	20 318	85	36 480	60
13. その他	16 646	46	3 778	93	8 394	43	12 172	51	28 818	48
計	365 907	1000	40 749	1000	197 459	1000	238 208	1000	604 115	1 000
構成比 %		61		7		32		39		100

第 57 表 昭和 32 年度末目的別地方債現在高の状況

(単位 百万円)

区 分	都道府県		市 町 村						合 計	
	金 額	構 成 比	五 大 市		市 町 村		計		金 額	構 成 比
			金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比		
二、公営企業 会計		0/00		0/00		0/00		0/00		0/00
1. 水道事業	28 331	254	16 876	565	51 938	718	68 814	673	97 145	454
2. 軌道事業	2 147	19	3 364	113	1 498	21	4 862	48	7 009	33
3. 自動車運 送事業	981	9	427	14	1 403	19	1 830	18	2 811	13
4. 地方鉄 道事業	1 293	12	5 710	191	193	3	5 903	58	7 196	34
5. 電気事業	68 746	616	6	-	542	7	548	5	69 294	324
6. ガス事業	-	-	-	-	1 532	21	1 532	15	1 532	7
7. 病院事業	5 713	51	1 185	40	8 069	111	9 254	91	14 967	70
8. 公益質屋 事業	-	-	61	2	703	10	764	7	764	3
9. 収益事業	3 648	33	1 283	43	3 849	53	5 132	50	8 780	41
10. 国民健康 保険事業	-	-	2	-	1 848	26	1 850	18	1 850	9
11. そ の 他	724	6	958	32	806	11	1 764	17	2 488	12
計	111 583	1000	29 872	1000	72 381	1000	102 253	1000	213 836	1000
構成比 %		52		14		34		48		100
合 計		477 490		70 621		269 840		340 461		817 951
構成比 %		58		9		33		42		100

第 58 表 昭和 32 年度末利率別

区 分	都 道 府 県			市		
	普通会計	公営企業等	計	五 大 市		
				普通会計	公営企業等	計
6 分 以下	4 124	848	4 972	387	584	971
6 分5厘以下	309 977	74 464	384 441	23 933	11 682	35 615
7 分 以下	525	360	885	977	372	1 349
7 分5厘以下	26 537	16 752	43 289	8 099	10 158	18 257
8 分 以下	17 476	10 626	28 102	3 597	1 356	4 953
8 分5厘以下	6 488	8 101	14 589	3 756	5 654	9 410
9 分 以下	780	142	922	-	-	-
9 分5厘以下	-	-	-	-	66	66
1 割 以下	-	290	290	-	-	-
1 割 を 超 え る も の 計	-	-	-	-	-	-
	365 907	111 583	477 490	40 749	29 872	70 621

(注) () 内は、千分比による構成比である。

第 59 表 昭和 32 年度末借入

区 分	都 道 府 県			市		
	普通会計	公営企業等	計	五 大 市		
				普通会計	公営企業等	計
資金運用部	167 883	64 106	231 989	15 428	9 545	24 973
簡易保険局	95 412	10 774	106 186	7 957	2 428	10 385
市中銀行	38 755	15 175	53 930	8 986	9 903	18 889
保険会社その他 金融機関	2 690	3 762	6 452	1 812	627	2 439
交付公債	47 908	56	48 024	770	-	770
そ の 他	13 199	17 710	30 909	5 796	7 369	13 165
計	365 907	111 583	477 490	40 749	29 872	70 621

(注) () 内は千分比による構成比である。

地方債現在高の状況

(単位 百万円)

町 村						合 計		
市 町 村			計			普通会計	公営企 業 等	計
普通会計	公営企 業 等	計	普通会計	公営企 業 等	計			
636	496	1 132	1 023	1 080	2 103	(9)	(9)	(9)
						5 147	1 928	7 075
174 393	59 554	233 947	198 326	71 236	269 562	(841)	(681)	(799)
						508 303	145 700	654 003
11 97	970	2 167	2 174	1 342	3 516	(4)	(8)	(5)
						2 699	1 702	4 401
2 495	1 983	4 478	10 594	12 141	22 735	(62)	(135)	(81)
						37 131	28 893	66 024
12 770	5 204	17 974	16 367	6 560	22 927	(56)	(81)	(62)
						33 843	17 186	51 029
4 736	3 174	7 910	8 492	8 828	17 320	(25)	(79)	(39)
						14 980	16 929	31 909
715	534	1 249	715	534	1 249	(2)	(3)	(3)
						1 495	676	2 171
405	353	758	405	419	824	(1)	(2)	(1)
						405	419	824
60	59	119	60	59	119	(-)	(2)	(1)
						60	349	409
52	54	106	52	54	106	(-)	(-)	(-)
						52	54	106
197 459	72 381	269 840	238 208	102 253	340 461	(1 000)	(1 000)	(1 000)
						604 115	213 836	817 951

先別地方債現在高の状況

(単位 百万円)

町 村						合 計		
市 町 村			計			普通会計	公営企 業 等	計
普通会計	公営企 業 等	計	普通会計	公営企 業 等	計			
122 516	46 913	169 429	137 944	56 458	194 402	(507)	(564)	(521)
						305 827	120 564	426 391
50 234	13 043	63 277	58 191	15 471	73 662	(255)	(123)	(220)
						153 603	26 245	179 848
18 15 3	6 930	25 083	27 139	16 833	43 972	(109)	(149)	(120)
						65 894	32 008	97 902
2 443	2 649	5 092	4 255	3 276	7 531	(11)	(33)	(17)
						6 945	7 038	13 983
1 815	63	1 878	2 585	63	2 648	(83)	(1)	(62)
						50 553	119	50 672
2 298	2 783	5 081	8 094	10 152	18 246	(35)	(130)	(60)
						21 293	27 862	49 155
197 459	72 381	269 840	238 208	102 253	340 461	(1000)	(1000)	(1000)
						604 115	213 836	817 951

第 60 表 普通会計分地方債現在高の推移
(単位 百万円)

区 分	昭和 28 年度		昭和 29 年度		昭和 30 年度		昭和 31 年度		昭和 32 年度	
	未償還額	指数	未償還額	指数	未償還額	指数	未償還額	指数	未償還額	指数
普 通 債	304 093	100	395 005	130	474 174	156	533 576	175	567 635	187
交付公債 以 外	300 850	100	377 080	125	447 400	149	491 050	163	517 082	172
交付公債	3 234	100	17 925	553	26 774	826	42 526	1 311	50 553	1 559
財政再建債	-	-	-	-	9 093	100	42 124	463	36 480	401
計	304 093	100	395 005	130	483 267	159	575 700	189	604 115	197

四 昭和 32 年度決算と地方財政計画との比較

(1) 地方財政計画と決算 地方財政計画は、毎年度政府が策定して示す全地方公共団体の一カ年度間における収入及び支出の見込表であり、地方財政の計画的運営の確保を図るための手段である。その策定の方法は全地方公共団体を一体として、収支状況を示すこととされているため計画に掲げられる歳入歳出の額は、団体間において相互重複する額を控除した純計額となっており、その収支は単年度の状況を示すこととされているため、前年度剰余金、事業繰越額等年度間に重複する収支は除外されている。また、この計画の策定を通じて明年度の地方財政の状況を判断し、必要な財源措置計画の基礎とされるため、収支の見込額は、通常の水準における額が掲げられ通常の水準を上廻るもの、普遍性のない特殊なもの又は臨時的なものに係る収支は計上されない建前となっている。地方公共団体の決算は、いうまでもなく地方公共団体における一カ年度間の現金収支の実績の記録である。したがって、ある年度の地方財政計画とその年度の決算額との比較を試みるためには、決算の内容を地方財政計画の建前に即するように必要な修正を行つた上で行うことが必要である。そこで、決算額のうち都道府県と市町村間の重複とみられる補助金、寄附金等と、年度間の重複とみられる繰越金及び繰上充用金を控除した純計決算額を算定して、最少限の修正を行い、これを地方財政計画の額と単純に対比すると次のとおりである。

(イ) 歳入についてみると、総額において、決算額は計画額を 2,046 億円上廻っている。科目別にみると、地方税 667 億円、地方交付税 78 億円、国庫支出金 253 億円、地方債 134 億円、雑収入 681 億円、それぞれ上廻っている。

(ロ) 歳出についてみると、総額において、決算額は計画額を 1,785 億円上廻っている。経費の性質別にみると、消費的経費 774 億円、投資的経費 986 億円、公債費 99 億円それぞれ上廻っている。(第 61 表参照)

(2) 決算と計画との相異事由 純計決算額と計画額との間にこのような相異が存する原因の一は、前述のように計画額における収支額は通常の水準における額が掲げられ、通常の水準を上廻るもの、普遍性のない特殊的又は臨時的なものに係る収支は計画外に置かれている等の計画と決算との建前の相異によるものであり、他は、計画に見込まれた通常の水準における収支について増収が存したことによるものである。

先づ、計画と決算との建前の相異に基づく主要な原因として考えられるものを掲げると次のとおりである。

- (イ) 地方税のうち、標準税率若しくは準拠税率を上廻つて課税される額に係る収支
- (ロ) 地方財政再建促進特別措置法の規定による利子補給、指定事業に対する高率補助金並びに財政再建債の償還額
- (ハ) 地方債計画外に、市有物件共済組合、厚生年金保険積立金等の特殊な資金より融資を受けて発行する地方債に係る収支
- (ニ) 地方債の繰上償還額
- (ホ) 国庫委託金、国の代行事業及び民間企業からの委託事業等に係る収支
- (ヘ) 貸付金、預託金及びその回収金
- (ト) 繰入金及び繰出金
- (チ) 臨時に行われる積立金
- (リ) 財産収入その他の雑収入のうち、普遍性のない特殊又は臨時的収入に係る収支
- (ヌ) 事業繰越、支払繰延等に係る収支のずれ、並びに国において行う明許又は事故繰越措置に伴う国庫支出金収入の所属年度のずれ、

第 61 表 昭和 32 年度純計決算

歳 入	32年度財 政計画額 (A)	32年度純 計決算額 (B)	32年度分 比較増減 (A)-(B)	31年度純 計決算額 (C)
1 地 方 税	460 513	527 190	66 677	449 924
(イ) 普 通 税	449 221	513 904	64 683	444 043
(ロ) 目 的 税	11 292	13 286	1 994	5 881
2 地 方 譲 与 税	29 666	29 311	△ 355	23 517
(イ) 入 場 譲 与 税	17 707	17 429	△ 278	15 677
(ロ) 地 方 道 路 譲 与 税	11 373	11 194	△ 179	7 340
(ハ) 特 別 と ん 譲 与 税	586	688	102	-
3 地 方 交 付 税	195 372	203 182	7 810	165 162
4 国 庫 支 出 金	295 600	320 923	25 323	295 111
(イ) 義 務 教 育 関 係 国 庫 負 担 金	84 700	89 036	4 336	79 893
(ロ) そ の 他 の 普 通 補 助 負 担 金	72 554	79 401	6 847	79 313
(ハ) 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	119 583	132 251	12 668	117 706
a 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	80 541	92 836	12 295	75 472
b 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	39 042	39 415	373	42 228
(ニ) 失 業 対 策 事 業 費 補 助 金	18 763	20 235	1 472	18 205
5 地 方 債	52 000	65 408	13 408	113 381
6 雑 収 入	113 464	181 558	68 094	152 322
(イ) 使 用 料 ・ 手 数 料	38 806	52 614	13 808	48 239
(ロ) 雑 入	74 658	128 944	54 286	104 083
7 そ の 他	500	499	△ 1	-
8 繰 入 金	-	23 682	23 682	20 187
合 計	1 147 115	1 351 753	204 638	1 219 604

- 備考 1 恩給及び退隠料で恩給組合を経由するものは、その他の消費的経費に
 2 地方財政計画の、補助金を伴うその他の消費的経費に含まれている給
 3 本表の決算額には、繰越金、前年度繰上充用金は含まれていない。

額と地方財政計画との比較

(単位 百万円)

歳 出	32年度財政計画額 (A)	32年度純計決算額 (B)	32年度分比較増減 (B)-(A)	31年度純計決算額 (C)
消費的経費	728 686	803 061	74 375	750 532
1 給与費	443 566	495 437	51 871	457 565
2 恩給、退隠料	21 385	20 591	△ 794	20 086
3 その他の経費	263 735	287 033	23 298	272 881
(イ) 国庫補助負担金を伴うもの	109 187	-	-	-
(ロ) 国庫補助負担金を伴わないもの	154 548	-	-	-
公債費	76 731	86 656	9 925	73 550
維持補修費	25 755	28 968	3 213	-
投資的経費	299 879	398 470	98 591	349 998
1 公共事業費	189 193	236 223	47 030	212 904
(イ) 普通建設事業費	139 445	187 810	48 365	163 667
(ロ) 災害復旧事業費	49 748	48 413	△ 1 335	49 237
2 失業対策事業費	30 240	35 474	5 234	30 960
3 単独事業費	80 446	126 773	46 327	106 134
(イ) 普通建設事業費	74 466	118 749	44 283	98 777
(ロ) 災害復旧事業費	5 980	8 024	2 044	7 357
地方交付税の不交付団体における平均水準をこえる必要経費	16 064	-	△ 16 064	-
繰出金	-	12 865	12 865	9 411
合 計	1 147 115	1 330 020	182 905	1 183 491

含まれている。

与費については、決算額においては給与費に含まれている。

これらの特殊な収支のなかには、これを明確に分別して決算額から除外することが困難なものが少なく、厳密な意味における地方財政計画と決算額との比較は困難である。

(3) 一般財源の決算額と計画額との比較 決算額と計画額との比較を、その相異がもたらされた第二の事由に基いて、計画に見込まれた通常の水準における収入の増収額とその用途の状況を検討することによつて行えば、次のとおりである。

(イ) 昭和 32 年度決算における一般財源額の計画額に対する増収額は次のとおりである。

先づ、地方税収入において計画を上廻つて 647 億円の増収があつたが、このうち標準税率超過課税またはこれに準ずるものと考えられるものを差し引けば、財政計画を上廻る額はおおむね 520 億円と推定される。

これに地方交付税の増収額 78 億円を加え、地方譲与税の減収額 4 億円を差し引けば、当初計画の予想を上廻つて、約 600 億円に上る増収があつたことになる。このような増収は、普通税収入については、主として異常な経済界の好況が地方税収入の増加となつて反映したことを示すものであるが、さらに地方公共団体が収入の確保を図るため、一般に税務行政の改善に努めた結果によるものであり、地方交付税については、年度末において国の補正予算に伴い 78 億円の地方交付税が追加交付されたことによるものである。

(ロ) その使用の状況をみると、次のとおりである。

(a) 赤字解消のため使用した額	130 億円
(i) 財政再建債の償還	81 億円
(ii) 累積赤字解消	49 億円
(b) 財政運営の堅実化のため使用した額	299 億円
(i) 一般地方債繰上償還	12 億円
(ii) 指定事業債振替	16 億円
(iii) 積立金	80 億円
(iv) 昭和 32 年度単年度剰余金	191 億円
(c) 昭和 32 年度増加所要経費に充当した額	167 億円

すなわち、昭和 32 年度において地方公共団体は、その増収額の大半を割いて、赤字の解消と財政運営の堅実化のために充当したことになるのである。(第 61 表参照)

五 昭和32年度地方財政の特徴

- (イ) 昭和32年度の地方財政は、近年における経済界の好況を反映して、地方税において計画以上の自然増収があり、また地方交付税において前年度から繰越があつた上に年度末の国の補正予算によりさらに増額されるなど、一般財源の面において異常ともいえる好条件に恵まれた。
- (ロ) このような好条件のなかにあつて、地方公共団体は、その増収額の一部を割いて、累積赤字の解消及び高利債の繰上償還等を図るとともに、さらに後年度への財源調整の見地から、積立金を行う等積極的に財源留保の措置をとり、その財政運営の堅実化について一層の努力が払われている。
- (ハ) 地方財政規模は、地方財源の増加を反映して、相当増加し、特に投資的経費や行政諸施設の維持補修等においてかなりの伸張がみられた。
しかし、この種の経費は永年著しく抑制されてきたため、既往年度の状況に比較すると他の経費よりその伸張率は低く、現在の歳出構成においては、依然として弾力性の少い給与費等の占める割合が高くなっている。特に交付公債を含めて、地方債は累増しつつあり、これに伴う公債費の重圧はなお存続している。しかもなお一方、いまだ多くの団体において、法定外課税や標準税率超過課税が行われており、また PTA 等住民の負担に転嫁されている公費も少くない。
- (ニ) したがって、行政施設の水準の維持確保に要する需要の増大に苦慮している地方公共団体の現状においては、今後も長期にわたり財政収支の実質的均衡を保持しつつ、これらの要求をかなえてゆくためには、なお幾多改善の余地が残されている。

第二 昭和33年度の地方財政の状況

一 昭和33年度における地方財政制度改正の概要

昭和33年度の地方財政については、その健全化を図るため、地方財政制度についての各般の改善措置が講ぜられた。すなわち、地方交付税の総額の増加と配分方法の改正、租税負担の不均衡是正と零細大衆負担の軽減、公営企業金融公庫の出資金の増額による機能の充実及び一般財源の強化に伴い、歳入構成の是正を図る等の措置が講ぜられた。

しかしまた一方、地方財政制度上またはその運用上重要な関係を有する幾多の法律の制定改正も行われた。

これら地方財政に関係のある主な諸制度の改正の概要は、次のとおりである。

法律名	改正の概要	備考
1 地方交付税法の改正	(1) 地方交付税の率が、26%から27.5%に引き上げられた。 (2) 普通交付税及び特別交付税の交付税総額に対する割合が、従来の92%及び8%から、94%及び6%に改められた。 (3) その他、経費の種類、測定単位、補正方法及び単位費用が改正された。	
2 地方税法の改正	(1) 零細大衆負担の軽減のため、自転車荷車税が廃止され、その減収補てんのため、市町村たばこ消費税の税率が、9%から11%に引き上げられた。 (2) 自動車税のうち軽自動車及び小型二輪車と原動機付自転車を併せ、市町村税として軽自転車税が新設された。 (3) その他軽油引取税、電気ガス税の負担の合理化を図るとともに木材引取税の標準税率が、4%から2%に引き下げられた。	地方税法の改正に伴う増減見込額についてみると、道府県税においては9億円(平年度10億円)の減収、市町村税においては9億円(平年度12億円)の増収である。
3 公営企業金融公庫法の改正	(1) 公庫の機能の充実を図るため、出資金が5億円から10億円に増額され、公庫債の発行限度額は80億と決定された。 (2) 地方公営企業が必要とする一時借入金の資金需要に対しても、公庫資金の運用ができることとされた。	
4 道路整備緊急措置法の制定	(1) 道路整備5箇年計画は、建設大臣が定めて、閣議の決定を要することとされた。 (2) 道路整備に要する財源、国の負担金の割合または補助金の率の特例等について規定が設けられた。	

法律名	改正の概要	備考
5 道路法の改正	<p>(1) 1級国道の新設または改築について、重点的かつ効率的な整備の促進を図るため、原則として建設大臣がこれを行うこととされた。</p> <p>(2) 1級国道の維持管理について、その管理を効率的に実施するため、政令で定める区間については、建設大臣がこれを行うこととされた。なお、その事務の一部を都道府県知事に行わせることができることとされた。</p> <p>(3) 1級国道の管理に要する費用の負担について、改正が行われた。</p>	
6 恩給法等の改正	<p>戦歿軍人の遺族、戦傷病者の処遇の改善を図るとともに、昭和28年12月末日以前に退職し、または死亡した公務員等に給する普通恩給の年額が改正された。</p>	<p>昭和33年度地方財政計画上7千万円の増が見込まれている。</p>
7 一般職の職員の給与に関する法律等の改正	<p>(1) 一般職の国家公務員に新たに最高600円の範囲内で通勤手当が支給されることとされた。</p> <p>(2) これに伴い、地方公共団体も通勤手当を支給できるよう地方自治法の一部が改正された。</p>	<p>地方財政計画に31億円計上</p>
8 補助金等の臨時特例等に関する法律の改正	<p>本法の適用期間を一箇年延長し、昭和34年3月31日までとされた。</p>	
9 国税等の改正	<p>(1) 所得税について、貯蓄の増強に資するため、貯蓄額の税額控除制度が設けられた。</p> <p>(2) 新技術企業化用機械設備に対する特別償却制度が設けられた。</p> <p>(3) 法人税について、その負担軽減のため、法人税率2%が引き下げられるとともに、軽減税率の適用限度額が200万円に引き上げられた。</p> <p>(4) 酒税について、下級酒に対する酒税の税率が、1割程度引き下げられた。</p> <p>(5) 入場税について、演劇をもつばら催す場所についての入場税の税率が引き下げられた。</p>	<p>(1) 貯蓄控除制度により地方交付税が14億円(平年度17億円)減収となる。</p> <p>(2) 特別償却制度と法人税の軽減により地方交付税が37億円(平年度59億円)、地方税が56億円(平年度91億円)減収となる。</p> <p>(3) 酒税の減税により地方交付税が15億円(平年度17億円)の減収となる。</p> <p>(4) 入場税の減税により入場譲与税が5億円の減収となる。</p>

法律名	改正の概要	備考
10 公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の制定	<p>(1) 学級編成の標準に関しては、公立の義務教育諸学校の種類に応じ、一学級に編成すべき児童、生徒の数の基準となるべき数値が定められており、都道府県の教育委員会は、この数を標準として、それぞれ義務教育諸学校の一学級の児童生徒数を定めることとされた。</p> <p>標準として掲げられた児童、生徒数は、小、中学校とも単式の場合は50人である。</p> <p>(2) 職員定数の標準は、各都道府県ごとの公立義務教育諸学校におけるべき教職員の総数、すなわち教職員の定数について、学校の種類ごとにその標準となるべき数が定められた。</p> <p>(3) なお、当分の間は、学級編成の標準及び教職員定数の標準について、それぞれ暫定的に標準の数を定められるよう経過措置が規定された。</p>	<p>地方財政計画では、5000人の教職員の増加を予想して、17億円計上されている。</p>
11 義務教育国庫負担法等の改正	<p>公立義務教育諸学校並びに公立養護学校、小学校及び中学校における教材費について、国庫負担率が二分の一と明定された。</p>	<p>地方財政計画では、15億円計上されている。</p>
12 へき地教育振興法の改正	<p>(1) へき地教育振興を図るための事務について都道府県の任務が明らかにされた。</p> <p>(2) 従来の隔遠地手当にかえ、へき地手当を支給することとし、へき地手当の基準が定められた。</p>	<p>昭和34年4月1日施行のため、本年度は影響がないが、来年度の増加所要額は2億円と見込まれている。</p>
13 職業訓練法	<p>職業の安定と労働者の地位の向上を図るため、職業訓練計画、職業訓練の基準、公共職業訓練を行う場所、事業内職業訓練に対する助成、国の財政的援助その他職業訓練及び技能検定に関する必要な事項が定められた。</p>	
14 地すべり等防止法	<p>(1) 地すべりによる災害を防止するため、地すべり防止区域の制度が設けられ、地すべり防止工事の施行その他の同区域管理については、原則として都道府県知事が行うものとされた。</p> <p>(2) 地すべり防止区域の管理に要する費用の負担区分が定められた。</p> <p>(3) ぼた山の崩壊防止についても地すべりの防止と同様の規制がされた。</p>	<p>昭和33年度事業量は、総額2億5千万円、うち国費1億8千万円、地方費7千万円である。</p>

二 昭和 33 年度地方財政計画及び地方債計画の概要

(一) 地方財政計画

- (1) 地方財政計画の規模 昭和 33 年度における地方財政計画の規模は 1 兆 2,372 億円であり、うち交付団体分は 9,194 億円、不交付団体分は 3,178 億円である。

前年度に比較すると、901 億円増加し、増加率は 8%である。(第 62 表参照)

- (2) 普通税等の計画額と前年度決算額との比較 一般財源について、昭和 33 年度の地方財政計画と昭和 32 年度の決算額を比較してみると、前に述べたように決算額は計画を約 600 億円上廻っている。

したがって、両年度の地方財政計画を比較すると、地方税、地方交付税等の増加額は、783 億円の多額に上るのであるが、計画を前年度の決算額に比較すると、実質的には 187 億円の増加に過ぎない。なおそのうえ、地方債計画において、前年度より 70 億円減少され、特に普通建設補助事業分について地方債抑制の趣旨において 90 億円の減額が行われていることを考慮すると、昭和 33 年度の地方財政の運営は、前年度に比しかなり窮屈になつていないことはいなめない。

(第 63 表参照)

第62表 昭和33年度

事 項	総 額	内 訳	
		交付団体分	不交付団体分
歳 出			
I 消費的経費			
1. 給与費	473 261	364 266	108 995
(イ) 議員委員の報酬	5 834	4 055	1 779
(ロ) 義務教育関係職員	182 208	154 865	27 343
(ハ) 警察職員	43 713	27 539	16 176
(ニ) 一般職員及び義務制以外職員	241 506	177 807	63 699
2. 恩給及び退職料	21 830	17 262	4 568
3. その他の経費	270 778	201 856	68 921
(イ) 国庫補助負担金を伴うもの	117 272	88 829	28 443
a. 義務教育関係教材費	3 002	2 176	826
b. その他の経費	114 270	86 653	27 617
(ロ) 国庫補助負担金を伴わないもの	153 506	113 028	40 478
消費的経費計	765 869	583 385	182 484
II 公債費	82 804	62 872	19 932
III 維持補修費	41 945	30 650	11 295
IV 投資的経費			
1. 公共事業費	192 726	157 287	35 439
(イ) 普通建設事業費	146 702	113 679	33 023
(ロ) 災害復旧事業費	46 024	43 608	2 416
2. 失業対策事業費	34 077	22 014	12 063
(イ) 普通失業対策事業費	27 035	17 465	9 570
(ロ) 特別失業対策事業費	7 042	4 549	2 493
3. 国庫補助負担金を伴わない建設事業	103 284	63 224	40 060
(イ) 普通建設事業費	96 584	57 228	39 356
(ロ) 災害復旧事業費	6 700	5 996	704
投資的経費計	330 087	242 525	87 562
V 地方交付税の不交付団体における平均水準をこえる必要経費	16 468	-	16 468
歳 出 合 計	1 237 173	919 432	317 741

地方財政計画

(単位 百万円)

事 項	総 額	内 訳	
		交付団体分	不交付団体分
歳 入			
1. 地 方 税	510 515	290 541	219 974
(イ) 普 通 税	496 372	281 776	214 596
(ロ) 目 的 税	14 143	8 765	5 378
2. 地 方 譲 与 税	32 174	29 406	2 768
(イ) 入 場 譲 与 税	18 336	17 895	441
(ロ) 地 方 道 路 譲 与 税	13 153	11 442	1 711
(ハ) 特 別 と ん 譲 与 税	685	69	616
3. 地 方 交 付 税	224 011	224 011	-
4. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1 000	740	260
5. 国 庫 支 出 金	308 238	249 248	58 990
(イ) 義 務 教 育 費 関 係 国 庫 負 担 金	90 564	78 134	12 430
(ロ) そ の 他 の 普 通 補 助 負 担 金	75 676	57 009	18 667
(ハ) 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	120 950	100 508	20 442
a. 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	84 750	66 207	18 543
b. 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	36 200	34 301	1 899
(ニ) 失 業 対 策 事 業 費 補 助 負 担 金	21 048	13 597	7 451
a. 普 通 失 業 対 策 事 業 費 補 助 金 助 金 負 担	17 548	11 336	6 212
b. 特 別 失 業 対 策 事 業 費 補 助 金 負 担	3 500	2 261	1 239
6. 地 方 債	45 000	37 600	7 400
7. 雑 収 入	116 235	87 886	28 349
(イ) 使 用 料 及 び 手 数 料	40 246	31 868	8 378
(ロ) 雑 収 入	75 989	56 018	19 971
歳 入 合 計	1 237 173	919 432	317 741

第 63 表 普通税等の財政計画額と決算額の比較

(単位 億円)

区 分	昭和33年度 地方財政 計画 (A)	昭和32年度 地方財政 計画 (B)	昭和32年度 決算額 (C)	比 較		
				(C)-(B)	(A)-(B)	(A)-(C)
普通税	4 964	4 492	5 014	522	472	△ 50
地方譲与税	322	297	293	△ 4	25	29
地方交付税	2 240	1 954	2 032	78	286	208
小 計	7 526	6 743	7 339	596	783	187
地方債中、 普通建設補助分	100	190	190		△ 90	△ 90
計	7 626	6 933	7 529	596	693	97

(二) 地方債計画

(1) 地方債計画 昭和 33 年度の地方債計画の策定にあたっては一般会計分は、将来の公債費負担の軽減を図る見地から、450 億円に減額し、公営企業分及び準公営企業分は、産業基盤の整備等重点事業の促進を図るため、540 億円に増額し、そのほか退職手当債 10 億円を含めて、合計 1,000 億円と決定された。

前年度と比較すると、一般会計分においては 70 億円減少し、退職手当債において 20 億円減少しているが、公営企業分及び準公営企業分においてそれぞれ 10 億円づつ増加し、合計では 70 億円の減少となっている。

なお、一般会計分の災害関係において、その後 30 億円追加された。

(2) 資金区分 地方債の資金区分は、政府資金 850 億円、公募資金 150 億円と決定された。政府資金 850 億円のうち、資金運用部資金は 450 億円で、原資見込 2,437 億円の 18% を占め、簡保資金は 400 億円で、原資見込 858 億円の 47% を占めている。

公募資金 150 億円のうち、公営企業金融公庫引受分は 80 億円、旧指定地方債分は 70 億円である。

なお、昭和 33 年度は、一般会計分地方債は全額政府資金によることとし、公募資金も、前年度の 230 億円から 80 億円減額し、地方公共団体が一般市中銀行から縁故で借り入れる公募資金は、まったく予定されていない点が、前年度より変つている。(第 64 表参照)

第 64 表 昭和 33 年度地方債計画

(単位 億円)

区 分	昭和 33 年度			昭和 32 年度			比 較 増 減 (A)-(B)
	総 額 (A)	内 訳		総 額 (B)	内 訳		
		政府資金	公 募		政府資金	公 募	
一、一般会計分	450	450	0	520	490	30	△ 70
1. 一般補助事業	100	100	0	190	175	15	△ 90
2. 災害復旧事業	120	120	0	120	120	0	0
3. 義務教育施設 整備事業	120	120	0	110	105	5	10
4. 一般単独事業	110	110	0	100	90	10	10
二、収益的建設事業	60	50	10	50	40	10	10
三、退職手当債等	10	10	0	30	30	0	△ 20
四、公営企業会計分	480	340	140	470	280	190	10
1. 電 気 事 業	150	130	20	150	120	30	0
2. 水 道 事 業	235	155	80	225	125	100	10
3. 交 通 事 業	60	30	30	50	15	35	10
4. 病 院 事 業	10	10	0	20	10	10	△ 10
5. 市場、ガス、公他 益質屋、その他	25	15	10	25	10	15	0
合 計	1 000	850	150	1 070	840	230	△ 70

三 昭和 33 年度地方財政の運営

(一) 地方税の徴収状況

(1) 道府県税 道府県税について、昭和 33 年 12 月末日現在の徴収状況をみると、調定額 2,105 億円、収入済額 1,647 億円、徴収歩合は 78.3% である。

前年同期と比較すると、経済界の不況の影響を受けて、徴収歩合は、0.7% 上廻っているにもかかわらず調定額は 43 億円、収入済額は 21 億円、いずれも下廻っている。(第 65 表参照)

第 65 表 昭和 33 年度道府県税徴収状況

(単位 百万円)

税 目	昭和33年12月末日			昭和32年12月末日			(A) (B)
	調定額	収入額 (A)	徴収 歩合	調定額	収入額 (B)	徴収 歩合	
I 普通税	203 819	159 433	78.2	209 557	162 617	77.6	98.0
1. 道府県民税	32 405	21 889	67.5	33 095	23 102	69.8	94.7
(イ) 法人分	15 510	12 894	83.1	17 034	14 547	85.4	88.6
(ロ) 個人分	16 895	8 995	53.2	16 061	8 555	53.3	105.1
2. 事業税	111 044	88 895	80.1	120 018	94 234	78.5	94.3
(イ) 法人分	87 798	74 226	84.5	97 889	80 923	82.7	91.7
(ロ) 個人分	23 246	14 669	63.1	22 129	13 311	60.2	110.2
3. 不動産取得税	8 363	6 054	72.4	7 153	4 995	69.8	121.2
4. 道府県たばこ消費 税	15 752	15 752	100.0	14 931	14 931	100.0	105.5
5. 娯楽施設利用税	1 767	1 668	94.4	1 417	1 329	93.8	125.5
6. 遊興飲食税	17 548	12 288	70.0	17 290	12 083	69.9	101.7
7. 自動車税	12 125	9 142	75.4	11 626	8 780	75.5	104.1
8. 鉱区税	978	629	64.3	903	545	60.4	115.4
9. 狩猟者税	367	361	98.4	339	335	98.8	107.8
10. 固定資産税	2 818	2 271	80.6	2 053	1 746	85.0	130.0
11. 法定外普通税	652	484	74.2	732	537	73.4	90.1
II 目的税	6 022	5 251	87.2	4 305	3 825	88.9	137.3
III 旧法による税収入 合計	616	32	5.2	970	327	33.7	9.8
	210 457	164 716	78.3	214 832	166 769	77.6	98.8

(注) 本表の県民税の個人欄には、東京都の特別区民税として徴収する道府県民税相当額(個人の均等割及び所得割)は含まれていない。

(2) 市町村税 市町村税について、昭和 33 年 9 月末日現在の徴収状況をみると、調定額 3,115 億円、収入済額 1,404 億円、徴収歩合は 45.1% である。

主な税目について、前年同期と比較すると、収入済額においては、市町村民税の個人分は 5 億円、固定資産税(国有資産等所在市町村交付金及び納付金を除く。)は 64 億円、いずれも前年度を上廻っているが、市町村民税の法人分は 6 億円下廻っている。

なお、徴収歩合においては、固定資産税は 0.5% 上廻っているが、市町村民税は個人分法人分とも、それぞれ 0.4%、1.5% 下廻っている。(第 66 表参照)

第 66 表 昭和 33 年度市町村税徴収状況

1 徴収状況

(単位 百万円)

税 目	区 分		徴収歩合 %
	調 定 額	収 入 額	
一 普 通 税	299 877	136 130	45.4
1. 法 定 普 通 税	299 453	135 842	45.4
(1) 市 町 村 民 税	95 027	36 536	38.4
(イ) 個 人 均 等 割	78 691	24 807	31.5
(ロ) 法 人 均 等 割	838	557	66.5
(ハ) 法 人 税 割	15 498	11 172	72.1
(2) 固 定 資 産 税	173 098	70 138	40.5
(イ) 純 固 定 資 産 税	162 941	64 223	39.4
土 地 税	60 053	22 996	38.3
家 屋 税	69 281	26 684	38.5
却 上 償 還 金 納 付 金	33 607	14 543	43.3
(ロ) 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金 納 付 金	10 157	5 915	58.2
(3) 軽 自 動 車 税	2 247	1 615	71.9
(4) 市 町 村 た ば こ 消 費 税	13 858	13 724	99.0
(5) 電 気 ガ ス 税	12 790	12 442	97.3
(6) 鉱 産 税	1 046	820	78.4
(7) 木 材 引 取 税	1 387	567	40.9
2. 法 定 外 普 通 税	424	288	67.9
二 目 的 的 税	9 476	4 126	43.5
三 旧 法 に よ る 税 収 入	2 142	134	6.2
合 計	311 495	140 390	45.1

(注) 昭和33年9月末日現在。

2 市町村税中主要税目の前年同期との比較

区 分	昭和33年9月末日			昭和32年9月末日			比 較	
	調定額 (A)	収入 済額 (B)	徴収率 $\frac{(B)}{(A)} \times 1000$ (C)	調定額 (D)	収入 済額 (E)	徴収率 $\frac{(E)}{(D)} \times 1000$ (F)	(B)-(E)	(C)-(F)
市町村民税	95 027	36 536	384	93 512	37 150	397	△ 614	△ 13
個人分	78 691	24 807	315	76 012	24 276	319	531	△ 4
法人分	16 336	11 729	718	17 560	12 874	733	△ 1 145	△ 15
固定資産税 (交付金及び 納付金を除く)	162 941	64 223	394	148 863	57 859	389	6 364	5

第 67 表 昭 和 33 年 度

区 分	基準財政需要額			基準財政収入額			財 源 超過額
	財源不 足団体	財源超 過団体	計	財源不 足団体	財源超 過団体	計	
道 府 県	269 865	61 018	330 883	124 196	67 477	191 673	6 459
市 町 村	162 816	78 081	240 897	93 348	96 813	190 161	18 732
大 都 市	4 252	50 598	54 850	3 711	60 721	64 432	10 123
市	72 490	22 907	95 397	49 705	29 472	79 177	6 565
町 村	86 074	4 576	90 650	39 932	6 620	46 552	2 044
合 計	432 681	139 099	571 780	217 544	164 290	381 834	25 191

(注) 調整額は財源不足団体の基準財政需要額に調整率 0.01055745416 を乗じたも

(二) 地方交付税の交付状況

(1) 地方交付税の状況 昭和33年度における地方交付税は、法定繰入率が前年度の26%から27.5%に引き上げられ、昭和33年度分は2,122億円となるが、これに昭和31年度精算分118億円を加えて2,240億円となった。うち、普通交付税は94%の2,106億円、特別交付税は6%の134億円である。

(2) 交付状況 昭和33年度における普通交付税の交付状況をみると、道府県分は68%の1,428億円、市町村分は32%の678億円である。

普通交付税の不交付団体数についてみると、都道府県においては、東京、大阪及び神奈川の3都府県であり、前年度不交付団体であった愛知県は交付団体となっている。市においては6.4%の32市、町村においては3.5%の112町村である。(第67表参照)

地方交付税算定状況

(単位 百万円)

財源 不足額	調整額	普通交 付税額	比率	特 別 交付税	交付税 合計	団 体 数		
						総 数	交 付 団 体	不交付 団 体
145 669	2 850	142 820	678	13 442	224 011	46	43	3
69 468	1 718	67 750	322			3 663	3 519	144
541	45	496	2			6	1	5
22 785	765	22 020	105			496	469	27
46 142	908	45 234	215			3 161	3 049	112
215 137	4 568	210 570	1000	13 441	224 011	3 709	3 562	147

のである。

(三) 地方譲与税の配分状況

昭和 33 年度における地方譲与税の総額は 322 億円見込まれており、前年度決算額より 29 億円増加している。

入場譲与税は 183 億円見込まれており、前年度より 9 億円増加している。

なお、財政調整のための不交付団体に対する制限率は、前年度は 26% であつたが、昭和 33 年度は 24% とされている。

地方道路譲与税は 132 億円見込まれ、前年度より 20 億円増加している。

特別とん譲与税は 7 億円見込まれ、前年度とはほぼ同額である。

(四) 地方債の配分状況

(1) 許可方針と配分状況 地方債の許可に当つては、住民全体の福祉の維持向上に寄与する緊要な事業のうち、適債事業と認められるものについて、その遂行に資するよう措置することとされている。

この方針に基く昭和 33 年度における地方債の配分状況についてみると、昭和 34 年 1 月末日現在における配分総額は 943 億円である。

会計別にみると、普通会計分は 408 億円（配分総額に対する比率 43.3%）公営企業会計分及び準公営企業分は 535 億円（56.7%）である。

(2) 資金区分 資金区分をみると、総額 943 億円のうち、政府資金によるものは 84.0% 792 億円であり、公募資金によるものは 16% 151 億円である。

政府資金については、資金運用部資金によるものは 398 億円、また簡保資金によるものは 389 億円である。（第 68 表参照）

第 68 表 昭和 33 年度地方債配分状況

(昭和 34 年 2 月 20 日現在)

区 分	地 方 債 計 画				配 分 済 額			
	総 額	資 金 内 訳			総 額	資 金 内 訳		
		運 用 部	簡 保	公 募		運 用 部	簡 保	公 募
	億円	億円	億円	億円	百万円	百万円	百万円	百万円
(一)普通会計分	490	275	205	-	40719	20968	19751	-
1. 一般補助	103	3	100	-	9675	-	9675	-
2. 災害復旧	147	92	55	-	8344	2959	5385	-
3. 義務教育	120	75	45	-	12000	7500	4500	-
4. 一般単独	110	105	5	-	10700	10509	191	-
(二)退職債	10	10	-	-	-	-	-	-
(三)収益事業分	60	-	50	10	5905	-	4855	1050
1. 港湾整備	34	-	24	10	3450	-	2400	1050
2. 簡易水道	21	-	21	-	1955	-	1955	-
3. と 畜	5	-	5	-	500	-	500	-
								(296)
(四)公営企業分	480	195	145	140	47399	19048	14338	14013
1. 電気事業	150	65	65	20	14610	6220	6390	2000
2. 上水道事業	205	110	30	65	20751	10996	3000	6755
3. 工業用水道 事業	30	15	-	15	2780	1332	-	1448
4. 交通事業	60	5	25	30	5900	500	2435	2965
5. 病院事業	10	-	10	-	1018	-	1018	-
6. 市場事業					930	-	510	420
7. ガス事業					771	-	496	275
8. 質屋事業	25	-	15	10	97	-	97	-
9. 国際観光事 業					500	-	350	150
10. その他					42	-	42	-
合 計	1030	480	400	150	94023	39756	38944	15063

(注) 1 公営企業分の () は枠外公募で内書である。

2 今後配分子定は、現年災害 65 億円、退職債 10 億円、電気事業費 4 億円、工業用水道 2 億円、その他約 9 億円である。

第三 財政再建団体の状況

一 財政再建団体の状況

(1) 再建団体数の推移 地方財政再建促進特別措置法の施行により当初財政再建団体となつたものは、昭和 30 年度の実質赤字団体 1,558 団体のうち 38% の 588 団体 (18 府県 170 市、400 町村) となつている。うち、全部適用団体* は 553 団体、一部適用団体* は 35 団体である。

しかし、その後財政再建の完了により 26 団体、町村合併の進行によつて 41 団体が減少し、昭和 33 年 12 月 1 日現在では、521 団体となつている。うち、全部適用団体は 507 団体、一部適用団体は 14 団体である。

なお、準用団体* は、昭和 33 年 12 月 1 日現在では青森県及び 10 市町村、あわせて 11 団体となつている。(第 69 表参照)

* 全部適用団体とは、昭和 29 年度の赤字団体で法の適用を受けて財政再建債を起して再建計画を策定する団体をいう。なお、財政再建債とは、歳入欠陥補てん償及び財政再建計画に基く退職手当償をいう。

* 一部適用団体とは、昭和 29 年度の赤字団体で法の適用を受けて、財政再建債を起さないで財政再建計画を策定する団体をいう。

* 準用団体とは、昭和 30 年度以降赤字を生じた団体で法の準用を受けて財政再建計画を策定する団体をいう。

(2) 再建期間の状況 再建期間の状況をみると、昭和 33 年 12 月 1 日現在では再建期間 10 年以上の長期にわたる団体は、56 団体 (4 県、15 市、36 町村) で全団体の 11% となつている。

準用団体についてみると、再建期間 10 年以上の団体は、1 団体のみである。(第 70 表参照)

第 69 表 財政再建団体数の推移

区 分	昭和30年度 決算における 実質赤字 団 体 数	財 政 再 建 団 体 数								
		承認団体数			増減団体数			現在団体数		
		全 部	一 部	計	再 建 団 体	完 了 体 減	町 村 合 併 よ り 少	全 部	一 部	計
都道府県	36	17	1	18	1		0	17	0	(1) 17
市	317	159	11	170	8	△	4	160	6	(2) 166
町 村	1 202	377	23	400	17		45	330	8	(8) 338
合 計	1 555	553	35	588	26		41	507	14	(11) 521

(注) () 外書は、準用団体数である。

第 70 表 財政再建期間の状況

区 分	現 在 団 体 数	再 建 期 間 別 団 体 数												
		3年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
都道府県	(1) 17	-	-	(1) 2	4	2	3	2	1	2	-	-	-	1
市	(1) 166	(1) 13	16	34	21	31	24	12	7	3	3	-	1	1
町 村	(9) 338	(1) 21	(2) 54	(3) 52	(1) 60	(1) 40			(1) 20		3	6	2	3
合 計	(11) 521	(2) 34	(2) 70	(4) 88	(1) 85	(1) 73			(1) 28		8	9	2	4

(注) () 外書は、準用団体数である。

二 財政再建の実施状況

- (1) 昭和 31 年度 昭和 31 年度は、財政再建計画を実施する初年度であったが、財政再建債も順調に消化され、その収支は著しく改善された。

再建期間の短縮については、愛媛県のほか 3 町村が、1 年ないし 3 年の短縮を行っており、うち一団体は再建を完了した。

- (2) 昭和 32 年度 昭和 32 年度においては、地方財政制度に健全化の措置が講ぜられたことに加えて経済界の好況により地方収入が伸張したこと及び再建団体が財政運営の健全化に努力をしたこと等により財政再建は順調に進捗した。

すなわち、実質収支の面において著しく改善されたほか、後年度の財源調整のため、積立金や高率債の繰上償還が行われ、また、当初の増税計画を再検討し、住民負担の軽減を図るとともに行政水準の確保について、極力努力が払われ、投資的経費や維持補修費の充実をみた。

再建期間の短縮については、愛媛県をはじめ、17 市 22 町村がそれぞれ 1 年ないし 3 年の短縮を行った。

再建完了の状況についてみると、計画に基き 1 市 8 町村、また期間短縮により、愛媛県及び 7 市 8 町村、あわせて 25 団体が財政の再建を完了した。

- (3) 昭和 33 年度 昭和 33 年度においては、計画全般にわたり再検討を加え、できる限り再建期間を短縮するとともに、行政施設水準の向上についても配慮されている。

すなわち、再建期間の短縮についてみると、全団体 507 団体の 56 % に当る 284 団体 (8 府県 88 市、188 町村) が、1 年ないし 5 年の短縮を行っている。

再建完了の予定をみると、計画に基き、3 市 11 町村、また期間短縮により 10 市 10 町村、あわせて 34 団体が、年度内には完了することとなっている。(第 71 表参照)

第 71 表 昭和 33 年度における再建期間短縮の状況

区 分	現 在 団体数 (A)	短 縮 年 数 別 団 体						計 (B)	比 率 $\frac{(B)}{(A)} \times 100$
		1年	2	3	4	5			
都道府県	(1) 17	4	4	-	-	-	8	% 47	
市	(2) 166	75	10	2	-	1	(1) 88	53	
町 村	(8) 338	(1) 99	63	20	6	-	(1) 188	56	
合 計	(11) 521	(1) 178	(1) 77	22	6	1	(2) 284	55	

(注) () 外書は準用団体数である。

三 財政再建債の状況

(1) 歳入欠陥補てん債 歳入欠陥補てん債は、昭和 29 年度の実質赤字額を基礎として融資額が決定され、423 億円が発行された。うち、府県は 181 億円、市町村は 242 億円である。

その後、元金は、昭和 31 年度に 2 千万円、昭和 32 年度に 58 億円償還されて、昭和 32 年度末における歳入欠陥補てん債の現在高は 365 億円となつている。うち、府県は 162 億円、市町村は 203 億円である。

昭和 33 年度においては、既定の 58 億円のほか 19 億円が繰上償還されて、昭和 33 年度末の現債額は、288 億円になるものと見込まれている。(第 72 表参照)

第 72 表 財政再建債の推移

(単位 百万円)

区 分	許可額	昭 和 31年度 償還額	昭和31 年度末 現債額	昭 和 32年度 償還額	昭和32 年度末 現債額	昭 和 33 年 度 償 還 見 込 額			昭 和 33 年 度 末 現 債 額 見 込
						既定分	繰上 償還分	計	
府 県	18 100	-	18 100	1 938	16 162	2 308	873	3 181	12 981
市 町 村	24 241	17	24 224	3 907	20 317	3 518	994	4 512	15 805
計	42 341	17	42 324	5 845	36 479	5 826	1 867	7 693	28 786

- (注) 1 昭和 31 年度償還額中 4 百万円は 30 年度償還分である。
 2 昭和 32 年末現債額中市町村分は、決算総計に基く額である。
 3 昭和 32 年度償還額中市町村分は、昭和 32 年度末現債額との差額である。
 4 退職手当債を除く。

- (2) **利子補給** 財政再建債については利子補給されることになっており、昭和31年度においては、利子支払額15億円に対して5億円交付された。補給率は33%である。

交付を受けた団体は17府県、459市町村、あわせて476団体である。

昭和32年度においては、利子支払額32億円に対して、12億円が交付され、補給率は38%である。

交付を受けた団体は17府県、516市町村、あわせて533団体である。

昭和33年度においては518団体(17府県、501市町村)に対して11億円交付される見込である。

四 指定事業の状況

- (1) **指定事業制度** 再建期間が5年以上または地方債の現在高が前年度の基準財政需要額の1.5倍以上の再建困難な団体に対しては、国の利害に重要な関係のある補助事業及び直轄事業のうち政令で指定された事業については、原則として通常負担率より2割高率の国庫負担が行われる。この制度を指定事業制度という。

なお、直轄事業に係る高率国庫負担は、交付公債が減額されることにより将来の負担が軽減されることになる。

- (2) **実施状況** 昭和31年度における指定事業の施行総額は291億円のうち補助事業費188億円、直轄事業費103億円である。高率国庫負担額は38億円で、うち補助事業に係るものは23億円、直轄事業に係るものは14億円である。

昭和32年度における指定事業の施行総額は430億円で、うち補助事業費282億円、直轄事業費148億円である。高率国庫負担額は52億円で、うち補助事業に係るものは33億円、直轄事業に係るものは19億円である。また、東北開発促進法に基く国庫負担額は2億円である。

昭和33年度の指定事業の施行総額は519億円で補助事業費330億円、直轄事業費189億円である。高率国庫負担額は60億円でうち補助事業に係るものは36億円、直轄事業に係るものは24億円である。また、東北開発促進法に基く国庫負担額は4億円である。(第73表参照)

第 73 表 指定事業の実施状況

(単位 百万円)

区 分	事業費			国の負担割合の引上額			適用団体数			
	昭和 31年度	昭和 32年度	昭和 33年度	昭和 31年度	昭和 32年度	昭和 33年度	昭和 31年 度	昭和 32年 度	昭和 33年 度	
府 県	指定補助事業	18 407	26 255	30 916	2 294	(3 189) 3 077	(3 599) 3 329	17	18	18
	指定直轄事業	10 242	14 657	18 672	1 431	(1 986) 1 892	(2 539) 2 426	17	18	18
	計	28 649	40 912	49 588	3 725	(5 175) 4 969	(6 138) 5 755	-	-	-
市 町 村	指定補助事業	434	1 952	2 145	53	190	223	78	118	135
	指定直轄事業	36	149	197	5	17	22	3	7	9
	計	470	2 101	2 342	58	207 (3 379)	245 (3 822)	-	-	-
合 計	指定補助事業	18 841	28 207	33 061	2 347	3 267 (2 003)	3 552 (2 561)	95	136	153
	指定直轄事業	10 278	14 806	18 869	1 436	1 909 (5 382)	2 448 (6 383)	20	25	27
	計	29 119	43 013	51 930	3 783	5 176	6 000	-	-	-

(注) () 内は、東北開発促進法に基く国の負担割合の増加分を加えた額を示す。

第四 昭和34年度の地方財政について

一 地方財政計画

(1) 策定の方針 昭和34年度の地方財政については、国民負担の軽減を図るため、地方税についても減税を行うこととされるが、一方多くの地方公共団体は、なお再建の途上にあることにかんがみ、可及的に地方財源の充実を図り、行政水準の維持向上に留意する必要がある。

昭和34年度の地方財政計画は、この趣旨に基き、次のような方針によつて策定された。

(イ) 中小企業の負担の軽減を図るため、事業税を軽減するほか、零細負担の排除と負担の均衡化を中心とする地方税制の改正を行うこと。

(ロ) 昭和34年度における地方財源の確保を図るため地方交付税率を引き上げるほか、固定資産税の制限税率の引き下げに伴い生ずる市町村税の減収を補てんするための特別措置を講ずること。

(ハ) 公共事業をはじめとする投資的事業の拡充に必要な財源を確保することにより、可及的に行政水準の維持向上を期すること。

(a) 道路整備五箇年計画の実施を確保するため、道路整備事業の国庫負担率は、特に引き上げられた昭和33年度の負担率を維持するとともに、地方負担額の増加に対応し、軽油引取税の税率を引き上げて道路目的財源の充実を図ること。

(b) すし詰教室解消のための公立文教施設整備事業等の必要資金を確保するため、地方債の総額を増額すること。

(ニ) 人事院勧告に基く国家公務員の給与改善措置に対応し、地方公務員についても、初任級の引上及び期末手当の増額を図ることができるようにすること。

(ホ) 地方団体間の財源の均衡化を前進させるため、地方交付税制度等を改正すること。

(2) 計画の内容 昭和 34 年度地方財政計画の規模は、歳入歳出ともに 1 兆 3,341 億円である。

前年度と比較すると、969 億円増加し、その増加率は 7.8% である。

前年度より増加した主なものをみると、

歳入においては、国庫支出金 348 億円 (増加率 11%)、地方税 304 億円 (6%)、地方交付税 246 億円 (11%)、地方債 45 億円 (10%) である。

歳出においては、国の道路を中心とする公共事業費のおおはばな増加によつて投資的経費 444 億円 (13%)、また給与関係経費が、人事院勧告に基く初任級の引上などにより 440 億円 (9%) である。

歳入における科目別構成状況をみると、地方税 41%、国庫支出金 26%、地方交付税 19% である。

歳出における経費の性質別の構成状況をみると、給与関係経費 40%、投資的経費 28%、その他の消費的経費 21% である。

(第 74 表参照)

第74表 昭和34年度地方財政計画

1 昭和34年度地方財政計画

(単位 億円)

歳 区		出 金 額	歳 区		入 金 額
I	消 費 的 経 費	5 409	1	地 方 通 的 税 税 税	5 409
1	給 与 関 係 員 報 酬 費	5 150	(イ)	普 通 的 税 税 税	5 188
(1)	議 員 委 員 の 報 酬 費	59	(ロ)	普 通 的 税 税 税	221
(a)	議 員 委 員 の 報 酬 費	1 986	2	地 方 譲 与 税 税 税	334
(b)	教 育 教 養 員 の 報 酬 費	478	(イ)	入 場 道 路 譲 与 税 税 税	178
(c)	警 察 一 般 職 員 及 義 務 員 制 員 料	2 627	(ロ)	入 場 道 路 譲 与 税 税 税	148
(d)	以 外 及 び 退 隠 料	241	(ハ)	地 方 特 別 交 支 庫 支 出 費	8
(ロ)	恩 給 他 補 助 金 の 負 担	2 804	3	地 方 庫 支 庫 支 出 費	2 486
2	そ の 国 庫 補 助 金 の 負 担	1 278	4	国 庫 義 務 教 育 費 関 係 金 係 金	3 430
(1)	国 庫 補 助 金 の 負 担	35	(イ)	義 務 教 育 費 関 係 金 係 金	992
(a)	義 務 教 育 関 係 材 料 費	1 243	(a)	給 与 関 係 金 係 金	975
(b)	国 庫 補 助 金 の 負 担	1 526	(b)	教 育 材 料 費 負 担 金	17
(ロ)	国 庫 補 助 金 の 負 担	8 195	(ロ)	そ の 他 の 普 通 補 助 金	817
	消 費 的 経 費	816	(ハ)	公 共 事 業 費 補 助 金	1 392
II	公 維 持 資 補 修 費	420	(a)	一 般 建 設 事 業 費	1 020
III	投 資 的 経 費	2 666	(b)	災 害 復 旧 事 業 費	372
IV	庫 補 助 金 等 の 負 担	2 311	(ニ)	失 補 助 策 負 担 事 業 費	219
(1)	公 共 事 業 費	1 817	(a)	一 般 失 業 対 策 事 業 費	184
(a)	普 通 建 設 事 業 費	494	(b)	特 別 失 業 対 策 事 業 費	35
(b)	災 害 復 旧 事 業 費	355	(ハ)	国 有 地 所 等	10
(ロ)	失 業 対 策 事 業 費	284	5	地 方 使 用 料 及 び 手 数	495
(a)	一 般 失 業 対 策 事 業 費	71	6	雑 費	1 187
(b)	特 別 失 業 対 策 事 業 費	1 079	(イ)	使 用 料 及 び 手 数	423
2	国 庫 補 助 金 の 負 担	999	(ロ)	雑 費	764
(1)	国 庫 補 助 金 の 負 担	80			
(ロ)	国 庫 補 助 金 の 負 担	3 745			
V	地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 分	165			
合 計		13 341	合 計		13 341

- (注) 1. 交付団体分とは、昭和34年度における地方交付税法による地方交付税の交付を受ける見込の地方団体に係る額、不交付団体分とは交付を受けない見込の地方団体に係る額である。
2. 歳出中「地方交付税の不交付団体の平均水準をこえる必要経費」とは、不交付団体における税収入の規模に応じて平均水準をこえて行われる必要経費である。
3. 東京都及び五大市の下水道事業については、準公営企業にすることに伴い、この部分は地方財政計画に計上しないこととした。
4. 歳入については、標準税率超過課税等に基く増収分(市町村民税所得割における準拠税率をこえる課税分約32億円を含む。)は、地方税収入額に含まれていない。なお、固定資産税の制限税率が、引き下げることに伴って生ずる市町村税の減収額6億円を補てんするため、別途元利償還額の全額を国において補てんすることとしてこれに見合う地方債を発行するが、この額は地方債の額に含まれていない。
5. この表に掲げるものの外、地方団体が交付公債で国庫に納付すべき直轄事業の地方負担金は約211億円(昭和33年度133億円)と見込まれる。
6. 入場譲与税及び地方道路譲与税の交付、不交付団体別の区分は、概数を掲げた。

2 昭和34年度地方財政計画と前年度との比較

(単位 百万円)

区 分	昭和34年度 (A)	構成比	昭和33年度 (B)	構成比	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C) (B) × 100
		0/00		0/00		%
A歳 出						
I消費的経費	819 604	614	765 869	619	53 735	7.0
1 給与関係経費	539 114	404	495 091	400	44 023	8.8
2 その他の経費	280 490	210	270 778	219	9 712	3.6
II公 債 費	81 675	61	82 804	67	△ 1 129	△ 1.4
III維持補修費	41 945	32	41 945	34	0	-
IV投資的経費	374 468	281	330 087	267	44 381	13.4
V地方交付税の不交付団体に おける平均水準をこえる必 要経費	16 415	12	16 468	13	△ 53	△ 0.3
歳出合計	1 334 107	1000	1 237 173	1000	96 934	7.8
B歳 入						
I地 方 税	540 918	406	510 515	413	30 403	6.0
II地方譲与税	33 400	25	32 174	26	1 226	3.8
III地方交付税	248 649	186	224 011	181	24 638	11.0
IV国庫支出金	343 033	257	309 238	249	33 795	11.3
V地 方 債	49 500	37	45 000	37	4 500	10.0
VI雑 収 入	118 607	89	116 235	94	2 372	2.0
歳入合計	1 334 107	1000	1 237 173	1000	96 934	7.8

二 地方債計画

(1) 策定の方針 昭和 34 年度地方債計画の策定に当り、重点をおかれたのは次の諸点である。

(イ) 義務教育施設整備事業に対する起債は、公立文教施設整備計画に即応して画期的に増額する。

(ロ) 下水道整備事業も、下水道緊急整備五箇年計画と歩調をあわせて増額する。

(ハ) 退職手当は原則として廃止する。

(ニ) 地方債計画の実施に当つては、重点的かつ効率的に起債を認める。

(2) 計画の内容 昭和 34 年度地方債計画の総額は 1,100 億円、うち一般会計分 495 億円、準公営企業分 118 億円、公営企業分 487 億円である。

前年度当初計画と比較すると、総額において 100 億円増加している。うち一般会計分 65 億円、準公営企業分 38 億円、公営企業分 7 億円それぞれ増加し、退職手当債は 10 億円減少している。

資金別にみると、政府資金によるもの 850 億円、公募資金によるもの 250 億円である。なお、一般会計分は、全額政府資金によることになっている。(第 75 表参照)

第75表 昭和34年度地方債計画

(単位 億円)

区 分	34年度 計 画 額	資 金 内 訳		33年度 計 画 額
		政府資金	公 募	
1 一 般 会 計 分	495	495	-	430
(1) 一 般 補 助 事 業	105	105	-	100
(2) 災 害 復 旧 事 業	145	145	-	120
(3) 義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	145	145	-	120
(4) 一 般 単 独 事 業	100	100	-	90
(イ) 下 水 道 事 業 (一 般 分)	20	20	-	14
(ロ) そ の 他	80	80	-	76
2 準 公 営 企 業 分	118	70	48	80
(1) 港 湾 整 備 事 業	45	20	25	34
(2) 簡 易 水 道 事 業	25	25	-	21
(3) と 場 事 業	5	3	2	5
(4) 下 水 道 事 業 (六 大 都 市 分)	40	22	18	20
(5) 宅 地 造 成 事 業	3	-	3	-
3 公 営 企 業 会 計 分	487	285	202	480
(1) 電 気 事 業	140	100	40	150
(2) 水 道 事 業	245	130	115	235
(3) 交 通 事 業	65	35	30	60
(4) 病 院 事 業	12	10	2	10
(5) 市 場, 国 際 観 光, ガス, そ の 他 公 営 企 業	25	10	15	25
4 退 職 手 当 債	-	-	-	10
合 計	1 100	850	250	1 000

I 都道府県

都道府県	人 口	昭 和 32 年			
		歳 入	歳 出	歳入歳出 差 引 (A)	翌年度に繰越す べき財源 (B)
総 額	91 817 404	864 587 160	822 574 436	42 012 724	13 842 109
黒字団体		803 028 333	760 172 396	-42 855 937	13 233 956
赤字団体		61 558 827	62 402 040	△ 843 213	608 153
北海道	4 936 210	52 890 996	51 419 223	1 471 773	328 773
⊕青森	1 430 863	11 739 213	11 894 408	△ 155 195	98 895
○岩手	1 471 137	13 015 952	12 920 999	94 953	48 117
○宮城	1 763 382	14 802 780	14 519 654	283 126	128 634
○秋田	1 384 096	12 303 455	11 976 310	327 145	123 529
○山形	1 369 933	12 069 643	11 837 441	232 202	87 084
○福島	2 138 529	18 703 752	17 917 620	786 132	304 295
茨城	2 118 339	15 638 889	14 808 331	830 558	262 403
栃木	1 580 586	12 010 156	11 095 424	914 732	168 949
群馬	1 625 646	13 063 681	12 514 300	549 381	301 344
埼玉県	2 328 296	16 136 056	14 700 048	1 436 008	99 309
○千代田	2 269 945	15 762 853	15 123 192	639 661	467 654
○東京	8 360 719	132 641 394	121 946 627	10 694 767	4 122 591
○新 奈	3 049 287	26 141 033	23 277 667	2 863 366	606 691
○新潟	2 515 393	22 358 447	21 484 350	874 097	411 224
富山	1 032 973	11 193 114	10 588 271	604 843	96 781
石川	975 865	9 116 212	8 912 155	204 057	75 196
○福山	754 896	9 135 759	8 899 778	235 981	92 023
○山長	822 625	8 068 460	7 858 862	209 598	122 383
○長野	2 052 942	20 195 799	19 713 792	482 007	136 115
岐阜	1 615 840	15 042 298	14 056 794	985 504	147 277
静岡	2 691 576	20 891 974	19 588 534	1 303 440	384 119
愛知	3 933 296	33 737 602	29 026 616	4 710 986	740 307
○三 滋	1 514 678	15 125 978	15 458 982	△ 333 004	119 228
○京 重	859 599	8 738 264	8 274 273	463 991	153 648
○大 都	1 978 188	16 044 197	15 452 027	592 170	59 238
○兵 阪	4 799 989	44 223 641	41 214 802	3 008 839	835 586
○奈 庫	3 775 141	27 815 112	26 502 253	1 312 859	293 544
○和 奈	781 783	7 951 737	7 622 064	329 673	111 942
○山 良	1 021 970	13 572 849	13 821 674	△ 248 825	67 677
鳥取	620 200	6 308 906	6 030 084	278 822	49 580
○島 根	935 261	9 498 935	8 937 608	561 327	256 456
○岡 山	1 732 990	13 851 379	13 348 238	503 141	79 416
○山 島	2 214 589	17 555 640	17 040 515	515 125	58 725
○山 口	1 638 647	15 588 947	15 441 170	147 770	34 649

五大市別決算状況

(単位 千円)

度	財政再建債 未償還元金	昭和 31 年度		比 較	
		歳入歳出 差引 (D)	実質収支 (E)	歳入歳出差引 (A)-(D)	実質収支 (C)-(E)
28 170 615	16 161 551	28 668 871	11 351 527	13 343 853	16 819 088
29 621 981	15 583 956	28 640 967	14 638 645	-	-
△ 1 451 366	577 595	27 904	3 287 118	-	-
1 143 000	-	1 202 189	△ 114 808	269 584	1 257 808
△ 254 090	-	△ 203 455	△ 281 871	48 260	27 781
46 836	196 618	186 603	40 390	△ 91 650	6 446
154 492	1 176 634	198 731	80 914	84 395	73 578
203 616	1 022 051	99 616	30 267	227 529	173 349
145 118	508 557	224 468	47 545	7 734	97 573
481 837	1 681 905	557 729	276 628	228 403	205 209
568 155	-	444 003	183 931	386 555	384 224
745 783	-	712 219	383 452	202 513	362 331
248 037	-	△ 246 269	△ 272 923	795 650	520 960
1 336 699	-	839 691	477 513	596 317	859 186
172 007	840 246	357 663	10 020	281 998	161 987
6 572 176	-	7 316 240	2 755 069	3 378 527	3 817 107
2 256 675	-	1 986 758	1 461 094	876 608	795 581
462 873	1 708 468	902 778	135 940	28 681	326 933
508 062	-	505 221	239 476	99 622	268 586
128 861	-	58 043	△ 7 961	146 014	136 822
143 958	-	286 542	188 584	△ 50 561	△ 44 626
87 215	566 045	△ 15 234	△ 145 777	224 832	232 992
345 892	15 510	388 297	168 345	93 710	177 547
838 227	-	558 215	396 501	427 289	441 726
919 321	-	1 083 785	521 155	219 655	398 166
3 970 679	-	3 426 262	2 659 485	1 284 724	1 311 194
△ 452 232	-	△ 393 013	△ 560 636	60 009	108 404
△ 310 343	-	335 007	115 293	128 984	195 050
532 932	1 845 919	264 627	264 627	327 543	268 305
2 173 253	-	2 630 541	2 104 339	378 298	68 914
1 019 315	1 768 906	951 684	743 932	361 175	275 383
217 731	-	132 697	29 415	196 976	188 316
△ 316 502	-	△ 109 267	△ 450 651	△ 139 558	134 149
229 242	-	58 347	△ 62 788	220 475	292 030
304 871	-	389 970	269 141	171 357	35 730
423 725	-	359 847	180 782	143 294	242 943
456 400	-	△ 15 857	△ 178 147	530 982	634 547
113 121	540 000	342 357	105 778	△ 194 587	7 343

資料第1表

昭和32年度都道府県別及び

I 都道府県

都道府県	人 口	昭 和 32 年			
		歳 入	歳 出	歳入歳出 差引 (A)	翌年度に繰越す べき財源 (B)
○徳島	896 746	9 713 703	9 858 008	△ 144 305	197 193
香川	956 223	8 447 728	8 033 754	413 974	146 622
⊖愛媛	1 580 094	12 797 553	12 409 772	387 781	107 047
高知	918 522	10 572 002	10 021 824	550 178	201 248
福岡	4 006 547	32 121 707	30 956 293	1 165 414	698 796
○佐賀	992 014	8 634 962	8 497 944	137 018	105 112
○長崎	1 826 868	15 138 538	14 512 154	626 384	198 435
○熊本	1 935 862	14 805 904	14 501 253	304 651	182 580
大宮 分崎	1 320 935	11 407 084	11 368 968	38 116	125 160
	1 181 061	11 593 398	11 126 602	466 796	304 332
○鹿児島	2 107 123	16 419 485	16 063 778	355 707	102 202

- (注) 1. 人口は、昭和32年3月31日現在の住民登録人口である。以下各表に
 2. 歳出の数は、予算繰越数を控除した数である。
 3. ○印の団体は、全部適用の財政再建団体であり、⊖印は一部適用、⊕

II 五大市

市 別	人 口	昭 和 32 年			
		歳 入	歳 出	歳入歳出 差引 (A)	翌年度に繰越す べき財源 (B)
総 額	7 630 947	82 261 660	78 827 613	3 434 047	2 306 910
黒字団体	-	70 385 869	67 541 608	2 844 261	1 687 282
赤字団体	-	11 875 791	11 286 005	589 786	619 628
大 阪	2 715 300	32 009 764	31 149 735	860 029	586 696
名 古 屋	1 444 455	16 580 691	15 726 483	854 208	654 127
○京 都	1 249 962	10 527 075	9 787 524	739 551	117 056
横 浜	1 195 520	11 875 791	11 286 005	589 786	619 628
神 戸	1 025 710	11 268 339	10 877 866	390 473	329 403

五大市別決算状況 (つづき)

(単位 千円)

度 実質収支 (A)-(B)(C)	財政再建債 未償還元金	昭和 32 年度		比 較	
		歳入歳出 差引 (D)	実質収支 (E)	歳入歳出差引 (A)-(D)	実質収支 (C)-(E)
△ 341 498	577 595	△ 185 836	△ 536 314	41 531	194 816
267 352	-	403 381	75 008	10 593	192 344
280 734	-	4 497	△ 140 368	383 284	421 102
348 930	-	507 125	163 053	43 053	185 877
466 618	-	775 615	83 993	389 799	382 625
31 906	706 811	△ 82 592	△ 198 938	219 610	230 844
427 949	580 272	364 757	136 474	261 627	291 475
122 071	430 683	165 483	55 806	139 168	66 265
△ 87 044	-	△ 43 649	△ 335 936	81 765	248 892
162 464	-	612 242	134 929	△ 145 446	27 535
253 505	883 331	330 813	119 766	24 894	133 739

ついて同じ。

印は、準用団体である。以下同じ。

(単位 千円)

度 実質収支 (A)-(B)(C)	財政再建債 未償還元金	昭和 31 年度		比 較	
		歳入歳出 差引 (D)	実質収支 (E)	歳入歳出差引 (A)-(D)	実質収支 (C)-(E)
1 127 137	1 465 957	2 159 288	△ 446 867	1 274 759	1 574 004
1 156 979	1 465 957	2 025 216	933 081	-	-
△ 29 842	-	134 072	△ 1 379 948	-	-
273 333	-	34 903	△ 747 046	825 126	1 020 379
200 081	-	1 280 801	308 414	△ 426 593	△ 108 333
622 495	1 465 957	744 415	624 667	△ 4 864	△ 2 172
△ 29 842	-	62 158	△ 410 593	527 628	380 751
61 070	-	37 011	△ 222 309	353 462	283 379

資料第 2 表

昭和 32 年度都道府県

I 市

都道府県	都市数	実 質 収			
		団 体 数		実 質 収	
		黒字団体	赤字団体	全 団 体	黒字団体
総	500	395	105	4 861 775	8 284 789
海	23	21	2	537 682	562 946
北	6	4	2	16 280	111 484
青	11	7	4	22 656	33 528
岩	6	5	1	126 284	138 366
宮	8	4	4	56 604	15 098
秋	9	8	1	97 283	99 510
山	13	9	4	55 429	125 625
福	15	14	1	188 926	205 108
茨	10	10	-	236 795	236 795
栃	10	10	-	96 908	96 908
群	18	17	1	369 323	383 646
埼	17	17	-	303 168	303 168
千	9	9	-	308 985	308 985
東	12	10	2	873 666	892 917
神	19	15	4	95 212	140 435
奈	8	6	2	71 535	37 131
新	6	3	3	112 169	27 125
富	7	4	3	29 755	70 194
石	7	6	1	21 042	44 252
福	13	12	1	63 538	107 261
山	12	12	-	282 574	282 574
長	12	12	-	112 022	288 055
岐	16	15	4	278 854	406 881
静	20	15	5	97 580	171 651
愛	12	7	5	31 763	58 199
三	6	3	3	18 028	51 849
滋	6	4	2	73 898	212 094
京	23	17	6	133 058	180 639
大	18	16	2	29 645	37 163
兵	8	3	5	14 747	42 735
奈	7	6	1	26 573	16 756
和	4	3	1	2 004	32 525
鳥	8	5	3	111 153	121 630
島	12	11	1	30 157	155 006
阿	11	6	5	235 704	59 291
広	13	6	7	28 989	69 569
山	3	2	1	16 995	142 104
徳	5	2	3	157 393	182 787
香	10	8	2	8 715	44 483
愛	6	3	3	835 686	1 071 990
高	19	15	4	60 188	67 586
福	7	6	1	296 684	301 770
佐	8	7	1	25 652	57 057
長	9	8	1	41 279	41 279
熊	11	11	-	100 734	100 734
大	7	7	-	89 026	147 900
宮	12	9	3		
鹿					

(注) 五大市を除く。

別市町村収支状況 (つづき)

(単位 千円)

支	財政再建債等を考慮した収支				
	団体数		実質収支		
	赤字団体	黒字団体	全団体	黒字団体	赤字団体
△ 3 423 014	258	242	△ 8 184 141	6 514 343	△ 14 698 484
△ 25 264	15	8	△ 14 921	491 871	△ 506 792
△ 95 204	3	3	△ 80 350	59 403	△ 139 753
△ 56 184	1	10	△ 406 152	13 433	△ 419 585
△ 12 082	2	4	△ 49 852	111 327	△ 161 179
△ 71 702	1	7	△ 387 900	8 154	△ 396 054
△ 2 227	4	5	△ 88 647	33 548	△ 122 195
△ 70 196	8	5	△ 90 235	114 640	△ 204 875
△ 16 182	12	3	△ 101 068	191 833	△ 90 765
-	10	-	236 795	236 795	-
-	9	1	58 007	67 862	△ 9 855
△ 14 323	16	2	329 563	350 128	△ 20 565
-	16	1	229 020	238 428	△ 9 408
-	8	1	229 147	260 501	△ 31 354
△ 19 251	10	2	873 666	892 917	△ 19 251
△ 235 647	9	10	△ 332 478	100 750	△ 433 228
△ 108 666	4	4	△ 544 642	23 761	△ 568 403
△ 139 294	2	4	△ 172 867	23 621	△ 196 488
△ 40 439	2	5	△ 192 426	61 869	△ 254 295
△ 23 210	1	6	△ 230 390	6 405	△ 236 795
△ 43 723	8	5	△ 298 193	73 766	△ 371 959
-	7	5	△ 89 780	135 018	△ 224 798
△ 176 033	11	5	39 613	268 660	△ 229 047
△ 128 027	12	8	9 759	341 118	△ 331 359
△ 269 231	3	9	△ 739 331	150 149	△ 889 480
△ 26 436	2	4	△ 53 770	40 101	△ 93 871
△ 69 877	2	4	△ 225 058	14 514	△ 239 572
△ 138 196	5	18	△ 1 380 883	104 836	△ 1 485 719
△ 313 697	7	11	△ 1 324 612	51 913	△ 1 376 525
△ 66 808	2	6	△ 385 568	36 834	△ 422 402
△ 27 988	2	5	△ 229 069	20 233	△ 249 302
△ 43 329	1	3	△ 371 813	12 451	△ 384 264
△ 30 521	2	6	△ 287 640	17 595	△ 305 235
△ 10 477	7	5	△ 443 063	61 800	△ 504 863
△ 185 163	3	8	△ 141 971	76 224	△ 218 195
△ 294 995	-	13	△ 879 673	-	△ 879 673
△ 40 580	1	2	△ 453 912	50 083	△ 503 995
△ 159 099	1	4	△ 93 818	90 857	△ 184 675
△ 25 394	4	6	△ 187 056	142 338	△ 329 394
△ 53 198	2	4	△ 104 400	29 963	△ 134 363
△ 236 304	11	8	△ 502 278	995 008	△ 492 730
△ 7 398	2	5	△ 232 499	20 594	△ 253 093
△ 5 086	5	3	△ 10 232	242 746	△ 252 978
△ 82 709	5	4	△ 189 729	24 135	△ 213 864
-	10	1	33 279	34 344	△ 1 065
-	5	2	53 534	73 677	△ 20 143
△ 58 874	5	7	△ 166 940	118 140	△ 285 080

資料第2表

昭和32年度都道府県

II 町村

都道府県	町村数	実 質 収			
		団 体 数		実 質 収	
		黒字団体	赤字団体	全 団 体	黒字団体
総 額	3215	2755	460	4 111 252	8 262 408
海	207	180	27	156 540	463 041
北	64	47	17	△ 98 695	79 913
青	53	42	11	△ 27 957	85 690
岩	70	57	13	61 743	147 292
宮	64	48	16	△ 16 225	96 677
秋	42	35	7	93 531	150 466
山	108	98	10	187 861	240 443
福	78	75	3	245 352	262 306
茨	46	45	1	200 360	204 792
栃	71	61	10	151 881	193 567
群	80	72	8	292 129	333 393
埼	85	85	-	321 925	321 925
千	34	33	1	161 279	162 970
東	26	26	-	115 847	115 847
神	109	84	25	4 106	264 573
奈	40	33	7	△ 5 867	61 453
京	38	29	9	△ 104 540	55 270
川	37	21	16	△ 135 450	28 483
鴻	62	47	15	△ 11 821	61 409
山	161	143	18	165 707	339 428
川	100	100	-	393 385	393 385
井	88	85	3	403 373	415 132
梨	87	82	5	362 979	410 132
野	67	59	8	98 283	142 614
阜	48	37	11	8 591	109 894
岡	43	35	8	12 524	61 003
重	34	21	13	△ 81 523	75 101
賀	78	71	7	137 400	187 118
都	44	35	9	11 045	79 670
阪	61	39	22	△ 177 142	75 368
庫	44	32	12	1 528	33 606
良	58	49	9	6 630	47 773
山	93	73	20	116 229	227 653
取	104	93	11	245 843	319 404
根	45	35	10	△ 40 668	123 677
山	56	44	12	△ 64 365	95 478
島	42	34	8	△ 37 700	98 582
口	76	60	16	△ 26 464	128 679
島	62	46	16	△ 34 916	95 936
川	98	88	10	420 850	460 949
媛	42	38	4	119 131	152 194
知	79	73	6	116 953	221 646
岡	98	93	5	217 210	236 674
賀	56	54	2	86 565	102 864
崎	49	45	4	93 406	100 713
本	88	73	15	△ 35 601	198 225
分					
崎					
島					
児					
大					
宮					
鹿					

(注) 五大市を除く。

別市町村収支状況

(単位 千円)

支	財政再建債等を考慮した収支					
	団体数			実質収支		
	赤字団体	黒字団体	赤字団体	全団体	黒字団体	赤字団体
△ 4 151 156	2 478	737	△ 2 303 618	7 653 082	△ 9 956 700	
△ 306 501	132	75	△ 867 101	394 493	△ 1 261 594	
△ 178 608	44	20	△ 269 734	73 055	△ 342 789	
△ 113 647	40	13	△ 73 897	83 530	△ 157 427	
△ 85 549	48	22	△ 212 158	126 301	△ 338 459	
△ 112 902	36	28	△ 144 929	80 614	△ 225 543	
△ 56 935	28	14	△ 55 583	127 878	△ 183 461	
△ 52 582	84	24	△ 32 166	203 440	△ 235 606	
△ 16 954	75	3	△ 245 352	262 306	△ 16 954	
△ 4 432	45	1	△ 200 360	204 792	△ 4 432	
△ 41 686	61	10	△ 151 881	193 567	△ 41 686	
△ 41 264	72	8	△ 292 129	333 393	△ 41 264	
-	84	1	△ 313 732	319 211	△ 5 479	
△ 1 691	29	5	△ 113 705	159 802	△ 46 097	
-	26	-	△ 115 847	115 847	-	
△ 260 467	78	31	△ 105 749	251 481	△ 357 230	
△ 67 320	26	14	△ 335 315	52 154	△ 387 469	
△ 159 810	27	11	△ 130 503	51 750	△ 182 253	
△ 163 933	14	23	△ 212 316	19 715	△ 232 031	
△ 73 230	41	21	△ 60 847	55 686	△ 116 533	
△ 173 721	141	20	△ 73 116	336 965	△ 263 849	
-	97	3	△ 369 822	385 558	△ 15 736	
△ 11 759	83	5	△ 342 602	402 726	△ 60 125	
△ 47 153	82	5	△ 362 979	410 132	△ 47 153	
△ 44 331	57	10	△ 6 732	141 095	△ 134 363	
△ 101 303	35	13	△ 33 902	104 424	△ 138 326	
△ 48 479	33	10	△ 17 126	59 775	△ 76 901	
△ 156 624	18	16	△ 323 334	70 753	△ 394 087	
△ 49 718	66	12	△ 10 982	163 437	△ 152 455	
△ 68 625	34	10	△ 4 848	79 610	△ 74 762	
△ 252 510	31	30	△ 407 248	59 180	△ 466 428	
△ 32 078	25	19	△ 163 555	20 955	△ 184 510	
△ 41 143	27	31	△ 616 801	24 002	△ 640 803	
△ 111 424	63	30	△ 19 047	162 791	△ 143 744	
△ 73 561	88	16	△ 193 048	312 507	△ 119 459	
△ 164 345	25	20	△ 308 456	92 379	△ 400 835	
△ 159 843	40	16	△ 209 250	87 108	△ 296 358	
△ 136 282	25	17	△ 198 127	80 124	△ 278 251	
△ 155 143	49	27	△ 266 797	113 152	△ 379 949	
△ 130 852	39	23	△ 234 975	75 715	△ 310 690	
△ 40 099	71	27	△ 176 550	390 039	△ 566 589	
△ 33 063	38	4	△ 119 131	152 194	△ 33 063	
△ 104 693	69	10	△ 73 619	216 051	△ 142 432	
△ 19 464	88	10	△ 118 631	228 763	△ 110 132	
△ 16 299	52	4	△ 51 607	99 399	△ 47 792	
△ 7 307	44	5	△ 69 274	96 073	△ 26 799	
△ 233 826	68	20	△ 95 643	179 159	△ 274 802	

資料第3表

昭和32年度歳入決算状況

I 都道府県

(単位 百万円)

区 分	昭和32年度			昭和31年度			比 較	
	決算額 (A)	構 成 比		決算額 (B)	構 成 比		増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 $\frac{C}{B}$
		$\frac{0}{100}$	$\frac{0}{100}$		$\frac{0}{100}$	$\frac{0}{100}$		
地 方 税	260 142	326	301	210 274	310	277	49 868	23
地方譲与税	28 242	35	33	23 049	34	30	5 193	23
地方交付税	138 366	173	160	114 981	169	152	23 385	20
軽油引取税金 交 付 金	-	-	-	-	-	-	-	-
国有提供施設等 所在市町村助成 交 付 金	26	-	-	-	-	-	26	-
財 産 収 入	8 796	11	10	7 632	11	10	1 164	15
分担金, 負担金	9 326	12	11	7 211	11	10	2 115	29
使用料, 手数料	32 212	40	37	29 156	43	38	3 056	15
国庫支出金	253 075	317	293	230 993	340	304	22 082	10
都道府県支出金	-	-	-	-	-	-	-	-
寄 附 金	5 178	6	6	4 927	7	7	251	5
繰 入 金	11 009	14	13	10 504	15	14	505	5
雑 収 入	52 163	66	60	40 351	60	53	11 812	29
小 計	798 535	1 000	924	679 078	1 000	895	119 457	18
地 方 債	34 382	-	40	62 433	-	82	△ 28 051	△ 45
繰 越 金	31 670	-	36	17 397	-	23	14 273	80
合 計	864 587	-	1 000	758 908	-	1 000	105 679	14

(注) 特別区財政調整納付金は、雑収入に合算して計上している。

資料第3表

昭和32年度歳入決算状況 (つづき)

II 市町村

(単位 百万円)

区 分	昭和32年度		昭和31年度		比 較		増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C) (B) %
	決算額 (A)	構 成 比 0/00 0/00	決算額 (B)	構 成 比 0/00 0/00				
地 方 税	267 048	511 462	239 650	518 455		27 398	11	
地方譲与税	1 069	2 2	468	1 1		601	128	
地方交付税	64 816	124 112	50 181	108 95		14 635	29	
軽油引取税金 交 付 金	296	- -	140	- -		156	111	
国有提供施設等 所在市町村助成 交 付 金	473	1 1	-	- -		473	-	
財 産 収 入	19 471	37 34	18 297	40 35		1 174	6	
分担金, 負担金	4 958	9 9	4 060	9 8		898	22	
使用料, 手数料	20 401	39 35	19 277	42 36		1 124	6	
国庫支出金	67 848	130 117	64 118	139 122		3 730	6	
都道府県支出金	22 904	45 40	19 098	41 36		3 806	20	
寄 附 金	11 087	21 19	9 505	21 18		1 582	17	
繰 入 金	12 673	24 22	9 684	21 18		2 989	31	
雑 収 入	29 477	57 51	27 828	60 53		1 649	6	
小 計	522 521	1000 904	462 306	1000 877		60 215	13	
地 方 債	31 970	- 55	51 154	- 97		△ 19 184	△ 38	
繰 越 金	23 665	- 41	13 978	- 26		9 687	69	
合 計	578 156	- 1000	527 438	- 1000		50 718	10	

(注) 特別区財政調達交付金は、雑収入に合算して計上している。

資料第3表

昭和32年度歳入決算状況 (つづき)

II 市町村

(1) 五大市

(単位 百万円)

区 分	昭和32年度			昭和31年度			比 較	
	決算額 (A)	構 成 比		決算額 (B)	構 成 比		増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 $\frac{(C)}{(B)}$
		^{0/00}	^{0/00}		^{0/00}	^{0/00}		%
地 方 税	43 791	591	532	38 066	595	549	5 725	15
地 方 譲 与 税	783	11	10	468	7	7	315	67
地 方 交 付 税	703	10	9	217	4	3	486	224
軽油引取税金 交 付 金	296	4	3	140	2	2	156	111
国有提供施設等 所在市町村助成 交 付 金	34	-	-	-	-	-	34	-
財 産 収 入	1 542	21	19	1 559	25	22	△ 17	△ 1
分担金, 負担金	602	8	7	319	5	5	283	89
使用料, 手数料	5 041	68	61	5 138	80	74	△ 97	△ 2
国庫支出金	12 159	164	148	10 801	171	158	1 358	13
都道府県支出金	1 223	17	15	1 168	16	15	55	5
寄 附 金	202	3	2	186	3	3	16	9
繰 入 金	1 934	26	24	1 543	24	22	391	25
雑 収 入	5 725	77	70	4 347	68	63	1 378	32
小 計	74 035	1 000	900	63 952	1 000	923	10 083	16
地 方 債	5 609	-	68	4 051	-	58	1 558	38
繰 越 金	2 618	-	32	1 319	-	19	1 299	98
合 計	82 262	-	1 000	69 322	-	1 000	12 940	19

資料第3表

昭和32年度歳入決算状況 (つづき)

II 市町村

(2) 市

(単位 百万円)

区 分	昭和32年度			昭和31年度			比 較	
	決算額 (A)	構 成 比		決算額 (B)	構 成 比		増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C) (B)
		^{0/00}	^{0/00}		^{0/00}	^{0/00}		%
地 方 税	127 346	531	479	111 614	536	461	15 732	14
地方譲与税	261	1	1	-	-	-	261	-
地方交付税	22 549	94	85	16 841	81	70	5 708	34
軽油引取税金 交 付 金	-	-	-	-	-	-	-	-
国有提供施設等 所在市町村助成 交 付 金	261	1	1	-	-	-	261	-
財 産 収 入	7 194	30	27	5 732	28	24	1 462	26
分担金、負担金	1 808	8	7	1 315	6	5	493	37
使用料、手数料	10 556	44	40	9 672	47	40	884	9
国庫支出金	38 104	159	143	35 031	168	145	3 073	9
都道府県支出金	6 236	26	24	5 413	26	22	823	15
寄 附 金	4 282	18	16	3 364	16	14	918	27
繰 入 金	7 960	33	30	5 596	27	23	2 364	42
雑 収 入	13 110	55	49	13 543	65	56	△ 433	△ 3
小 計	239 667	1000	902	208 121	1000	860	31 546	15
地 方 債	15 966	-	60	29 041	-	120	△ 13 075	△ 45
繰 越 金	10 039	-	38	4 867	-	20	5 172	163
合 計	265 672	-	1000	242 029	-	1000	23 643	10

資料第3表

昭和32年度歳入決算状況 (つづき)

II 市町村

(3) 町村

(単位 百万円)

区 分	昭和32年度		昭和31年度		比 較		増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C) (B)
	決算額 (A)	構 成 比	決算額 (B)	構 成 比	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C) (B)		
		^{0/00} 0/00	^{0/00} 0/00	^{0/00} 0/00	^{0/00} 0/00			%
地 方 税	82 064	444	404	78 180	457	401	3 884	5
地 方 譲 与 税	25	-	-	-	-	-	25	-
地 方 交 付 税	41 564	225	205	33 123	194	170	8 441	25
軽油取引税金 交 付 税	-	-	-	-	-	-	-	-
国有提供施設等 所在市町村助成 交 付 金	178	1	1	-	-	-	178	-
財 産 収 入	10 622	57	52	10 961	64	56	△ 339	△ 3
分担金, 負担金	2 513	14	12	2 426	14	12	87	4
使用料, 手数料	4 258	23	21	4 011	24	21	247	6
国庫支出金	17 579	95	87	18 286	107	94	△ 707	△ 4
都道府県支出金	10 615	57	52	9 416	55	48	11 99	13
寄 附 金	6 476	35	32	5 857	34	30	619	11
繰 入 金	2 166	12	10	2 115	13	11	51	2
雑 収 入	6 829	37	34	6 545	38	34	284	4
小 計	184 889	1 000	910	170 920	1 000	877	13 969	8
地 方 債	10 395	-	51	18 062	-	93	△ 7 667	△ 43
繰 越 金	7 918	-	39	5 895	-	30	2 023	34
合 計	203 202	-	1 000	194 877	-	1 000	8 325	4

資料第3表

昭和32年度歳入決算状況 (つづき)

II 市町村

(4) 特別区

(単位 百万円)

区 分	昭和32年度			昭和31年度			比 較	
	決算額 (A)	構 成 比		決算額 (B)	構 成 比		増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C) (B) %
		^{0/00}	^{0/00}		^{0/00}	^{0/00}		
地 方 税	13 847	579	512	11 790	610	556	2 057	18
地方譲与税	-	-	-	-	-	-	-	-
地方交付税	-	-	-	-	-	-	-	-
軽油引取税金 交 付 金	-	-	-	-	-	-	-	-
国有提供施設等 所在市町村助成 交 付 金	-	-	-	-	-	-	-	-
財 産 収 入	113	5	4	45	2	2	68	151
分担金, 負担金	35	1	1	-	-	-	35	-
使用料, 手数料	546	23	21	456	24	21	90	20
国庫支出金	6	-	-	-	-	-	6	-
都道府県支出金	4 830	202	179	3 101	161	146	1 729	56
寄 附 金	127	5	5	98	5	5	29	30
繰 入 金	613	26	23	430	22	20	183	43
雑 収 入	3 813	159	141	3 393	176	161	420	12
小 計	23 930	1 000	886	19 313	1 000	911	4 617	24
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
繰 越 金	3 090	-	114	1 897	-	89	1 193	63
合 計	27 020	-	1 000	21 210	-	1 000	5 810	27

(注) 特別区財政調整交付金は、雑収入に合算している。

資料第4表

昭和 32 年度都道府県別及び五大市別

I 都道府県

都道府県	昭和 32 年度				
	調定額 (A)	収入額 (B)	徴収		
			平均 (B) (A)	現年度分	
総 額	255 700 681	230 194 919	90.0	96.2	
北海道	道	10941 784	9 840 679	89.9	97.0
	森	1 739 138	1 559 952	89.7	97.0
	手	1 744 107	1 681 167	96.4	97.7
	城	2 449 941	2 330 150	95.1	98.6
	田	1 612 467	1 545 020	95.8	98.6
山形県	形	1 655 825	1 593 246	96.2	98.0
	島	2 683 729	2 518 327	93.8	97.8
	楢	2 735 969	2 559 304	93.5	97.7
	木	2 399 926	2 236 293	93.2	98.1
	馬	2 517 136	2 385 380	94.8	98.6
静岡県	玉	4 098 351	3 845 000	93.8	98.3
	葉	3 004 334	2 798 894	93.2	97.9
	京	56 343 214	46 377 462	82.3	92.6
	川	14 267 564	12 913 391	90.5	97.7
	潟	4 018 385	3 871 438	96.3	98.9
富山県	山	2 701 538	2 616 668	96.9	98.4
	川	1 790 583	1 745 707	97.5	98.9
	井	1 305 687	1 256 595	96.2	98.5
	梨	954 749	875 518	91.7	95.9
	野	3 473 984	3 359 860	96.7	98.8
岐阜県	阜	3 408 745	3 321 163	97.4	98.9
	岡	8 076 110	7 509 333	93.0	96.0
	知	16 711 907	15 777 599	94.4	98.1
	重	3 439 855	3 314 327	96.4	98.5
	賀	1 865 800	1 820 784	97.6	99.3
東京都	都	6 588 706	5 624 958	85.4	95.3
	阪	30 329 482	27 420 380	90.4	95.3
	庫	14 913 605	12 664 411	84.9	93.0
	良	1 101 831	1 046 228	95.0	98.5
	山	2 236 833	2 204 918	98.6	99.4
鳥取県	取	779 946	738 583	94.7	97.6
	根	1 177 695	1 104 686	93.8	98.3
	山	3 473 786	3 228 723	92.9	97.6
	島	5 049 974	4 563 487	90.4	94.1
	口	4 506 541	4 250 740	94.3	98.0

地方税並びに都道府県別市町村税の状況

(単位 千円)

率		昭和31年度		比較	
		収入額 (C)	平均 徴収率	増減額 (B)-(C) (D)	増減率 $\frac{(D)}{(C)}$
過年度分	滞納繰越分				
90.1	31.1	185 116 277	88.3	45 078 642	24.4
92.2	23.4	8 268 945	87.2	1 571 734	19.0
89.4	23.2	1 382 986	87.4	176 966	12.8
97.7	50.9	1 266 170	95.7	414 997	32.8
92.0	27.6	2 006 003	93.6	324 147	16.2
96.4	30.0	1 273 437	94.9	271 583	21.3
97.4	34.4	1 274 553	96.2	318 693	25.0
92.0	32.8	2 227 869	91.9	290 458	13.0
92.8	37.8	2 000 691	90.6	558 613	27.9
95.7	22.7	1 978 883	91.9	257 410	13.0
96.0	25.2	2 009 827	93.1	375 553	18.7
96.3	24.3	3 226 716	91.8	618 284	19.2
92.4	24.8	2 418 021	90.9	380 873	15.8
92.0	25.8	35 322 105	79.3	11 055 357	31.3
93.4	18.8	10 077 682	87.7	2 835 709	28.1
94.1	33.6	3 404 680	95.0	466 758	13.7
97.9	33.6	2 063 179	95.8	553 489	26.8
97.3	42.5	1 508 942	97.0	236 765	15.7
97.4	35.1	1 097 530	95.6	159 065	14.5
83.8	29.4	834 246	92.6	41 272	4.9
93.9	29.7	2 752 498	95.9	607 362	22.1
97.1	38.8	2 791 401	96.5	529 762	19.0
88.9	48.2	6 309 588	93.3	1 199 745	19.0
96.1	43.9	12 974 491	91.8	2 803 108	21.6
97.2	31.0	2 909 209	95.9	405 118	13.9
92.8	33.1	1 604 164	96.9	216 620	13.5
81.9	29.0	4 875 811	84.5	749 147	15.4
67.8	56.0	20 303 049	87.3	7 117 331	35.1
87.3	22.0	9 721 234	85.3	2 943 177	30.3
87.2	47.0	950 157	94.7	96 071	10.1
98.1	29.0	1 941 511	98.6	263 407	13.6
98.1	43.2	599 284	93.3	139 299	23.2
90.4	36.4	1 013 597	91.9	91 089	9.0
97.3	33.2	2 382 731	89.9	845 992	35.5
95.4	36.7	3 603 551	89.7	959 936	26.6
94.2	30.3	3 736 814	93.6	513 926	13.8

資料第4表

昭和32年度都道府県別及び五大市別

I 都道府県

都道府県		昭和32年度			
		調定額 (A)	収入額 (B)	徴収	
				平均 $\frac{(B)}{(A)}$	現年度分
徳島	1 037 756	957 203	92.2%	98.2%	
香川	1 491 954	1 386 103	92.9	97.8	
愛媛	2 518 691	2 386 132	94.7	96.9	
高知	1 149 039	1 078 315	93.8	98.6	
福岡	11 898 630	11 320 989	95.1	97.6	
佐賀	1 304 016	1 211 309	92.9	97.2	
長崎	2 691 500	2 535 316	94.2	97.6	
熊本	2 279 848	2 080 244	91.2	96.6	
大分	1 672 670	1 540 484	92.1	97.0	
宮崎	1 823 973	1 621 567	88.9	95.2	
鹿児島	1 733 377	1 576 886	91.0	96.0	

(注) 東京都については、市税相当分を除き、特別区が調定し、徴収した道府県

II 五大市

市		昭和32年度			
		調定額 (A)	収入額 (B)	徴収	
				平均 $\frac{(B)}{(A)}$	現年度分
合計	50 065 576	43 791 008	87%	96%	
横浜	7 403 400	6 306 866	85	95	
名古屋	9 149 272	8 052 404	88	96	
京都	6 130 963	5 300 353	87	97	
大阪	20 531 719	18 264 432	89	96	
神戸	6 850 222	5 866 953	86	95	

地方税並びに都道府県別市町村税の状況 (つづき)

(単位 千円)

率		昭和31年度		比較	
		収入額 (C)	平均 徴収率	増減額 (B)-(C) (D)	増減率 $\frac{(D)}{(C)}$
過年度分	滞納繰越分				
% 97.7	% 25.6	867 945	% 88.3	89 258	% 10.3
93.7	37.2	1 208 086	90.1	178 017	14.7
94.4	48.7	1 989 023	94.8	397 109	20.0
90.6	18.9	957 626	91.9	120 689	12.6
91.8	43.0	8 685 641	94.7	2 635 348	30.3
94.4	26.5	1 064 378	94.0	146 931	13.8
94.6	35.6	1 937 120	93.1	598 196	30.9
90.2	28.4	1 902 214	90.1	178 030	9.4
91.2	40.3	1 397 158	90.3	143 326	10.3
89.1	25.4	1 669 451	89.5	△ 47 884	△-2.9
91.3	30.5	1 326 080	89.7	250 806	18.9

税相当分を含む。

(単位 千円)

率		昭和31年度		比較	
		収入額 (C)	平均 徴収率	増減額 (B)-(C)	増減率 $\frac{(D)}{(C)}$
過年度分	滞納繰越分				
% 95	% 25	38 065 946	% 86	5 725 062	% 15.0
83	24	5 545 826	83	761 040	13.7
97	28	6 865 591	86	1 186 813	17.3
88	19	4 732 381	84	567 972	12.0
96	43	15 788 734	88	2 475 698	15.7
89	25	5 133 414	82	733 539	14.3

資料第4表

昭和 32 年度都道府県別及び五大市別

Ⅲ 市 町 村

都道府県		昭 和 31 年 度			
		調 定 額 (A)	収 入 額 (B)	徴 収	
				平均 (B) % (A)	現年度分 %
海	額道	291 300 296	253 203 958	87	94
	森手	20 460 428	17 074 105	83	93
	城田	3 551 354	2 926 902	83	90
	形島	3 682 785	3 183 073	86	93
	城木	4 536 395	3 902 407	86	93
	馬玉	4 199 734	3 578 328	87	92
	葉京	4 208 731	3 703 738	88	93
	川	5 520 551	4 741 192	85	93
	山	4 919 640	4 110 124	84	93
	井	4 194 157	3 577 785	87	93
	野	4 680 464	3 930 055	84	93
	阜	6 765 839	5 653 055	84	94
	岡	6 126 319	5 185 721	85	93
	知	54 582 064	47 177 970	86	93
	重	7 990 182	7 257 067	91	96
	賀	8 384 807	7 499 032	89	95
	都	4 212 576	3 702 048	88	94
	阪	3 260 317	2 937 521	90	95
	歌	庫	2 506 273	2 279 154	91
良		2 000 703	1 646 527	81	94
山		6 139 344	5 464 210	89	95
口		4 853 931	4 478 714	92	96
島		9 327 920	8 281 787	89	96
知		8 613 886	7 751 920	90	96
重		4 810 953	4 247 238	88	94
賀		2 897 379	2 565 761	87	94
都		2 245 125	2 023 914	90	95
阪		8 424 703	7 411 267	88	94
庫		10 600 885	9 336 715	88	95
良		2 322 311	1 952 106	84	92
山		2 813 078	2 530 532	90	94
口		1 773 620	1 516 216	87	91
島		2 517 939	2 241 227	89	95
岡		5 742 251	4 864 700	85	92
広		7 463 216	6 477 963	87	93
山		6 479 390	5 766 049	89	95
徳		2 219 788	1 864 204	84	92
香	2 587 912	2 293 140	89	94	
愛	4 011 228	3 612 890	90	95	
高	1 898 628	1 734 405	92	96	
福	15 036 590	13 599 765	88	96	
佐	2 669 300	2 254 708	85	92	
長	4 748 930	3 918 858	82	94	
熊	5 091 988	4 192 904	81	92	
本	3 390 867	2 903 780	81	93	
分	3 052 102	2 614 403	87	94	
崎	3 783 713	3 238 778	87	93	

(注) 1 本表は、五大市分を除き、特別区分を含む。

2 東京都については、特別区分が調定し、徴収した道府県税相当分を除き、

地方税並びに都道府県別市町村税の状況 (つづき)

(単位千円)

率		昭和31年度		比較	
		収入額 (B)	平均 徴収率 %	増減額 (B)-(C) (D)	増減率 $\frac{(D)}{(C)}$ %
過年度分 %	滞納繰越分 %				
91	38	226 742 156	86	26 461 802	11.7
88	34	15 356 896	82	1 717 209	11.2
86	45	2 619 655	79	307 247	11.7
87	44	2 781 962	85	401 111	14.4
59	41	3 511 063	84	391 344	11.1
90	44	3 310 714	84	267 614	8.1
95	45	3 441 819	88	261 919	7.6
86	42	4 379 108	85	362 084	8.3
85	39	3 767 686	80	342 438	9.1
91	39	3 291 810	84	285 975	8.7
83	39	3 540 216	81	389 839	11.0
77	30	5 105 332	82	547 723	10.7
74	39	4 774 329	83	411 392	8.6
92	34	39 867 431	83	7 310 539	18.3
87	37	6 231 425	88	1 025 642	16.5
95	41	6 942 619	89	556 413	8.0
88	41	3 421 671	87	280 377	8.2
91	44	2 715 961	89	221 560	8.2
96	61	2 144 208	90	134 946	6.3
60	36	1 545 531	80	100 996	6.5
80	41	5 024 595	88	439 615	8.7
91	44	4 049 246	92	429 468	10.6
88	36	7 472 622	88	809 165	10.8
91	38	6 840 570	88	911 350	13.3
86	39	3 844 660	88	402 578	10.5
95	40	2 463 822	88	101 939	4.1
91	47	1 911 129	89	112 785	5.9
95	42	6 299 703	86	1 111 564	17.6
87	34	8 062 153	85	1 274 562	15.8
55	38	1 842 845	83	109 261	5.9
82	47	2 292 783	91	237 749	10.4
74	49	1 382 483	85	133 733	9.7
73	44	2 107 873	89	133 354	6.3
77	38	4 482 357	85	382 343	8.5
94	37	5 831 800	86	646 163	11.1
70	38	5 221 025	88	545 024	10.4
76	48	1 730 131	81	134 073	7.7
85	48	2 135 571	86	157 569	7.4
87	40	3 317 569	89	295 321	8.9
95	43	1 632 706	91	101 699	6.2
86	35	11 984 143	89	1 615 622	13.5
88	34	2 178 192	85	76 516	3.5
79	30	3 639 143	80	279 715	7.7
77	36	4 020 895	82	172 009	4.3
66	43	2 807 938	84	95 842	3.4
75	36	2 413 098	85	201 305	8.3
90	39	3 003 668	85	235 110	7.8

都が調定し、徴収した市税相当分を含む。

資料第 5 表

昭和 32 年度地方交付税の

I 都道府県

(単位 千円)

II 市町村

都道府県	昭和32年度	昭和31年度	対前年度比 (A) (B)	都道府県	計	
	地方交付税 (A)	地方交付税 (B)			昭和32年度 地方交付税 (C)	昭和31年度 地方交付税 (D)
総額	138 366 413	114 981 138	120.3%	総額	64 815 725	50 180 528
北海道	11 743 319	9 417 738	124.7	北海道	5 783 673	4 220 131
北青岩宮秋山福次栃群埼千東神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿	3 825 062	3 068 766	124.6	北青岩宮秋山福次栃群埼千東神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿	1 753 103	1 473 671
	4 201 741	3 435 818	122.3		1 870 935	1 535 193
	3 988 789	3 104 340	128.5		1 588 160	1 266 572
	4 073 498	3 132 848	130.0		1 613 423	1 291 401
	3 814 865	3 021 136	126.3		1 571 090	1 261 587
	5 314 481	4 188 805	126.9		2 178 615	1 800 199
	4 200 504	3 564 284	117.8		2 001 416	1 578 845
	3 265 489	2 397 966	136.2		1 124 537	788 157
	3 380 695	2 677 645	126.3		1 215 271	909 164
	3 061 834	2 532 081	120.9		1 505 508	1 151 977
	3 872 109	3 193 632	121.2		1 648 896	1 243 259
	-	-	-		451 457	314 219
	-	-	-		586 160	416 188
	5 346 093	4 208 864	127.0		2 280 848	1 660 509
	2 012 282	1 773 461	113.5		691 151	575 102
	2 211 116	1 732 515	127.6		681 961	544 200
	2 151 598	1 748 919	123.0		720 924	600 116
	2 601 414	2 097 326	124.0		984 663	825 256
	4 870 557	3 936 606	123.7		2 172 356	1 564 582
	2 765 927	2 190 466	126.3		1 234 123	925 230
	1 422 071	1 283 806	110.8		1 228 002	1 012 625
	-	1 202 462	-		900 487	640 739
	2 074 312	1 813 937	111.4		1 132 849	877 254
	1 676 612	1 134 760	147.8		571 805	438 829
	2 065 863	1 549 838	133.3		1 383 341	780 754
	-	-	-		1 111 307	960 698
	1 390 174	2 458 303	56.6		1 417 994	1 143 521
	1 900 778	1 545 345	123.0		692 042	504 967
	2 275 715	1 577 279	144.3		1 084 543	916 110
	2 244 065	1 774 657	126.5		662 381	546 777
	2 787 518	2 328 833	119.7		1 217 266	1 003 251
	3 038 769	2 724 230	111.5		1 367 206	1 106 296
	3 457 372	2 994 679	115.5		1 866 522	1 431 303
	2 230 551	1 884 473	118.4		1 044 311	800 359
	2 755 638	2 249 785	122.5		972 865	802 737
	2 302 245	1 843 170	124.9		965 099	784 997
	3 112 161	2 688 181	115.8		1 450 987	1 243 566
	3 073 245	2 507 242	122.6		1 100 669	916 120
	2 625 694	2 612 483	100.5		1 766 186	1 291 528
	2 480 459	1 965 981	126.2		774 175	589 975
	3 430 737	2 823 444	121.5		1 948 247	1 348 049
	3 921 158	3 274 922	105.3		1 778 060	1 391 119
	3 212 456	2 640 878	121.6		1 295 218	999 735
	2 756 817	2 172 324	126.9		948 033	718 183
	5 430 630	4 506 910	120.5		2 477 860	1 985 478

対前年度比率の状況

(単位 千円)

対前年度比 (C)/(D)	五 大 市			その他の市及び町村		
	昭和32年度 地方交付税 (E)	昭和31年度 地方交付税 (F)	対前年度比 (E)/(F)	昭和32年度 地方交付税 (G)	昭和31年度 地方交付税 (H)	対前年度比 (G)/(H)
129.2	703 216	217 078	323.9	64 112 509	49 963 450	128.3
137.0	-	-	-	5 783 673	4 220 131	137.0
119.0	-	-	-	1 753 103	1 473 671	119.0
121.9	-	-	-	1 870 935	1 535 193	121.9
125.4	-	-	-	1 588 160	1 266 572	125.4
124.9	-	-	-	1 613 423	1 291 401	124.9
124.5	-	-	-	1 571 090	1 261 587	124.5
121.0	-	-	-	2 178 615	1 800 199	121.0
126.8	-	-	-	2 001 416	1 578 845	126.8
142.7	-	-	-	1 124 537	788 157	142.7
133.7	-	-	-	1 215 271	909 164	133.7
130.7	-	-	-	1 505 508	1 151 977	130.7
132.6	-	-	-	1 648 896	1 243 259	132.6
143.7	-	-	-	451 457	314 219	143.7
140.8	4 597	1 957	234.9	581 563	414 231	140.8
137.4	-	-	-	2 280 848	1 660 509	137.4
120.2	-	-	-	691 151	575 102	120.2
125.3	-	-	-	681 961	544 200	125.3
120.1	-	-	-	720 924	600 116	120.1
119.3	-	-	-	984 663	825 256	119.3
138.8	-	-	-	2 172 356	1 564 582	138.8
133.4	-	-	-	1 234 123	925 230	133.4
121.3	-	-	-	1 228 002	1 012 625	121.3
140.5	-	-	-	900 487	640 739	140.5
129.1	-	-	-	1 132 849	877 254	129.1
130.3	-	-	-	571 805	438 829	130.3
177.2	697 122	215 121	324.1	686 219	565 633	121.3
115.7	-	-	-	1 111 307	960 698	115.7
124.0	1 497	-	-	1 416 497	1 143 521	123.9
137.0	-	-	-	692 042	504 967	137.0
118.4	-	-	-	1 084 543	916 110	118.4
121.1	-	-	-	662 381	546 777	121.1
121.3	-	-	-	1 217 266	1 003 251	121.3
123.6	-	-	-	1 367 206	1 106 296	123.6
130.4	-	-	-	1 866 522	1 431 303	130.4
130.5	-	-	-	1 044 311	800 359	130.5
121.2	-	-	-	972 865	802 737	121.2
122.9	-	-	-	965 099	784 997	122.9
116.9	-	-	-	1 450 987	1 243 566	116.7
120.1	-	-	-	1 100 669	916 120	120.1
136.8	-	-	-	1 766 186	1 291 528	136.8
131.2	-	-	-	774 175	589 975	131.2
144.5	-	-	-	1 948 247	1 348 049	144.5
127.8	-	-	-	1 778 060	1 391 119	127.8
129.6	-	-	-	1 295 218	999 735	129.6
132.0	-	-	-	948 033	718 183	132.0
124.8	-	-	-	2 477 860	1 985 478	124.8

資料第 6 表

昭和 32 年度地方譲与税の配分状況

(単位 千円)

都道府県 又は五大市名	計 (A)+(B)	地方道路 譲与税 (A)	入場譲与税 (B)	特別とん 譲与税
総 額	28 623 645	11 194 048	17 429 597	687 744
都道府県計	28 223 235	10 793 638	17 429 597	305 408
北海道	1 752 852	678 091	1 074 761	26 435
青森	578 373	267 068	311 305	1 298
岩手	559 044	237 703	321 341	5 937
宮城	615 220	226 334	388 886	531
秋田	535 358	231 631	303 727	1 407
山形	532 479	227 676	304 803	123
福島	819 990	348 203	471 787	343
茨城	751 486	286 744	464 742	-
栃木	571 460	222 989	348 471	-
群馬	595 486	232 161	363 325	-
埼玉県	728 014	218 536	509 478	-
千葉県	745 993	249 456	496 537	3 563
東京都	665 530	665 530	-	18 922
神奈川県	728 400	241 158	487 242	26 989
新潟県	895 860	338 900	556 960	5 840
富山県	360 727	130 800	229 927	2 878
石川県	359 786	142 228	217 558	90
福井県	293 330	123 538	169 792	540
山梨県	291 229	109 506	181 723	-
長野県	739 491	284 354	455 137	-
岐阜県	611 991	255 409	356 582	-
静岡県	866 686	269 884	596 802	39 418
愛知県	1 181 800	333 082	848 718	18
三重県	510 866	176 355	334 511	13 901
滋賀県	316 728	124 491	192 237	-
京都市	597 206	161 463	435 743	1 496
大阪府	597 137	250 057	347 080	-
兵庫県	1 145 748	330 414	815 334	3 078
奈良県	272 890	97 963	174 927	-
和歌山県	395 697	168 990	226 707	15 279
鳥取県	240 678	102 365	138 313	88
島根県	403 879	194 680	209 199	2
岡山県	597 322	216 827	380 495	4 375
広島県	714 675	230 772	483 903	10 200
山口県	613 348	250 859	362 489	25 763

資料第 6 表

昭和 32 年度地方譲与税の配分状況 (つづき)

(単位 千円)

都道府県 又は五大市名	計 (A)+(B)	地方道路 譲与税 (A)	入場譲与税 (B)	特別とん 譲与税
徳香	328 752	131 027	197 725	-
愛媛	326 807	114 285	212 522	1 780
高知	507 156	160 251	346 905	5 254
福岡	351 601	152 845	198 756	101
	1 220 092	350 984	869 108	72 877
佐長	335 328	116 067	219 261	270
熊本	533 518	140 010	393 508	8 904
大分	714 004	287 155	426 849	1 470
宮崎	528 729	241 140	287 589	4 837
	453 508	196 951	256 557	508
鹿児島	736 981	276 706	460 275	893
五大市計	400 410	400 410	-	382 336
横古	66 483	66 483	-	124 874
名古	88 648	88 648	-	80 947
京大	85 418	85 418	-	-
神	98 265	98 265	-	63 145
	61 596	61 596	-	113 370

(注) 特別とん譲与税は、五大市分は特掲し、その他の市町村分と都分は都道府県の区域内ごと一括掲記した。

資料第7表
I 都道府県

昭和32年度

都道府県	人口		一般財源 (B)+(C)+(D)(A)			昭 地方	
	実数	構成比 %	金額	人口 一人当り	指数	金額	
						円	(260 142 332)
総	91 817 404	1 000	396 803 489 (426 750 902)	4 322	100	230 194 919 (260 142 332)	
海	4 936 210	54	23 336 850	4 728	109	9 840 679	
	1 430 863	16	5 963 387	4 168	96	1 559 952	
	1 471 137	16	6 441 952	4 379	101	1 681 167	
	1 763 382	19	6 934 159	3 932	90	2 330 150	
	1 384 096	15	6 153 876	4 446	102	1 545 020	
	1 369 933	15	5 940 590	4 336	100	1 593 246	
	2 138 529	23	8 652 798	4 046	93	2 518 327	
	2 118 339	23	7 511 294	3 546	82	2 559 304	
	1 580 586	17	6 073 242	3 842	88	2 236 293	
	1 625 646	18	6 361 561	3 913	90	2 385 380	
	2 328 296	25	7 634 848	3 279	75	3 845 000	
	2 269 945	25	7 416 996	3 267	75	2 798 894	
東	8 360 719	92	47 061 914 (77 009 327)	5 628 (9 211)	130	46 377 462 (76 324 875)	
奈	3 049 287	33	13 641 791	4 474	103	12 913 391	
	2 515 393	27	10 113 391	4 021	92	3 871 438	
	1 032 973	11	4 989 677	4 830	111	2 616 668	
	975 865	11	4 316 609	4 423	102	1 745 707	
	754 896	8	3 701 523	4 903	113	1 256 595	
	822 625	9	3 768 161	4 581	105	875 518	
	2 052 942	22	8 969 908	4 369	100	3 359 860	
	1 615 840	18	6 699 081	4 146	95	3 321 163	
	2 691 576	29	9 798 090	3 640	84	7 509 333	
	3 933 296	43	16 959 399	4 311	99	15 777 599	
	1 514 678	16	5 899 505	3 895	90	3 314 327	
	859 599	9	3 814 124	4 437	102	1 820 784	
	1 978 188	22	8 288 027	4 189	96	5 624 958	
	4 799 989	52	28 017 517	5 837	134	27 420 380	
	3 775 141	41	15 200 333	4 026	93	12 664 411	
	781 783	9	3 219 896	4 119	95	1 046 228	
歌	1 021 970	11	4 876 330	4 772	110	2 204 918	
	620 200	7	3 223 326	5 197	120	738 583	
	935 261	10	4 296 083	4 593	106	1 104 686	
	1 732 990	19	6 864 814	3 961	91	3 228 723	
	2 214 589	24	8 735 534	3 945	91	4 563 487	
	1 638 647	18	7 094 639	4 330	100	4 250 740	
	896 746	10	4 041 593	4 507	104	957 203	
	956 223	10	4 015 155	4 186	96	1 386 103	
	1 580 094	17	6 005 449	3 801	87	2 386 132	
	918 522	10	4 503 161	4 903	113	1 078 315	
	4 006 547	44	15 166 775	3 785	87	11 320 989	
	992 014	11	4 027 096	4 060	93	1 211 309	
	1 826 868	20	6 499 571	3 558	82	2 535 316	
	1 935 862	21	6 715 406	3 469	80	2 080 244	
	1 320 935	14	5 281 669	3 998	92	1 540 484	
	1 181 061	13	4 831 892	4 091	94	1 621 567	
児	2 107 123	23	7 744 497	3 675	85	1 576 886	

(注) 1 東京都については、都が徴収した市税相当額を控除するとともに特別区かつこ内に計上した。

2 歳入に対する構成比は、歳入総額から、地方債と繰越金とを控除したも

一般財源の状況

(単位 千円)

和 32 年 度							
税(B)		地方譲与税(C)			地方交付税(D)		
人 一 人 当 り	口 指 数	金 額	人 一 人 当 り	口 指 数	金 額	人 一 人 当 り	口 指 数
2 507	100	28 242 157	308	100	138 366 413	1 507	100
1 993	79	1 752 852	355	115	11 743 319	2 379	158
1 090	43	578 373	405	131	3 825 062	2 673	177
1 143	45	559 044	380	123	4 201 741	2 856	190
1 321	52	615 220	349	113	3 988 789	2 262	150
1 116	43	535 358	468	152	4 073 498	2 943	195
1 163	45	532 479	389	126	3 814 865	2 785	185
1 178	46	819 990	383	124	5 314 481	2 485	165
1 208	47	751 486	355	115	4 200 504	1 983	132
1 415	55	571 460	362	118	3 265 489	2 066	137
1 467	57	595 486	366	119	3 380 695	2 080	138
1 651	64	728 014	313	102	3 061 834	1 315	87
1 233	48	745 993	329	107	3 872 109	1 706	113
5 547							
(9 129)	221	684 452	82	27	-	-	-
4 235	165	728 400	239	78	-	-	-
1 540	60	895 860	356	116	5 346 093	2 125	141
2 533	100	360 727	349	113	2 012 282	1 948	129
1 789	70	359 786	369	120	2 211 116	2 266	150
1 665	65	293 330	388	126	2 151 598	2 850	189
1 064	41	291 229	354	115	2 601 414	3 162	210
1 637	64	739 491	360	117	4 870 557	2 372	157
2 055	80	611 991	379	123	2 765 927	1 712	114
2 790	109	866 866	322	105	1 422 071	528	35
4 011	156	1 181 800	300	97	-	-	-
2 188	85	510 866	330	107	2 074 312	1 370	91
2 118	83	316 728	368	119	1 676 612	1 950	129
2 843	111	597 206	302	98	2 065 863	1 044	69
5 713	223	597 137	124	40	-	-	-
3 355	131	1 145 748	303	98	1 390 174	368	24
1 338	52	272 890	349	113	1 900 778	2 431	161
2 158	84	395 697	387	126	2 275 715	2 267	150
1 191	46	240 678	388	126	2 244 065	3 618	240
1 181	46	403 879	432	140	2 787 518	2 980	198
1 863	73	597 322	345	112	3 038 769	1 753	116
2 060	80	714 675	323	105	3 457 372	1 561	104
2 594	101	613 348	374	121	2 230 551	1 361	90
1 067	42	328 752	367	119	2 755 638	3 073	204
1 445	56	326 807	341	111	2 302 245	2 400	159
1 510	59	507 156	321	104	3 112 161	1 970	131
1 174	46	351 601	383	124	3 073 245	3 346	222
2 825	110	1 220 092	305	99	2 625 694	655	43
1 221	48	335 328	338	110	2 480 459	2 500	166
1 386	54	533 518	292	95	3 430 737	1 878	125
1 075	42	714 004	369	120	3 921 158	2 026	134
1 166	45	528 729	400	130	3 212 456	2 432	161
1 373	54	453 508	384	125	2 756 817	2 334	155
748	29	736 981	350	114	5 430 630	2 577	171

が徴収した道府県税相当額を加算して計上し、実際に都が徴収したものについては、のに対するものである。

資料第7表

昭和32年度

I 都道府県

都道府県		昭和32年度								
		歳入に占める 一般財源の割合		一般財源に占める 地方税の割合		一般財源に占める 地方交付税の割合				
		構成比 %	指数	構成比 %	指数	構成比 %	指数	構成比 %	指数	
総	額	(53)	100	(61)	100	(32)	100			
北海道	道	47	89	42	69	50	156			
	青森	53	100	26	43	64	200			
	岩手	52	98	26	43	65	203			
	宮城	49	92	34	56	58	181			
	秋田	52	98	25	41	66	206			
	山形	52	98	27	44	64	200			
	福島	49	92	29	48	61	191			
	茨城	51	96	34	56	49	153			
	栃木	55	104	37	61	54	169			
	群馬	52	98	37	61	53	166			
	埼玉	51	96	50	82	40	125			
	千代田	50	94	38	62	52	163			
	東京都	京	(64)	121	(99)	162	-	-		
		神奈川	58	109	95	156	-	-		
新潟		50	94	38	62	53	166			
富山		48	91	52	85	40	125			
石川		50	94	40	66	51	159			
福井		44	83	34	56	58	181			
山梨		49	92	23	38	69	216			
長野		47	89	37	51	54	169			
岐阜		49	92	50	82	41	128			
静岡		51	96	77	126	15	47			
愛知		58	109	93	152	-	-			
三重		42	79	56	92	35	109			
滋賀		48	91	48	79	44	138			
京都		54	102	68	111	25	78			
大阪府	阪	70	132	98	161	-	-			
	奈良	50	113	82	134	9	288			
	和歌山	44	83	32	52	59	184			
	鳥取	39	74	45	74	47	147			
	島根	54	102	23	38	70	219			
	岡山	50	94	26	43	65	203			
	広島	53	100	47	77	44	138			
	山口	52	98	52	85	40	125			
	徳島	49	92	60	98	31	97			
	香川	47	89	24	39	68	213			
	愛媛	52	98	35	57	54	169			
	高松	49	92	40	66	52	163			
	福岡	47	89	24	39	68	213			
	佐賀	51	96	75	122	17	53			
鹿児島県	佐賀	50	94	30	49	62	194			
	長崎	47	89	39	64	53	166			
	熊本	48	91	31	51	58	181			
	大分	50	94	29	48	61	191			
	鹿児島	47	89	34	56	57	178			
沖縄県	鹿	50	94	20	33	70	219			

一般財源の状況(つづき)

(単位 千円)

昭和31年度一般財源(E)			比 較		
金 額	人 口 一人当り 指数	指 数	増 減 額 (A)-(E) (F)	増 減 率	
				(F) (E)	指 数
323 146 584 (348 304 690)	3 519	100	73 656 905 (78 446 212)	(23)	100
19 046 516	3 859	110	4 290 334	23	100
4 899 213	3 424	97	1 064 174	22	96
5 134 627	3 490	99	1 307 325	25	109
5 599 026	3 175	90	1 335 133	24	104
4 823 597	3 485	99	1 330 279	28	122
4 709 922	3 438	98	1 230 668	26	113
7 053 521	3 298	94	1 599 277	23	100
6 177 755	2 916	83	1 333 539	22	96
4 841 695	3 063	87	1 231 547	25	109
5 162 173	3 175	90	1 199 388	23	100
6 353 689	2 729	78	1 281 159	20	87
6 224 661	2 742	78	1 192 335	19	83
36 038 663 (61 196 769)	4 310 (7 320)	122	11 023 251 (15 812 558)	(26)	113
10 745 862	3 524	100	2 895 929	27	117
8 321 037	3 308	94	1 792 354	22	96
4 125 100	3 993	113	864 577	21	91
3 526 246	3 613	101	790 363	22	96
3 078 527	4 078	116	622 996	20	87
3 164 722	3 847	109	603 439	19	83
7 273 829	3 543	101	1 696 079	23	100
5 459 100	3 378	96	1 239 981	23	100
8 291 775	3 080	87	1 506 315	18	78
15 160 988	3 846	109	1 798 411	12	52
5 130 927	3 387	96	768 578	15	65
2 988 160	3 476	99	825 964	28	122
6 910 581	3 493	99	1 377 446	20	87
21 067 655	4 389	125	6 949 862	33	146
13 119 526	3 475	99	2 080 807	16	70
2 706 961	3 463	98	512 935	19	83
3 823 286	3 741	106	1 053 044	28	122
2 561 548	4 130	117	661 778	26	113
3 656 008	3 909	111	640 075	18	78
5 577 819	3 219	91	1 286 995	23	100
7 181 955	3 243	92	1 553 579	22	96
6 105 443	3 726	106	989 196	16	70
3 375 419	3 764	107	666 174	20	87
3 311 674	3 452	98	703 481	21	91
5 079 490	3 215	91	925 959	18	78
3 735 626	4 067	116	767 535	21	91
12 302 724	3 071	87	2 864 051	23	100
3 304 625	3 331	95	722 471	22	96
5 198 961	2 846	81	1 300 610	25	109
5 734 867	2 962	84	980 539	17	77
4 448 880	3 368	96	832 789	19	83
4 195 162	3 552	101	636 730	15	65
6 417 043	3 045	86	1 327 454	21	91

II 市 町 村

都道府県	昭 和						
	一 般 財 源(A) (B)+(C)+(D)+(E)			地 方 税 (B)			
	金 額	人 口 一人当り	指 数	金 額	人 口 一人当り	指 数	
総 額	363 175 386 (333 227 973)	3 956 ^円	100	296 994 965 (267 047 552)	3 235 ^円	100	
北 海 道	22 884 213	4 636	116	17 074 105	3 459	107	
青 森 県	4 681 303	3 272	82	2 926 902	2 046	63	
岩 手 県	5 059 945	3 440	86	3 183 073	2 164	67	
宮 城 県	5 491 098	3 114	78	3 902 407	2 213	69	
秋 田 県	5 193 158	3 752	94	3 578 328	2 585	80	
山 形 県	5 274 951	3 851	96	3 703 738	2 704	84	
福 茨 県	6 920 150	3 236	81	4 741 192	2 217	69	
茨 城 県	6 111 540	2 885	72	4 110 124	1 940	60	
栃 木 県	4 702 322	2 975	74	3 577 785	2 264	70	
群 馬 県	5 145 326	3 166	79	3 930 055	2 418	75	
埼 埼 県	7 158 563	3 075	77	5 653 055	2 428	75	
千 葉 県	6 838 180	3 012	75	5 185 721	2 285	71	
東 京 都	47 629 427 (17 682 014)	5 697 (2 115)	142	47 177 970 (17 230 557)	5 643 (2 061)	175	
神 奈 川 県	14 409 580	4 725	118	13 563 933	4 448	138	
新 潟 県	9 785 720	3 890	97	7 499 032	2 981	92	
富 山 県	4 396 077	4 255	106	3 702 048	3 583	111	
石 川 県	3 619 572	3 709	93	2 937 521	3 010	93	
福 山 県	3 000 618	3 975	99	2 279 154	3 019	94	
山 梨 県	2 631 190	3 199	80	1 646 527	2 002	62	
長 野 県	7 636 566	3 720	93	5 464 210	2 662	83	
岐 静 岡 県	5 712 837	3 536	88	4 478 714	2 772	86	
愛 知 県	9 549 207	3 538	88	8 281 787	3 077	95	
重 慶 県	16 946 915	4 308	108	15 804 324	4 018	125	
滋 賀 県	5 393 988	3 561	89	4 247 238	2 804	87	
京 都 府	3 137 566	3 650	91	2 565 761	2 985	93	
大 阪 府	8 828 627	4 463	112	7 324 267	3 703	115	
兵 庫 県	27 063 860	5 639	141	25 675 699	5 349	166	
奈 良 県	16 831 988	4 459	111	15 203 667	4 027	125	
和 歌 山 県	2 644 148	3 382	85	1 952 106	2 497	77	
鳥 取 県	3 630 354	3 552	89	2 530 532	2 476	77	
島 根 県	2 178 685	3 513	88	1 516 216	2 445	76	
山 口 県	3 458 495	3 698	92	2 241 227	2 396	74	
徳 島 県	6 236 281	3 599	90	4 864 700	2 807	87	
香 川 県	8 354 685	3 773	94	6 477 963	2 925	91	
高 松 県	6 836 123	4 172	104	5 766 049	3 519	109	
愛 媛 県	2 837 069	3 164	79	1 864 204	2 079	64	
高 知 県	3 260 019	3 409	85	2 293 140	2 398	74	
福 岡 県	5 069 131	3 208	80	3 612 890	2 287	71	
佐 賀 県	2 835 175	3 087	77	1 734 405	1 888	59	
長 崎 県	15 438 828	3 853	96	13 599 765	3 394	105	
熊 本 県	3 029 153	3 053	76	2 254 708	2 273	70	
大 宮 市	5 876 009	3 216	80	3 918 858	2 146	67	
鹿 児 島 市	5 972 434	3 085	77	4 192 904	2 166	67	
	4 203 835	3 183	80	2 903 780	2 198	68	
	3 562 944	3 017	75	2 614 403	2 214	69	
	5 717 531	2 713	68	3 238 778	1 537	48	

(注) 本表中には、五大市及び特別区を含むものである。

一般財源の状況(つづき)

(単位 千円)

32 年 度								
地方譲与税(C)			地方交付税(D)			軽油引取税交付金(E)		
金額	人当り	指数	金額	人当り	指数	金額	人当り	指数
1 069 232	12	100	64 815 725	706	100	295 464	3	100
26 435	5	42	5 783 673	1 172	166	-	-	-
1 298	1	8	1 753 103	1 225	174	-	-	-
5 937	4	33	1 870 935	1 272	181	-	-	-
531	-	-	1 588 160	901	128	-	-	-
1 407	1	8	1 613 423	1 166	166	-	-	-
123	-	-	1 571 090	1 147	163	-	-	-
343	-	-	2 178 615	1 019	145	-	-	-
-	-	-	2 001 416	945	134	-	-	-
-	-	-	1 124 537	711	101	-	-	-
-	-	-	1 215 271	748	106	-	-	-
-	-	-	1 505 508	647	92	-	-	-
3 563	1	8	1 648 896	726	103	-	-	-
-	-	-	451 457	54	8	-	-	-
218 346	72	566	586 160	192	27	41 141	13	433
5 840	2	17	2 280 848	907	129	-	-	-
2 878	3	25	691 151	669	95	-	-	-
90	-	-	681 961	699	99	-	-	-
540	1	8	720 924	955	136	-	-	-
-	-	-	984 663	1 197	170	-	-	-
-	-	-	2 172 356	1 058	150	-	-	-
-	-	-	1 234 123	764	108	-	-	-
39 418	15	125	1 228 002	456	65	-	-	-
169 613	43	357	900 487	229	33	72 491	18	600
13 901	9	75	1 132 849	748	106	-	-	-
-	-	-	571 805	665	94	-	-	-
86 914	44	365	1 383 341	699	99	34 105	17	567
161 410	34	282	1 111 307	232	33	115 444	24	800
178 044	47	410	1 417 994	376	53	32 283	9	300
-	-	-	692 042	885	126	-	-	-
15 299	15	125	1 084 543	1 061	151	-	-	-
88	-	-	662 381	1 068	152	-	-	-
2	-	-	1 217 266	1 302	185	-	-	-
4 375	3	25	1 367 206	789	112	-	-	-
10 200	5	42	1 866 522	843	120	-	-	-
25 763	16	133	1 044 311	637	90	-	-	-
-	-	-	972 865	1 085	154	-	-	-
1 780	2	17	965 099	1 009	143	-	-	-
5 254	3	25	1 450 987	918	130	-	-	-
101	-	-	1 100 669	1 199	170	-	-	-
72 877	18	149	1 766 186	441	63	-	-	-
270	-	-	774 175	780	111	-	-	-
8 904	4	33	1 948 247	1 066	151	-	-	-
1 470	1	8	1 778 060	918	130	-	-	-
4 837	4	33	1 295 218	981	139	-	-	-
508	-	-	948 033	803	114	-	-	-
893	-	-	2 477 860	1 176	167	-	-	-

II 市 町 村

都 道 府 県		昭 和 32 年 度							
		歳入に占める 一般財源の割合		一般財源に占める 地方税の割合		一般財源に占める 地方交付税の割合			
		構 成 比 %	指 数	構 成 比 %	指 数	構 成 比 %	指 数		
総	額	(64)	100	(80)	100	(19)	100		
北 青 岩 宮 秋 山 福 茨 栃 群 埼 千 東 神 新 富 石 福 山 長 岐 静 愛 三 滋 京 大 兵 奈 和 鳥 島 岡 広 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 鹿	海	道	65	102	74	93	25	132	
		森	71	111	63	79	37	196	
		手	66	103	63	79	37	196	
		城	65	102	71	89	29	154	
		田	69	108	69	86	31	164	
		形	75	117	70	88	30	159	
		島	71	111	69	86	31	164	
		城	78	122	67	84	33	175	
		木	77	120	76	95	24	127	
		馬	70	109	77	96	23	122	
		玉	75	117	79	99	21	111	
		葉	70	109	76	95	24	127	
		京	(60)	94	97	121	(3)	16	
		奈	川	59	92	94	118	4	21
			鴻	72	113	77	96	23	122
			山	65	102	84	105	16	85
			川	64	100	81	101	19	100
			井	64	100	76	95	24	127
			梨	67	105	63	79	37	196
野	64		100	72	90	28	148		
阜	61		95	78	98	22	117		
岡	66		103	87	109	13	57		
知	61		95	94	118	5	27		
重	61		95	79	99	21	111		
賀	70		109	82	103	18	95		
都	63		98	83	104	16	85		
阪	65		102	95	119	4	21		
庫	64		100	91	114	8	42		
良	68		106	74	93	26	138		
歌	山		52	81	70	88	30	159	
	取		66	103	70	88	30	159	
	根		62	97	65	81	35	166	
	山	65	102	78	98	22	117		
	島	63	98	78	98	22	117		
	口	55	86	84	105	15	80		
	島	66	103	66	83	34	180		
	川	61	95	70	88	30	159		
	媛	59	92	71	89	29	154		
	知	55	86	61	76	39	207		
	岡	60	94	88	110	11	58		
	賀	63	98	74	93	26	138		
	崎	59	92	67	84	33	175		
	本	65	102	70	88	30	159		
	分	64	100	69	86	31	164		
	崎	59	92	73	91	27	143		
	島	57	89	57	71	43	228		

一般財源の状況(つづき)

(単位 千円)

昭和31年度一般財源(F)			比 較			
金 額	人 口 一人当り	指 数	増 減 額		増 減 率	
			(A)-(F)	(G)	(G) (F)	指 数
315 596 789 (290 438 683)	3 437	100	47 578 597 (42 789 290)		(15)	100
19 577 027	3 859	112	3 307 186		17	113
4 093 326	3 424	99	587 977		14	93
4 317 155	3 490	101	742 790		17	113
4 777 635	3 175	92	713 463		16	107
4 602 115	3 485	101	591 043		13	87
4 703 406	3 438	100	571 545		12	80
6 179 307	3 298	96	740 843		12	80
5 346 531	2 916	85	765 009		14	93
4 079 967	3 063	89	622 355		15	100
4 449 380	3 175	92	695 946		16	107
6 257 309	2 729	79	901 254		14	93
6 017 588	2 742	79	820 592		14	93
40 181 650 (15 023 544)	4 806 (1 797)	139	7 447 777 (2 658 470)		(18)	120
12 295 276	4 032	117	2 114 304		17	113
8 603 128	3 308	96	1 182 592		14	93
3 996 773	3 993	116	399 304		10	67
3 260 161	3 613	105	359 411		11	73
2 744 324	4 078	118	256 294		9	60
2 370 787	3 847	112	260 403		11	73
6 589 177	3 543	103	1 047 389		16	107
4 974 476	3 378	98	738 361		15	100
8 485 247	3 080	89	1 063 960		13	87
14 495 371	3 685	107	2 451 544		17	113
4 721 914	3 387	98	672 074		14	93
2 902 651	3 476	101	234 915		8	53
7 532 984	3 808	110	1 295 643		17	113
23 210 997	4 836	140	3 852 863		17	113
14 426 357	3 821	111	2 405 631		17	113
2 347 812	3 463	100	296 336		13	87
3 208 893	3 741	108	421 461		13	87
1 929 260	4 130	120	249 425		13	87
3 111 124	3 909	113	347 371		11	73
5 588 653	3 219	93	647 628		12	80
7 263 103	3 243	94	1 091 582		15	100
6 021 384	3 726	108	814 739		14	93
2 532 868	3 764	109	304 201		12	80
2 920 568	3 452	100	339 451		12	80
4 561 135	3 215	93	507 996		11	73
2 548 826	4 067	118	286 349		11	73
13 275 671	3 071	89	2 163 157		16	107
2 768 167	3 331	97	260 986		9	60
4 987 192	2 846	83	888 817		18	120
5 412 014	2 962	86	560 420		10	67
3 807 673	3 368	98	396 162		10	67
3 131 281	3 552	103	431 663		14	93
4 989 146	3 045	88	728 385		15	100

資料第8表

昭和32年度目的別歳出決算状況

I 都道府県

(単位 百万円)

区 分	昭和32年度		昭和31年度		比 較			
	決算額 (A)	構成比 (B)	決算額 (A)	構成比 (B)	増減額 (A)-(C)	増減率 (B)-(C)		
議 会 費	3 472	$\frac{0}{00}$ 4	$\frac{0}{00}$ 4	2 957	$\frac{0}{00}$ 4	$\frac{0}{00}$ 4	515	14
庁 費	66 674	87	81	61 510	90	83	5 164	8
警 察 費	61 019	79	74	56 586	83	76	4 433	8
消 防 費	4 338	6	5	3 778	5	5	560	15
土 木 費	132 477	173	161	110 350	161	148	22 127	20
教 育 費	273 654	357	333	247 627	361	333	26 027	15
社会及び労働施設費	66 408	87	81	64 200	94	86	2 208	3
保 健 衛 生 費	17 823	23	22	16 832	25	23	991	6
産 業 経 済 費	102 013	133	124	96 053	140	129	5 960	6
財 産 費	5 141	7	6	2 489	3	3	2 652	166
統 計 調 査 費	687	1	1	667	1	1	20	3
選 挙 費	368	-	-	1 739	3	2	△ 1 371	△ 79
諸 支 出 金	33 320	43	41	20 426	30	27	12 894	63
小 計	767 394	1 000	933	685 214	1 000	920	82 180	12
公 債 費	51 492	-	63	45 270	-	61	6 222	14
前年度繰上充用金	3 688	-	4	13 775	-	19	△ 10 087	△ 73
合 計	822 574	-	1 000	744 259	-	1 000	78 315	11

(注) 1 昭和32年度の決算額は、予算繰越額を控除した額である。

2 奄美群島復興事業費と、特別区財政調整交付金及び特別区財政調整納付金は、諸支出金に合算して計上している。

II 市町村

(単位 百万円)

区 分	昭和32年度			昭和31年度			比 較	
	決 算 額 (A)	構 成 比		決 算 額 (B)	構 成 比		増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C) (B)
議 会 費	10 535	$\frac{0}{21}$	$\frac{0}{19}$	8 982	$\frac{0}{20}$	$\frac{0}{17}$	1 553	$\frac{17}{17}$
庁 費	115 696	226	208	99 364	216	192	16 332	16
消 防 費	20 378	40	37	18 660	41	36	1 718	9
土 木 費	66 277	130	119	54 462	118	105	11 815	22
教 育 費	113 795	223	205	104 304	226	201	9 491	9
社会及び労働施設費	73 313	143	132	69 872	152	135	3 441	5
保 健 衛 生 費	20 262	40	36	21 310	46	41	△ 1 048	△ 5
産 業 経 済 費	41 123	80	74	36 606	80	71	4 517	12
財 産 費	12 853	25	23	10 055	22	19	2 798	28
統 計 調 査 費	396	1	1	421	1	1	△ 25	△ 6
選 挙 費	1 286	2	2	1 879	4	4	△ 593	△ 32
諸 支 出 金	35 044	69	63	33 459	74	65	1 585	5
小 計	510 958	1 000	919	459 374	1 000	887	51 584	11
公 債 費	35 855	-	65	29 001	-	56	6 854	24
前年度繰上充用金	8 796	-	16	29 337	-	57	△ 20 541	△ 70
合 計	555 609	-	1 000	517 712	-	1 000	37 897	7

資料第8表 昭和32年度目的別歳出決算状況 (つづき)

II 市 町 村

(1) 五 大 市

(単位 百万円)

区 分	昭 和 32 年 度			昭 和 31 年 度			比 較	
	決 算 額 (A)	構 成 比		決 算 額 (B)	構 成 比		増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C) (B)
議 会 費	637	^{0/00} ₉	^{0/00} ₈	465	^{0/00} ₈	^{0/00} ₇	172	% 37
庁 費	17 832	246	226	14 736	241	217	3 096	21
消 防 費	3 590	50	46	3 102	51	46	488	16
土 木 費	14 700	203	187	10 437	171	153	4 263	41
教 育 費	12 054	167	153	10 702	175	157	1 352	13
社会及び労働施設費	13 574	187	172	12 782	209	188	792	6
保 健 衛 生 費	4 836	67	61	4 420	72	65	416	9
産 業 経 済 費	1 597	22	20	1 699	28	25	△ 102	△ 6
財 産 費	522	7	7	351	6	5	171	49
統 計 調 査 費	27	-	-	35	1	1	△ 8	△ 23
選 挙 費	104	1	1	127	2	2	△ 23	△ 18
諸 支 出 金	2 950	41	38	2 204	36	32	746	34
小 計	72 423	1 000	919	61 060	1 000	898	11 363	20
公 債 費	5 945	-	75	4 529	-	67	1 416	31
前年度繰上充用金	460	-	6	2 418	-	35	△ 1 958	△ 81
合 計	78 828	-	1 000	68 007	-	1 000	10 821	16

資料第8表 昭和32年度目的別歳出決算状況 (つづき)

II 市町村

(2) その他の市

(単位 百万円)

区 分	昭和32年度		昭和31年度		比 較	
	決算額 (A)	構成比 0/00 22 0/00 20	決算額 (B)	構成比 0/00 21 0/00 18	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C) (B)
議 会 費	5 090	22	4 245	21	845	20
庁 費	51 200	220	42 432	205	8 768	21
消 防 費	9 945	43	8 816	43	1 129	13
土 木 費	27 924	120	22 635	110	5 289	23
教 育 費	45 326	195	41 828	202	3 498	8
社会及び労働施設費	46 859	202	43 721	211	3 138	7
保 健 衛 生 費	10 471	45	9 975	48	496	5
産 業 経 済 費	16 283	70	14 524	70	1 759	12
財 産 費	5 134	22	3 720	18	1 414	4
統 計 調 査 費	175	1	167	1	8	5
選 挙 費	681	3	861	4	△ 180	21
諸 支 出 金	13 128	57	13 881	67	△ 753	5
小 計	232 216	1 000	206 805	1 000	25 411	14
公 債 費	19 022	-	15 124	-	63	26
前年度繰上充用金	4 421	-	17 055	-	△ 12 634	△ 74
合 計	255 659	- 1 000	238 984	- 1 000	16 675	7

資料第8表 昭和32年度目的別歳出決算状況（つづき）

II 市町村

(3) 町 村

(単位 百万円)

区 分	昭和32年度		昭和31年度			比 較	
	決算額 (A)	構成比	決算額 (B)	構成比	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C) (B)	
議 会 費	4 129	$\frac{0}{23}$ $\frac{0}{21}$	3 656	$\frac{0}{21}$ $\frac{0}{19}$	473		$\frac{13}{13}$
庁 費	40 763	224 207	37 235	216 194	3 528		9
消 防 費	6 843	38 35	6 742	39 35	101		1
土 木 費	21 276	117 108	19 373	112 101	1 903		9
教 育 費	45 559	250 231	43 680	253 228	1 879		4
社会及び労働施設費	12 454	68 63	12 909	75 67	△ 455	△	3
保 健 衛 生 費	4 911	27 25	6 876	40 36	△ 1 965	△	28
産 業 経 済 費	23 045	126 117	20 117	117 105	2 928		15
財 産 費	6 742	37 34	5 605	33 29	1 137		20
統 計 調 査 費	190	1 1	207	1 1	△ 17	△	8
選 挙 費	435	2 2	782	5 4	△ 347	△	44
諸 支 出 金	15 902	87 81	15 274	88 80	628		4
小 計	182 249	1 000 925	172 456	1 000 899	9 793		6
公 債 費	10 879	- 55	9 329	- 49	1 550		17
前年度繰上充用金	3 911	- 20	9 854	- 52	△ 5 943	△	60
合 計	197 039	- 1 000	191 639	- 1 000	5 400		3

資料第8表 昭和32年度目的別歳出決算状況 (つづき)

II 市町村

(4) 特別区

(単位 百万円)

区 分	昭和32年度			昭和31年度			比 較	
	決 算 額 (A)	構 成 比		決 算 額 (B)	構 成 比		増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C) (B)
		0/00 28	0/00 28		0/00 32	0/00 32		
議 会 費	679	28	28	616	32	32	63	10
庁 費	5 901	245	245	4 961	260	260	940	19
消 防 費	-	-	-	-	-	-	-	-
土 木 費	2 377	99	99	2 017	106	106	360	17
教 育 費	10 856	451	451	8 094	425	424	2 762	34
社会及び労働施設費	426	18	18	460	24	24	△ 34	△ 5
保 健 衛 生 費	44	2	2	39	2	2	5	13
産 業 経 済 費	198	8	8	266	14	14	△ 68	△ 61
財 産 費	455	19	19	379	20	20	76	20
統 計 調 査 費	4	-	-	12	1	1	△ 8	△ 67
選 挙 費	66	3	3	109	6	6	△ 43	△ 39
諸 支 出 金	3 064	127	127	2 100	110	110	964	46
小 計	24 070	1 000	1 000	19 053	1 000	999	5 017	26
公 債 費	9	-	-	19	-	1	△ 10	53
前年度繰上充用金	4	-	-	10	-	-	△ 6	60
合 計	24 083	-	1 000	19 082	-	1 000	5 001	26

資料第9表

昭和32年度性質別歳出決算状況

I 都道府県

(単位 百万円)

区 分	昭和32年度			昭和31年度			比 較	
	決算額 (A)	構成比		決算額 (B)	構成比		増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C) (B)
消費的経費	496 740	^{0/00} 648	^{0/00} 604	459 750	^{0/00} 670	^{0/00} 618	36 990	8
人件費	375 241	489	456	346 938	506	466	28 303	8
物件費	49 934	65	61	47 359	69	64	2 575	5
維持補修費	11 817	16	14	8 663	12	12	3 154	36
その他	59 748	78	73	56 790	83	76	2 958	5
扶助費	23 681	31	29	23 183	34	31	498	2
補助交付金 寄附負担金	23 743	31	29	22 122	32	30	1 621	7
その他	12 324	16	15	11 485	17	15	839	7
投資的経費	231 963	302	282	204 529	298	275	27 434	13
普通建設事業費	172 113	224	209	145 406	212	196	26 707	19
災害復旧事業費	42 452	55	52	43 966	64	59	△ 1 514	△ 3
失業対策事業費	17 398	23	21	15 157	22	20	2 241	15
その他	38 643	50	47	21 822	32	29	16 821	77
繰出金	3 282	4	4	1 673	2	2	1 609	96
出資金	1 837	2	2	1 022	2	1	815	80
貸付金	21 305	28	26	14 983	22	20	6 322	42
積立金	9 796	13	12	2 168	3	3	7 628	352
特別区財政調整交付金	2 423	3	3	1 976	3	3	447	23
小計	767 346	1 000	933	686 101	1 000	922	81 245	12
公債費	51 540	-	63	44 383	-	60	7 157	16
前年度繰上充用金	3 688	-	4	13 775	-	18	△ 10 087	73
合計	822 574	-	1 000	744 259	-	1 000	78 315	11

(注) 昭和32年度の決算額は、予算繰越額を控除した額である。

資料第9表 昭和32年度性質別歳出決算状況 (つづき)

II 市町村

(単位 百万円)

区 分	昭和32年度			昭和31年度			比 較	
	決算額 (A)	構成比		決算額 (B)	構成比		増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C) (B)
消費的経費	298 743	^{0/00} 584	^{0/00} 538	278 539	^{0/00} 606	^{0/00} 538	20 204	% 7
人件費	140 870	276	254	130 835	285	253	10 035	8
物件費	71 456	140	128	68 883	150	133	2 573	4
維持補修費	17 159	33	31	13 992	30	27	3 167	23
その他	69 258	135	125	64 829	141	125	4 429	7
扶助費	26 631	52	48	24 744	54	48	1 887	8
補助交付金	20 820	40	38	20 194	44	39	626	3
補助負担金	21 807	43	39	19 891	43	38	1 916	10
その他	21 807	43	39	19 891	43	38	1 916	10
投資的経費	187 531	367	337	163 765	357	316	23 766	15
普通建設事業費	150 569	295	271	129 332	282	250	21 237	16
災害復旧事業費	18 866	37	34	18 631	41	36	235	1
失業対策事業費	18 096	35	32	15 802	34	30	2 294	15
その他	24 809	49	45	16 904	37	33	7 905	47
繰出金	9 583	19	17	7 738	17	15	1 845	24
出資金	2 056	4	4	1 059	2	2	997	94
貸付金	5 366	11	10	3 763	8	7	1 603	43
積立金	5 335	10	10	3 101	7	6	2 234	72
特別区財政調整交付金	2 469	5	4	1 243	3	3	1 226	99
小計	511 083	1 000	920	459 208	1 000	887	51 875	11
公債費	35 705	-	64	29 167	-	56	6 538	22
前年度繰上充用金	8 821	-	16	29 337	-	57	△ 20 516	△ 70
合計	555 609	-	1 000	517 712	-	1 000	37 897	7

資料第9表 昭和32年度性質別歳出決算状況 (つづき)

II 市町村
(1) 五大市

(単位百万円)

区 分	昭和32年度			昭和31年度			比 較	
	決算額 (A)	構成比		決算額 (B)	構成比		増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C) (B)
消費的経費	40599	^{0/00} 559	^{0/00} 515	37077	^{0/00} 607	^{0/00} 545	3522	% 9
人件費	23234	320	295	21305	349	313	1929	9
物件費	6778	93	86	6113	100	90	665	11
維持補修費	1701	24	22	1528	25	22	173	11
その他	8886	122	112	8131	133	120	755	9
扶助費	5947	82	75	5700	93	84	247	4
補助交付金	804	11	10	714	12	10	90	13
その他	2135	29	27	1717	28	26	418	24
投資的経費	28957	399	367	22674	371	333	6283	28
普通建設事業費	24898	343	316	19275	316	283	5623	29
災害復旧事業費	558	8	7	371	6	5	187	50
失業対策事業費	3501	48	44	3028	49	45	473	16
その他	3079	42	39	1321	22	20	1758	133
繰出金	1171	16	15	539	9	8	632	117
出資金	737	10	9	109	2	2	628	576
貸付金	962	13	12	450	7	7	512	114
積立金	209	3	3	223	4	3	△ 14	△ 6
小 計	72635	1000	921	61072	1000	898	11563	19
公債費	5733	-	73	4517	-	66	1216	27
前年度繰上充用金	460	-	6	2418	-	36	△ 1958	81
合 計	78828	-	1000	68007	-	1000	10821	16

資料第9表 昭和32年度性質別歳出決算状況 (つづき)

II 市町村

(2) その他の市

(単位百万円)

区 分	昭和32年度			昭和31年度			比 較	
	決算額 (A)	構成比		決算額 (B)	構成比		増減額 (A)-(B) (C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)}$ (%)
消費的経費	137 171	$\frac{0}{591}$	$\frac{0}{536}$	125 608	$\frac{0}{607}$	$\frac{0}{525}$	11 563	9
人件費	65 034	280	254	58 443	282	244	6 591	11
物件費	28 091	121	110	26 236	127	110	1 855	7
維持補修費	6 390	28	25	5 154	25	22	1 236	24
その他	37 656	162	147	35 775	173	149	1 881	5
扶助費	20 259	87	79	18 656	90	78	1 603	9
補助交付金 補助負担金	7 591	33	30	7 646	37	32	△ 55	△ 1
その他	9 806	42	38	9 473	46	39	333	3
投資的経費	84 090	362	329	73 365	355	307	10 725	15
普通建設事業費	65 049	280	254	56 392	273	236	8 657	15
災害復旧事業費	7 025	30	28	6 480	31	27	545	8
失業対策事業費	12 016	52	47	10 493	51	44	1 523	15
その他	10 921	47	43	7 738	38	33	3 183	41
繰出金	3 502	15	14	2 910	14	12	592	20
出資金	1 135	5	4	724	4	3	411	57
貸付金	3 779	16	15	2 756	13	12	1 023	37
積立金	2 505	11	10	1 348	7	6	1 157	86
小 計	232 182	1 000	908	206 711	1 000	865	25 471	12
公 債 費	19 054	-	75	15 218	-	64	3 836	25
前年度繰上充用金	4 423	-	17	17 055	-	71	△ 12 632	△ 74
合 計	255 659	-	1 000	238 984	-	1 000	16 675	7

資料第9表 昭和32年度歳出性質別決算状況 (つづき)

II 市町村

(3) 町 村

(単位百万円)

区 分	昭和32年度			昭和31年度			比 較	
	決算額 (A)	構成比		決算額 (B)	構成比		増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C) (A)
消費的経費	106 793	^{0/00} 586	^{0/00} 542	103 426	^{0/00} 600	^{0/00} 540	3 367	% 3
人件費	44 492	244	226	43 795	254	228	697	2
物件費	33 455	184	170	33 555	195	175	△ 100	-
維持補修費	6 860	37	35	5 941	34	31	919	15
その他	21 986	121	111	20 135	117	106	1 851	9
扶助費	400	2	2	368	2	2	32	9
補助交付金 寄附負担金	12 108	67	61	11 363	66	59	745	8
その他	9 478	52	48	8 404	49	45	1 074	13
投資的経費	67 501	371	343	62 639	363	327	4 862	7
普通建設事業費	53 664	295	273	48 588	282	253	5 076	10
災害復旧事業費	11 258	62	57	11 770	68	62	△ 512	△ 4
失業対策事業費	2 579	14	13	2 281	13	12	298	13
その他	7 902	43	40	6 306	37	32	1 596	25
繰出金	4 884	27	25	4 262	25	22	622	15
出資金	182	1	1	214	1	1	△ 32	△ 15
貸付金	442	2	2	428	3	2	14	3
積立金	2 394	13	12	1 402	8	7	992	7
小 計	182 196	1 000	925	172 371	1 000	899	9 825	6
公債費	10 909	-	55	9 414	-	49	1 495	16
前年度繰上充用金	3 934	-	20	9 854	-	52	△ 5 920	60
合 計	197 039	-	1 000	191 639	-	1 000	5 400	3

資料第9表 昭和32年度歳出性質別決算状況 (つづき)

II 市町村
(4) 特別区

(単位百万円)

区 分	昭和32年度			昭和31年度			比 較	
	決算額 (A)	構成比		決算額 (B)	構成比		増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C) (A)
消費的経費	14 180	^{0/100} 590	^{0/100} 590	12 428	^{0/100} 652	^{0/100} 651	1 752	% 15
人件費	8 110	337	337	7 292	383	382	818	11
物件費	3 132	131	131	2 979	156	156	153	5
維持補修費	2 208	92	92	1 369	72	72	839	69
その他	730	30	30	788	41	41	△ 58	△ 7
扶助費	25	1	1	20	1	1	5	25
補助交付金	317	13	13	471	25	25	△ 154	△ 33
その他	388	16	16	297	15	15	91	31
投資的経費	6 983	290	290	5 087	267	267	1 896	37
普通建設事業費	6 958	289	289	5 077	266	266	1 881	37
災害復旧事業費	25	1	1	10	1	1	15	150
失業対策事業費	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	2 907	120	120	1 539	81	80	1 368	89
繰出金	26	1	1	27	1	1	△ 1	4
出資金	2	-	-	12	1	1	△ 10	83
貸付金	183	8	8	129	7	6	54	42
積立金	227	9	9	128	7	7	99	77
特別区財政調整交付金	2 469	102	102	1 243	65	65	1 226	99
小計	24 070	1 000	1 000	19 054	1 000	998	5 016	26
公債費	9	-	-	18	-	1	△ 9	△ 50
前年度繰上充用金	4	-	-	10	-	1	△ 6	△ 60
合計	24 083	-	1 000	19 082	-	1 000	5 001	26

区 分	事 業			
	昭 和 28 年 度	昭 和 29 年 度	昭 和 30 年 度	昭 和 31 年 度
総 額	209 029	215 429	182 711	209 444
I 普 通 建 設 事 業	133 879	135 922	119 706	148 400
1 補 助 事 業	102 593	100 419	90 861	103 495
(イ) その団体で行うもの	85 710	85 023	78 295	87 415
(1) 道 路	18 422	16 285	12 255	14 072
(2) 橋 り よ う	3 945	5 108	4 412	6 849
(3) 河 川	12 553	11 992	12 919	11 528
(4) 港 湾	5 783	4 336	4 050	3 850
(5) 砂 防	5 851	5 934	5 478	5 292
(6) 文 教 厚 生	3 917	4 597	3 512	5 757
(7) 住 宅	6 597	7 649	7 356	8 742
(8) 農 業 土 木	16 204	14 376	14 033	14 274
(9) そ の 他	12 438	14 746	14 280	17 051
(ロ) 市町村への交付金	6 745	4 508	3 257	4 605
(ハ) 諸団体への交付金	10 138	10 888	9 309	11 475
2 単 独 事 業	30 749	34 833	28 676	44 890
(イ) その団体で行うもの	26 799	28 844	22 609	39 217
(1) 庁 舎	1 854	2 676	1 530	2 227
(2) 土 木 事 業	12 950	13 988	10 695	19 217
(a) 道 路	5 971	6 256	4 865	7 039
(b) 橋 り よ う	2 211	2 071	1 504	2 494
(c) 河 川	1 192	1 370	776	1 707
(d) 港 湾	1 565	1 919	1 610	3 519
(e) そ の 他	2 011	2 372	1 940	4 458
(3) 教 育 施 設	4 604	3 894	3 766	5 120
(a) 高 等 学 校	3 706	3 307	3 053	3 873
(b) 大 学	604	318	386	673
(c) そ の 他	294	269	327	574
(4) 社会及び労働施設	2 227	2 534	2 239	6 628
(a) 住 宅	1 337	1 156	1 418	2 159
(b) そ の 他	890	1 378	821	4 469
(5) 保 健 衛 生 施 設	777	1 037	796	1 012
(a) 病 院 診 療 所	639	711	546	519
(b) そ の 他	138	326	250	493
(6) 産 業 経 済 施 設	2 758	2 289	2 583	3 917

府県投資的経費の状況

(単位百万円)

費 昭 32 年 度	昭和32年度事業費財源内訳					一般財源
	特 定 財 源					
	国庫支出金	地 方 債	分担金, 負担 金及び寄附金	そ の 他		
231 963	112421	27 001	11 911	29 032	51 598	
172 113	71 393	18 634	11 116	26 638	44 332	
118 530	71 393	12 595	6 838	7 519	20 185	
102 495	58 569	12 242	6 721	6 980	17 983	
21 366	13 608	1 643	747	1 019	4 349	
9 928	6 485	1 388	238	670	1 147	
12 869	6 958	2 635	915	430	1 931	
5 704	2 913	578	1 006	329	878	
5 597	4 131	737	10	137	582	
5 063	1 542	232	431	1 126	1 732	
9 635	4 011	1 988	7	1 370	2 259	
15 042	9 305	1 026	2 063	695	1 953	
17 291	9 616	2 015	1 304	1 204	3 152	
5 594	4 334	212	24	206	818	
10 441	8 490	141	93	333	1 384	
53 496	-	6 039	4 248	19 097	24 112	
46 130	-	5 058	4 231	17 902	18 939	
2 357	-	294	157	899	1 007	
22 177	-	2 448	2 403	9 097	8 229	
8 719	-	320	1 489	2 876	4 034	
2 681	-	1 015	281	394	991	
1 512	-	41	40	587	844	
2 557	-	247	254	1 313	743	
6 708	-	825	339	3 927	1 617	
6 861	-	788	992	1 935	3 146	
4 919	-	555	902	1 153	2 309	
763	-	193	48	246	276	
1 179	-	40	42	536	561	
3 899	-	356	58	2 107	1 378	
1 426	-	121	10	895	400	
2 473	-	235	48	1 212	978	
1 030	-	95	23	352	560	
454	-	45	8	165	236	
576	-	50	15	187	324	
4 908	-	680	405	2 302	1 521	

区 分	事 業			
	昭 和 28 年 度	昭 和 29 年 度	昭 和 30 年 度	昭 和 31 年 度
(a) 農 業 土 木	696	696	583	711
(b) そ の 他	2062	1593	2000	3206
(7) そ の 他	1629	2426	1000	1096
(ロ) 市町村への交付金	2385	4252	4066	4276
(ハ) 諸団体への交付金	1565	1737	2001	1397
3 国直轄事業負担金	537	670	169	15
Ⅱ 災 害 復 旧 事 業	66 977	69 628	49 098	45 450
1 補 助 事 業	58 195	62 364	45 695	40 790
(イ) 過年度災害分	31 659	50 864	42 115	36 361
(1) その団体が行うもの	31 143	37 068	32 298	27 934
(2) 市町村への交付金	342	8 152	5 571	5 590
(3) 諸団体への交付金	174	5 644	4 246	2 837
(ロ) 現年度災害分	26 536	11 500	3 580	4 429
(1) その団体が行うもの	25 865	9 436	2 966	3 969
(2) 市町村への交付金	573	1 148	287	270
(3) 諸団体への交付金	98	916	327	190
2 単 独 事 業	8 756	7 230	3 403	4 660
(イ) 過年度災害分	1 570	4 311	2 619	3 037
(1) その団体が行うもの	1 494	4 203	2 532	2 970
(2) 市町村への交付金	47	86	52	34
(3) 諸団体への交付金	29	22	35	33
(ロ) 現年度災害分	7 186	2 919	784	1 623
(1) その団体が行うもの	6 979	2 858	777	1 609
(2) 市町村への交付金	137	57	4	8
(3) 諸団体への交付金	70	4	3	6
3 国直轄事業負担金	26	34	-	-
Ⅲ 失 業 対 策 事 業	8 173	9 879	13 907	15 594
1 補 助 事 業	7 288	8 960	13 015	14 726
(イ) 一般失業対策事業	7 288	3 960	9 615	9 257
(ロ) 特別失業対策事業	-	-	3 400	5 469
2 単 独 事 業	885	919	892	868

(注) 1 本表の事業費は、事業費で支弁している職員の人件費を含んだもの

2 本表では、地方道路譲与税と軽油引取税を一般財源として取り扱つ

府県投資的経費の状況 (つづき)

(単位百万円)

費 昭和 32年 度	昭和32年度事業費財源内訳					一般財源
	特 定 財 源					
	国庫支出金	地 方 債	分担金, 負担 金, 寄 附 金	そ の 他		
766	-	75	140	400	151	
4 142	-	605	265	1 902	1 370	
4 898	-	397	193	1 210	3 908	
5 543	-	475	5	946	4 117	
1 823	-	506	12	249	1 056	
87	-	-	30	22	35	
42 452	30 988	7 854	424	1 981	1 205	
37 994	30 965	5 516	215	770	528	
32 411	26 979	4 265	146	739	282	
25 706	20 479	4 217	138	672	200	
3 957	3 899	5	-	33	20	
2 748	2 601	43	8	34	62	
5 583	3 986	1 251	69	31	246	
4 709	3 115	1 251	69	26	248	
629	628	-	-	4	△ 3	
245	243	-	-	1	1	
4 435	-	2 338	209	1 211	677	
2 847	-	1 422	109	1 096	220	
2 798	-	1 422	109	1 085	182	
30	-	-	-	-	30	
19	-	-	-	11	8	
1 588	-	916	100	115	457	
1 535	-	916	79	115	425	
51	-	-	21	-	30	
2	-	-	-	-	2	
23	23	-	-	-	0	
17 398	10 040	513	371	413	6 061	
16 428	10 040	513	349	342	5 184	
9 895	6 109	-	17	156	3 613	
6 533	3 931	513	332	186	1 571	
970	-	-	22	71	877	

であり、昭和31年度については、予算繰越額を含んだ金額である。
ている。

I 都道府県

都道府県	地方債元利償還金					
	昭和32年度			昭和31年度		
	財政再建債 (A)	その他 (B)	計 (C)	財政再建債 (D)	その他 (E)	計 (F)
合計	4 384 966	46 744 412	51 129 378	847 856	42 551 608	43 399 464
北海道	-	2 381 930	2 381 930	-	1 805 950	1 805 950
青森	-	563 887	563 887	-	593 097	593 097
岩手	120 878	1 009 143	1 130 021	-	693 605	693 605
宮城	330 428	1 144 656	1 475 084	77 558	855 588	933 146
秋田	232 933	938 075	1 171 008	33 805	671 122	704 927
山形	199 861	919 609	1 119 470	34 748	594 958	629 706
福島	380 942	1 316 354	1 697 296	81 752	828 000	909 752
茨城	-	872 677	872 677	-	660 178	660 178
栃木	-	554 854	554 854	-	480 176	480 176
群馬	-	839 180	839 180	-	683 990	683 990
埼玉	-	608 380	608 380	-	528 505	528 505
千葉県	184 229	753 632	937 861	23 732	961 189	984 921
東京都	-	7 385 915	7 385 915	-	5 231 910	5 231 910
神奈川県	-	565 400	565 400	-	601 993	601 993
新潟	398 264	1 390 234	1 788 498	108 239	1 070 826	1 179 065
富山	-	808 625	808 625	-	801 057	801 057
石川	-	521 852	521 852	-	393 051	393 051
福井	-	760 218	760 218	-	658 282	658 282
山梨	99 556	477 932	577 488	23 802	353 809	377 611
長野	383 807	1 181 414	1 565 221	22 590	880 175	902 765
岐阜	-	756 522	756 522	-	493 251	493 251
静岡県	-	911 691	911 691	-	651 503	651 503
愛知	-	1 826 663	1 826 663	-	2 428 338	2 428 338
三重	-	1 264 367	1 264 367	-	2 249 199	2 249 199
滋賀	-	343 298	343 298	-	314 238	314 238
京都	574 621	610 932	1 185 553	140 251	877 141	1 017 392
大阪府	-	982 378	982 378	-	677 883	677 883
兵庫県	626 145	1 328 895	1 955 040	138 061	1 160 048	1 298 109
奈良	-	466 642	466 642	-	549 790	549 790
和歌山	-	895 269	895 269	-	1 213 221	1 213 221
鳥取	-	412 704	412 704	-	389 183	389 183
島根	-	455 226	455 226	-	405 494	405 494
岡山	-	660 227	660 227	-	655 844	655 844
広島	-	1 166 580	1 166 580	-	997 180	997 180
山口	150 220	1 183 957	1 334 177	-	1 531 334	1 531 334

五大市別公債費の状況

(単位 千円)

一般財源		増減状況		一般財源に対する割合			
昭和32年度 (G)	昭和31年度 (H)	(B)-(E)	(C)-(F)	(B) (G)	(C) (G)	(E) (H)	(F) (H)
426 777 251	348 304 690	4 192 804	7 729 914	% 11	% 12	% 12	% 12
23 336 850	19 046 516	575 980	575 980	10	10	9	9
5 963 387	4 899 213	△ 29 210	△ 29 210	9	9	12	12
6 441 952	5 134 627	△ 315 538	436 416	16	18	14	14
6 934 159	5 599 026	289 068	541 938	17	21	15	17
6 153 876	4 823 597	266 953	466 081	15	19	14	15
5 940 590	4 709 922	324 651	489 764	15	19	13	13
8 652 798	7 053 521	488 354	787 544	15	20	12	13
7 511 294	6 177 755	212 499	212 499	12	12	11	11
6 073 242	4 841 695	74 678	74 678	9	9	10	10
6 361 561	5 162 173	155 190	155 190	13	13	13	13
7 634 848	6 353 689	79 875	79 875	8	8	8	8
7 416 996	6 224 661	△ 207 557	△ 47 060	10	13	15	16
77 035 676	61 196 769	2154 005	2 154 005	10	10	9	9
13 641 791	10 745 862	△ 36 593	△ 36 593	4	4	6	6
10 113 391	8 321 037	319 408	609 433	14	18	13	14
4 989 677	4 125 100	7 568	7 568	16	16	19	19
4 316 609	3 526 246	128 801	128 801	12	12	11	11
3 701 523	3 078 527	101 936	101 936	21	21	21	21
3 768 161	3 164 722	124 123	199 877	13	15	11	12
8 969 908	7 273 829	301 239	662 456	13	17	12	12
6 699 081	5 459 100	263 271	263 271	11	11	9	9
9 798 090	8 291 775	260 188	260 188	9	9	8	8
16 959 399	15 160 988	△ 601 675	△ 601 675	11	11	16	16
5 899 505	5 130 927	△ 984 832	△ 984 832	21	21	44	44
3 814 124	2 988 160	29 060	29 060	9	9	11	11
8 288 027	6 910 581	△ 266 209	168 161	7	14	13	15
28 017 517	21 067 655	304 495	304 495	4	4	3	3
15 200 333	13 119 526	168 847	656 931	9	13	9	10
3 219 896	2 706 961	△ 83 148	△ 83 148	14	14	20	20
4 876 330	3 823 286	△ 317 952	△ 317 952	18	18	32	32
3 223 326	2 561 548	23 521	23 521	13	13	15	15
4 296 083	3 656 008	49 732	49 732	11	11	11	11
6 864 814	5 577 819	4 383	4 383	10	10	12	12
8 735 534	7 181 955	169 400	169 400	13	13	14	14
7 094 639	6 105 443	△ 347 377	△ 197 157	17	19	25	25

都道府県	地方債元利償還金					
	昭和32年度			昭和31年度		
	財政再建債 (A)	その他 (B)	計 (C)	財政再建債 (D)	その他 (E)	計 (F)
徳島	167 733	845 165	1 012 898	31 325	673 013	704 338
香川	-	459 022	459 022	-	372 936	372 936
愛媛	-	776 953	776 953	-	758 888	758 888
高知	-	773 985	773 985	-	618 564	618 564
福岡	-	1 493 008	1 493 008	-	2 199 797	2 199 797
佐賀	183 012	628 683	811 695	41 957	689 492	731 449
長崎	134 919	487 836	622 755	41 397	479 914	521 311
熊本	104 130	649 412	753 542	15 563	844 562	860 125
大分	-	566 097	566 097	-	644 610	644 610
宮崎	-	917 851	917 851	-	685 053	685 053
鹿児島	113 288	887 082	1 000 370	33 076	643 671	676 747

(注) 財政再建債の額は、地方財政再建促進特別措置法第12条による歳入欠陥補て

II 五大市

区分	地方債元利償還金					
	昭和32年度			昭和31年度		
	財政再建債 (A)	その他 (B)	計 (C)	財政再建債 (D)	その他 (E)	計 (F)
合計	393 511	5 193 365	5 586 876	120 124	4 042 683	4 162 807
大阪	-	1 941 191	1 941 191	-	1 598 880	1 598 880
名古屋	-	969 093	969 093	-	765 607	765 607
京都	393 511	553 633	947 144	120 124	400 371	520 495
横浜	-	833 368	833 368	-	662 580	662 580
神戸	-	896 080	896 080	-	615 245	615 245

五大市別公債費の状況 (つづき)

(単位 千円)

一般財源		増減状況		一般財源に対する割合			
昭和32年度 (G)	昭和31年度 (H)	(B)-(E)	(C)-(F)	$\frac{(B)}{(G)}$	$\frac{(C)}{(G)}$	$\frac{(E)}{(H)}$	$\frac{(F)}{(H)}$
4 041 593	3 375 419	172 152	308 560	% 21	% 25	% 20	% 21
4 015 155	3 311 674	86 086	86 086	11	11	11	11
6 005 449	5 079 490	18 065	18 065	13	13	15	15
4 503 161	3 735 626	155 421	155 421	17	17	17	17
15 166 775	12 302 724	△ 706 789	△ 706 789	10	10	18	18
4 027 096	3 304 625	△ 60 809	80 246	16	20	21	22
6 499 571	5 198 961	7 922	101 444	8	10	9	10
6 715 406	5 734 867	△ 195 150	△ 106 583	10	11	15	15
5 281 669	4 448 880	△ 78 513	△ 78 513	11	11	14	14
4 831 892	4 195 162	232 798	232 798	19	19	16	16
7 744 497	6 417 043	243 411	323 623	11	13	10	11

ん債及び退職手当債に係る元利償還金である。

(単位 千円)

一般財源		増減状況		一般財源に対する割合			
昭和32年度 (G)	昭和31年度 (H)	(B)-(E)	(C)-(F)	$\frac{(B)}{(G)}$	$\frac{(C)}{(G)}$	$\frac{(E)}{(H)}$	$\frac{(F)}{(H)}$
45 605 843	38 891 183	1 150 682	1 424 069	% 11	% 12	% 10	% 11
18 541 495	15 950 596	342 311	342 311	10	10	10	10
8 295 663	7 014 062	203 486	203 486	12	12	11	11
6 116 998	5 056 222	153 262	426 649	9	15	8	10
6 571 869	5 649 620	170 788	170 788	13	13	12	12
6 079 818	5 220 683	280 835	280 835	15	15	12	12

総括

区 分	現在高	利			
		6分以下	6.5分以下	7分以下	
総 数	総 額	817 951	7 075	654 003	4 401
	資 金 運 用 部	426 391	2 313	422 188	1 742
	簡 易 保 險 局	179 848	518	178 876	441
	市 中 銀 行	97 902	88	369	23
	保険会社その他金融機関	13 983	215	230	1 328
	交 付 公 債	50 672	14	50 586	-
	そ の 他	49 155	3 927	1 754	867
普 通 会 計 分	総 額	604 115	5 147	508 303	2 699
	資 金 運 用 部	305 827	1 819	303 324	657
	簡 易 保 險 局	153 603	324	153 175	91
	市 中 銀 行	65 894	33	307	12
	保険会社その他金融機関	6 945	205	98	1 097
	交 付 公 債	50 553	-	50 514	-
	そ の 他	21 293	2 766	885	842
公 営 企 業 会 計 分	総 額	213 836	1 928	145 700	1 702
	資 金 運 用 部	120 564	494	118 864	1 085
	簡 易 保 險 局	26 245	194	25 701	350
	市 中 銀 行	32 008	55	62	11
	保険会社その他金融機関	7 038	10	132	231
	交 付 公 債	119	14	72	-
	そ の 他	27 862	1 161	869	25

(注) 1 現在高は、昭和33年5月31日現在における額である。
 2 以下同じ。

借入先別現在高の状況

率 別 内 訳						
7.5分以下	8 分以下	8.5分以下	9 分以下	9.5分以下	1 割以下	1 割をこえるもの
66 024	51 029	31 909	2 171	824	409	106
146	-	-	-	2	-	-
13	-	-	-	-	-	-
40 807	34 232	19 133	2 038	748	399	65
1 982	8 858	1 216	83	58	5	8
28	36	5	3	-	-	-
23 048	7 903	11 555	47	16	5	33
37 131	33 843	14 980	1 495	405	60	52
27	-	-	-	-	-	-
13	-	-	-	-	-	-
25 744	27 931	10 026	1 416	355	53	17
1 647	2 805	998	51	34	2	8
-	36	2	1	-	-	-
9 700	3 071	3 954	27	16	5	27
28 893	17 186	16 929	676	419	349	54
119	-	-	-	2	-	-
-	-	-	-	-	-	-
15 063	6 301	9 107	622	393	346	48
335	6 053	218	32	24	3	-
28	-	3	2	-	-	-
13 348	4 832	7 601	20	-	-	6

I 都道府県

区 分	現在高	利			
		6分以下	6.5分以下	7分以下	
総 数	総 額	477 490	4 972	384 441	885
	資 金 運 用 部	231 989	1 365	229 897	727
	簡 易 保 險 局	106 186	276	105 790	120
	市 中 銀 行	53 930	19	273	-
	保険会社その他金融機関	6 452	157	156	-
	交 付 公 債	48 024	-	48 024	-
	そ の 他	30 909	3 155	301	38
普 通 会 計 分	総 額	365 907	4 124	309 977	525
	資 金 運 用 部	167 883	1 213	166 181	489
	簡 易 保 險 局	95 412	168	95 244	-
	市 中 銀 行	38 755	15	273	-
	保険会社その他金融機関	2 690	157	42	-
	交 付 公 債	47 968	-	47 968	-
	そ の 他	13 199	2 571	269	36
公 営 企 業 会 計 分	総 額	111 583	848	74 464	360
	資 金 運 用 部	64 106	152	63 716	238
	簡 易 保 險 局	10 774	108	10 546	120
	市 中 銀 行	15 175	4	-	-
	保険会社その他金融機関	3 762	-	114	-
	交 付 公 債	56	-	56	-
	そ の 他	17 710	584	32	2

借入先別現在高の状況 (つづき)

率 別 内 訳						
7.5分以下	8 分以下	8.5分以下	9 分以下	9.5分以下	1 割以下	1 割をこえるもの
43 289	28 102	14 589	922	-	290	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
26 312	19 247	6 869	922	-	288	-
1 171	4 239	727	-	-	2	-
-	-	-	-	-	-	-
15 806	4 616	6 993	-	-	-	-
26 537	17 476	6 488	780	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
18 563	15 049	4 075	780	-	-	-
1 171	736	584	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
6 803	1 691	1 829	-	-	-	-
16 752	10 626	8 101	142	-	290	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
7 749	4 198	2 794	142	-	288	-
-	3 503	143	-	-	2	-
-	-	-	-	-	-	-
9 003	2 925	5 164	-	-	-	-

II 五大市

区 分	現在高	利			
		6分以下	6.5分以下	7分以下	
総額	総 額	70 621	971	35 615	1 349
	資 金 運 用 部	24 973	373	24 418	182
	簡 易 保 險 局	10 385	188	10 197	-
	市 中 銀 行	18 889	60	-	-
	保険会社その他金融機関	2 439	5	-	1 000
	交 付 公 債	770	-	770	-
そ の 他	13 165	345	230	167	
普通会計分	総 額	40 749	387	23 933	977
	資 金 運 用 部	15 428	224	15 192	12
	簡 易 保 險 局	7 957	117	7 840	-
	市 中 銀 行	8 986	10	-	-
	保険会社その他金融機関	1 812	4	-	798
	交 付 公 債	770	-	770	-
そ の 他	5 796	32	131	167	
公営企業会計分	総 額	29 872	584	11 682	372
	資 金 運 用 部	9 545	149	9 226	170
	簡 易 保 險 局	2 428	71	2 357	-
	市 中 銀 行	9 903	50	-	-
	保険会社その他金融機関	627	1	-	202
	交 付 公 債	-	-	-	-
そ の 他	7 369	313	99	-	

借入先別現在高の状況 (つづき)

率 別 内 訳						
7.5分以下	8分以下	8.5分以下	9分以下	9.5分以下	1割以下	1割をこえるもの
18 257	4 953	9 410	-	66	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
11 149	2 551	5 063	-	66	-	-
190	1 244	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
6 918	1 158	4 347	-	-	-	-
8 099	3 597	3 756	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
5 073	2 107	1 796	-	-	-	-
190	820	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
2 836	670	1 960	-	-	-	-
10 158	1 356	5 654	-	66	-	-
-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
6 076	444	3 267	-	66	-	-
-	424	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-
4 082	488	2 387	-	-	-	-

Ⅲ その他の市及び町村

区 分	現在高	利			
		6分以下	6.5分以下	7分以下	
総 額	総 額	269 840	1 132	233 947	2 167
	資 金 運 用 部	169 429	575	167 873	833
	簡 易 保 險 局	63 277	54	62 889	321
	市 中 銀 行	25 083	9	96	23
	保険会社その他金融機関	5 092	53	74	328
	交 付 公 債 そ の 他	1 878 5 081	14 427	1 792 1 223	- 662
普 通 会 計 分	総 額	197 459	636	174 393	1 197
	資 金 運 用 部	122 516	382	121 951	156
	簡 易 保 險 局	50 234	39	50 091	91
	市 中 銀 行	18 153	8	34	12
	保険会社その他金融機関	2 443	44	56	299
	交 付 公 債 そ の 他	1 815 2 298	- 163	1 776 485	- 639
公 営 企 業 会 計 分	総 額	72 381	496	59 554	970
	資 金 運 用 部	46 913	193	45 922	677
	簡 易 保 險 局	13 043	15	12 798	230
	市 中 銀 行	6 930	1	62	11
	保険会社その他金融機関	2 649	9	18	29
	交 付 公 債 そ の 他	63 2 783	14 264	16 738	- 23

借入先別現在高の状況 (つづき)

率 別 内 訳						
7.5分以下	8分以下	8.5分以下	9分以下	9.5分以下	1割以下	1割をこえるもの
4 478	17 974	7 910	1 249	758	119	106
146	-	-	-	2	-	-
13	-	-	-	-	-	-
3 346	12 434	7 201	1 116	682	111	65
621	3 375	489	83	58	3	8
28	36	5	3	-	-	-
324	2 129	215	47	16	5	33
2 495	12 770	4 736	715	405	60	52
27	-	-	-	-	-	-
13	-	-	-	-	-	-
2 108	10 775	4 155	636	355	53	17
286	1 249	414	51	34	2	8
-	36	2	1	-	-	-
61	710	165	27	16	5	27
1 983	5 204	3 174	534	353	59	54
119	-	-	-	2	-	-
-	-	-	-	-	-	-
1 238	1 659	3 046	480	327	58	48
335	2 126	75	32	24	1	-
28	-	3	2	-	-	-
263	1 419	50	20	-	-	6

都道府県	地方債現在高 (A)	内	
		才入欠かん補 て ん 償	交 付 公 債 (B)
総	364 626 323	16 161 551	48 030 570
北海道	19 342 551	-	379 002
青森	4 118 099	-	712 388
岩手	6 422 748	196 618	1 311 822
宮城	9 444 298	1 176 634	1 985 611
秋田	7 259 472	1 022 051	1 392 605
山形	6 737 722	508 557	1 061 502
福島	9 333 199	1 681 905	933 883
茨城	8 091 467	-	2 574 661
栃木	5 801 782	-	1 405 092
群馬	7 473 325	-	1 398 785
埼玉	5 914 248	-	2 155 008
千代田	8 234 484	840 246	2 269 545
東京都	20 097 646	-	1 169 346
神奈川県	5 547 111	-	347 788
新潟県	11 126 791	1 708 468	1 560 742
富山県	8 124 044	-	1 886 944
石川県	4 280 271	-	503 931
福井県	5 752 035	-	323 382
山梨県	4 470 894	566 045	276 681
長野県	9 616 143	1 127 510	1 294 265
岐阜県	7 131 214	-	1 093 374
静岡県	8 983 767	-	2 076 528
愛知県	10 844 711	-	1 677 074
三重県	9 399 413	-	957 350
滋賀県	3 888 870	-	494 637
京都府	7 922 835	1 845 919	581 712
大阪府	9 370 331	-	1 440 352
兵庫県	13 204 855	1 768 906	916 504
奈良県	5 159 494	-	1 019 287
和歌山県	9 314 466	-	1 078 442
鳥取県	3 811 594	-	415 738
島根県	4 723 988	-	282 304
岡山県	6 884 280	-	699 104
広島県	10 109 906	-	1 621 233
山口県	10 107 819	540 000	459 402
徳島県	7 510 222	577 595	565 346
香川県	3 751 217	-	142 055
愛媛県	6 865 787	-	977 438
高知県	6 732 555	-	1 000 975
福岡県	12 554 148	-	1 945 017
佐賀県	5 849 545	706 811	730 626
長門県	5 240 078	580 272	191 728
熊本県	6 649 390	430 683	632 189
大分県	6 460 676	-	814 660
宮崎県	7 793 716	-	863 327
鹿児島県	7 173 116	883 331	411 185

(注) 1 地方債現在高は、昭和33年5月31日現在における額である。

2 附表第57表及び資料第12表における都道府県分の現在高との差は名古

高の一般財源に対する比率の状況

(単位 千円)

訳		一 般 財 源 (E)	比 率 (%)			
災 害 復 旧 債 (C)	そ の 他 (D)		(A) (E)	(B) (E)	(C) (E)	(D) (E)
93 951 840	206 482 362	426 777 251	85	11	22	48
4 433 725	14 529 824	23 336 850	83	2	19	62
583 887	2 821 824	5 963 387	69	12	10	47
1 736 939	3 177 369	6 441 952	100	20	27	49
1 450 673	4 831 380	6 934 159	136	29	21	70
2 171 975	2 672 841	6 153 876	118	23	35	43
1 637 254	3 530 409	5 940 590	113	18	28	59
1 723 179	4 994 232	8 652 798	108	11	20	58
1 356 092	4 160 714	7 511 294	108	34	18	56
1 330 206	3 066 484	6 073 242	96	23	22	51
2 309 161	3 765 379	6 361 561	117	22	36	59
942 264	2 816 976	7 634 848	77	28	12	37
1 026 247	4 098 446	7 416 996	111	31	14	55
703 193	18 225 107	77 035 676	26	1	1	24
1 077 882	4 121 441	13 641 791	41	3	8	30
3 104 079	4 753 502	10 113 391	110	15	31	47
2 228 738	4 008 362	4 989 677	163	38	45	80
1 055 285	2 721 055	4 316 609	99	12	24	63
2 158 376	3 270 277	3 701 523	155	9	58	88
1 071 297	2 556 871	3 768 161	119	7	28	68
2 654 969	4 539 399	8 969 908	107	15	30	52
1 940 033	4 097 807	6 699 081	106	16	29	61
2 595 928	4 311 311	9 798 090	92	21	27	44
3 054 466	6 113 171	16 959 399	64	10	18	36
2 979 841	5 462 222	5 899 505	159	16	51	92
1 156 617	2 237 616	3 814 124	102	13	30	59
2 596 376	2 898 828	8 288 027	96	7	31	35
1 105 390	6 824 589	28 017 517	33	5	4	24
2 261 312	8 258 133	15 200 333	87	6	15	54
1 494 952	2 645 255	3 219 896	160	32	46	82
4 423 431	3 812 593	4 876 330	191	22	91	78
869 007	2 526 849	3 223 326	118	13	27	78
1 824 794	2 616 890	4 296 083	110	7	42	61
1 371 600	4 813 576	6 864 814	100	10	20	70
2 982 495	5 506 178	8 735 534	116	19	34	63
4 492 188	4 616 229	7 094 639	142	6	63	65
1 942 863	4 424 418	4 041 593	186	14	48	109
774 220	2 834 942	4 015 155	93	3	19	71
2 477 355	3 410 994	6 005 449	114	16	41	57
2 938 348	2 793 232	4 503 161	150	22	65	62
3 646 623	6 962 508	15 166 775	83	13	24	46
1 626 085	2 786 023	4 027 096	145	18	40	69
1 463 820	3 004 258	6 499 571	81	3	23	46
1 833 691	3 752 827	6 715 406	99	9	27	56
2 015 757	3 630 259	5 281 669	122	15	38	69
2 896 196	4 034 193	4 831 892	161	18	60	83
2 433 031	3 445 569	7 744 497	93	5	31	44

屋港管理組合分を控除したものである。

資料第14表

昭和33年度都道府県別、大都市別

I 都道府県

都道府県	基準財政需要額 (A)	基準財政収入額 (B)	差引財源不足額 (A)-(B) (C)
合計	330 883 560	191 673 432	145 668 576
財源不足	269 865 485	124 196 909	145 668 576
財源超過	61 018 075	67 476 523	△ 6 458 448
北海道	20 520 305	8 122 460	12 397 845
青森	5 086 532	1 455 005	3 631 527
岩手	5 801 532	1 624 376	4 177 156
宮城	6 149 775	2 018 978	4 130 797
秋田	5 493 541	1 279 373	4 214 168
山形	5 327 841	1 471 426	3 856 415
福島	7 771 419	2 449 821	5 321 598
茨城	6 465 835	2 579 265	3 886 570
栃木	5 242 910	2 117 737	3 125 173
群馬	5 547 995	2 169 721	3 378 274
埼玉	6 555 425	3 528 157	3 027 268
千葉	6 826 489	2 801 548	4 024 941
東京都	34 991 156	36 363 699	△ 1 372 543
神奈川県	9 324 207	10 435 081	△ 1 110 874
新潟	9 019 128	3 463 248	5 555 880
富山	4 431 736	2 119 158	2 312 578
石川	3 775 662	1 591 328	2 184 334
福井	3 411 972	1 092 773	2 319 199
山梨	3 514 905	855 123	2 659 782
長野	8 056 696	3 072 459	4 984 237
岐阜	5 890 421	2 720 104	3 170 317
静岡	8 111 637	6 359 801	1 751 836
愛知	12 266 147	12 118 769	147 378
三重	5 448 753	2 710 714	2 738 039
滋賀	3 337 239	1 565 716	1 771 523
京都	6 988 674	4 934 598	2 054 076
大阪	16 702 712	20 677 743	△ 3 975 031
兵庫県	12 584 818	10 555 770	2 029 048
奈良	2 912 096	1 046 392	1 865 704
和歌山	4 301 265	1 859 117	2 442 148
鳥取	2 870 853	684 686	2 186 167
岡山	3 980 547	1 033 229	2 947 318
広島	6 255 605	2 679 708	3 575 897
山口	7 835 119	4 224 697	3 610 422
	6 146 509	3 372 440	2 774 069

及び都道府県別市町村の地方交付税交付状況

(単位 千円)

調整額 (A)×調整率 (D)	普通交付税額 (C)-(D) (E)	昭和32年度 普通交付税額 (F)	比較増減 (E)-(F) (G)
2 849 089	142 819 487	126 808 542	16 010 945
2 849 089	142 819 487	126 808 542	16 010 945
-	-	-	-
216 642	12 181 203	10 988 256	1 192 947
53 701	3 577 826	3 577 227	599
61 249	4 115 907	3 973 873	142 034
64 926	4 065 871	3 716 158	349 713
57 998	4 156 170	3 815 304	340 866
56 248	3 800 167	3 540 490	259 677
82 046	5 239 552	5 033 707	205 845
68 263	3 818 307	3 909 782	△ 91 475
55 352	3 069 821	3 045 782	24 039
58 573	3 319 701	3 138 210	181 491
69 209	2 958 059	2 874 000	84 059
72 070	3 952 871	3 653 658	299 213
-	-	-	-
-	-	-	-
95 219	5 460 661	4 960 244	500 417
46 788	2 265 790	1 846 100	419 690
39 861	2 144 473	2 016 046	128 427
36 022	2 283 177	1 926 162	357 015
37 108	2 622 674	2 331 686	290 988
85 058	4 899 179	4 511 883	387 296
62 188	3 108 129	2 522 369	585 760
85 638	1 666 198	1 205 630	460 568
129 499	17 879	-	17 879
57 525	2 680 514	1 852 337	828 177
35 233	1 736 290	1 515 058	221 232
73 783	1 980 293	1 793 242	187 051
-	-	-	-
132 864	1 896 184	1 262 782	633 402
30 744	1 834 960	1 668 571	166 389
45 410	2 396 738	2 037 559	359 179
30 309	2 155 858	1 980 052	175 806
42 024	2 905 294	2 557 309	347 985
66 043	3 509 854	2 745 765	764 089
82 719	3 527 703	3 214 693	313 010
64 891	2 709 178	1 969 894	739 284

資料第14表

昭和33年度都道府県別、大都市別及び

I 都道府県

都道府県	基準財政需要額 (A)	基準財政収入額 (B)	差引財源不足額 (A)-(B) (C)
徳島	3 867 234	874 633	2 992 601
香川	3 633 872	1 304 932	2 328 940
愛媛	5 681 335	2 061 384	3 619 951
高知	4 214 169	1 068 343	3 145 826
福岡	12 450 362	9 158 065	3 292 297
佐賀	3 563 620	1 161 049	2 402 571
長崎	5 745 782	2 533 044	3 212 738
熊本	6 267 968	1 939 814	4 328 154
大分	4 913 621	1 433 530	3 480 091
宮崎	4 460 962	1 306 164	3 154 798
鹿児島	7 137 179	1 678 254	5 458 925

(注) 基準財政需要額及び基準財政収入額は、それぞれ錯誤分を差引したもの

II 大都市

都市名	基準財政需要額 (A)	基準財政収入額 (B)	差引財源不足額 (A)-(B) (C)
合計	54 849 903	64 432 291	540 954
横浜	4 364 641	4 663 084	△ 298 443
名古屋	5 401 197	6 120 073	△ 718 876
京都	4 252 344	3 711 390	540 954
大阪	11 117 933	13 309 574	△ 2 191 641
神戸	3 976 292	4 195 900	△ 219 608
特別区	25 737 496	32 432 270	△ 6 694 774

(注) 基準財政需要額及び基準財政収入額は、それぞれ錯誤分を差引したもの

都道府県別市町村の地方交付税交付状況（つづき）

（単位 千円）

調 整 額 (A)×調整率 (D)	普通交付税額 (C)-(D) (E)	昭和32年度 普通交付税額 (F)	比較増減 (E)-(F) (G)
40 828	2 951 773	2 421 356	530 417
38 364	2 290 576	2 079 982	210 594
59 980	3 559 971	2 896 129	663 842
44 491	3 101 335	2 815 797	285 538
131 444	3 160 853	2 080 422	1 080 431
37 623	2 364 948	2 206 611	158337
60 661	3 152 077	3 047 013	105 064
66 174	4 261 980	3 634 032	627 948
51 875	3 428 216	2 946 546	481 670
47 096	3 107 702	2 443 739	663 963
75 350	5 383 575	5 053 086	330 489

である。

（単位 千円）

調 整 額 (A)×調整率 (D)	普通交付税額 (C)-(D) (E)	昭和32年度 普通交付税額 (F)	比較増減 (E)-(F) (G)
44 894	496 060	540 506	△ 44 446
-	-	-	-
-	-	-	-
44 894	496 060	540 506	△ 44 446
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

である。

III その他の都市及び町村

都道府県	基準財政需要額 (A)	基準財政収入額 (B)	差引財源不足額 (A)-(B)(C)	調整額 (A)×調整率 (D)
北海道	158 563 756	89 636 149	68 927 607	1 673 160
計				
道	14 441 754	7 993 217	6 448 537	152 472
森	3 459 651	1 553 449	1 906 202	36 522
手	3 616 131	1 529 616	2 086 515	38 173
城	4 042 098	2 242 002	1 800 096	42 674
田	3 443 947	1 736 807	1 707 140	36 358
形	3 294 549	1 690 233	1 604 316	34 778
島	4 770 599	2 458 539	2 312 060	50 364
城	4 397 015	2 120 045	2 276 970	46 424
木	3 122 147	1 873 714	1 248 433	32 966
馬	3 457 160	2 109 224	1 347 936	36 243
玉	4 526 597	2 799 459	1 727 138	47 791
葉	4 139 279	2 249 004	1 890 275	43 701
京	1 662 328	1 117 281	545 047	17 352
川	2 143 605	1 532 217	611 388	22 591
瀧	5 179 430	2 878 635	2 300 795	54 681
山	1 529 512	850 097	679 415	16 108
川	1 670 406	976 642	693 764	17 637
井	1 837 693	1 059 960	777 733	19 402
梨	1 927 335	899 438	1 027 897	20 345
野	4 675 734	2 425 144	2 250 590	49 358
阜	3 342 892	2 039 201	1 303 691	35 293
岡	4 132 899	2 791 296	1 341 603	43 629
知	3 316 534	2 351 072	965 462	34 977
重	2 975 629	1 745 212	1 230 417	31 414
賀	1 420 121	842 271	577 850	14 991
都	1 820 313	1 025 736	794 577	19 218
阪	3 918 733	2 881 815	1 036 918	41 369
庫	4 277 853	2 750 430	1 527 423	45 005
良	1 857 012	1 134 140	722 872	19 481
山	2 627 181	1 463 443	1 163 738	27 738
取	1 483 897	789 898	693 999	15 668
根	2 474 370	1 165 029	1 309 341	26 120
山	3 258 478	1 784 022	1 474 456	34 405
島	5 406 691	3 508 811	1 897 880	57 085
口	2 456 887	1 378 005	1 078 882	25 936
島	2 025 204	1 000 498	1 024 706	21 379
川	2 274 515	1 283 167	991 348	24 013
媛	3 210 977	1 654 488	1 556 489	33 900
知	2 240 052	1 092 437	1 147 615	23 658
岡	6 573 089	4 611 354	1 961 735	69 393
賀	1 959 873	1 130 468	829 405	20 686
崎	4 099 031	2 236 924	1 862 107	43 273
本	4 225 174	2 199 849	2 025 325	44 605
分	3 005 860	1 617 754	1 388 106	31 729
崎	2 193 814	1 143 082	1 050 732	23 162
島	4 649 707	1 921 024	2 728 683	49 093

(注) 基準財政需要額及び基準財政収入額は、それぞれ一般算定における財源不足及び町村合併促進法第37条第5項の市にかかる合併算定替における合併関係市差引したものである。

都道府県別市町村の地方交付税交付状況 (つづき)

(単位 千円)

普通交付税額 (C)-(D) (E)	昭和32年度 普通交付税額 (F)	比較増減 (E)-(F) (G)	団 体 数		
			総 数	交付団体	不 交 付 体
67 254 447	54 716 383	12 538 064	3 657	3 518	139
6 296 065	4 969 495	1 326 570	229	224	5
1 869 680	1 599 068	270 612	70	68	2
2 048 342	1 688 743	359 599	64	64	-
1 757 422	1 416 987	340 435	76	76	-
1 670 782	1 374 180	296 602	72	72	-
1 569 538	1 356 175	213 363	50	50	-
2 261 696	1 889 438	372 258	121	118	3
2 230 546	1 813 419	417 127	92	92	-
1 215 467	984 351	231 116	56	55	1
1 311 693	1 051 764	259 929	81	74	7
1 679 347	1 330 517	348 830	98	95	3
1 846 574	1 449 926	396 648	102	100	2
527 695	383 297	144 398	43	37	6
588 797	473 809	114 988	37	34	4
2 246 114	1 872 223	373 891	128	127	1
663 307	538 702	124 605	48	41	7
676 127	569 864	106 263	44	40	4
758 331	584 870	173 461	44	43	1
1 007 552	867 649	139 903	69	69	-
2 201 232	1 827 497	373 735	170	160	10
1 268 398	1 045 524	222 874	110	100	10
1 297 974	1 022 427	275 547	100	90	10
930 485	720 457	210 028	107	89	18
1 199 003	968 773	230 230	52	50	2
562 859	445 042	117 817	54	52	2
775 359	568 613	206 746	48	46	2
995 549	891 122	104 427	57	51	6
1 482 418	1 185 097	297 321	97	94	3
703 391	530 992	172 399	52	50	2
1 136 000	894 508	241 492	64	63	1
678 331	555 072	123 259	48	45	3
1 283 221	1 061 362	221 859	66	66	-
1 440 051	1 182 300	257 751	104	100	4
1 840 795	1 587 639	253 156	114	110	4
1 052 946	833 448	219 498	58	53	5
1 003 327	849 398	153 929	59	57	2
967 335	830 718	136 617	47	47	-
1 522 589	1 276 806	245 783	82	81	1
1 123 957	940 935	183 022	65	64	1
1 892 342	1 443 567	448 775	117	117	-
808 719	638 955	169 764	49	49	-
1 818 834	1 535 872	282 962	87	84	3
1 980 720	1 516 139	464 581	106	105	1
1 356 377	1 105 286	251 091	67	67	-
1 027 570	798 928	228 642	53	50	3
2 679 590	2 245 429	434 161	99	99	-

団体分、合併算定替における合併関係市町村のうち財源不足団体となるものの分、町村のうち財源不足団体となるものの分、1/2の額の合算額であり、いずれも錯誤分を

都道府県	計 (A)+(B)	地方道路譲与税 (A)	入場譲与税 (B)	特別とん 譲与税
合計	17 026 300	8 011 364	9 014 936	352 336
都道府県計	16 738 689	7 723 753	9 014 936	139 179
北海道	1 072 610	478 058	594 552	12 574
青森	362 890	190 678	172 212	574
岩手	347 707	169 943	177 764	3 087
宮城	379 225	164 096	215 129	265
秋田	335 470	167 450	168 020	629
山形	330 836	162 221	168 615	41
福島	508 429	247 439	260 990	442
茨城	460 118	203 026	257 092	-
栃木	351 828	159 056	192 772	-
群馬	366 553	165 564	200 989	-
埼玉県	439 048	157 208	281 840	-
千葉県	452 320	177 639	274 681	2 600
東京都	482 655	482 655	-	9 687
神奈川県	306 549	171 712	134 837	8 879
新潟県	549 648	241 541	308 107	2 527
富山県	220 442	93 248	127 194	1 397
石川県	223 720	103 368	120 352	85
福山	183 411	89 483	93 928	74
山長	178 616	78 088	100 528	-
長野	454 639	202 860	251 779	-
岐阜県	379 728	182 469	197 259	-
静岡県	522 093	191 946	330 147	20 769
愛知県	407 762	238 563	169 199	21
三河	310 457	125 408	185 049	9 768
滋賀	195 481	89 137	106 344	-
京都市	356 028	114 978	241 050	228
大津市	180 423	180 423	-	-
兵庫	686 355	235 317	451 038	1 029
奈良	166 765	69 996	96 769	-
和歌山	245 559	120 146	125 413	6 156
鳥取県	149 662	73 148	76 514	84
島根	254 047	138 319	115 728	1
岡山	368 151	157 664	210 487	2 227
広島	432 115	164 423	267 692	3 499
山口	379 376	178 849	200 527	8 405

譲与税の配分状況

(単位 千円)

都道府県	計 (A)+(B)	地方道路譲与税 (A)	入場譲与税 (B)	特別とん 譲与税
徳島	195 969	86 589	109 380	31
香川	198 509	80 943	117 566	1 305
愛媛	307 068	115 162	191 906	2 335
高知	218 723	108 773	109 950	50
福岡	751 651	270 865	480 786	32 068
佐賀	202 722	81 428	121 294	258
長門	316 829	99 142	217 687	4 341
熊本	440 735	204 605	236 130	1 507
大分	330 103	171 011	159 092	1 789
宮崎	282 385	140 459	141 926	187
鹿児島	453 279	198 657	254 622	420
五大市計	287 611	287 611	-	213 157
横濱	47 058	47 058	-	70 190
名古屋	64 167	64 167	-	47 693
京都	60 961	60 961	-	-
大阪	69 505	69 505	-	31 126
神戸	45 920	45 920	-	64 148

(注) 1 昭和33年12月末日現在の譲与済額である。

2 特別とん譲与税は、五大市は特掲し、その他は都道府県ごとの区域内にある、都市町村分の合算額である。

I 都道府県

都道府県	合計	一般補助事業	一般単独事業
合計	40 603	5 298	3 211
北海道	1 316	420	450
青森	620	15	50
岩手	1 793	63	20
宮城	305	70	35
秋田	768	43	-
山形	896	67	10
福島	523	112	-
茨城	195	95	55
栃木	210	50	45
群馬	837	50	45
埼玉	754	34	50
千葉	740	75	30
東京都	7 450	500	1 000
神奈川県	574	94	80
新潟	1 062	88	15
富山	1 400	145	60
石川	256	71	65
福山	168	38	45
山梨	1 340	30	35
長野	1 180	75	20
岐阜	347	67	90
静岡県	585	83	75
愛知県	406	246	-
三重	1 304	249	50
滋賀	218	78	40
京都	728	67	45
大阪	760	220	-
兵庫県	488	178	70
奈良	317	65	40
和歌山	730	110	50
鳥取	202	42	35
島根	378	49	-
岡山	403	88	50
広島	345	100	60
山口	567	92	20
徳島	810	90	18
香川県	170	75	40
愛媛	892	152	50
高知県	1 145	110	45
福岡	1 269	443	100
佐賀	183	40	20
長崎	702	105	32
熊本	789	78	16
大分	518	74	55
宮崎	2 737	97	50
鹿児島	280	85	50
名港組	380	80	-
有明航送船組	50	-	-
北九州上水道組合	488	-	-
霞ヶ浦上水道組合	25	-	-

(注) 昭和33年12月31日現在における配分額である。

五大市別地方債の配分状況

(単位 百万円)

災害復旧事業	小 計	公 営 企 業	準 公 営 企 業
6 282	14 791	23 603	2 209
316	1 186	130	-
30	95	500	25
40	123	1 640	30
55	160	115	30
160	203	515	50
145	222	674	-
120	232	221	70
45	195	-	-
57	140	70	-
40	152	685	-
85	124	630	-
40	190	400	150
280	1 500	5 750	200
175	214	360	-
90	383	679	-
85	380	940	80
25	226	30	-
155	168	-	-
180	90	1 250	-
190	250	930	-
160	337	10	-
100	348	137	100
100	406	-	-
101	399	675	230
120	218	-	-
190	213	515	-
182	340	220	200
338	438	-	50
25	287	30	-
315	498	190	42
65	102	90	10
155	364	-	14
175	203	-	200
100	315	-	30
35	287	240	40
145	208	570	32
185	150	-	20
223	347	490	55
100	340	780	25
505	766	430	73
175	160	-	23
115	642	60	-
180	269	510	10
135	244	224	50
-	327	2 350	60
-	270	-	10
-	80	-	300
-	-	50	-
-	-	488	-
-	-	25	-

資料第16表 昭和33年度都道府県別及び五大市別地方債の

II 五大市 配分状況(つづき)

(単位百万円)

市名	合計	一般補助事業	一般単独事業	補助災害事業 過年度分
合計	11 822	850	1 650	-
横 浜	2 240	80	300	-
名 古 屋	2 945	135	420	-
京 都	1 560	80	230	-
大 阪	4 052	420	500	-
神 戸	925	135	200	-
阪神上水道組合	100	-	-	-

火災復旧事業	義務教育施設 整備事業	小 計	公 営 企 業	収 益 事 業
32	1 430	3 962	7 180	680
20	270	670	1 290	280
-	180	735	2 210	-
-	240	550	1 010	-
12	550	1 482	2 270	300
-	190	525	300	100
-	-	-	100	-

附 録 I 地方税財政に関する当面の措置についての答申

本調査会は、現行地方自治制度の下における地方財政の推移について、かねてより深い関心を払い、数次にわたってこれが改善のための措置事項につき答申してきたところである。幸いにして、これら措置事項が政府の手によつておおむね実現され、地方団体また自ら財政の健全化に努めた結果、地方財政は漸次好転し、昭和32年度決算においても赤字団体の赤字額は減少し、黒字団体の黒字額も若干増加するに至つた。しかしながら、その実態をみれば、あるいは国の臨時的な財政援助によつて地方負担が軽減され、あるいは超過課税の実施や税外負担の課徴によつて収入不足の補てんが行われ、しかも学校、道路、橋よりう、下水道その他の都市環境衛生施設は低水準のままの状態にあり、また、人件費及び物件費について極端な節約を加えている現状をそのままに放置しているものもあるのであつて、必ずしも決算の数字にあらわれたままの実質的改善をみたとはいひきれない。加うるに一昨年来の経済界の好況による税収入の異常な増加が決算上の収支改善に強く影響していることを思えばなおさらのことである。

地方財政の実質的な健全化を図るためには、地方財政全般にわたる根本的改正を行わなければならない。本調査会としてもそのすみやかな検討を希望するものである。したがつて、その結論を得るまでの間は、再建途上にある地方財政の現況にもかんがみ、現行地方税財政制度は原則として変更すべきではなく、仮に現行制度に改変を加えるとしても、部分的な改正は全体の調和に思わしからざる影響を与えがちであるので、この際は最少限度の改正にとどめざるを得ないと考える。

現行地方税制の下においては、地方税収入の歳入総額に占める割合が少く、また地方税収入に対する調整財源の割合が大きく、地方自治を建前とする税制としては必ずしも適当でないと考えられるので、既に答申したとおり、地方税制改正の方向としてはできる限り独立財源を増加すべきであると考える。

三千数百に上る地方団体の行財政の運営は区々にわたるけれども、例外的なものは別としてその全体を通じて明年度の地方財政を見通せば、地方団体には財政的に減税の余裕があるとは考えられない。しかも住民負担の現状からすれば、一般的減税に先だつて、不合理な超過課税の解消や税外負担の軽減を図ることが緊急の必要事である。しかしながら、他面、現行地方税の中には負担の不均衡なものもあつて是正を要すると考えるので、地方税制につき零細負担の排除と負担の均衡化を図る趣旨においてその改正を行うべきである。この場合に生ずる地方財源の減収については、国において別途補てんの措置を講ずべきである。なお、地方団体間における広範囲な財源調整をこの際行うべきであるとの意見もあるが、地方自治の本旨及び地方税財政制度の根幹にふれる問題なのでとくに慎重な検討を要するものである。

よつてこれらの建前の下に、さしあたり地方税財政についてとるべき措置を左記のとおり答申する。

記

第一 地方財政に関する事項

一 昭和34年度地方財政全般に関する事項

- (1) 本年度地方財政については、税収入の不振に加えて、年度半ばにおいて期末手当増額に関する人事院勧告に伴う地方職員給与費の増額等の地方負担の増加があり、また、本年度における風水害による財政的影響ははなはだしいものと見込まれている。
- (2) さらに昭和34年度地方財政については、一応現行制度の下における地方負担の増加要因だけをみても、(一) 給与及び恩給費の増加、(二) 地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律の適用期限の終了に伴う地方負担の増加、(三) 道路整備五箇年計画に基く地方負担の増加、(四) 地方選挙に要する経費、(五) 国民生活の合理化、近代化に伴つて当然必要とされる国庫補助事業の増加等に伴う地方負担の増加等が見込まれる。のみならず、このほか、初任給の引上げ及び期末手当の増額に

関する人事院勧告に伴う地方職員の給与費に係る地方負担の増加も予想される。これらの経費の総額は、一応の推計によれば700億円前後に上るものと思われる。さらに、公費にかえてP. T. A負担金や寄附金として住民に不当な負担をしいている税外負担を解消し、また、地方行政施設の低水準を改善するために要する経費は多額に上る見込である。

(3) しかるに一方、地方税及び地方交付税については、国民経済の現状において多くの増収を期待することはできないから、右に述べた経費のうち当然に増加する経費をまかなうことも困難である。いわゆる、税外負担の解消、行政低水準の改善のために必要な経費をまかなうことはとうていできないと思われる。

(4) 以上のような明年度地方財政の状況にかんがみ、後述する国庫負担金についての措置のほか、地方税及び地方交付税については現行制度によつて得られる収入額を確保し、すすんでその充実化の措置を講ずる必要がある。なお、地方交付税については、各地方団体の財政の実情に適合した財源配分が行えるよう一層その合理化を図るとともにすみやかに算定方法の安定化を期すべきである。

二 国庫補助負担金に関する事項

(1) 公共事業に係る負担区分の割合については地方財政制度の一環として個々の事業ごとに全面的な検討を要するものと思われるが、さしあたり、地方財政の現況にかんがみ「地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律」の適用期限はこれを昭和38年度まで延長すべきである。

(2) 道路整備緊急措置法に基く道路整備五カ年計画の実施にあつては、それが国の重要施策としてとりあげられたものであること、したがつて路線の選定等につき国家的要請が強く反映されること、地方負担の増加額が著しいこと等にかんがみ、後に述べるように目的財源の地方移譲及び増強を図るとしても、その当初年度たる昭和33年度において採られた国庫負担率はそのまま維持すべきである。いわん

や道路整備費の総額が1兆円に増額される場合においてはなおさらのことである。

- (3) 国庫補助負担金の合理化については、本調査会においても再三答申したところであり、次第に改善されつつあるが、いまだ国庫補助負担金の単価及び対象の範囲並びに零細低率の国庫補助負担金の整理合理化について不十分であるものが多いので、今後更にその改善に努める必要がある。また国庫補助負担金の交付時期については、事業の施行適期におくれないように配慮するとともに、すでに数十億円に上っている義務教育職員費国庫負担金、国民健康保険国庫補助金等に係る昭和32年度分の未交付分はすみやかに解消し、かつ、このような翌年度へ繰越交付の事態は避けるよう予算的措置を講ずべきである。

三 国の直轄事業分担金にかかる交付公債制度に関する事項

- (1) 現在国の直轄事業分担金の支払についてはその分割払いの方法として交付公債制度がとられている。この制度をそのまま続けて行くなれば、今後交付公債の元利支払金が累増し、特に一部の貧弱団体に集中する結果となり、やがて交付公債の元利支払金が当該年度の交付公債の発行額を上廻ることとなり、その結果過去における公債費問題を再現するおそれがあり、かつ交付公債制度をとつた当時の意義が失われることとなる。従つてこの際交付公債制度を廃止し、当該地方負担にみあう所要財源は地方財政計画にこれを計上すべきである。
- (2) なお、直轄事業に対する国と地方との現行負担区分についても根本的検討を加えるべきであるが、差し当り個々の地方団体に対しては地方債を増額することによつて必要な資金を確保するとともに、地方団体に債務負担について論議する機会を与える方途を講ずることが必要である。
- (3) 交付公債制度は、地方財政の窮乏から、地方団体は直轄事業のための負担金を国に納付しがたい事情におかれていたにもかかわらず

ず、かえつて国庫予算において公共事業の分量が増額されて地方負担が増加したため、その財源を地方団体に与える措置にかえ、当時の地方負担を繰り延べることによつてさしあたりの地方財政の混乱を避けるために昭和 28 年に採られたものである。このような経緯にもかんがみ、過去に発行した交付公債については、利子を免除すべきである。

四 地方団体の財政運営に関する事項

以上のような諸措置と並んで地方団体においても、例えば、事業の重点的实施、国庫補助事業の自主的な撰択、給与基準の適正化、冗費の節約等に努めるほか、昭和 32 年度決算にみられたように積立金を造成する等により財政運営について長期的な視野に立つた配慮を加え、財政の再建、財政の健全化に一層の努力を払うべきである。なお、地方団体においては、当該団体の財政の許す範囲内において、あとう限り、財源を捻出して自ら進んで税外負担の解消その他住民負担の軽減合理化に努めることが望ましい。

第二 公営企業等の資金充実に関する事項

一 公営企業及び収益的建設事業に係る地方債に関する事項

上下水道、地下鉄、港湾整備事業等の公営企業及び収益的建設事業（以下「公営企業等」という。）は、住民生活への奉仕と産業基盤の整備のためかくべからざる事業であり、かつ、当該事業の経営に係る収入によつて独立採算が可能なる点にかんがみ、公営企業等に係る地方債の資金を増額し、その必要資金を確保するとともに、公営企業等の合理的経営に資するため、地方債の償還年限を施設の耐用年数に応ずるように改訂すべきである。

二 公営企業金融公庫の充実に関する事項

公営企業金融公庫は公営企業等に係る公募資金を低利かつ安定した条件で供給する機関として創設されたのであるが、未だその機能は十分に発揮されているとはいえない。従つて、国は公営企業金融公庫の機能の充実強化をはかるため、政府出資金及び公庫債発行額を増額し

旧指定地方債の引受及び一時借入金の資金の供給を促進するとともに公有林整備事業、公営住宅建設事業等に対しても公庫資金を融通できるようにすべきである。

なお、公営企業等の経営の健全性を確保するため、かつ、最近における市中金利低下の傾向にもかんがみ、低利又は無利子の資金を導入して公営企業金融公庫の資金構成の改善を図り、その貸出金利を現行の7分6厘からさらに引き下げる必要がある。

三 既発行高利債の借替に関する事項

地方債の現債額は一般会計分 6千億円、公営企業会計分 2千億円をこえ、そのうち利率が8分以上のものは 450億円である。これら既発行高利債のうち、公営企業分については公営企業金融公庫において、一般会計分については政府資金その他により、地方債計画の枠外としてその低利借替を促進する必要がある。

第三 地方税に関する事項

一 事業税に関する事項

個人に対する事業税は、最近数次にわたり改正を行い、その負担は著しく軽減されている。しかしながら零細な事業者について事業税の負担を排除するため 18万円乃至 20万円程度の免税点制度を設けるとともに、これに伴い併せて中小事業者の税負担の軽減を行うため基礎控除額を15万円程度に引上げることが適当である。

法人事業税についても、中小法人に対する税負担を軽減すべきであるという意見があるが、法人事業税は道府県税の大宗をなすものであること、事業税を軽減しても事業税は所得の計算上損金とせられるため、却つて法人税等の税負担が増加し、実質上の負担の軽減が少いこと等の理由に基き、法人税において中小法人に対する軽減税率の引下げとその適用範囲の調整を図ることが適当と考えられる。しかしながら、中小法人に対する負担の軽減を法人事業税において行うか法人税において行うかについては、なお、考究の余地があり、ことに企業課税について種々の問題が提起されている際でもあるので、それらの問題

と併せて将来の検討に委ねるべきである。

二 遊興飲食税に関する事項

遊興飲食税については大衆の飲食又は宿泊についてその負担を排除する見地から飲食について 300円、宿泊について 800円 の免税点が設けられている。この額は現在の国民生活の実情から考えて大衆負担の排除という趣旨は充分実現しているものと考えるのでこれをさらに引き上げる必要は認められない。

三 住民税に関する事項

(1) 市町村民税所得割の課税については、五の課税方式があり、市町村はそのうちのいずれか一の課税方式を選択するものとされているのであるが、その結果、課税方式の異なる市町村の間、特に第二課税方式ただし書を採用する市町村と第一課税方式を採用する市町村の間において住民負担の著しい不均衡を生じていたことにかんがみ、昭和 32 年度の地方税法の改正において第二課税方式及び第三課税方式についても第一課税方式による場合の所得割の額とおおむねひとしくなるようにいわゆる準抛税率が法定され、漸次負担の均衡化が図られつつあるのであるが、一部の市町村においては負担軽減の措置を講じえないものがあり、負担の著しい不均衡がなお依然として残存している向があるので、第二課税方式に統一する方向について検討すべきである。

(2) 所得税の減税が行われるならば、住民税所得割においても自動的に減収を生ずることとなるが、所得税の減税が各種控除の引上げによつて行われる場合においては、住民税所得割の税率の引上げを行うことなく、住民税においても所得税の減税に相応する減税を行うべきである。

四 固定資産税に関する事項

(1) 固定資産税は市町村税収入の約 50% を占め安定した普遍的な税源であるから、その標準税率をいま一律に引き下げることは折角再建の軌道に乗りつつある市町村財政の現状にかんがみ適当でない。

(2) 固定資産税の課税において固定資産の評価の適正を確保することが重要であることについてはいうまでもないが、評価の現況なかならず土地及び家屋の評価の現況はなお改善を要する点が少なくないので、この際、評価機構の確立と評価基準の普及徹底ならびに市町村間の評価の均衡の確保がなによりも緊要である。特に同じ財産の価格を課税標準とする固定資産税、相続税、贈与税、登録税においてそれぞれの課税標準の基礎となるべき価格が区々であることは納税者の納税に対する不信を招来する原因ともなる。

従つて、固定資産の評価の適正を期するためにすみやかに評価の方法及び機構を確立し、これに因り適正な評価が行われた際には課税方法及び標準課税率についても検討を加えるとともに相続税、贈与税及び登録税においても固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を用いることができるようにすることが適当である。

(3) 現在土地及び家屋に対する固定資産税の免税点は1万円である。本税創設の当初においては土地、家屋、償却資産いずれも免税点は1万円であつたが、償却資産についてはその後3万円、次に5万円、ついで10万円と逐次引き上げられて今日に至っている。他方、土地及び家屋に係る評価額は本税創設の当初に比して2倍余に及んでいる。従つて、本税創設当時免税点未満であつた土地、家屋でその後評価の上昇に伴い課税されるものもあるので、零細負担の排除の趣旨から土地及び家屋に係る固定資産税の免税点をそれぞれ2万円に引き上げることが適当である。

(4) 現在固定資産税について用いられている税率は、市町村において相当の幅があるため、差当り制限税率を引き下げて負担の均衡化を図るべきであるという意見がある。しかしながら、そのような措置をとることによつて減収を生ずる事情は市町村によつて異なり、しかもこれらの市町村の多くは財源が極めてひ薄であるので、これら市町村について個別的な財源補てん措置を講じた上でなければ行ふべきでない。

五 目的財源の充実に関する事項

(1) 国、地方団体を通じて積極的に道路整備計画を推進する必要性は大きい。その財源としては直接道路を使用する者の負担する目的税をもつて充てることが負担の衡平の見地から最も適当である。

現在道路の目的税としては揮発油に対する国税の揮発油税（1キロリットル1万4,800円）及び地方譲与税である地方道路税（1キロリットル3,500円）と軽油に対する地方税の軽油引取税（1キロリットル8,000円）があるが、揮発油に対する課税（1キロリットル1万8,300円）の引き上げを行うとともに、これに照応して軽油引取税の税率の引上げを行い、なお、国と地方団体との間において道路事業費を負担する割合に応じて、揮発油税と地方道路税との割合を改める必要がある。

(2) 消防施設充実のための消防施設税の創設については、すでに答申したところである。

六 そ の 他

(1) 非課税規定の整理については、度々答申しているところであるが、国税の所得税又は法人税においては課税しているにもかかわらず、地方税の住民税又は事業税では非課税となつているものについて、国税と同じ方針で課税するものとするほか、他との均衡を確保するため整理を要するものについて規定の整理を行うべきである。

(2) 右のほか、すでに答申した米穀の予約売渡にかかる所得税の課税の特例による負担の不合理の是正はすみやかに実現すべきである。なお、これとともに所得税の青色申告に係る専従者控除が住民税の負担の不均衡を来たしていることにかんがみ、少なくとも住民税についてはこれを適用しないことを検討すべきである。

(3) 現在国が所有する固定資産でアメリカ合衆国の軍隊が使用するもの並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供する土地については国有提供施設等所在市町村助成交付金を交付するものとされているが、この制度は、これらの資産に対して固定資産税が課さ

れないため創設されたものであることにかんがみ、自衛隊が使用する弾薬庫及び燃料庫の用に供する土地並びに接收の解除に伴い遊休状態にある固定資産についても交付の対象とすることが適當である。

七 地方税及び地方交付税の減収補てん措置に関する事項

地方財政においては、積極的に減税の余裕がないにもかかわらず地方税のような改正措置を行うとすれば、その減収額を補てんすることが必要であり、また、所得税の減税に伴う住民税の減税額もあわせて、たばこ消費税その他の独立税によつて補てんし、なお、必要に応じてたとえば減税補給金制度のごとき特別の補てん措置を講じ、各地方団体の財政運営に支障を来たさないようにすべきである。

また、所得税等国税三税について減税が行われればその減税額の27.5%に相当する金額が地方交付税において減少するが、このような自動的に生ずる地方交付税の減少に対しては、そのような減少が生じないよう地方交付税の繰入率の引き上げによつて調整措置を講ずべきである。

附 録 II 臨時税制委員懇談会意見要録

第一 懇談会における意見の概括

一 懇談会の取り扱つた問題とこれに対する態度

臨時税制委員懇談会においては、政府から意見を求められた事項を中心として論議を行つた。その内容は、今後の国税、地方税を通ずる税制一般に関する問題と来年度実施すべき税制改正に関する問題とであつた。本来税制改正は、今後におけるあるべき税制の姿を頭に置いてそれに向つて一步でも前進するような内容のものでなければならない。この意味において、税制改正の問題を論議するには、今後の税制のあり方について十分掘り下げた検討を行い、その構図を明らかにすることが必要である。当懇談会においてもこのような形の論議を理想とし、懇談会の最初の段階において、各委員からその適當と考える今後の税制

のあり方について、それぞれ意見が開陳された。しかし、当懇談会でこのような問題を根本的に検討するには、与えられた時間があまりにも少く、来年度の税制改正をどうするかというさし迫った問題にあつたので、自然、論議はその具体的な内容に集中される結果となつた。昭和34年度の税制改正に関しては、さきの総選挙における自由民主党の公約がある。そこで来年度の税制改正の内容を論議するに当つては、自然この公約に盛り込まれた内容が議題の中心となつたが、委員は、その内容にとらわれず、各自が適当と考える税制改正についてその意見を開陳し、論議が行われた。ただこの際、減税の総枠については、政府が平年度700億円程度の減税を行うものとしてその具体的な内容について委員の意見を求めたので、この枠が一つの前提とされた。

今後の国、地方を通ずる税制の基本的なあり方の問題については、根本的な検討を加える時間がなく、また、来年度の税制改正の内容についても委員相互に意見の一致しなかつたもの、政府の選択に委ねたものがあり、かつ、個々の問題の細目についてなお、今後の検討に譲つたものもある。これらについては、委員の主な意見をこの要録に収録してあるから、これを参考として今後政府がさらに検討を行い、善処するよう希望する。

二 昭和34年度の税制改正に関する意見の概括

1. 昭和34年度の減税については、さきに述べたように平年度約700億円の減税を行うことを前提としてその具体的な内容につき検討を行った。その減税の内容として次の(一)に述べる事項が中心となることについては、委員の意見が一致したが、その具体的な内容について一部意見が分れ、さらに平年度約700億円の減税を行う場合に(一)に述べる事項に加えて実施すべき減税案として(二)に述べるような数種の案を用意して政府の選択に委ねることとした。

(一) 来年度の税制改正の中心となるべき減税の内容およびこれに伴う減収額は、次のとおりである。減税案の内容のうち意見の分れたものについては、各案を併記した。

(改正案の要旨及びこれに伴う減収額)

(単位=億円)

区 分	A 案			B 案		
	改正の要旨	平年度	初年度	改正の要旨	平年度	初年度
(一) 国 税						
(1) 所 得 税	(イ) 控除、税率 (扶養控除の引上げ) (1人目5万円→6万円 2.3人目2.5万円 →3万円 4人目以下1.5万円 →3万円 (税率の緩和) (5万円以下10% →10万円以下 10%)	350	315	(A案に同じ)		
	(ロ) 退職所得の軽減	20	20			
(2) 間 接 税	物品税、入場税の税率の軽減調整	50	42			
(3) 国 税 小 計		420	377		420	377
(二) 地 方 税						
(1) 事 業 税						
(イ) 個人事業税	免税点20点万円の創設 基礎控除12万円→15万円	35	35	基礎控除12万円 →20万円	65	65
(ロ) 法人事業税	税率の緩和 50万円以下8%→10% 100万円以下8% 50万円～100万円 10% 100万円～200万円 10% 100万円超12%→200 万円超12%	20	13	税率の緩和 一律2%引下げ	160	100
(2) 固定資産税	土地家屋の免税点の 引上げ 1万円→2万円	5	5	(A案に同じ)		
(3) 法定外普通 税		3	3	(A案に同じ)		
(4) 所得税の減 税に伴う住 民税の減税		104	-	(A案に同じ)		
(5) 地方税小計		167	56		337	173
(三) 国 税、地方税 減収額合計額		587	433		757	550
(四) 減税に伴うは ねかえりによ る増収額						

(改正案の要旨及びこれに伴う減収額) (続き)

(単位=億円)

区 分	A 案			B 案		
	改正の要旨	平年度	初年度	改正の要旨	平年度	初年度
(1) 国 税		+12	+ 6		+69	+17
(2) 地 方 税		+ 2	+ 6		+69	+17
(3) 国税、地方 税計		+14	-		+11	+ 1
④ 差引純減収額		+14	+ 6		+80	+18
(1) 国 税		408	371		351	360
(2) 地 方 税		165	57		326	772
(3) 合 計		573	427		677	532

(注) (1) () 上記の計数は、試算であるから、今後若干の異動があるかも知れない。

(2) 上記の減税案のうち事業税については、上記の各案について、この表に掲記したところと異なる組合せをとることももちろん可能である。この表においては、一応上記のような組合せに基づいて国税、地方税を通ずる減収額合計及び純減収額を計算したものである。

なお、法人事業税については、減税を行わないという案もあつたが、減収額計算の組合せが複雑となるので、この表においては、このような案を含めた減収額計算は行っていない。

「備考」以上の減税の結果、国および地方団体に財源の減少をきたすが、所得税、法人税および酒税の27.5%は地方交付税であるから、それらの減税額の72.5%は国の財源の減少であり、27.5%は地方団体の財源の減少である。従つて以上の減税が、国および地方団体の財政に及ぼす実質上の効果は、次のとおりである。

改正案による減税に伴う国及び地方団体の財源減少額

(単位=億円)

区 分	改正案による減税 合 計	減税に伴うはね返り による増収額を 差引いた純減収額	減税に伴う財源の 減 少 額
A 案			
国	420(377)	408(371)	309(280)
地方団体	167(56)	165(56)	264(147)
計	587(433)	573(427)	573(427)
B 案			
国	430(377)	351(360)	268(272)
地方団体	337(173)	326(172)	409(260)
計	757(550)	677(532)	677(532)

(注) (1) () 書は初年度

(2) 入場税は、実質上地方団体の税であるからその減税が行われる場合には、地方団体の財源の減少となるがその減税額が明らかでないのでこの表では計算から除外している。

(二) 平年度約700億円の減税を行うために上記の減税に加えて実施すべきものとして委員の推した減税案およびこれに伴う減収額は、次のとおりである。

(単位=億円)

区 分	改 正 の 要 旨	平年度	初年度
(1) 所得税	(イ) 人目の扶養控除をさらに1万円引上げ (5万円→7万円) (これに伴う住民税の減収)	50 (14)	45 (-)
	(ロ) 給与所得控除を5%引上げ(40万円以下20% →25%、40万円～80万円10%→15%、最高12万 円→16万円) (これに伴う住民税の減収)	200 (56)	180 (-)
	(2) 法人税 耐用年数の短縮 (これに伴う地方税の減収)	30～50 (13～23)	20～33 (9～15)

(注) (1) 上記の計数は、一応の試算であり、今後異議があるかも知れない。

(2) 以上のほか、昭和35年度以後の問題として宮民税の課税方式を統一することとした場合は、その統一の方法にもよるが、一応平年度50億円程度の減収額が予想される。

2. 昭和34年度の税制改正に関しては、上記の減税案のほか、租税特別措置について検討を加えた。租税特別措置については、これに対する一般的な考え方として、その措置による利益が長期化し、既得権化しないよう機動的な運営を図る必要があること、一般的な方向としては順次整理合理化を図り、一般的減税を推し進めることが適當であること、新規措置の採用については、慎重であるべきこと等従来からとられている方針が支持され、このような一般的な考え方の下に、昭和34年度の税制改正において措置すべき各種の租税特別措置について検討が加えられた。その具体的内容については、後に述べるとおりである。

三 今後の税制一般に関する意見の概括

1. 今後の国税、地方税を通ずる税制一般のあり方については、十分掘り下げた検討を行う時間がなかつたが、これについての委員の主な意見は、次のようなものであつた。

- (一) 今後の税制改正は、今後における国、地方を通ずる行財政の方向とそれに伴う歳出の見透し、経済の動向等をにらみあわせ、かつ、国民の租税負担の現状を考慮して、総合的な見地から、かつ、長期的な観点に立つて行う必要があること。
- (二) 今後の租税体系のあり方については、国税および地方税を通じて、現行税制が国民各層に求めている負担の現状、その社会的、経済的な各般の影響等を考慮して、直接税と間接税との間のあるべき姿その他税制の各般にわたる整備合理化について一段と総合的、根本的な検討を続けること。この場合、間接税体系の整備について従来から行ってきた検討をさらに発展させ、一層合理化を図るとともに直接税関係については、特に企業課税のあり方について根本的な検討を加えること。
- (三) 地方自治と地方財源強化の見地から現行地方税制について独立税の強化が要望されている反面、地方団体の普遍的かつ安定的な財政需要を賄う見地と国民負担をできるだけ軽くするという見地から、現行地方税制と交付税のあり方について多くの問題があることが指摘されている今日、地方財政のあり方とも関連して、国、都道府県、市町村間の税源配分地、方団体の財源構成および財源調整について根本的な再検討を行う必要があること。
2. 税制改正は、総じてその時々^レの政治的経済的な^レ状勢に左右され、総合的、長期的な観点から十分掘り下げた検討を行わずに安易に取り上げられる傾向がある。当懇談会は、税制改正に当つてこのような態度に陥ることを戒め、政府がすみやかに上記のような根本的な問題について所要の調査会を設けて慎重周到な検討を行い、その結論の出たものから順次熱意をもつてその実現に当ることを強く希望する。

第二 具体的意見の内容

本懇談会において述べられた主な意見を主要項目ごとに整理すれば、次のとおりである。

一 国 税

1. 所 得 税

(一) 所得稅の輕減

(1) 所得稅の負擔はなお重く、この際一層負擔の輕減を図る必要がある。

(2) 所得稅の減稅の方法については、次のような意見であつた。

(イ) 所得稅の減稅は、低額所得者の負擔の輕減を図る見地から、控除の引上げが中心となるが、稅率の引下げもあわせて検討すべきである。

(ロ) 控除の引上げは、世帯の構成人員に應ずる生計費の支出状況等にてらして、基礎控除より扶養控除の引上げに重点を置き、かつ、四人目以下の控除の引上げに重点を置くのが適當である。

(3) 以上の観点から、來年度において實現を図るべき減稅の具体案として、次のような案が採択された。(この案によれば、基礎控除の引上げが見送られているが、ある程度稅率の緩和を行うことにより、独身者にも一部減稅の利益が及ぶことになる。)

(イ) 一人目の扶養控除を6万円(現行5万円)に二人目以下の扶養控除を一律3万円(現行2、3人目2万5,000円、四人目以下1万5,000円)に引き上げること。ただし、同一世帯内に5万円をこえる所得者が2人以上いる特定の場合には、一人目の扶養控除額は、5万円にすえ置かれる。

(ロ) 最低稅率(10%)の適用階級のきざみを課稅所得10万円(現行5万円)までに引き上げること。

(注) 一人目の扶養控除額について、上記のような制限を置いたのは、現行制度によれば、たとえば同一世帯内に2人以上5万円をこえる所得者があり、これらに対して基礎控除や専従者控除が与えられている場合にも、その一人目の扶養親族に無条件で最高の扶養控除が与えられ、その結果たとえば幼児に対してもそれが与えられる結果となるが、このような場合の控除が他の世帯におけ

る第1人目の扶養親族（通常配偶者）に与えられる控除と同額となるのは適当でないと考えたからである。ただし、このような制限を加える結果第1人目の扶養親族が配偶者の場合にもその控除が5万円に止まることとなるのは問題であるから、その制限の具体的内容については、世帯構成の実情に即して合理的な制限が行われるよう政府において慎重に検討すべきである。

（二） 所得税のその他の問題

（1） 退職所得に対する課税の軽減

退職所得は、一般に所得の稼働力が乏しい退職者が将来の生活に備える意味を持つものであつて、他の所得に比し担税力が乏しいものと考えられるが、現行の特別控除額は昭和29年以来すえ置かれているものでもあり、退職所得に対する税負担の現状にかえりみ、その軽減を図ることが適当である。その軽減の程度および方法については、上記のような退職所得の性質にかえりみ、退職所得の特別控除の最高限度額（現行50万円）をおおむね二倍程度に引き上げることを目途とするとともに、特別控除の計算方法についてたとえば老齢で退職した者が若年で退職した者よりも多額の控除が得られるように考慮する等その一層合理的な方法を検討することが適当である。

なお、退職所得の課税の軽減を図ることに伴い、2以上の勤務先を有する者が重複して特別控除を受けることができるようになつている点等について現行課税方式の合理化を図る必要がある。

（2） 個人寄附金控除

現在、主として法人の指定寄附金制度に関連して、私立大学等に対する個人の寄附金についても一定の範囲内で所得控除を認めようという要望があり、この要望について検討が行われた。これに対しては、個人の寄附金の奨励の見地から使途を厳重にしぼつて実施せよという意見もあつたが、このような制度は、控除の利益を受ける者が一部の者に限られると思われること、

控除対象の範囲や税務執行の適正を期する面に問題があること等制度として問題が多く、所得税制として他に優先して考慮すべき事項が多数ある現在、緊急必要な措置とは認められないという意見が強かった。

2. 法人税

(一) 企業課税の問題

近時、税制改正に対する各種の要望の中には企業課税のあり方の根本にふれるような内容のものが少くない。当懇談会においても、個人企業に対して法人に対すると同様な方法で課税すべしという意見、白色申告者にも専従者控除を認めよという意見、株式資本の充実を図る見地から現行の法人税のあり方について根本的な検討を加えようという意見、あるいは事業税を検討して売上税又は附加価値税の採用について考慮すべしという意見等が述べられた。法人に対する税負担の軽減や法人税または事業税に対する税率のあり方の問題も、根本的にはこの問題に関連する。

しかし、この企業課税の問題は、広い範囲にわたつて、税制上の見地からも、経済政策的な観点からも、きわめて重要な問題を含んでおり、かつ、技術的に詳細な検討を要する問題であるから、当懇談会において短時日の間に十分な検討を加えることはできなかった。この問題は、わが国の税制にとつて十分慎重な検討を経て妥当な結論を見出す必要のある問題であるから、すみやかにこの問題を専門的に審議する特別な機関を設け、そこで総合的、かつ、根本的な検討を加えるべきである。

(二) 耐用年数の改訂

現行の耐用年数については、最近の技術革新の状況にかえりみて、これを一般的に再検討すべきであるといわれている。この問題については、政府においてもすでに作業が進められているが、今後これをさらに推進してできるだけ早い機会にその改訂を実施するとともに、改訂に当つては、最近における技術の進歩等の実

情を十分に織り込んで積極的な態度で取訂を行うべきである。さらに改訂の実施については、所要に応じて結論の出たものから逐次実施に移すことを考慮すべきである。

(三) 中小企業退職共済制度

現在、中小企業においては、各地でいわゆる退職共済制度が行われている。これは、中小企業経営の実情から現行税法上の退職給与引当金制度のように引当金を各企業内部に留保する方法では退職金支払を確保するのに十分でない等の理由から、商店会等が母体となつて行われているものである。このような制度について現行の退職給与引当金制度に代り、青色申告者、白色申告者を区別せず、事業主が退職金支払の原資としてこの種の団体に払い込んだ掛金を課税所得の計算上損金または必要経費に算入し、かつ、当該団体からの退職給付は退職所得として課税する取扱とすべしという要望が提出されている。

このような要望については、次のような意見であつた。

(1) 現在行われている制度は、各事業者の負担掛金の共同積立制度的な性格のものが多く、現状のままでこれを税制上の制度として認めるには困難な点が多い。しかし、このような制度が自然発生的に生じた事情にてらし、その掛金額が事業者に還元されないこと、退職給与引当金制度との関係を考慮すること等税制上妥当な制限が附されることを条件として、上記の損金または必要経費の算入および退職所得としての課税を認めることが適当である。

(2) 上記の取扱が認められるために必要な条件として本制度の主体となる団体、掛金の限度、基金運用の方法等について税制上一定の基準を設けることが必要である。この場合、現在労働省で全国的な組織による中小企業退職共済制度に関する法案を立案中であり、その内容が上記の基準に合致するよう立法化される場合には、同制度について上記のような税制上の取扱をす

ることにより上述のような要望をみたすことになると考えられるが、これに吸収されない組織についても、上記の基準に該当する限り、税制上同様の取扱を認めるべきである。また、このような制度は、実際上として中小企業者によつて利用されることとならうが、その適用範囲を中小企業に限定することは、理論的にも、また、その範囲の決め方においても問題があるから、そのような方法はとるべきでない。

- (3) 上述の条件を満たす団体から支給される給付金は、所得税法上退職所得として課税すべきである。ただし、従業員の拠出金を社会保険料控除の対象とすることは、類似制度との関連から適当でなく、若し実際上当該団体がこのような方法をとっている場合には、退職所得の計算上調整を要することはもちろんである。

3. 租税特別措置

(一) 基本的な考え方

租税上の特別措置は、下として経済政策的見地から課税を減免または繰延べする措置であつて、その主要なものは30項目余、平年度減収額約807億円(昭和33年度予算)に達している。

租税特別措置のあり方については、従来からいわれているように、特別措置は、租税負担の公平を犠牲にし、かつ、とかく長期化し、既得権化する傾向があるから常に制度の趣旨、経済の推移、制度適用の効果等を検討して随時その改廃を行う等弾力的運用を行う必要があること、今後の一般的な方向としてはできるだけこれを整理合理化し、一般的減税を推進するのが適当であること。今後特定の政策目的遂行のために新規の特別措置が要請される場合には、それを要請する事情、その政策効果、補助金による助成との長短、負担の公平に及ぼす影響等について慎重な検討を加え、たうえでその採否を決定すべきこととされた。

(二) 預貯金等に対する特別措置

(1) 預貯金等の利子に対する分離課税ないし非課税

(イ) この制度は、昭和34年3月31日をもつて適用期限が到来するので、その改廃について、各種の検討が加えられた。この制度の改廃については、種々意見が分れ、日本経済の現状や金利政策の見地から現行制度をなお、一定期間存続すべしという意見があつた反面、このような制度は、預貯金等に資金を集める措置としての意味は判るが、さらに消費を節約し、貯蓄の絶対額を増やす効果まで持っているかどうかは疑わしいという意見があり、その中間的な意見として現行措置を一挙に廃止することは問題であるとしても整理の方向に進むべきであるとする意見、相当高額の預貯金等の利子については少くとも総合課税をすべしとする意見等があり、さらに、この間にあつて、現行の特別措置は、利子所得と配当所得に対する取扱がアンバランスであり、企業の自己資本の充実が強く要請されている現在、その権衡を図る見地から検討する必要があるという意見等があつた。

(ロ) 以上のような意見を中心に種々論議があつた結果、この問題についてはほぼ多数委員によつて支持された意見は、利子所得に対する総合課税の原則は維持されるべきであり、今後この原則に復帰することを目標とすべきである。ただし現行の特別措置を一挙に廃止することは無理で漸進的に進むべきであるということであつた。

しかし、この漸進的に進む方法として、また、数種の案があり、現在非課税となつている長期性預貯金等の利子に対する課税を復活し、他の預貯金等の利子と同様一定期間10%の分離課税を行うとともに、相当高額の預貯金等の利子については、総合課税の健前を採り、総合課税の限度及び技術的な方法について検討すべしとする案さらに長期性預貯金等の利子については一年後に課税を復活することを前提に非課税措

置を存続し、短期性預貯金等の利子については今後二年間10%の分離課税を継続した後総合課税の原則に復帰すべしとする案があつた。

(ハ) なお、以上の問題に関連して、次のような意見があつた。

第一 預貯金等の利子に対する分離課税の制度が、その権衡から配当所得の分離課税ないし源泉選択の主張を生んでいるが、このような考え方は、所得税の基本的な原則をくずすことになるのでとるべきではない。かりに利子について現行措置ないしこれに準じた措置がとられる場合においても同様である。

第二 企業の自己資本の充実を図る見地から昨年廃止された増資配当免税を一定期間復活すべしという意見があつた。しかしこれに対しては近い将来に期待される企業課税の問題に関する根本的な検討の一環として検討するのが適當であること、また概して新規特別措置の採用には慎重でなければならぬこと等から、この際特にこれを採用することには消極的な意見であつた。

第三 公社債の割引料は、現行税法では利子とされていないので、この点について預貯金及び利附公、社債の利子に対する課税との権衡上問題があり、また、現在無記名証券に関して総合課税が十分行われていない状況にあるので、これらの問題についても慎重に検討を行う必要がある。

(2) 貯蓄控除

現行制度が、貯蓄奨励措置として効果をあげていない現状にかえりみ、適用期限(昭和34年12月31日)の延長を行わないのが相当である。

(三) 配当所得に対する源泉徴収税率の軽減

配当所得に対する源泉徴収税率を10%に軽減する現行措置(本則20%)は、配当所得に対する課税の現状にかえりみ、なお、一

定期間継続するのが適当である。

(四) 証券投資信託収益に対する源泉徴収税率の軽減

証券投資信託収益に対する源泉徴収税率を6%に軽減する現行措置（本則20%）は、本年証券投資信託収益に対する所得税の課税方式を現行のような方式に改正したことに伴う激変緩和措置として一年間に限って認められたものであるから、これを引き上げ、一定期間10%の軽減税率で課税するのが適当である。

(五) 輸出振興に関する特別措置

(1) 輸出所得控除

この制度は、昭和34年12月31日をもってその適用期限が到来するが、輸出振興の重要性にかえりみ、その適用期限を延長して、なお、一定期間存続を図るべきである。この場合制度としては、通常控除制度と割増控除制度とのうちいずれかといえば割増控除制度の方が、輸出奨励措置として合理的であると考えられるが、その及ぼす影響についてなお、慎重に検討を要する点があるので、今後引き続き合理的な方法について検討することとして、さしあたりは、現行制度のまま延長した方が無難であるという意見が強かつた。

なお、ロイヤルティの輸出に対する現行控除制度は、その取引基準が他のそれと比較して権衡を失する面があるので、その拡充を検討すべしとする意見であつた。

(2) 輸出損失準備金

この制度は、昭和35年1月1日を含む事業年度の直前の事業年度（個人については、昭和34年）をもってその適用期限が、到来するが、元来輸出損失準備金の取りくずしの原因となるキャンセル・クレームによる損失は、税務執行上その判定が容易でなく、一旦積まれた準備金を取りくずされずに、そのまま留保される傾向が強く、税制上合理的な根拠に乏しい制度であるから、適用期限の延長を行わなくてよいという意見が強かつ

た。

(3) 海外支店設備等の特別償却

この制度は、昭和35年1月1日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日（個人については昭和34年末）をもつてその適用期限が到来するが、この制度については、海外支店等の設置状況は、その設置数においてすでに戦前水準をこえ、一部の地域においては乱立の傾向が認められ、関係官庁で規制の措置までられている状況であるから、適用期限の延長は行わなくてよいという意見が強かつた。ただし、一部委員から今後市場開拓を必要とする地域に限って適用を認めてはどうかという意見があつた。

(六) 交際費の損金算入制限

この制度は、昭和34年3月31日までに開始する事業年度について適用があることになつているが、現状では、まだ一定期間存置するのが適当である。ただ、現行の適用基準については、企業によつては実情に即しない面があるので、取引基準、実績基準とも検討を加える必要がある。この場合、現行の実績基準が昭和28年の交際費支出実績を基準としていることは問題であるから、企業の最近の交際費支出の状況等にてらして検討する必要があるが、他面、実績額をそのまま基準にとると各企業における交際費支出の自制という制度の趣旨が没却される虞れがあるので、このような点を考慮に入れて再検討すべきである。

(七) 重要物産免税

この制度は、昭和32年度に相当大巾な改正が行われたばかりであり、ここでさらに改正を行うことはどうかという消極的な意見もあつたが、この制度による免税の利益がとかく一部の法人に集中する傾向があるのは問題であり、また、重要物産の指定後において過剰生産等の傾向がみられる場合には、指定期間の短縮を考慮すべきである。ただし、この免税の利益が一部の法人に集中す

る傾向を是正する 技術的方法および 指定期間の短縮については、関係官庁の間で十分協議して 慎重に行う必要があるという意見であつた。

(八) 価格変動準備金

この制度は、元来企業が好況期に準備金を積み立て、不況期にこれを取りくずすことを期待している制度であり、昭和32年度の税制改正においても一部この趣旨に基く改正が実施されたが、最近の利用状況によると、現行制度のままではこのような機能が十分発揮されていないことを示している。これは、現行制度のままですその取りくずしについて特別の制度が定められない場合には、この準備金が単なる利益留保に終り勝ちであることを示しているもので、さらに制度の合理化が必要である。このため、不況期において準備金を取りくずされるよう、たとえば企業の所得が減少した場合にその所得の減少割合に応じてこれを取りくずすような方法が検討されたが、なお、技術的に検討を加える必要があるので、政府において企業の実情に即してさらに慎重に検討したうえ、具体案を作成し、実施すべきである。

(九) 重要外国技術の使用料、外貨により取得した公社債利子等に対する所得課税の特例

この特例は、非居住者又は外国法人に対して支払う重要外国技術の使用料、外貨により取得した公社債、株式に対する利子、配当、貸付金の利子等に対する所得税の源泉徴収税率を10%（本則20%）に軽減する措置である。これらの措置については、特にロイヤルティに対する特例について、これを廃止した場合には結局わが国の企業の負担に転嫁される虞があるから、その廃止には慎重を要するという意見もあつたが、現行のような広い範囲にわたる一般的な特別措置が、これらの措置が強く要請されていた当時に比してのわが国経済の着しい進歩、租税条約締結の状況等に於て再検討の段階に来ていることについては、委員の意見が一致した。従つ

てこの問題については、政府がなおその及ぼす影響を慎重に検討したうえで廃止ないし縮少の方向で処理すべしという意見であつた。

なお、この特例を整理する場合でも、既導入のものに対して経過的な措置を講ずる必要があるといはもちろんである。

(十) 米穀所得課税の特例

この制度は、米穀の予約売渡奨励の措置として設けられたものであるが、従来から税負担の不公平、予約売渡奨励措置としての効果、米穀需給の状況等にたらし、存続意義に乏しい制度とされてきたものであり、他面、来年度の所得税の減税は控除中心となることが予定され、農家には有利になるものと考えられるので、この減税を機会に来年度からは、このような特別措置を講ずる必要はないという意見であつた。ただ一部にこの措置は一部米価に結びついている面があるので、この措置を講じないときは、米価決定の際相応の考慮を払う必要があるという意見があつた。

(十一) 社会保険診療報酬課税の特例

この措置は、元来所得税の特別減税の形で社会保険診療報酬を引き上げるために設けられたものであるが、診療報酬の引き上げをこのような税制上の措置に求めることは、医師および歯科医師の相互の間でこの措置による利益に厚薄を齎していること（殊に医療に多くの経費をかけない者程この措置による利益を多く受けること）、納税者の納税観念に悪影響を与えていること、さらに、社会保険診療の普及に伴い、医師および歯科医師の受ける社会保険診療報酬の額は、この措置がとられた当時のそれに比し著しく増大しており、しかも本年10月からの診療報酬の8.5%の引上げによつて医師の手取は、従来この措置によつて受けていた利益に比し相当増加すること等からみて、今回の診療報酬の引上げの機会に当然廃止すべきであるという意見であつた。ただ、一部に税制上の理論はそのとおりであるが、この措置は、その沿革からみて社会保険診療報酬の今後のあり方全般との関連もあるので慎重に

検討する必要がある旨の意見があつた。

4. 間 接 税

(一) 間接税体系の根本的再検討

(1) 間接税体系については、政府において、昨年来各方面の専門的立場からの協力をえて、その理論的構成と計数的基礎づけに努力し、一応の結論として、間接税体系の整備の原則について次のような考え方をもっている。

すなわち、わが国のような個別消費税においては、課税対象の選択および税負担の決定に際し、消費の性質、担税力との照応関係等を十分考える必要がある。このことは、具体的には、消費物品を消費の性質により、たとえば好品、娯楽、しやし品、便益品等のようないくつかのグループに分類し、そのグループの中では主として消費支出弾力性により判断を行い、そのグループ別の税負担の高低については、消費の性質等によつて調整するという考え方である。この考え方は、方向としては妥当なものである。ただし好品のようなグループについては、歳入目的という面もかなり強く加味することが必要である。なお、担税力との照応関係の計数化等については、今後統計資料の継続的な収集により一層計数整備を図ることが望ましい。

(2) 上記の点と表裏して年来問題とされていることは、わが国の租税体系からみて、間接税にどのような歳入上の地位を期待するかということである。この点については、わが国の直接税の負担がなおかなり重く、財源が許せばさらに軽減を要する事情にあるので、間接税には軽減の余地が乏しく、今後もこれにかなりの比重を期待することもやむをえない。

なお、今後間接税に相当の比重をおくとすると、将来財政需要が大巾に増大して新規財源を必要とするときには、売上税導入の可否が具体的に問題となる場合もあるから、これについてあらかじめ十分検討しておくことが必要である。

(3) 体系整備についての以上のような検討に基いて、主要間接税について個別に検討を行った。まず第一に酒税、たばこ専売益金および砂糖消費税については、し好品課税として相当高率の課税もやむをえないこと。これらし好品グループに対する税負担を消費の性質によつて他のグループとどの程度差をつけることが妥当かについてはなお検討の余地があること等からみて、来年度の減税を行うことは困難である。また、酒税については、酒類間の税率の均衡および公価廃止についての問題がある。

第二に物品税については、一般的にはその税率は高くないが、一般消費税として多数の物品を課税対象としているので、その間の権衡およびそれと関連して特に零細企業者の製造する物品の軽減の問題がある。

その他、入場税および通行税については、間接税体系の中における税負担の権衡の見地から現行税率が妥当かどうかの問題がある。

なお、特殊な問題として、砂糖消費税については、国内産てん菜糖等の育成措置としての砂糖消費税と関税との負担の掛替の問題揮発油税等については、道路整備計画の拡充に伴う所要財源の増加と見合つた増徴の問題がある。

(二) 酒 税

(1) 各酒類間の税率のつりあいについては、これをできるだけ客観的な計数基準により判断するため、政府から示された、(1)消費の場所 (2)消費支出弾力性 (3)アルコール分の強度および(4)酒類の需要の伸長度等の基準により検討を行った。その結果、現行酒類間の税率のつりあいを(1)、(2)の基準から判断するとほぼ租税力に照応した姿がみられる。また、(3)の基準に関しては、現在以上にアルコール分の度数を強く考慮するか否かについて、賛否両論があり、(4)の基準に関しては需要の伸びない清酒特級、第1級のような酒類について、その税率を再検討す

る必要があるとの意見があつた。ただし、これら需要の伸びない酒類については、生産、販売コスト等について販売意欲を効果的に増進することによつて消費数量を伸し、税収を確保する方法も検討すべきであるとの意見があつた。

(2) 現在の物価統制令に基く最高価格統制はなるべく早い機会に廃止すべきである。ただし、酒税収入の重要性からみて、廃止後値くずれ等の影響がある場合には「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」等に基く協定価格等によつてできるだけこれを防ぐべきである。

(3) 最高価格統制が廃止されると、これまで特級、第1級を出荷していた銘柄品の製造者は、第2級を出荷した方が有利となる場合があり、このため現在の清酒における級別課税制度の維持は困難となる。その結果、酒税収入は級別による増収分を失い、また、税負担のつりあいにも不公平が生ずることとなる。これを防ぐためには、理論的には従価税制度とすることが考えられるが、酒税負担が大きい現状では執行上困難である。従つて、さし当りは従量税方式によるほかはないので、級別制度等を維持する方法として、少くとも部分的に、公価制度に代わる最高価格を新設することもやむを得ない。

(三) 砂糖消費税

(1) 国内産てん菜糖および沖縄産分みつ糖を育成する措置として、砂糖消費税を軽減し、砂糖に対する関税を増徴して両税の負担を振り替えることは適當である。

(2) 両税の振替後においては、てん菜糖の生産は企業の自主的採算に任せ、外国糖の価格変動等によつて生ずる損益も企業の責任において処置させることが適當である。これに関連して、現在は海外の砂糖相場、船運賃等が最も低い時期でこれ以上国内糖価が低落することは考えられず、また、為替管理による輸入量の調整によつて価格の操作も可能であるという意見があつた。た

だし、一部に振替を行つても、てん菜農業保護の見地から値くずれ防止のため政府買上げのできる体制を残しておくべきであるという意見があつた。

- (3) 振替額の決定等振替についての具体的な方法は、今後におけるてん菜糖政策を考慮し、適切な処置を政府において検討すべきであるが、振替によつて国庫収入が減少しないよう措置することが適當である。

(四) 物 品 税

- (1) 物品税は、基本的には、各物品の消費の性質および担税力との照応関係によつて相互のつりあいを図つて改正すべきであるが、零細業者等の製品で転嫁困難な事情があるものについては、その事情を考慮して減免の措置を講ずることもやむをえない。
- (2) 上記のうち、各物品の消費の性質の判断については、しやし品、ぜい沢品、娯楽用品、趣味観賞用品(し好的飲料を含む)、社交的身廻用品、便益品、その他の区分の順序により、担税力との照応関係の判断については、消費支出弾力性を有力な参考とすることを政府は考えている。これについては今後も一層理論的な検討と計算資料の整備を図ることが望ましい。従つて、今回の改正においては、これらの点から見た結果が明らかなものを取り上げるべきである。
- (3) 以上のような考え方によつて、まず消費の性質および消費支出弾力性から判断した場合には、負担のつりあいを失していると認められるものに、たとえば、玉ラムネ、白粉、口紅等があるが、これらのものは減免を考慮すべきである。反面、同様の判断をした場合には、現行税率が低過ぎると認められるもの、たとえば小型テレビジョン、高級乗用自動車等については税率の検討を要する。
- (4) 次に、零細業者の製品として転嫁困難といわれるものとしては、たとえば、サツカリン、ズルチン、囲碁、将棋用具、つり

用具、漆器、がん具等があるが、これらの物品のうちでも、たとえば原料段階で課税し、または小売課税とする等課税方法を変更することにより転嫁困難な事情が緩和され、課税の適正を期し得られるものについては、まずそれらの事情を十分検討して、その方法により（原料段階の課税を適当とするものとしては、たとえばサツカリン、ズルチンがあり、小売課税を適当とするものとしては、たとえば囲碁、将棋用具等がある。）、これらの方法によることができないものについては、減免を考慮することが適当である。

- (5) トランジスター・ラジオ、テープ・レコーダーのように明らかに現行課税物品と同種の物品および高級衣料品のように高い消費支出弾力性を示し、担税力がきわめて大きいと認められる物品は新たに課税することとすべきである。ただし、高級衣料品については、現行課税物品のうちこれが欠けていることが、物品税課税体系の欠陥であると強く指摘されていることにかえりみて、これを課税物品のうちに取り入れようとするのであるから、必要最少限度の範囲のものに限定し、たとえば和服地であれば1反1万5千円乃至2万円程度以上のものとするのが適当である。
- (6) なお、間接税全般に関して意見のあつたとおり、今後も間接税に相当な比重をおく必要がある実情からみて、一般消費税の性質を持つ物品税は間接税体系のうちでも重要なものであり、また、今回の改正は、上記のような趣旨で行うものであるから、その減収額も余り多額にならないようにすべきである。

(五) 入 場 税

- (1) 入場税における50円以下10%から150円超50%に至る現行の原則税率は、他の消費税の税率とのつりあいからいけば10%の税率はやや低く、反面その累進度は急激に過ぎる点に問題があり、間接税体系全般から見た入場税の税率のあり方としては、20%程度の税率を基本とすることが適当である。

(2) この場合、具体的な税率については、一率に20%の比例税率を理論的に主張する立場もあつたが、20%を中心として、これに例外的な軽減税率および加重税率を加味した10%、20%、30%とする意見が強かつた。

(3) 現行のように第1種の催物を(1)映画、演芸等、(2)純音楽、純舞踊、スポーツ等、(3)演劇と三つに区分し、映画、演芸等以外についてはそれぞれ異なる軽減税率を適用していることは、純音楽や純舞踊とその他の音楽、舞踊を区別し、また、演劇と演芸等を区別するという困難な問題を税務行政に課することとなり、執行上問題が多いから、この際これを統合することが適当である。

(4) なお、入場税は、地方財源であるから、改正すべきでないとの意見および改正するにしても減収は最少限度にとどめるべきであるとの意見があつた。

(六) 通 行 税

通行税については、特定の交通機関による通行という事実を課税客体とするところに消費税としての問題があり、少なくとも三等の寝台料金に対する課税は軽減ないし廃止すべきであるとの意見もあつたが、現行通行税は1、2等の乗客、3等の寝台の乗客等に限つて課税対象とするものであるから、その消費の性質は相当高級であり、また、現在の利用状況等からみても、現行(20%)程度の課税はやむをえないという意見が強かつた。

次に、本年度末に期限が到来する航空機の乗客に対する特例(10%)について、航空事業育成の見地から通行税の課税を廃止すべしとの意見、航空機事業に対する助成措置は国庫補助金等の形で行うべきであつて、通行税の軽減という形で行うのは適当でないという意見等があつた。政府は、これらの点を勘案して妥当な結論を出すよう検討すべきである。

(七) 揮 発 油 税 等

- (1) 来年度以降道路整備計画が画期的に拡充されるので、道路整備財源としての必要に応じ、揮発油税等の税率の引上げを行う方向に進むべきである。
- (2) 航空機用揮発油及び工業用揮発油に対する揮発油税等の免除措置は、本年度末に期限が到来するが、現状においては、いずれも免税特例の措置を一定期間続けることが適当である。

二 地 方 税

1. 住 民 税

(一) 課 税 方 式

市町村民税所得割については、現在5つの課税方式があるが、課税方式を異にする市町村の住民相互間において所得割の負担に不均衡があること、特に第1課税方式を採用する市町村と第2課税方式ただし書を採用する市町村との住民相互間における負担に著しい不均衡を生じている向きがあることにかえりみ、住民税所得割の課税方式を統一すべきであるという意見が強かった。この点については、第1課税方式に統一すべきであるという意見があり、また、第2課税方式ただし書に統一すべきであるという意見もあつたが、早急に結論を下すことは問題があるので、昭和34年度における所得税法改正の影響を受ける昭和35年度までに慎重な検討を加えたいと、住民税の性格からみて合理的な課税方式に改めるべきであるという意見が強かった。

(二) そ の 他

- (1) 青色申告者について認められる専従者控除については、住民税所得割が所得税の課税を基礎としているため、所得税における課税がそのまま所得割に反映し、住民税としては負担の不均衡を来たしていることにかえりみ、少くとも住民税においてはこれを適用しないこととすべきであるという意見と、これに対し青色申告制度の趣旨にかえりみ、地方税においても国税と同様に認めるべきであるという意見とがあつた。

(2) 米穀の予約売渡にかかる課税の特例については、所得税における特例措置がそのまま住民税所得割に反映し、地方団体の住民相互間に著しい負担の不均衡を生じているので、昭和34年度から住民税においても廃止すべきであるという意見が強かつた。

(3) 寡婦で年所得13万円以下の者については住民税を非課税としており、この額をある程度引き上げるべきであるという意見があつたが、寡婦と同様の取扱を受けている不具者、未成年者および老令者との関連もあるので、慎重に検討すべきであるという意見が多かつた。

2. 事業税

(一) 個人事業税

個人事業税の負担の軽減については、主たるものとして次のような二つの意見があつた。

第一の意見は、零細な事業者の負担の排除の意味において免税点制度を設け、その額は20万円とするとともに、基礎控除額については、個人事業税における基礎控除額のあり方、所得税における基礎控除額との関連等を考慮し、また、将来の企業課税問題の検討の際の個人事業税の課税標準の問題とも関連して、この際は大幅な引上げを行うべきでなく、15万円（現行12万円）とすることという意見であつた。

第二の意見は、個人事業税においても大幅な減税を行うという観点と、基礎控除制度と免税点制度との併用にも問題があるので基礎控除額の引上げのみを行い、その額を20万円とするという意見であつた。

(二) 法人事業税

法人事業税については、中小法人に対する負担の軽減を事業税でも行うべきであるという考え方から、事業税における軽減税率適用限度額を法人税における軽減税率適用限度額200万円と同じくするため、10%の税率が適用される範囲を200万円（現行100万円）までとするとともに8%の税率が適用される範囲を100万円（現行50万円）までに引き上げることという意見があつた。これに対して、

法人事業税は、府県税制の根幹をなすものであるから軽々にその改正を行うべきものでないこと、事業税は所得の計算上損金となるため、その負担を軽減しても法人税等が自動的に増加して実質上の減税額が少いこと、事業税においてはすでに十分中小法人に対する負担軽減がなされていること、従つて法人に対する税負担の軽減の必要があるならば法人税において行うべきであるとの理由に基き、法人事業税の税率は引き下げる必要がないという意見と、地方団体間の財源調整が急務であることと法人負担の軽減の見地からこの際法人事業税を一率に2%軽減してそれによる地方団体の減収については、必要があるならば地方交付税で補てんすることが適当であるという意見があつた。

3. 固定資産税

(一) 税率、評価等

- (1) 固定資産税の負担については、税率と評価の両面から検討を加える必要があるが、固定資産税における固定資産の評価の現況は、時価に比して著しく低い状態にもあり、なお改善を要する点が少くないので、まず評価の適正化を図りしかる後に税率の問題を検討すべきである。

なお、市町村財政の現況よりして、市町村税の根幹をなす固定資産税の税率を引き下げるべきでないという意見および農民の租税負担については、固定資産税のみならず、所得税等も含めて総合的に検討すべきであるという意見とがあつた。

- (2) 評価の現況については、前述のように固定資産の評価が時価に比して著しく低く、市町村間において均衡を欠いている向きもあり、ひいては国税の評価とも不統一をきたす結果となつていので、その適正化と均衡化を図るためにすみやかに評価の方法および機構を確立するとともに、国税における評価との統一を図るようにすることが適当である。

(二) 制限税率

超過課税を行つている市町村の住民負担の軽減を図るため制限税率をある程度引き下げるべきであるという意見と、超過課税は財源のきわめてひ薄な市町村において採られているのであるから、制限税率を引き下げるべきか否かは、財源補てんとの関連においても慎重に検討すべきであるという意見とがあつた。

(三) 免 税 点

土地および家屋の免税点については、現在土地および家屋の評価額がきわめて低位にあることおよび免税点制度の趣旨よりして、これを大幅に引き上げることは適当でない。これを引き上げるにしても、零細負担の排除の趣旨および現行の免税点設定後の固定資産の評価の伸びとの関連において、2万円程度とすべきである。

4. そ の 他

(一) 遊 興 飲 食 税

飲食および宿泊に対する課税については、現在の国民生活の実情にかえりみ、大衆の負担は現行の免税点(現行飲食300円、宿泊800円)によつて排除されていると考えられるので、この際これを引き上げる必要は認められない。

(二) 地方道路財源の充実

道路整備計画の積極的推進に必要な地方道路財源を充実するため、軽油引取税(現行1キロリットル8,000円)について、揮発油に対する課税に比し比較的負担の軽いことをも考慮して、揮発油に対する課税(現行1キロリットル揮発油税1万4,800円、地方道路税3,500円、計1万8,300百円)の税率の引上に照応して、その税率の引上げを行うべきである。

(三) 非課税規定等の整理

地方税における非課税、課税標準の特例等については、国税との均衡、地方団体内の住民相互間における税負担の公平等を考慮して不合理と認められるものは努めてこれを整理すべきものと考ええる。

(四) 法定外普通税の整理

法定外普通税は、その性格にかえりみて画一的にこれを廃止させることは適当でないが、各地方団体の実情よりみて、その存続の合理的理由が乏しいと認められるものは、極力その整理を図るべきである。

5. 減税に伴う地方財源の減収補てん措置

地方財政は、ようやく再建の緒についたばかりであり、行政水準は著しく低く、しかも来年度におけるやむをえない歳出の増加要因のみでも歳入の自然増加額を上回ることが予想されるので、財政的には減税の余裕がないこと、地方税制の問題は地方税の割合が極めて少く調整財源の割合が非常に多いという点にあること、および基本的には地方税の減税は地方団体が自主的に行うべきものであるから、国としては減税を勧告するに止めるべきものであるが、法律をもつて減税を強制するのであれば、その減収は当然国が補てんすべきであることという理由に基き、国税および地方税の減税による地方財源の減少については、地方独立税その他で補てんすべきであるという意見と、また、今回の減税は国民負担の軽減の緊要性にかえりみ国、地方とも財政的には苦しくともこれを実施しようとするものであるから、極力経費の節減に努めるとともに地方団体間の財源調整をも図つてその財源を捻出すべきである。しかしながら、減税の規模の大小にもよるが、減税の地方団体に与える影響は各地方団体ごとに相当異なるので、これらの点および国、地方の財政を総合的に検討してその補てんの要否を決すべきであるという意見があつた。

三 選択案に関する説明

平年度 700 億円の減税を行う場合にその減税の中心となるべき案は、第一の二の 1 の (一) に掲げたとおりであるが、当懇談会はこれらの減税案に加えて実施すべき選択案として第一の二の 1 の (二) に掲げる各案を採択した。この選択案に関する委員の意見は、次のとおりであるから、当懇談会は、政府がこれらの意見を参考とし、なお、国税、地

方税の現状その他諸般の情勢を考慮してこれらの案の中から政府案を決定することを希望する。

1. 所得税

(一) 1人目の扶養控除をさらに1万円引き上げ7万円とすること。

この案は、委員の一致した意見として採択された所得税の減税案に加えて1人目の扶養控除をさらに1万円引き上げることにするものである。この案は、第1人目の扶養親族（通常配偶者）について特に控除の引上げを図るのが適当であるという考え方に基いたものであるが、世帯人員の増加に應ずる限界生計費の観点のみから見た場合には、1人目の扶養控除を7万円に引き上げることは、1人目の扶養控除額を他の控除に比し幾分高目に引き上げることになる。なお、第1人目の扶養控除額を6万円に引き上げる場合に附される第1人目の扶養親族に関する制限は、この場合にもそのまま適用される。

(二) 給与所得控除を5%引き上げ、40万円まで25%、40万円超80万円まで15%（最高16万円）とすること。

この案は、現在実際の所得税の負担において給与所得者とその他の所得者との間にアンバランスがあるから、現行の給与所得控除をさらに引き上げるべしとするものである。ただし、この案については、そのような税負担のアンバランスは執行面における所得の把握差の問題であり、これを税制面で調整するには自ら限度があること、現在中小企業者から勤労を主とする事業所得者についても給与所得控除に準じた勤労所得控除を設けよという強い主張があつて、給与所得控除の引上げが行われる場合には、事業者に対しては所得税のほかにも事業税の負担があること、今回の減税においては事業税の減税が大きな問題となつていること等にかえりみ、その権衡上当然このような控除が問題となり、悪循環に陥るおそれがあること等を理由としてこの案に対して消極的な意見があつた。

2. 法人税（耐用年数の改訂）

耐用年数の改訂の趣旨および改正の方向については、すでに述べたとおりである（第二の一の2の（二）参照）が、ここでは、この耐用年数の改訂を相当思い切つて行うものとした場合の減収額を掲げたものである。ただし、耐用年数の現在の作業段階でその金額を正確に見積ることはきわめて困難であるから、ここでは一応の金額を掲げたものである。

3. 住民税（課税方式の統一）

すでに述べたように現行の住民税は、その課税方式の差異により市町村間に著しい負担のアンバランスがあるところから、昭和 35 年度以降これを一つの方式に統一することを検討することとしている。この場合の具体的な内容については、今後慎重に検討を要するが、その場合現在住民税の負担の高い市町村について一部税負担の引下げを要する場合が生ずることが予想され、これに備えてその減収額の一応の見込を立てたものである。